



令和6年度 原子力行政のあらまし

～福島県原子力発電所の廃炉に関する取組～

福島県

Fukushima Prefecture

Fukushima Prefecture

令和6年度 原子力行政のあらまし

～福島県原子力発電所の廃炉に関する取組～

福島県

はじめに

東京電力福島第一原子力発電所の事故は、発生から14年が経過しましたが、今なお、本県に深刻かつ甚大な被害を及ぼしております。

福島第一原子力発電所については、現在、政府が定めた「廃止措置等に向けた中長期ロードマップ」に基づき、汚染水・処理水対策、使用済燃料プールからの燃料取り出し、燃料デブリの取り出し、廃棄物対策等、廃炉に向けた取組が進められております。

令和6年9月には、福島第一原子力発電所2号機における燃料デブリの試験的取り出しの着手をもって、中長期ロードマップにおける廃止措置終了までの期間である第3期に移行しました。この試験的取り出しで採取された燃料デブリは、現在、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗原子力工学研究所を始め、複数の分析機関において分析が実施されています。

一方で、この試験的取り出しについては、二度にわたり作業の中断が発生するなど、完了に至るまで多くの時間を要し、様々な課題が表面化しました。東京電力において、2回目の試験的取り出しを行う計画が進められておりますが、本県としては、廃炉安全監視協議会等を通じて、国及び東京電力の取組を監視していく必要があります。

A L P S 処理水の海洋放出については、令和5年8月の開始以降、計11回の放出が行われました。これまでのところ放出作業は計画どおり実施されており、海域モニタリングにおいても、トリチウム濃度が検出下限値未満か、十分に低い値であることが確認されております。処理水の海洋放出は長期間にわたる取組であり、継続的に安全を確保し続けることや、処理水の海洋放出は「異常がない」という科学的な事実に基づく情報を国内外に分かりやすく発信し続けることが重要です。

また、福島第二原子力発電所については、県と立地町において、2021年6月に廃止措置計画に対して事前了解を行い、現在、廃止措置の作業が進められております。

本県としては、今後も関係13市町村と共に、福島第一、第二原子力発電所の廃炉に向けた取組が安全かつ着実に進められるよう国及び東京電力に対し万全の対策を求めるとともに、その取組を監視してまいります。併せて、廃炉の進捗状況や県の取組を県民の皆様に分かりやすく情報発信してまいります。

本誌は、福島県における原子力発電所の廃炉に向けた取組について、皆様の理解を深めていただくためにとりまとめたものであり、参考にしていただければ幸いです。

2025年4月

福島県危機管理部長 細川 了

目 次

第1 福島県の原子力行政

1 県の原子力行政の概要	1
2 県の原子力行政組織	2
3 県の原子力行政組織の変遷	3
4 福島第一、第二原子力発電所の概要	4
5 基礎用語集	6

第2 廃炉に向けた県の取組について

1 県内の原子力発電所に関する県の姿勢	
(1) 廃炉に向けた県の姿勢及び要請	8
(2) 廃炉の決定状況	8
2 廃炉に向けた県の取組	
(1) 主な出来事	9
(2) 福島第一原子力発電所の安全確保協定	18
(3) 福島第二原子力発電所の安全確保協定	20
(4) 福島県原子力発電所の廃炉に関する安全監視協議会(廃炉安全監視協議会)	21
(5) 部 会	23
(6) 福島県原子力発電所の廃炉に関する安全確保県民会議(廃炉安全確保県民会議)	24
(7) 原子力安全対策課檜葉町駐在	24
(8) 原子力対策監・専門員	25
(9) 職員の専門性向上	25
3 広報活動	
(1) 広報紙「廃炉を知る」の発行	26
(2) イベント等への出展	26
(3) インターネットによる情報発信	26
4 県内のモニタリング体制について	
(1) 福島第一原子力発電所周辺のモニタリング体制	27
(2) 県内全域における空間線量率モニタリング	31
(3) 環境試料の核種分析の結果	33
5 原子力防災対策について	
(1) 国の原子力防災対策の概要	35
(2) 県の原子力防災対策の概要	35
(3) 原子力防災研修(令和6年度の実績)	38
(4) 原子力防災訓練	39
(5) 原子力災害対策センター(オフサイトセンター)の運用	41
(6) 危機管理センターの運用	43

第3 東日本大震災の被害状況及び県内の原子力発電所事故の概要等について

1 東日本大震災の被害状況

- (1) 県内の震度 44
- (2) 県の被害状況 45
- (3) 避難指示区域について 46

2 県内の原子力発電所事故の概要

- (1) 福島第一原子力発電所 47
- (2) 福島第二原子力発電所 53

3 冷温停止へ至る道のり

- (1) 福島第一原子力発電所 54
- (2) 福島第二原子力発電所 56

第4 福島第一原子力発電所の現状について

1 廃炉に向けた取組（中長期ロードマップ） 57

2 関係組織

- (1) 廃止措置等に向けた国の役割 60
- (2) 原子力損害賠償・廃炉等支援機構（NDF） 60
- (3) 日本原子力研究開発機構（JAEA） 63

3 汚染水対策

- (1) 方針1 汚染源を取り除く 64
- (2) 方針2 汚染源に水を近づけない 66
- (3) 方針3 汚染水を漏らさない 69
- (4) 汚染水漏えいトラブル対策 70

4 使用済燃料プールからの燃料取り出し

- (1) 1～4号機からの燃料取り出し 73
- (2) 使用済燃料プールの冷却 74

5 燃料デブリの取り出し

- (1) テレスコ式装置による燃料デブリの試験的取り出し 76
- (2) 原子炉の冷却 76
- (3) 放射性物質の放出抑制対策 77

6 その他の課題

- (1) 廃棄物保管設備 77
- (2) 作業員確保 78
- (3) 労働安全 78

第5 福島第二原子力発電所の現状について

1 廃止措置の取組 80

2 事前了解 80

3 廃止措置実行計画 82

4 廃止措置作業の進捗 82

第6 放射性物質対策について

1 環境創造センターについて

(1) 環境創造センター概要	84
(2) 環境創造センター各施設の概要	84
(3) 4つの機能の主な取組	86
2 除染対策について	
(1) 概 要	88
(2) 除染実施状況	89
(3) 主な取組	89
(4) 今後の取組	89
3 中間貯蔵施設について	
(1) 概 要	90
(2) 中間貯蔵施設に係る経緯	90
(3) 中間貯蔵施設事業の流れ	93
(4) 県外最終処分に係る複数選択肢	94
(5) 県内除去土壌等の県外最終処分に向けた2025年度以降の進め方	94
4 特定廃棄物埋立処分事業について	
(1) 事業の概要	95
(2) 各施設の概要	95
第7 避難・損害賠償の状況について	
1 避難状況について	
(1) 避難者数	99
(2) 主な取組状況	99
(3) 今後の課題・取組	101
2 損害賠償の状況について	
(1) 現 状	101
(2) 課 題	103
(3) 県の取組	103
資 料 編	
廃炉安全監視協議会開催結果	104
労働者安全衛生対策部会開催結果	116
環境モニタリング評価部会開催結果	122
廃炉安全確保県民会議開催結果	128
令和6年度における申し入れ状況	136
国への要望、東京電力への申し入れ等	138
国の会議への参加	143
地域防災計画（原子力災害対策編）の概要	144
原子力防災訓練の実施	150
原子力防災用語集	154
各協定、要綱等	155
福島県における原子力発電所関連年表	191
原子力関係機関の一覧	216

第 1 福島県の原子力行政

1 県の原子力行政の概要

(1) 県内原子力発電所の廃炉作業の監視

平成23年3月11日に発生した東日本大震災に起因する重大な原子力災害が発生し、今もなお、本県に深刻かつ甚大な被害を及ぼしています。

本県及び立地町、周辺市町村では、東京電力との間に安全確保に関する協定を締結しており、立入調査や措置要求、施設の新增設等に関する事前了解・事前説明などの権限を付与することで、福島第一・第二原子力発電所の廃炉に係る取組を厳しく監視しています。

(2) 広報活動

本県では、福島第一・第二原子力発電所の廃炉に向けた取組状況や県の安全監視の取組に関する情報発信のために、様々な媒体を活用して、広報活動を実施しています。

(3) 放射線モニタリング

福島第一原子力発電所で発生した事故により、セシウムやヨウ素などの放射性物質が大気中に放出されました。

本県では、東日本大震災以前から環境放射線モニタリングを行っていましたが、モニタリングポストなどの測定機器の追加整備や測定地点の追加、測定地域の拡大などにより放射線モニタリング体制の充実・強化を図っています。

(4) 原子力防災対策

災害対策基本法及び原子力災害対策特別措置法に基づき策定された「福島県地域防災計画〔原子力災害対策編〕」により、原子力災害に関する事前対策、緊急事態応急対策等を定め、福島第一・第二原子力発電所周辺地域の防災対策を講じています。

2 県の原子力行政組織

本県では、原子力安全対策課を中心として、下図のとりの組織体制により、事務を所掌している。(令和7年3月31日現在)



3 県の原子力行政組織の変遷

年 月 日	本 庁 機 関	出 先 機 関
S 48. 6. 1		原子力対策駐在員事務所を設置（大熊町）
49. 4. 1	生活環境部環境保全課原子力安全対策係を設置	原子力対策駐在員事務所を原子力センターに改組
50. 2. 20		原子力センター新庁舎へ移転（大熊町）
53. 4. 1	保健環境部環境保全課原子力対策室を設置	
54. 3. 15		原子力センター庁舎増築完成
H 1. 4. 1	保健環境部原子力安全対策課を設置	
6. 1. 6		原子力センター庁舎増築完成（展示室）
6. 4. 1	原子力安全対策課を生活環境部に改組	
8. 4. 1		衛生公害研究所環境放射能分析棟を設置
13. 4. 1		衛生公害研究所環境放射能分析棟を原子力センター福島支所に改組
14. 1. 24		原子力センター庁舎増築完成（非常用ディーゼル発電設備）
14. 3. 29	県原子力災害対策センター（大熊町）がオフサイトセンターとして指定される。	
14. 4. 1	原子力防災業務を消防防災課から原子力安全対策課へ移管	
23. 3. 15		東日本大震災に伴い、原子力センターの拠点を福島支所へ移転
24. 9. 13		原子力センターの拠点を笹木野事務所へ移転
25. 4. 1	原子力安全対策課放射線監視室を設置	
26. 4. 1	檜葉町役場内に原子力安全対策課檜葉町駐在を設置	
27. 4. 1	原子力安全対策課、放射線監視室を危機管理部に改組	
27.10. 1		原子力センターを環境創造センター環境放射線センターに改組（南相馬市に移転）
〃. 〃. 〃		原子力センター福島支所を環境創造センター福島支所に改組
28. 4. 1	檜葉町駐在を檜葉原子力災害対策センターへ移転	
28. 7. 12		南相馬原子力災害対策センター及び檜葉町災害対策センターが新たにオフサイトセンターとして運用開始
28. 9. 28	県庁北庁舎に危機管理センターを設置し、原子力安全対策課、放射線監視室を移転	

4 福島第一、第二原子力発電所の概要

		東京電力福島第一原子力			
		1号機	2号機	3号機	4号機
1	設置位置	双葉郡大熊町	同 左	同 左	同 左
2	設置者	東京電力	同 左	同 左	同 左
3	炉型式 (格納容器形式)	沸騰水型 軽水炉 (Mark I)	同 左	同 左	同 左
4	プラントメーカー	GE (ゼネラル・エレクトリック)	GE・東芝	東 芝	日 立
5	発電出力	46万kW	78.4万kW	78.4万kW	78.4万kW
6	発電所用地面積	約350万㎡			
7	建設工事費	約390億円	約560億円	約620億円	約800億円
8	原子炉設置許可 申請年月日	S41.7.1 S43.11.19※1	S42.9.18	S44.7.1	S46.8.5
9	原子炉設置許可 年月日	S41.12.1 S44.4.7※1	S43.3.29	S45.1.23	S47.1.13
10	着工年月日 燃料装荷年月日 初臨界年月日 運転開始年月日	S42.9.29 S45.7.4 S45.10.10 S46.3.26	S44.5.27 S48.3.15 S48.5.10 S49.7.18	S45.10.17 S49.8.1 S49.9.6 S51.3.27	S47.9.12 S52.12.15 S53.1.28 S53.10.12
11	電気事業法廃止年月日	H24.4.19	H24.4.19	H24.4.19	H24.4.19
12	廃止措置計画認可年月日	—	—	—	—
13	燃料体の装荷数 (現在の装荷数)	400体 (400体 溶融)	548体 (548体 溶融)	548体 (548体 溶融)	548体 (0体)
14	使用済燃料プール 内の燃料体数 (うち新燃料体数)	392体 (100体)	615体 (28体)	0体 (0体)※2	0体 (0体)※3

注) ※1 40万kW から46万kW への変更申請による年月日

※2 共用プールへ566体を移動済み (R3.2.28完了)

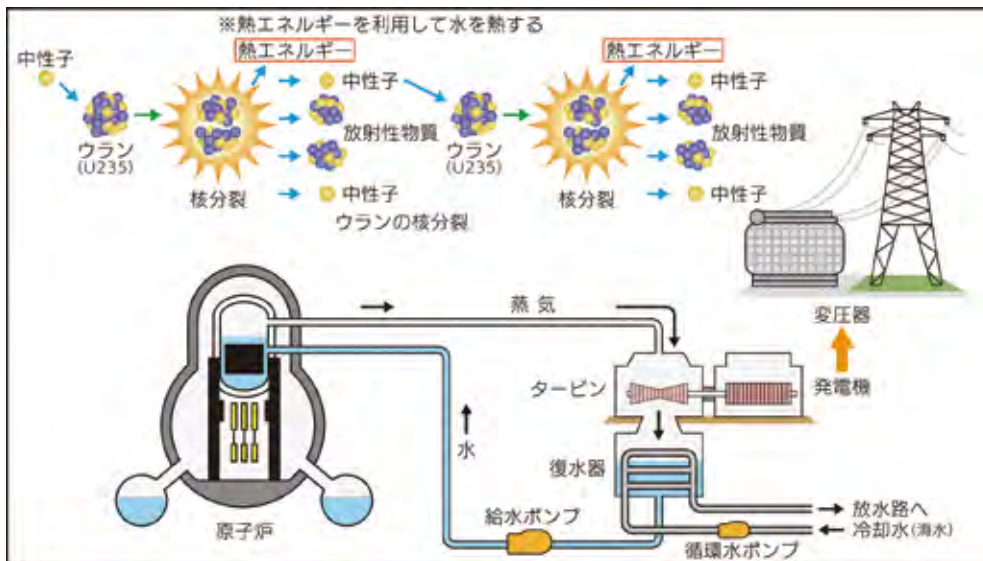
※3 共用プールへ1,535体を移動済み (H26.12.22完了)

(令和7年3月時点)

発 電 所		東京電力福島第二原子力発電所			
5 号 機	6 号 機	1 号 機	2 号 機	3 号 機	4 号 機
双 葉 郡 双 葉 町	同 左	双 葉 郡 楡 葉 町	同 左	双 葉 郡 富 岡 町	同 左
同 左	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左
同 左	沸 騰 水 型 軽 水 炉 (Mark II)	同 左	沸 騰 水 型 軽 水 炉 (Mark II改良型)	同 左	同 左
東 芝	GE・東芝	東 芝	日 立	東 芝	日 立
78.4万kW	110万kW	110万kW	110万kW	110万kW	110万kW
		約150万㎡			
約900億円	約1,750億円	約3,560億円	約2,760億円	約3,150億円	約2,920億円
S 46. 2 .22	S 46.12.21	S 47. 8 .28	S 51.12.21	S 53. 8 .16	S 53. 8 .16
S 46. 9 .23	S 47.12.12	S 49. 4 .30	S 53. 6 .26	S 55. 8 . 4	S 55. 8 . 4
S 46.12.22 S 52. 7 . 2 S 52. 8 .26 S 53. 4 .18	S 48. 5 .18 S 54. 1 .16 S 54. 3 . 9 S 54.10.24	S 50.11. 1 S 56. 5 . 8 S 56. 6 .17 S 57. 4 .20	S 54. 2 .28 S 58. 4 . 1 S 58. 4 .26 S 59. 2 . 3	S 55.12. 1 S 59. 9 .27 S 59.10.18 S 60. 6 .21	S 55.12. 1 S 61.10. 1 S 61.10.24 S 62. 8 .25
H26. 1 .31	H26. 1 .31	R 1 . 9 .30	R 1 . 9 .30	R 1 . 9 .30	R 1 . 9 .30
—	—	R 3 . 4 .28	R 3 . 4 .28	R 3 . 4 .28	R 3 . 4 .28
548体 (0 体)	764体 (0 体)	764体 (0 体)	764体 (0 体)	764体 (0 体)	764体 (0 体)
1,542体 (168体)	639体 (198体)	2,534体 (200体)	2,482本 (80体)	2,544本 (184体)	2,516体 (80体)

5 基礎用語集

(1) 原子力発電の仕組み



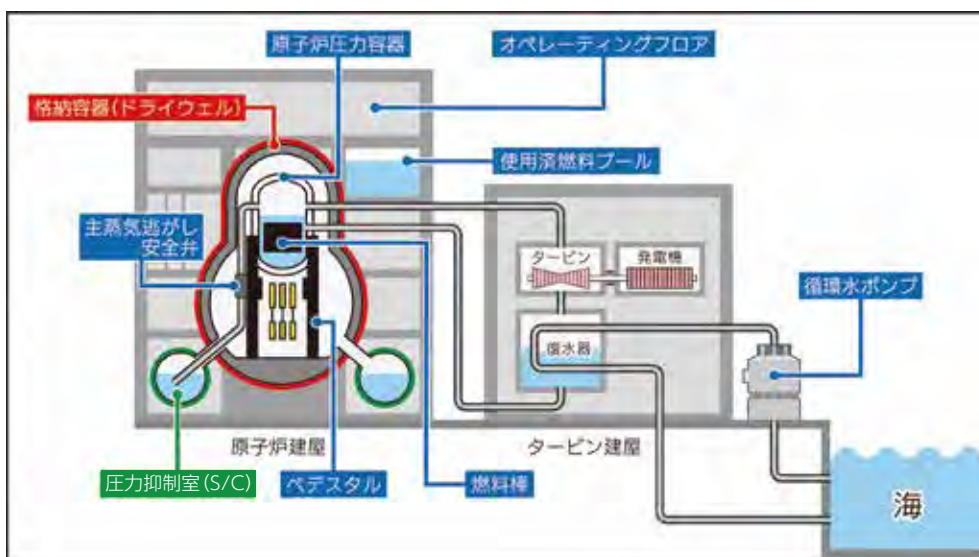
原子力発電は、ウラン235を核分裂させた時に発生する熱エネルギーを利用して水を蒸気に変えて、その蒸気でタービンを回して発電します。

核分裂を停止させ原子炉を停止しても、核分裂により生成した放射性核種が放射線を出すときに膨大な熱（崩壊熱）が発生するため、核燃料を冷やし続ける必要があります。

福島第一原子力発電所の事故では、地震により外部電源を喪失し、その後の津波により非常用ディーゼル発電機が浸水して使用不能となりました。これらの全電源喪失により核燃料を冷やす機能が失われ、1～3号機で炉心が溶融する過酷事故となりました。

(2) 県内の原子力発電所事故の概要にかかる用語解説

○ 主な発電所設備の図解



○ 用語集

原子炉圧力容器	厚さ約15cmの鋼鉄製の容器で、その内部において燃料棒等を収納し、燃料の核反応による熱で蒸気を発生させる。
格納容器	厚さ約3cmの鋼鉄製の容器で、原子炉圧力容器などの主要な原子炉施設を収納している。 ドライウエル（D/W）とサプレッションチャンバ（S/C：抑制室）で構成され、原子力事故の際に放射性物質を閉じ込める役割がある。
使用済燃料プール	原子炉建屋上部にある、使用済燃料を冷却保管するプール。
オペレーティングフロア	原子炉建屋上部にある燃料を原子炉や使用済燃料プールへ移動する装置があるフロア。
ペDESTAL	原子炉圧力容器と遮蔽壁を支える円筒状の架台。
圧力抑制室（S/C）	格納容器下部にある水を内包する円環状の装置。常時冷却水を保有しており、原子炉圧力容器内の冷却水が減少し、圧力が上昇した場合に、蒸気をベント管等により圧力抑制室に導いて冷却し、原子炉圧力容器内の圧力を低下させる設備。 内包する水は、非常用炉心冷却系（ECCS）の水源としても使用する。
循環水系	主タービンで仕事をした後の蒸気は主復水器で冷却凝縮される。その冷却水として海水が使用されるが、この海水系統を循環水系と呼ぶ。
循環水ポンプ	循環水系に使われている海水を送り込むためのポンプ。
残留熱除去系	原子炉の運転状態に応じて多目的に使用する。 ・ 低圧注水 冷却材喪失事故時に圧力抑制室の水を原子炉圧力容器内に注水する。 ・ 格納容器冷却 冷却材喪失事故時に炉心の崩壊熱などにより、格納容器内の圧力が上昇した場合に、圧力抑制室の水を格納容器内にスプレイし、格納容器内の圧力を減圧する。 ・ 原子炉停止時冷却 原子炉の冷温停止状態を達成、維持する。 ・ 蒸気凝縮 原子炉が隔離されている状態で、崩壊熱による圧力上昇を抑え、炉心へ注水する。原子炉圧力容器内の蒸気を残留熱除去系熱交換器で凝縮し、その凝縮水を原子炉圧力容器内に給水する。
残留熱除去冷却海水ポンプ	残留熱除去系の冷却源で、残留熱除去系熱交換器に海水を供給し熱交換する。
主蒸気逃がし安全弁	原子炉圧力容器内の圧力が異常上昇した場合に、圧力容器内の蒸気を導入し、圧力容器の圧力を減圧する。蒸気は圧力抑制室の水中に放出され、凝縮する。
S/Cベント	原子炉内の蒸気を圧力抑制室の水を通して、蒸気中の放射性物質をある程度除去してから格納容器内に排出し、原子炉の圧力を下げる操作。
D/Wベント	格納容器内の蒸気を直接外に排出し、格納容器の圧力を下げる操作。圧力制御プールの水を通さないため、環境中へ多くの放射性物質が放出される可能性がある。
燃料デブリ	事故当時溶融した核燃料が周辺の構造物を溶かして格納容器の底で冷え固まったもの。

第2 廃炉に向けた県の取組について

1 県内の原子力発電所に関する県の姿勢

(1) 廃炉に向けた県の姿勢及び要請

福島第一原発の廃炉に向けた取組が安全かつ着実に進められることが本県復興の大前提である。また、原発事故という未曾有の災害に直面している福島県においては、原子力に頼らない社会を作りたいという強い思いから、県内原発の全基廃炉を国及び東京電力ホールディングス株式会社（以下「東京電力」という。）に対し、繰り返し求めてきた。

(2) 廃炉の決定状況

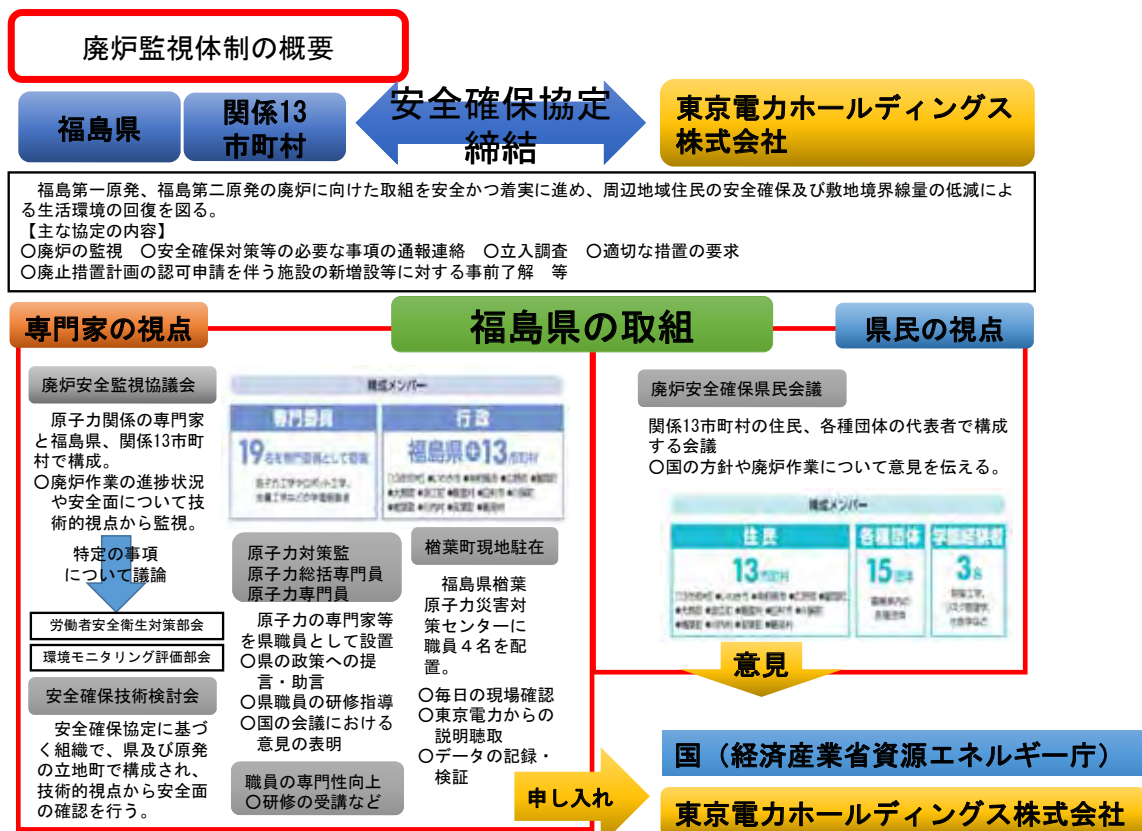
ア 福島第一原子力発電所

福島第一原発については、1～6号機全ての廃炉が決定している。

1～4号機については、平成24年4月19日付けで廃止となり、5、6号機は、平成26年1月31日付けで廃止となった。

イ 福島第二原子力発電所

平成30年6月14日、東京電力の小早川代表執行役社長が内堀福島県知事と会談し、福島第二原発の全4基を廃炉にする方向で検討すると表明した。令和元年7月31日、東京電力の取締役会で正式に廃炉が決定され、令和元年9月30日付けで廃止となった。



2 廃炉に向けた県の取組

(1) **主な出来事** ※廃炉の取組の詳細については、P.57～を参照

ア 燃料デブリの試験的取り出し ※燃料デブリの取り出しの詳細については、P.75～を参照

(ア) 燃料デブリの試験的取り出しの経緯

令和6年9月10日、原発事故により発生した燃料デブリの取り出しに向けた試験的取り出しに着手し、同年11月7日に完了した。

○2号機燃料デブリ試験的取り出し作業完了までの経過

令和6年	8月22日	試験的取り出し作業の開始 押し込みパイプの取付順番誤りにより作業中断
	9月10日	試験的取り出し作業の再開
	9月17日	カメラの不具合により試験的取り出し作業の中断
	10月28日	試験的取り出し作業の再開
	10月30日	試験的取り出し装置（テレスコ式装置）の先端に取り付けた燃料デブリ回収装置である先端治具（グリップ型）が燃料デブリをつかみ、吊り上げ
	11月5日	吊り上げた先端治具をエンクロージャ（試験的取り出し装置を内蔵する金属製の箱）内まで引き戻し、採取した燃料デブリの表面線量を測定、作業員が取り扱える線量であることを確認
	11月6日	燃料デブリを運搬用ボックスへ収納
	11月7日	運搬用ボックスを建屋内運搬容器（DPTEコンテナ）へ収納（試験的取り出し作業完了）

(イ) 燃料デブリの分析

取り出した燃料デブリは、令和6年11月12日に茨城県にある日本原子力研究開発機構（以下、「JAEA」）の研究施設に輸送後、分取され、現在以下の分析機関で分析が進められている。

分析機関	分析内容
日本原子力研究開発機構 大洗原子力工学研究所	固体分析（燃料成分元素組成、ウラン同位体比、元素・化合物分布の評価）、化学分析（放射能濃度の評価）
日本原子力研究開発機構 原子力科学研究所	化学分析（主要元素組成、ウラン同位体比、放射能濃度の評価）
日本核燃料開発株式会社（NFD）	固体分析（ウラン結晶構造、組成、元素分布の評価）
MHI原子力研究開発株式会社（NDC）	化学分析（主要元素組成、微量元素組成、ウラン同位体比の評価）
日本原子力研究開発機構 播磨放射光RIラボラトリー	固体分析（微小結晶構造、ウラン価数の評価）

イ ALPS処理水の海洋放出

(ア) 汚染水とALPS処理水

原発事故により溶け落ちた核燃料（以下「燃料デブリ」という。）を冷やすために注入した水や原子炉建屋内に流入する雨水・地下水が燃料デブリに触れることで放射性物質を含む水である汚染水が発生する。

その汚染水から多核種除去設備（以下「ALPS」という。）等により、トリチウム以外の放射性物質を国の規制基準値を確実に下回るまで取り除いたものをALPS処理水という。

(イ) 福島県の対応

a ALPS処理水の処分にに関する基本方針の決定

県は、基本方針の決定を受け、原子力関係部局長会議を2回開催し、県の意見を取りまとめた。令和3年4月15日、内堀知事が梶山弘志経済産業大臣（当時）に対して、関係者に対する説明と理解、浄化処理の確実な実施など5項目の申し入れを行った。

同年4月22日には、内堀知事が菅義偉首相（当時）と面談を行い、改めて国が全面に立ち責任を果たすことについて要望を行った。



国への申し入れの様子
(左：内堀知事、右：梶山大臣（当時）)

b ALPS処理水希釈放出設備及び関連施設の新設に対する事前了解

県は、東京電力の事前了解願いについて、令和3～4年度に「福島県原子力発電所の廃炉に関する安全監視協議会」（以下「廃炉安全監視協議会」という。）及び「福島県原子力発電所の安全確保技術検討会（以下「技術検討会」という。）」を計16回開催し、専門委員の意見を得て、原子力発電所地域住民の安全確保の観点から計画の安全性等について確認を行い、8項目の要求事項を報告書にとりまとめた。

令和4年8月2日、8つの要求事項の確実な実施などを求める意見を付して、本件について了解した。同日、大熊町及び双葉町も意見を付して了解した。

同年8月3日、内堀知事は萩生田光一経済産業大臣（当時）に対して、ALPS処理水に対する責任ある対応などについて申し入れを行った。



国への申し入れの様子
(左から吉田大熊町長、内堀知事、萩生田大臣（当時）、伊澤双葉町長)

c ALPS処理水の海洋放出開始

令和5年8月22日の午前中に開催された関係閣僚等会議において、ALPS処理水の海洋放出を24日から開始することが決定された。

22日の午後、西村康稔経済産業大臣（当時）が来県し、県庁において、内堀知事、吉田大熊町長、伊澤双葉町長に対し、安全性の確保や風評対策に関する取組及び関係閣僚等会議で議論された内容について説明を行った。福島県、



海洋放出の決定について、説明を受ける様子
(左から伊澤双葉町長、内堀知事、吉田大熊町長、西村大臣（当時）)

大熊町、双葉町は連名で、ALPS処理水の海洋放出に係る要望書を手渡した。

その後、東京電力の小早川智明代表執行役社長が県庁を訪問し、安全性の確保、正確な情報発信、透明性の確保及び風評対策や適切な賠償を行うことについて、実施主体として最大限の緊張感を持って取り組み、全社を挙げて対応にあたると説明を行った。県、大熊・双葉両町は連名で、ALPS処理水の海洋放出に係る申し入れ書を手渡した。

8月24日13時3分から海洋放出が開始された。

8月31日、内堀知事は官邸を訪れ、岸田文雄内閣総理大臣（当時）と面談し、「数十年にわたる安全確保」、「国内外への正確な情報発信」、「万全な風評対策と適切な賠償」等について要望した。岸田総理は、「廃炉とALPS処理水の海洋放出を安全に完遂すること」や、処理水の海洋放出について「今後数十年の長期に渡ろうとも、政府として、全責任を持って取り組んでいく」ことを明言した。

(ウ) 海洋放出の実施状況

東京電力は、以下のとおり放出を行った。

○令和5年度

回数	放出期間	放出水量	トリチウムの総量
1回目	R5.8.24～R5.9.11	7,788 m ³	約1.1 兆ベクレル
2回目	R5.10.5～R5.10.23	7,810 m ³	約1.1 兆ベクレル
3回目	R5.11.2～R5.11.20	7,753 m ³	約1.0 兆ベクレル
4回目	R6.2.28～R6.3.17	7,794 m ³	約1.3 兆ベクレル
合計	－	31,145 m ³	約4.5 兆ベクレル

○令和6年度

回数	放出期間	放出水量	トリチウムの総量
1回目	R6.4.19～R6.5.7	7,851 m ³	約1.5 兆ベクレル
2回目	R6.5.17～R6.6.4	7,892 m ³	約1.3 兆ベクレル
3回目	R6.6.28～R6.7.16	7,846 m ³	約1.3 兆ベクレル
4回目	R6.8.7～R6.8.25	7,897 m ³	約1.6 兆ベクレル
5回目	R6.9.26～R6.10.14	7,817 m ³	約2.2 兆ベクレル
6回目	R6.10.17～R6.11.4	7,837 m ³	約2.4 兆ベクレル
7回目	R7.3.12～R7.3.30	7,859 m ³	約2.4 兆ベクレル
合計	－	54,999 m ³	約12.7 兆ベクレル

ウ 廃炉の進捗状況

(7) 汚染水対策

汚染水対策は、中長期ロードマップに定める、「汚染源を取り除く」、「汚染源に水を近づけない」、「汚染水を漏らさない」という3つの方針により取り組まれている。これらの方針を基に、汚染水発生量を2025年以内に100m³/日以下に、2028年度末に50～70m³/日程度に抑制するため、令和6年度は以下の作業が進められている。

- 敷地舗装（フェーシング）

雨水が土壤に浸透し、原子炉建屋へ流入しないよう、敷地をコンクリート等で舗装する作業を進めている。1～4号機建屋周辺の陸側遮水壁内側については、2028年度内に約80%舗装する計画である。令和6年度（2月末時点）で約50%が完了している。

- 建屋貫通部の止水対策

原子炉建屋外壁部には、壁を貫通する配管、建屋間のすきまが存在し、そこから地下水が建屋に流入している。汚染水発生量の抑制に向け、今年度は、3、4号機で試験的な止水工事を実施した。結果を踏まえ、2026年度以降他号機に展開し、止水工事を行っていく予定。

- 横置きタンク（ブルータンク）の解体

横置きタンクは、震災直後にRO処理水や濃縮廃液等の貯留先として使用していたもので、現在構内に367基が仮置きされている。横置きタンクの解体は、既存の定検資材倉庫B内に設置した専用の解体設備を用いて実施。11月より、まずタンク内部が汚染していない未使用の横置きタンク28基を用いた除染・解体試験により作業工程や汚染拡大防止対策等の確認を行っていたが、2月3日に火災が発生し、令和7年3月時点では原因究明及び点検等のため、作業を中断している。

(イ) 使用済燃料の取り出し

使用済燃料の取り出しは3、4号機では完了している。また、5号機の燃料取り出し開始は2025年度上期を予定している。2031年内の燃料取り出し完了に向け、令和6年度は以下の作業が進められている。

- 1号機（2027年度～2028年度に燃料取り出し開始予定）

- 大型カバーの設置工事

放射性物質飛散抑制のための大型カバーを設置した上で、大型カバー内で建屋上部のガレキを撤去等し、燃料取り出しを進める。構外において大型カバーを支える仮設構台、下部架構、上部架構、ボックスリングの地組が完了し、構内において上部架構の設置が進められている。

- 2号機（2024年度～2026年度に燃料取り出し開始予定）

- 構台設置

燃料取り出し用構台の設置工事が進められている。構台完成後、オペレーティングフロア南側に開口部を設け、燃料取扱設備を設置する計画。構内での構台設置工事では、基礎工事が完了し、令和5年1月から構台鉄骨工事が進められており、同年9月から燃料取り出し用構台や前室部ユニットの建方作業を開始した。同年11月から前室部の外装材取付けを開始し、令和6年3月に設置が完了した。令和7年3月には、燃料取扱設備が原子炉建屋と前室を移動する際に使用するレールの基礎となるランウェイガード設置作業を完了した。構外では、鉄骨を大ブロック化して、2号機南側ヤードに運搬・設置作業を行うため、鉄骨の組立作業を進めている。

- ・ 線量低減工事

オペレーティングフロア南側から燃料を取り出す計画だが、空間線量率が高いため、干渉物となる燃料取扱操作室等の設備の撤去の後、エリアの除染が実施された。11月からは遮蔽材を設置し、令和6年3月にコンクリート遮蔽の打設が完了した。

- 6号機

- ・ 使用済燃料取り出し

令和4年8月30日に取り出しを開始した。現在は、主に搬入先である共用プールの容量確保のため、共用プールから乾式キャスク仮保管設備へ使用済燃料を移送する作業を実施している。令和7年3月末時点で639体が残されており、令和7年度中の搬出完了を予定している。

(ウ) 燃料デブリの取り出し

事故当時、運転中であった1～3号機の原子炉内の燃料は、冷却ができず高温となり、熔融した燃料が周囲の構造物を溶かし、格納容器の底に溶け落ちた。その熔融した燃料等が冷え固まった。燃料デブリの取り出しに向け、令和6年度は以下の作業が進められている。

- 1号機

- ・ 原子炉格納容器内調査

令和3～4年度に実施した水中での堆積物の厚さ測定、堆積物デブリ検知、堆積物サンプリング等に加え、令和6年2月～3月には、小型ドローンを使って、原子炉格納容器気中部の調査が行われ、気中部のペDESTAL¹内の壁面に著しい損傷がないことが確認された。

原子炉格納容器底部（水中部）の調査の中でペDESTALの損傷が確認されたが、東京電力は、仮にペDESTAL支持機能が低下した場合でも、周辺の公衆に対し、著しい放射線被ばくのリスクを与えることはない（最大で0.04mSv）とする評価結果を公表した。

令和6年9～10月及び令和7年2月に内部環境調査が行われて、季節による環境の違いや空間線量率の違いについて確認した。

- 2号機

- ・ 燃料デブリ試験的取り出し

令和5年10月に格納容器内へ通じる貫通孔の入口ハッチが開放され、令和6年1月に貫通孔内の堆積物除去の作業が開始された。堆積物の除去後、令和5年度中にロボットアームを挿入し、試験的取り出しを開始するとしていたが、堆積物の除去やロボットアームの調整にさらに時間を要すとして、取り出し開始時期を令和6年10月頃に延期した。また、取り出し工法も、ロボットアームを用いる工法から細い伸縮式の棒状の装置を用いる別の工法（テレスコピック式、以下「テレスコ式」

¹ 原子炉圧力容器と遮蔽壁を支える円筒状の架台

という。)に見直された。令和6年8月にテレスコ式装置のガイドパイプの挿入作業を開始したが、計画していたパイプの順番と異なることが確認され、安全を最優先する観点から作業を中断した。その後、準備作業を含めた作業工程全般について再確認や検証が進められ、同年11月に燃料デブリの試験的取り出しに成功した(採取した燃料デブリはJAEA大洗原子力工学研究所へ輸送。)。また、2回目の燃料デブリ試験的取出しを令和7年度4月中に着手する予定である。ロボットアームによる取り出しについては、部品の経年劣化が認められたため、今後、全体点検を行った上で、令和7年度中の開始を目指すとしている。

(エ) 廃棄物対策

2028年度内のガレキ等の屋外一時保管解消のため、廃棄物の保管適正化が進められている。令和6年2月13日に金属やコンクリートを切断、破砕するための減容処理設備の運用が開始された。また、廃棄物を屋内に保管するための施設として、固体廃棄物貯蔵庫第10棟の建設が進められている(A棟を令和6年8月、B棟を同年10月に運用開始。C棟の建設工事を実施中)。

(オ) プラントの状況

原子炉格納容器内圧力や格納容器からの放射性物質の放出量等のパラメータに有意な変動はなく、燃料デブリ等の冷却状態の異常や臨界等の兆候は確認されていない。原子炉は冷温停止状態が維持されている。

エ トラブル関係

(ア) 福島第一原子力発電所所内共通電源A系停止と負傷者発生

【事象概要】

令和6年4月24日、原子炉注水設備などの重要設備に電源を供給している所内電源A系が停止し、免震重要棟M/Cの電圧がなくなったことから、実施計画に定める運転上の制限を逸脱するトラブルが発生した。構内配電線の埋設管路の補修に伴う屋外舗装箇所の掘削工事において、所内電源A系ケーブルを損傷させたことが原因であり、掘削工事に従事していた作業員が負傷する事態となった。これに伴い、放出中であったALPS処理水希釈放出設備が自動停止した。



掘削工事現場の状況 (R6.4.25)



掘削工事現場の状況 (R6.6.28)

【県の対応】

下記のとおり東京電力に対し申し入れを行った。

(申し入れ内容)

4月24日（廃炉安全監視協議会）

- 福島第一原子力発電所の所内共通電源A系停止事象については、早急に原因の究明と対策を講じるとともに、ALPS処理水の取組に影響がないようしっかりと対応すること。

5月10日

- 今回発生したトラブルの原因について、作業面、管理面及び設備面など様々な視点から調査・分析を行い、社員の意識改善や作業手順書の見直し等のみならず、設備面の対策など、未然防止の観点に立った再発防止を徹底すること。
- 現在実施している全ての廃炉作業に関する総点検については、様々な視点からあらゆるリスクを洗い出し、改めて従来の再発防止策やその水平展開の方法を見直し、同様のトラブルを二度と繰り返さぬよう、安全管理体制を構築すること。
- 労働災害の防止に向けて、作業員の安全が確保できる体制の構築等、労働安全対策を徹底すること。
- 今回のトラブルに係る今後の対策について、県民の目線に立ち、正確で分かりやすい情報発信に責任をもって取り組むこと。

令和6年6月14日に開催した「労働者安全衛生対策部会」において、本事象に関する再発防止対策の取組状況や、作業点検の実施状況について東京電力より説明を受けた。

(イ) 福島第一原子力発電所6号機使用済燃料プールの冷却停止等について

【事象概要】

令和6年6月18日午前8時33分頃、6号機高圧電源盤が電源停止し、非常用ディーゼル発電機が自動起動した。また、6号機使用済燃料プール冷却浄化系ポンプが停止したことにより、使用済燃料プールの冷却が停止した。

さらに、同日午前8時35分頃、6号機タービン建屋地下1階で火災報知器が発報した。このため、東京電力において現場確認を行い、火気のないことを確認した。その後、現場の安全が確認できたことから、午後6時19分に使用済燃料プールの冷却を再開した。

なお、ポンプ再起動に至るまでの間、使用済燃料プールの水位、水温に有意な変動は確認されず、モニタリングポスト、敷地境界連続ダストモニタのパラメータにも有意な変動は確認されていない。



火災報知器作業現場付近を確認している様子



公設消防が現場に入域する様子

【県の対応】

東京電力に対し、令和6年6月18日に下記のとおり申し入れを行った。

(申し入れ内容)

- 6号機使用済燃料プール冷却停止や火災報知器の発報について、速やかに原因を究明した上で対策を講じ、その結果を報告すること。
- 6号機高圧電源盤（M/C）6Cの電源が停止した原因は、設備の老朽化が疑われることから、トラブルの未然防止の観点の下、電源や主要設備を含む発電所全体の施設・設備の信頼性向上に向け、老朽化した部品等の更新など必要な対策を講じること。

令和6年8月20日に、「廃炉安全監視協議会」を開催し、本事案の原因と再発防止対策の状況について、東京電力より説明を受けた。

(ウ) 福島第一原子力発電所2号機燃料デブリ試験的取り出し作業の中断

【事象概要】

令和6年8月22日、2号機で開始された燃料デブリ試験的取り出し作業において、燃料デブリの取り出し部に当たるテレスコ部を原子炉格納容器内へ押し込むパイプ（押し込みパイプ：長さ15m×5本で構成）の順番が、計画していた順番と異なっていたため作業を中断する事態となった。

また、令和6年9月17日に、燃料デブリの把持に向けた準備作業を行っていたところ、テレスコ部に取り付けられている4台のカメラの内2台のカメラの映像が映らないトラブルが発生し、作業が中断となった。

【県の対応】

東京電力に対し、下記のとおり申し入れを行った。

(申し入れ内容)

8月22日

- 今回の事象について、原因の究明と再発防止対策を確実に講じること。併せて、今後実施される他の作業についても手順等を確認した上で、同様のミスを二度と起こさないよう、安全を最優先に、着実に作業を進めること。
- 作業の進捗状況や今後の取組等について、県民目線に立った分かりやすい情報発信に取り組むこと。

9月5日

- 福島第一原発の廃炉作業は、元請け、下請けなど多くの企業が参画している。作業の実施に当たっては、協力企業任せにすることなく、「廃炉の実施者は、東京電力である」との意識を常に持ち、複数の協力企業が関わる作業についても、安全管理体制を徹底的に構築し、確実に作業を前に進めること。
- これから燃料デブリの試験的取り出しが始まるが、今後も、1、2号機からの使用済燃料の取り出しやデブリの本格的な取り出しなど、リスクの高い作業が続く。作業に当たっては、起こり得る様々なリスクを想定した事前の対策にしっかりと取り組み、安全を最優先に着実に進めること。
- 過酷な原発事故を経験した福島県民は、福島第一原発の廃炉に不安を感じており、

廃炉作業のトラブルは、県民に大きな不安を与えることになる。東京電力においては、県民に不安を与えないよう、トラブルが発生した場合は、トラブルの状況や外部への影響、復旧の見込みなどを速やかに情報発信するとともに、廃炉作業の進捗状況、今後の取組等について、県民目線に立った分かりやすい情報発信を行うこと。

9月17日

- カメラの不具合が発生した原因の調査結果や対応等について、速やかに報告すること。

令和6年9月5日に、押し込みパイプの順番誤りの原因と再発防止対策について、東京電力より説明を受けた。

また、令和6年10月24日に「廃炉安全監視協議会」を開催し、カメラの映像が映らないトラブルの原因と復旧作業の状況について、東京電力より説明を受けた。

(2) 福島第一原子力発電所の安全確保協定

ア 概 要

原子力発電所周辺地域住民の安全を確保するため、県は昭和44年4月に東京電力と「原子力発電所の安全確保に関する協定」を締結し、昭和51年には立地町（大熊町、双葉町）を含めた三者協定に改定を行った。

福島第一原発の事故後、事故の収束及び廃炉に向けた取組を安全かつ着実に進め、周辺地域住民の安全確保及び敷地境界線量の低減による生活環境の回復を図ることを目的とし、平成27年1月7日付けで、県、立地町及び東京電力の三者で、新たな協定²を締結した。

また、原発事故の影響が広範囲に及んだことを踏まえ、平成28年9月1日に、周辺11市町村（いわき市、田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楡葉町、富岡町、川内村、浪江町、葛尾村、飯館村）においても、県及び東京電力との協定³を新たに締結した。

イ 協定の内容

協定では、廃炉安全監視協議会に立入調査や措置要求等の権限を付与するとともに、施設の新増設等に関する事前了解・事前説明、措置要求等の権限により、福島第一原発の廃炉等に係る取組を厳しく監視することとしている。

また、原子力防災対策、放射性物質の排出抑制及び線量低減、作業員の安全衛生対策などにより、安全確保の取組の充実強化や敷地境界線量の低減を図ることとしている。

(ア) 通報連絡について

協定に基づき、安全確保対策等のために、必要な事項をその都度通報連絡するものと定めている。

特に、トラブルの発生に際しては、その状況、リスクの程度、復旧の見通し等を迅速かつ正確に通報連絡するように求めている。

(イ) 立入調査について

協定に基づき、以下の2点について、立入調査を行うことができる。

- 発電所周辺の環境放射能等に関し、異常な事態が生じた場合
- 発電所の廃炉等に向けた取組の実施状況等に関し、特に必要と認めた場合

ウ 事前了解について

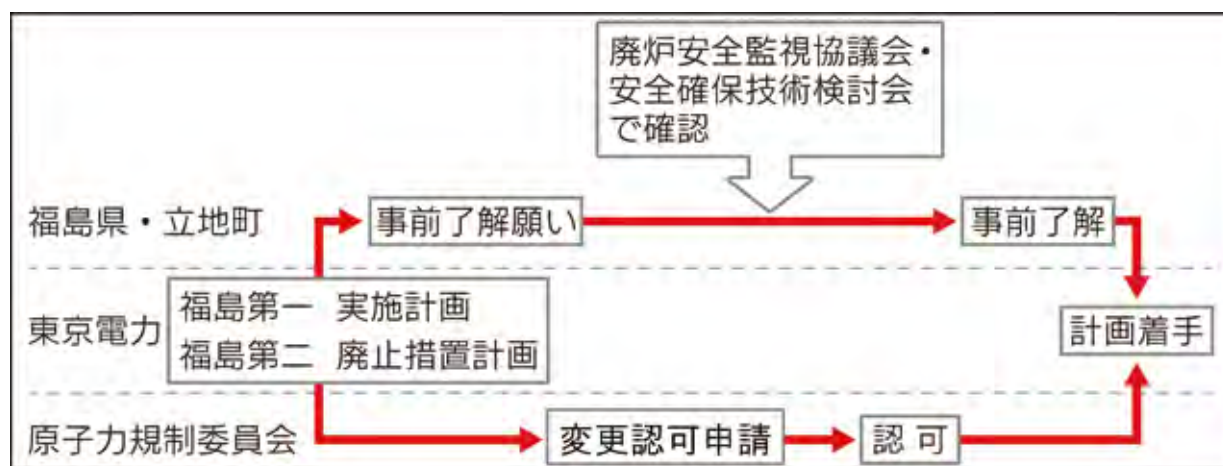
東京電力が新増設等する施設のうち、周辺地域住民の線量当量の評価に関係するもの等については、協定に基づき、事前に県及び立地町の了解を得ることとしている。

なお、周辺市町村との協定においては、事前了解に代えて事前説明となるが、周辺11市町村も廃炉安全監視協議会を通じて、現地を確認し意見を述べられることとしている。

² 福島第一原子力発電所の廃炉等の実施に係る周辺地域の安全確保に関する協定書

³ 福島第一原子力発電所の廃炉等の実施に係る周辺市町村の安全確保に関する協定書

事前了解手続きの概要



○ 事前了解の実績（原発事故～現在）

- 固体廃棄物保管庫第9棟 ……平成26年7月12日
- 覆土式一時保管施設 ……〃
- 廃棄物関連施設（5施設） ……平成28年12月21日
- ALPS 処理水希釈放出設備及び関連施設の新設 ……令和4年8月2日
- 放射性物質分析・研究施設第2棟の新設 ……令和7年3月25日

エ 福島県原子力発電所安全確保技術検討会について

技術検討会は、県及び原発の立地町（楡葉町、富岡町、大熊町、双葉町）で構成し、技術的視点から事前了解事項に係る安全面の確認を行うこととしている。

○ 会議開催状況（令和6年度）

- 第1回 令和6年5月29日（放射性物質分析・研究施設第2棟）
- 第2回 令和6年6月28日（放射性物質分析・研究施設第2棟）※書面開催
- 第3回 令和6年9月6日（放射性物質分析・研究施設第2棟）※現地調査
- 第4回 令和7年1月21日（放射性物質分析・研究施設第2棟）※書面開催

(3) 福島第二原子力発電所の安全確保協定

ア 概 要

福島第二原発についても、昭和51年4月には、立地町（楡葉町、富岡町）を含めた三者協定に改定を行い運用されてきたが、令和元年9月の廃止確定を受け、今後の福島第一原発の廃炉とあわせて総合的に進めて行く必要があり、廃炉に向けた取組が安全、着実に進められ、周辺地域住民の安全確保を目的として、令和元年12月26日付けで、県、立地町（楡葉町、富岡町）及び東京電力の三者で、新たな協定⁴を締結した。

また、原発事故の影響が広範囲に及んだことを踏まえ、同日、周辺11市町村（いわき市、田村市、南相馬市、川俣町、広野町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯館村）においても、県及び東京電力との協定⁵を新たに締結した。

イ 協定の内容

協定では、廃炉安全監視協議会に立入調査や措置要求等の権限を付与するとともに、施設の新増設等に関する事前了解・事前説明、措置要求等の権限により、福島第二原発の廃炉等に係る取組を厳しく監視することとしている。

また、原子力防災対策、放射性物質の排出管理、作業員の安全衛生対策などにより、安全確保の取組の充実強化を図ることとしている。

ウ 事前了解について

廃止措置計画の認可申請（変更の場合を含む。）を伴う施設等の新増設、変更又は廃止のうち周辺地域住民の線量当量の評価に係るもの等については、立地町との協定に基づき、事前に県及び立地町の了解を得ることとしている。

なお、周辺市町村との協定においては、事前了解に代えて事前説明となるが、周辺11市町村も廃炉安全監視協議会を通じて意見を述べられることとしている。

○ 事前了解の実績（原発事故～現在）

- ・ 廃止措置計画（第1段階）……令和3年6月16日

エ 福島県原子力発電所安全確保技術検討会について

技術検討会は、県及び原発の立地町（楡葉町、富岡町、大熊町、双葉町）で構成し、技術的視点から事前了解事項に係る安全面の確認を行うこととしている。

○ 会議開催状況（令和6年度）

- ・ 第1回 令和6年5月29日（使用済燃料乾式貯蔵施設）
- ・ 第2回 令和6年6月28日（使用済燃料乾式貯蔵施設）※書面開催

⁴ 東京電力ホールディングス株式会社福島第二原子力発電所の廃炉の実施に係る周辺地域の安全確保に関する協定書

⁵ 東京電力ホールディングス株式会社福島第二原子力発電所の廃炉の実施に係る周辺市町村の安全確保に関する協定書

(4) 福島県原子力発電所の廃炉に関する安全監視協議会（廃炉安全監視協議会）

ア 設置の経緯

年 月	事 項
平成24年 9 月18日	「有識者懇談会」において、廃炉に向けた取組に係る監視のあり方について検討を行う。
平成24年11月30日	原子力事故対応関係市町村会議において、原子力発電所の安全監視組織として「廃炉安全監視協議会」の設置を協議する。
平成24年12月 7 日	原子力事故対応関係市町村会議での協議を関係市町村に照会し、同意を得て、「廃炉安全監視協議会」を設置。
平成27年 1 月 7 日	立地町の安全協定の改訂により、協議会の位置づけと権限を規定した。
平成28年 9 月 1 日	周辺市町村との安全協定の締結により、立地町と同等の協議会による権限を規定した。

イ 廃炉安全監視協議会の概要

(ア) 目的

中長期ロードマップ等に基づく国及び東京電力の取組状況について、安全確保に関する事項を確認し、関係機関が情報共有をすることを目的として設置。

協議会が行う国及び東京電力の取組の確認のための調査には、会議における質疑及び文書による照会、現地調査がある。

(イ) 協議内容

- 福島第一原子力発電所の廃止措置等に向けた中長期ロードマップに基づく取組に関すること。
- 特定原子力施設の実施計画に基づく取組に関すること。
- 福島第二原子力発電所の冷温停止維持に必要な取組に関すること。
- 原子力発電所の廃止措置に関する安全確保のために必要と認められること。

(ウ) 会長：福島県危機管理部長

(エ) 構成員

専門委員：学識経験者。20名以内で、任期は2年。再任が可能。現在、19名を専門委員として委嘱。（令和7年2月現在）

行政機関：福島県、いわき市、田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯舘村から指名された職員（福島県は危機管理部政策監、原子力安全対策課長、放射線監視室長、環境放射線センター所長が構成員となっている）

(オ) 説明者

会長が必要と認める場合、経済産業省、原子力規制委員会、東京電力ホールディングス株式会社に対し説明者として出席を求めることができる。

(カ) 部会の設置

特定の事項について協議するため、「労働者安全衛生対策部会」及び「環境モニタリング評価部会」を設置。

ウ 福島第一原子力発電所の安全確保協定に基づく廃炉安全監視協議会の権限付与

福島第一原子力発電所の安全確保協定では、廃炉安全監視協議会に対して、以下の事項について権限を付与している。

(ア) 立入調査

以下の２点について、立入調査を行うことができる。

- 発電所周辺の環境放射能等に関し、異常な事態が生じた場合
- 発電所の廃炉等に向けた取組の実施状況等に関し、特に必要と認めた場合

(イ) 状況確認

立入調査の場合を除き、東京電力が行う発電所の環境放射能等の測定、廃炉等に向けた取組の実施状況、その他発電所の安全確保に関する事項について、必要に応じて、随時状況の確認を行うことができる。

(ウ) 適切な措置の要求

安全確保のための特別の措置を講ずる必要があると認めた時、東京電力に対して適切な措置を講ずること、又は国に対して、東京電力が適切な措置を講ずるよう指導・監督の徹底を求めるものとする。

なお、「福島第一原子力発電所の廃炉等の実施に係る周辺地域の安全確保に関する協定書」（平成27年１月７日締結）においては、県及び立地町の双葉町及び大熊町に、「福島第一原子力発電所の廃炉等の実施に係る周辺市町村の安全確保に関する協定書」（平成28年９月１日締結）においては、県、いわき市、田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楡葉町、富岡町、川内町、浪江町、葛尾村、飯舘村に同様の権限が付与されている。（県以外の市町村は、状況確認のみ）

(エ) 開催状況（令和６年度）

- ・ 第１回 令和６年４月24日
- ・ 第２回 令和６年８月20日
- ・ 第３回 令和６年10月24日
- ・ 第４回 令和６年12月20日
- ・ 第５回 令和７年１月24日※書面開催
- ・ 第６回 令和７年３月21日

※令和５年度までの開催状況は資料編P.104～に掲載



第2回廃炉安全監視協議会



詳しい開催結果はこちらの二次元コードからご覧いただけます。

(5) 部 会

特定の事項について議論するために、「労働者安全衛生対策部会」及び「環境モニタリング評価部会」を設置している。

ア 労働者安全衛生対策部会

(7) 協議内容

- 廃止措置等作業従事者の安全確保、雇用適正化、要員確保に関すること。
- 作業措置等作業環境の安全確保に関すること。

(イ) 部会長：福島県危機管理部政策監

(ウ) 構成員：廃炉安全監視協議会の専門委員、県及び関係する13市町村の職員、福島労働局、経済産業省、原子力規制庁、本県の関係各課（エネルギー課、環境創造センター、地域医療課、雇用労政課）

(エ) 会長が必要と認める構成員以外の者：東京電力ホールディングス株式会社

(オ) 開催状況（令和6年度）

- ・ 第1回 令和6年6月14日
- ・ 第2回 令和6年10月7日
- ・ 第3回 令和7年2月19日

※令和5年度までの開催状況は資料編P.116～に掲載



第2回労働者安全衛生対策部会



詳しい開催結果はこちらの二次元コードからご覧いただけます。

イ 環境モニタリング評価部会

(7) 協議内容

- 原子力発電所周辺モニタリングの計画及び結果に関すること。

(イ) 部会長：福島県危機管理部政策監

(ウ) 構成員：廃炉安全監視協議会の専門委員、県及び関係する13市町村の職員、原子力規制庁、本県の関係各部（生活環境部、保健福祉部、農林水産部）

(エ) 会長が必要と認める構成員以外の者：原子力規制委員会、経済産業省、環境省、東京電力ホールディングス株式会社

(オ) 開催状況（令和6年度）

- ・ 第1回 令和6年6月12日
- ・ 第2回 令和6年9月12日
- ・ 第3回 令和6年12月25日
- ・ 第4回 令和7年3月19日

※令和5年度までの開催状況は資料編P.122～に掲載



第1回環境モニタリング評価部会



詳しい開催結果はこちらの二次元コードからご覧いただけます。

(6) 福島県原子力発電所の廃炉に関する安全確保県民会議（廃炉安全確保県民会議）

ア 目的

原子力発電所の廃止措置等に向けた東京電力ホールディングス株式会社及び国の取組について、安全かつ着実に進むよう県民の目で確認していくことを目的として、関係13市町村の住民及び各種団体の代表者等で構成する会議を平成25年8月4日に設置。

イ 協議事項

- 福島第一原発の廃止措置等に向けた中長期ロードマップに基づく取組状況
- 特定原子力施設の実施計画に基づく取組状況
- 福島第二原子力発電所の廃止措置計画等に基づく取組状況
- その他、原子力発電所の廃止措置に関する安全確保の取組状況等

ウ 構成員：県民13名（関係13市町村から各1名）、各種団体の推薦者15名（団体から各1名）、学識経験者3名

エ 開催状況（令和6年度）

- ・ 第1回 令和6年6月11日
- ・ 第2回 令和6年10月8日
- ・ 第3回 令和6年11月19日※現地調査
- ・ 第4回 令和7年1月28日

※令和5年度までの開催状況は資料編P.128～に掲載



第3回廃炉安全確保県民会議



詳しい開催結果等はこちらの二次元コードからご覧いただけます。

(7) 原子力安全対策課榎葉町駐在

ア 目的

東京電力の廃炉に向けた取組の監視体制を強化するため、平成26年4月1日から、榎葉町に原子力安全対策課職員が駐在し、立ち入りによる状況確認や、トラブル時の迅速な情報収集を行っている

イ 活動内容

職員2名体制でローテーションを組み、平日は毎日、福島第一原発の立ち入りを行い、トラブル発生時等は休日夜間を問わず速やかに現場確認を行っている。

確認した結果は、県のホームページに公開している。

○ 現場確認

タンクエリア、地下水バイパス設備、凍土遮水壁、ALPS、使用済燃料プールなど確認を要する箇所の調査計画を定めて現場を確認している。

○ 東京電力からの説明聴取

新事務本館において、東京電力から最新のプラント管理状況、トラブル発生状況（原因、再発防止対策など）、県の申し入れ事項に対する対応状況などを確認している。

○ プラント関連パラメータの確認

原子炉注水状況、原子炉圧力容器底部温度、原子炉格納容器内温度、窒素封入流量、水素濃度、使用済燃料プール水温度などの各種パラメータについて確認している。



状況確認を行う様子



詳しい活動の内容はこちらの二次元コードからご覧いただけます。

(8) 原子力対策監・専門員

福島第一原発においては、汚染水対策や、燃料デブリの取り出しなど前例がなく、困難な課題への対応が必要となっている。県は、監視体制を強化するため原子力に関する専門家を原子力対策監・原子力総括専門員・原子力専門員として配置している。

ア 原子力対策監（1名）

国・東京電力の取組の評価分析を行い、県として国に求めるべき政策について提言等を行う。

イ 原子力総括専門員（1名）、原子力専門員（2名）

国・東京電力からの報告対応や県の監視業務における企画立案及び指導、助言等を行う。監視業務に必要な情報収集や整理、専門知識について職員研修を通じて指導、助言等を行う。

(9) 職員の専門性向上

ア 目的

原子力に関する職員の専門性の向上を図るため、平成27年度から職員研修を実施。

イ 研修カリキュラム

○ 基礎研修：県及び関係市町村職員

原子力全般の知識向上を目的とし、講義形式により原子炉の構造などについて基礎的な理論を学ぶ。

○ 専門研修：県職員（理論研修は関係市町村職員も対象）

- ・ 理論研修…原子力全般のより深い知識向上を目的とし、講義形式により原子炉物理などの理論を学ぶ。
- ・ 設備研修…原子力発電所設備の概要に関する知識の強化を図ることを目的に、実習形式により学ぶ。

ウ 令和6年度の実施状況

○ 基礎研修

- ・ 理論研修…令和6年7月22日

○ 専門研修

- ・ 理論研修……………令和6年9月24日～27日
- ・ 発電所設備基礎研修…令和6年11月19日～21日
- ・ 機械設備研修……………令和6年12月11日～12日



理論研修



発電所設備基礎研修

3 広報活動

県では、福島第一・第二原子力発電所の廃炉に向けた取組の進捗状況や県の安全監視の取組に関する情報を発信するため、各種媒体による広報活動を実施している。

(1) 広報紙「廃炉を知る」の発行

廃炉に向けた取組の進捗状況や県の安全監視の取組について、分かりやすく解説した広報紙「廃炉を知る」を平成29年度より年4回発行し、福島第一・第二原子力発電所の周辺住民や県内外の避難者に配布している。



バックナンバーはこちらの二次元コードからご覧いただけます。



広報紙「廃炉を知る」

○ 令和6年度の発行状況

- ・ 令和6年6月号「どうなっているの？燃料デブリと使用済燃料の取り出し」
- ・ 令和6年10月号「どのように進められるの？燃料デブリの試験的取り出し」
- ・ 令和6年12月号「どのように進んでいるの？燃料デブリの試験的取り出し」
- ・ 令和7年3月号「福島第一原子力発電所の構内って今どうなっているの？」

(2) イベント等への出展

廃炉に向けた取組の進捗状況や県の安全監視の取組について、県内のイベントに出展し、情報提供を行っている。

○ 令和6年度の実施状況

- ・ 令和6年9月14日 ふたばワールド2024 in ひろの



ふたばワールド出展の様子

(3) インターネットによる情報発信

ア ホームページ

原子力安全対策課のホームページでは、原子力発電所の状況を示したデータや現地に駐在する県職員が行う現地確認の報告書を掲載している。また、廃炉安全監視協議会等の各種会議の開催結果、国・東京電力への申し入れ、原子力防災、環境放射能の測定結果等についても掲載している。

イ 動画配信

廃炉安全確保県民会議のライブ配信を行うとともに、会議後に録画した映像を掲載している。また、県の安全監視の取組や原子力防災訓練の様子をYouTubeに掲載している。



アニメーション「廃炉を知る」



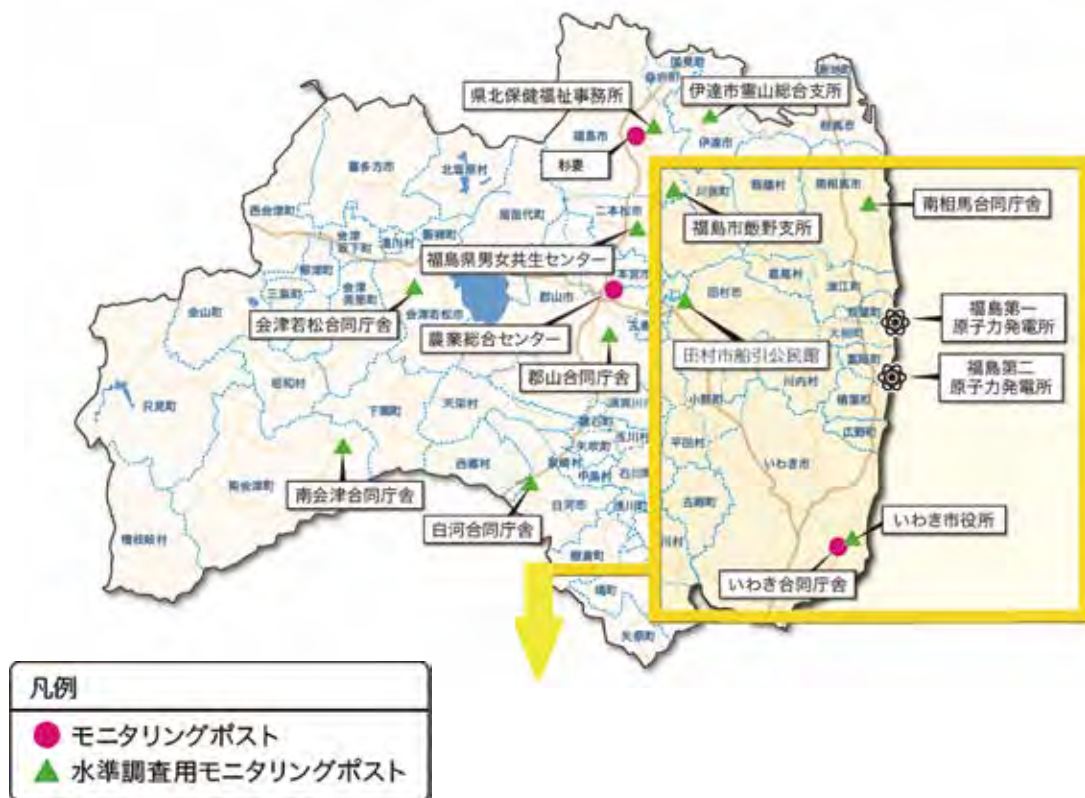
県で作成した各種動画はこちらの二次元コードからご覧いただけます。

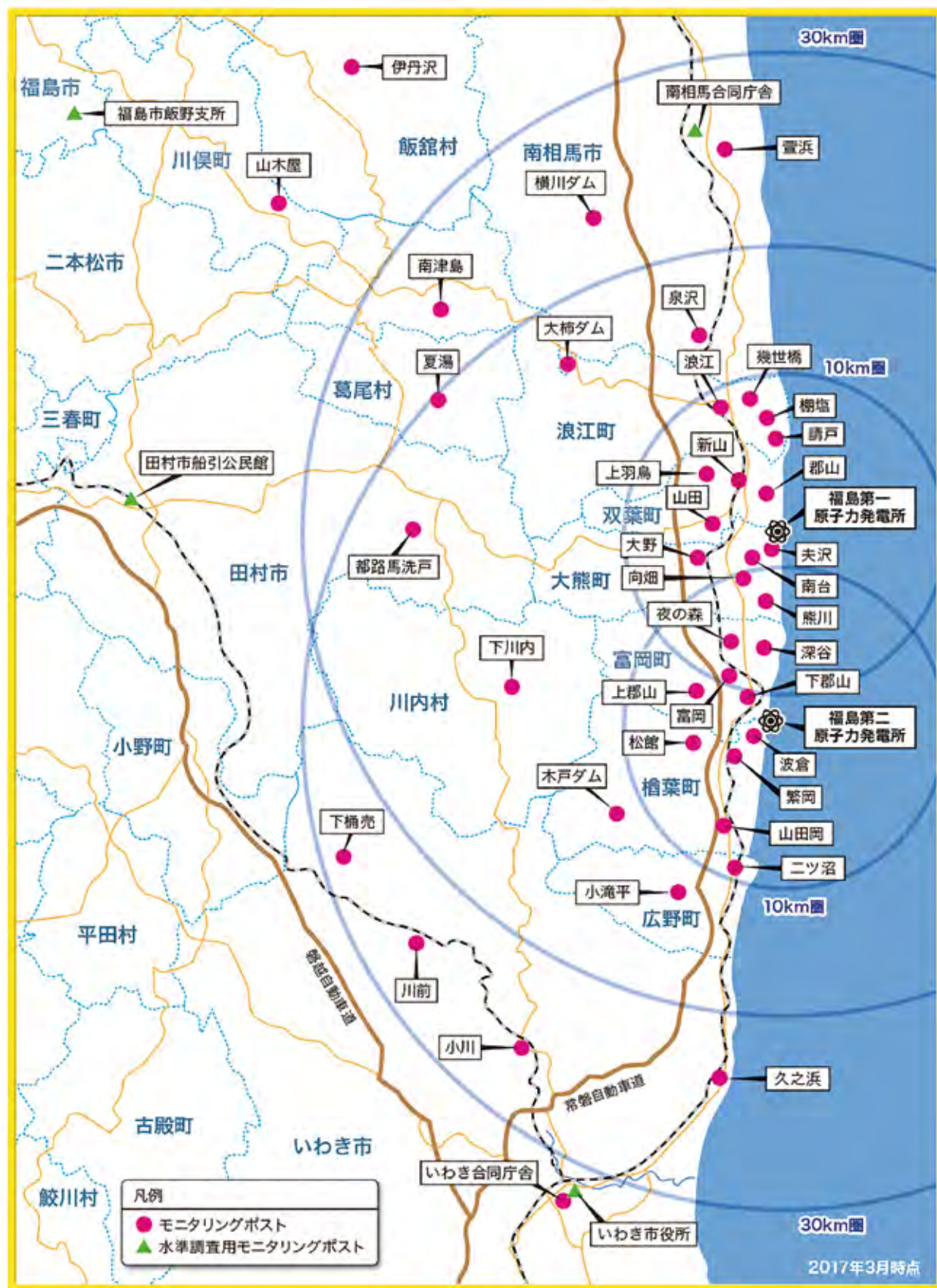
4 県内のモニタリング体制について

(1) 福島第一原子力発電所周辺のモニタリング体制

ア 発電所周辺陸域のモニタリング体制

- 事故前は発電所周辺概ね半径10km以内の24地点で環境監視を行っていたが、事故後、監視の範囲を概ね半径30kmまで拡大してモニタリングポストを増設し、平成29年度からは計53地点で廃炉作業等による放射性物質の放出の有無を監視している。
- モニタリングポスト（53地点）では空間線量率の上昇の有無を常時監視するとともに、連続ダストモニタ（17地点）、リアルタイムダストモニタ（9地点）及びダストサンプラ（16地点）により大気浮遊じんの測定も行っている。
- モニタリングポストとダストモニタの測定値については、テレメータシステムにより収集され、県ホームページでリアルタイムに公表している。





モニタリングポストの配置

測定器	測定項目	いわき市					田村市		広野町		楡葉町					富岡町				川内村	大熊町					
		小川	久之浜	下桶売	川前	いわき市役所	いわき合同庁舎	都路馬洗戸	田村市船引公民館	二ツ沼	小滝平	山田岡	木戸ダム	繁岡	松館	波倉	上郡山	下郡山	深谷※	富岡	夜の森	下川内	向畑	熊川※	南台	大野
低線量率計	低線量率	●	●	●	●			●		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
高線量率計	高線量率	●	●	●	●			●		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
線量率計	線量率					●	●		●																	
中性子線量率計	中性子線量率																									
連続ダストモニタ	α濃度	●						●			●		●	●						●		●				●
	β濃度	●						●			●		●	●					●		●					●
リアルタイムダストモニタ	α濃度		●	●	●																	●				
	β濃度		●	●	●																	●				
ダストサンブラ	γ濃度									●		●			●	●	●	●		●					●	
ヨウ素モニタ	ヨウ素濃度												●						●							●
ヨウ素サンブラ	ヨウ素濃度	●						●			●		●								●					●
気象観測装置	風向・風速	●	●	●	●			●			●		●	●					●		●					●
	温度・湿度																		●							●
	気圧																		●							●
	大気安定度																		●							●
	降水量																		●							●
	感雨雪	●	●	●	●			●			●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●

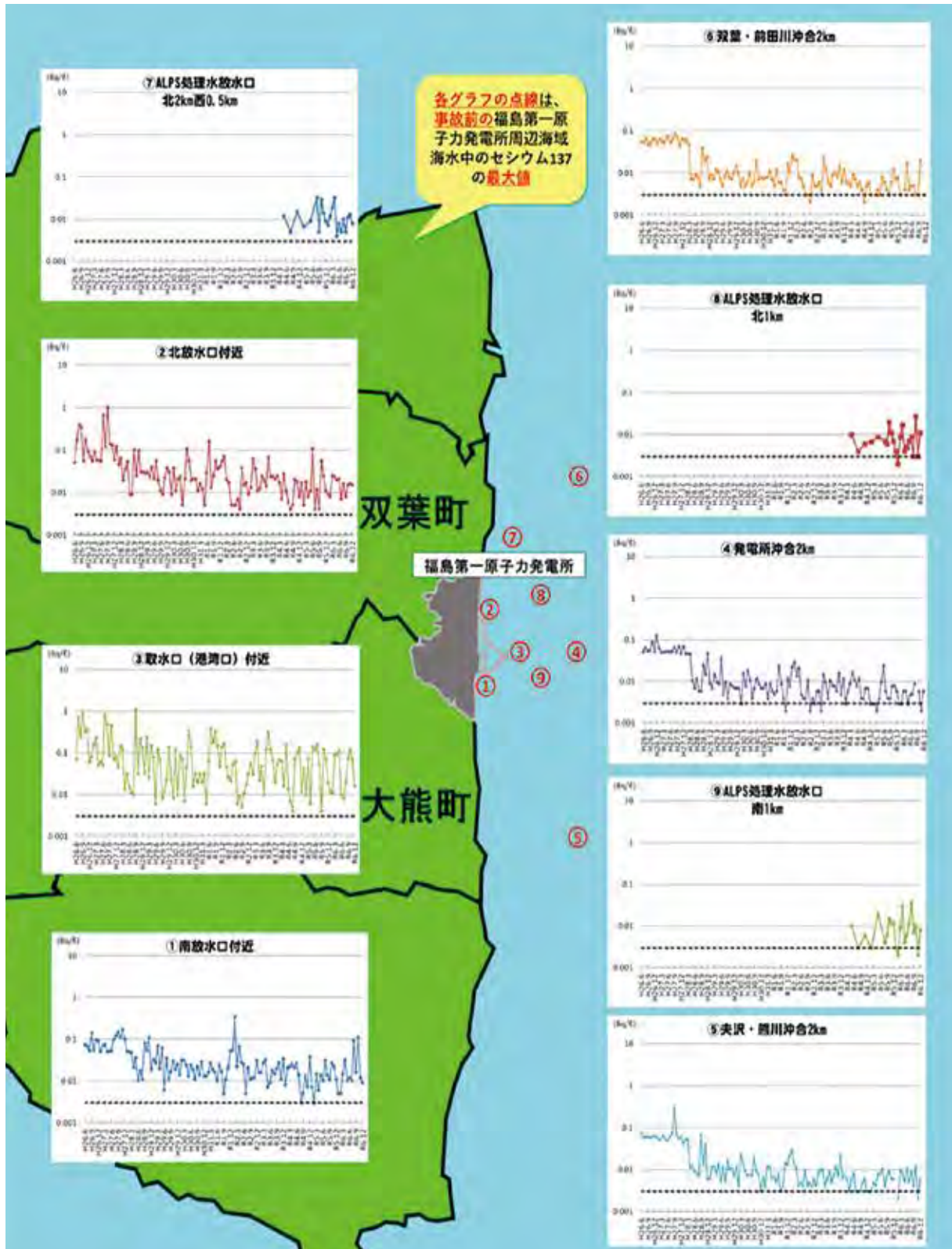
測定器	測定項目	双葉町				浪江町					葛尾村	南相馬市			飯館村	川俣町	福島市	伊達市	二本松市	郡山市	白河市	会津若松市	南会津町				
		山田	郡山	新山	上羽鳥	請戸※	棚塩※	浪江	幾世橋	大柿ダム	南津島	夏湯	泉沢	横川ダム	萱浜	南相馬合同庁舎	伊丹沢	山木屋	杉妻	県北保健福祉事務所	福島市飯野支所	伊達市霊山総合支所	福島県男女共生センター	郡山合同庁舎	農業総合センター	白河合同庁舎	会津若松合同庁舎
低線量率計	低線量率	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●		●	●										
高線量率計	高線量率	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●		●	●										
線量率計	線量率														●				●	●	●	●	●	●	●	●	●
中性子線量率計	中性子線量率													●													
連続ダストモニタ	α濃度		●						●	●			●	●		●	●										
	β濃度		●						●	●			●	●		●	●										
リアルタイムダストモニタ	α濃度	●		●	●					●			●														
ダストサンブラ	β濃度	●		●	●					●			●														
ダストサンブラ	γ濃度							●																			
ヨウ素モニタ	ヨウ素濃度								●					●		●	●										
ヨウ素サンブラ	ヨウ素濃度								●				●	●													
気象観測装置	風向・風速		●						●	●	●	●	●	●	●	●	●										
	温度・湿度															●											
	気圧																										
	大気安定度															●											
	降水量															●											
	感雨雪	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●								

※ 可搬型モニタリングポストによる測定

各モニタリングポストの測定器及び測定項目

イ 発電所周辺海域のモニタリング体制

- 廃炉作業に伴う海域への影響を監視するため、令和4年度から福島第一原子力発電所周辺の既存6測点に3測点を追加し、計9測点でモニタリングを実施している。
- ALPS処理水の海洋放出開始後は、9測点で毎月調査を実施し、調査結果を県のホームページ等で公開している。



海水中のセシウム137の濃度変化

- ※ 各調査地点において、海水《表層水、約185リットル》を採取し分析。
- ※ 検出下限値未満の場合は、検出下限値をプロットしている。
- ※ 事故後は緊急時の簡易法で分析していたが、平成28年4月から従来の分析方法に戻した。
- ※ 点線は事故前の福島第一原子力発電所周辺海域の海水中のセシウム137の最大値を示している。

(2) 県内全域における空間線量率モニタリング

ア 定点モニタリング

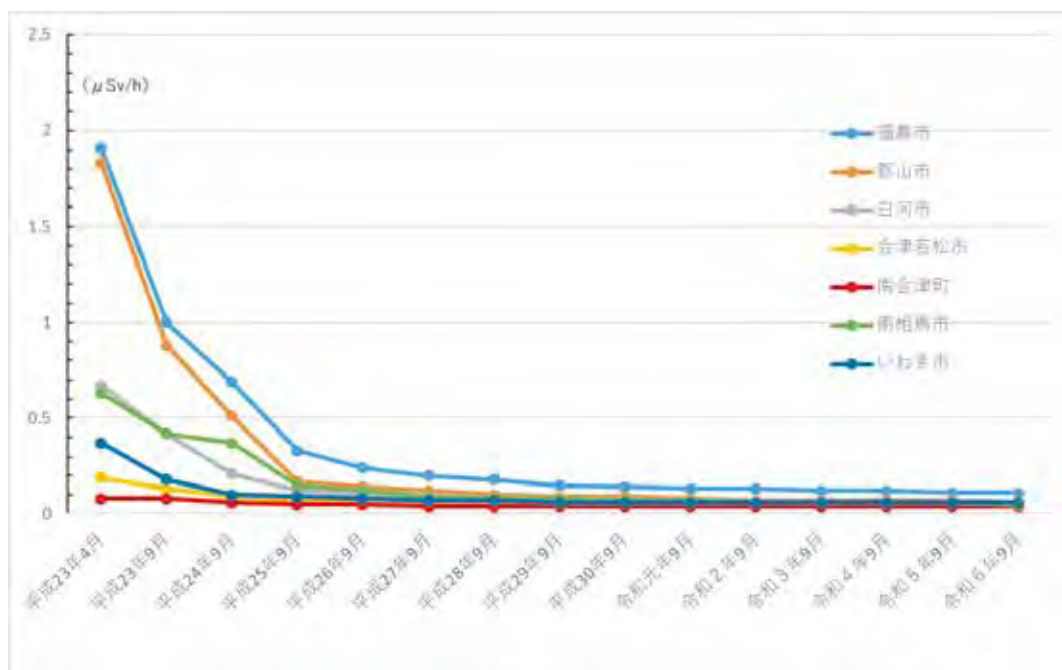
- 震災発生以降、地方振興局等でサーベイメータ等による定点モニタリングを開始し、逐次、調査地点を拡大した。（平成23年度末：127地点）
- 平成24年4月からは、文部科学省が整備したモニタリングポスト545台（平成25年4月から原子力規制庁所管）の本格運用により、サーベイメータ等による断続的な測定体制から、常設モニターによる連続測定体制へ移行した。
- 令和7年3月末時点のモニタリングポストによる定点測定地点数は619地点（原子力規制庁565台、県54台）となっている。
- また、文部科学省（平成25年4月からは原子力規制庁）及び県は、学校や公園等リアルタイム線量測定システムを整備し、令和7年3月末時点の測定地点数は2,872地点となっている。
- これらの測定結果は、「福島県放射能測定マップ」等で公開している。

県内における空間線量率の経時変化

単位：μSv/h

	福島市	郡山市	白河市	会津若松市	南会津町	南相馬市	いわき市
事故前（平成21年度）	0.04	0.04～0.06	0.04～0.05	0.04～0.05	0.02～0.04	0.05	0.05～0.06
平成23年4月	1.91	1.83	0.67	0.19	0.08	0.63	0.37
平成23年9月	1.00	0.88	0.42	0.13	0.08	0.42	0.18
平成24年9月	0.69	0.51	0.21	0.09	0.06	0.37	0.10
平成25年9月	0.33	0.17	0.12	0.07	0.05	0.15	0.09
平成26年9月	0.24	0.14	0.10	0.07	0.05	0.12	0.08
平成27年9月	0.20	0.12	0.09	0.06	0.04	0.09	0.07
平成28年9月	0.18	0.10	0.08	0.06	0.04	0.08	0.07
平成29年9月	0.15	0.09	0.07	0.05	0.04	0.08	0.06
平成30年9月	0.14	0.09	0.07	0.05	0.04	0.07	0.06
令和元年9月	0.13	0.08	0.06	0.05	0.04	0.07	0.06
令和2年9月	0.13	0.07	0.06	0.05	0.04	0.06	0.06
令和3年9月	0.12	0.07	0.06	0.05	0.04	0.06	0.06
令和4年9月	0.12	0.07	0.06	0.05	0.04	0.06	0.06
令和5年9月	0.11	0.07	0.06	0.05	0.04	0.06	0.06
令和6年9月	0.11	0.06	0.05	0.05	0.04	0.05	0.06

- ※ 月間平均値を記載。ただし、平成21年度の数値は放射線レベル調査結果。
- ※ 測定場所は、福島市が県北保健福祉事務所、その他は県合同庁舎。
- ※ 福島市と郡山市は平成25年4～5月、白河市は平成28年6月、南相馬市は平成28年12月に除染実施。



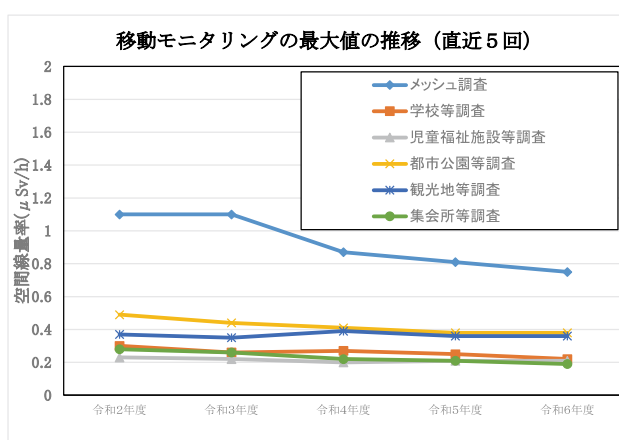
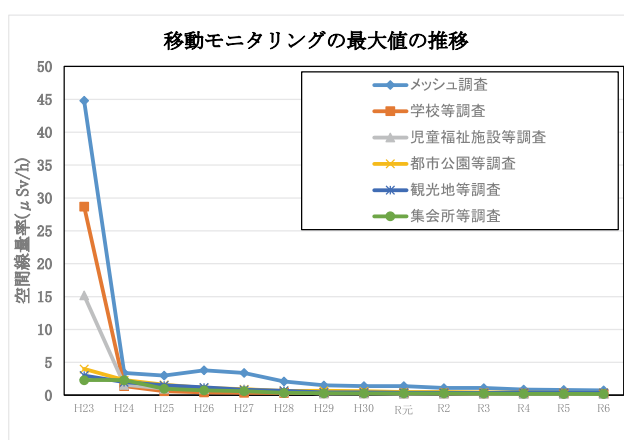
空間線量率の推移

イ 移動モニタリング

- 子供への健康影響を心配する声が高まったことから、平成23年4月から学校の校庭、生活道路のモニタリングを実施した。
- また、県内全域の線量分布を把握するため、メッシュ調査（県内を2km四方区画に分け、原則一区画毎に1調査地点を選定し測定する調査）を、平成23年4月から開始し、マップとして公表した。
- その後、児童福祉施設、文化・体育施設、公園・集会所等の公共的施設、観光地などに順次拡大し、定期的に調査を行っている。

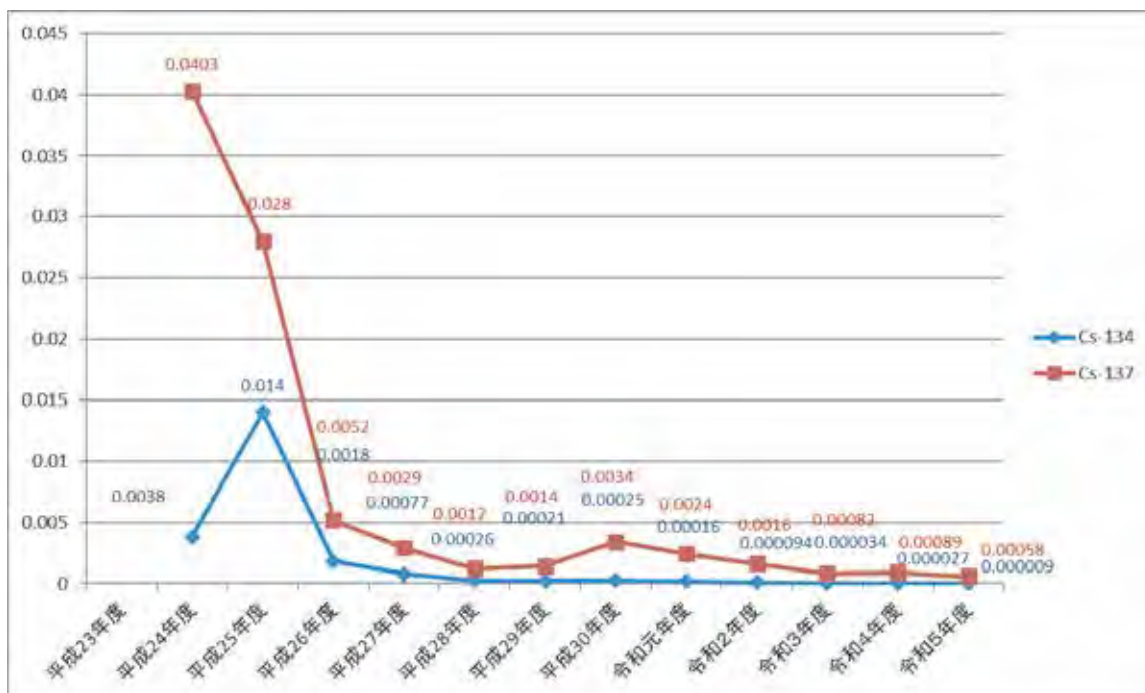
※ 延べ実施地点数 241,679地点（令和7年3月末）

- 空間線量率を面的に把握するため、自動車走行サーベイを実施している。



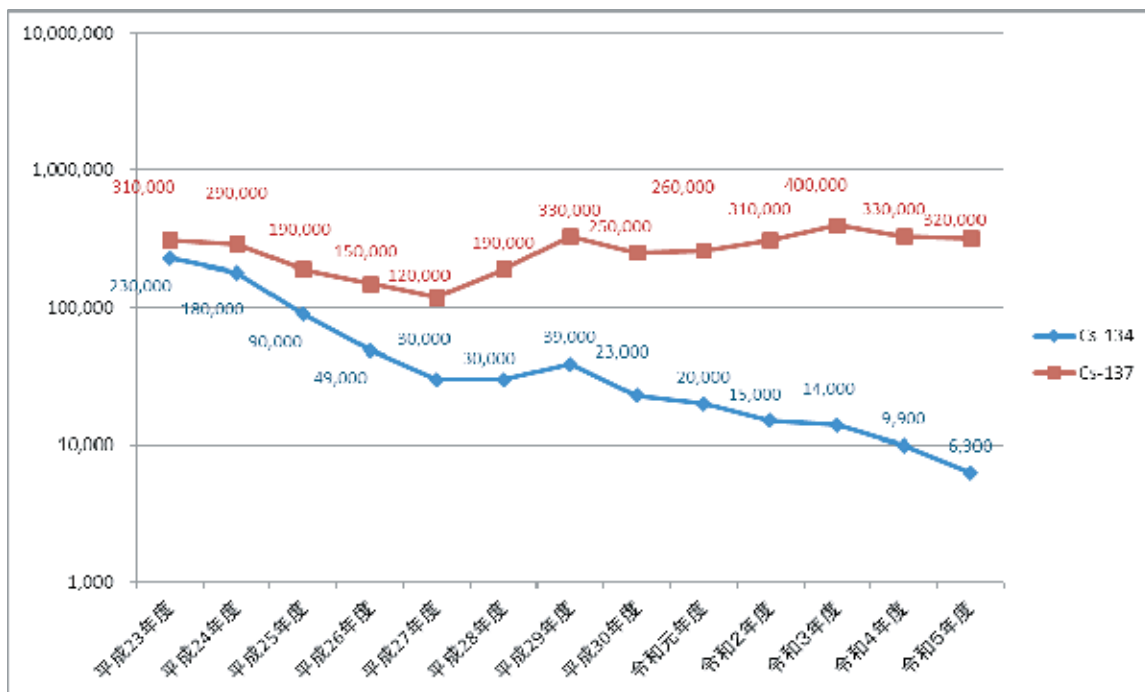
(3) 環境試料の核種分析の結果

ア 大気浮遊じん（県内全域）



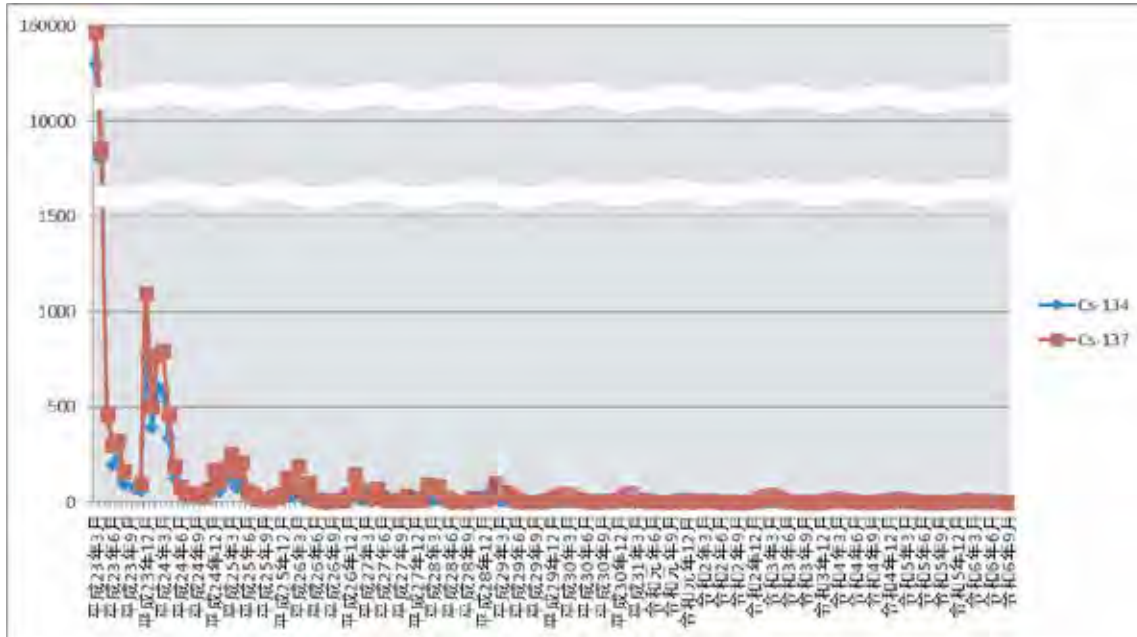
大気浮遊じん中の放射性セシウム濃度最大値の推移（単位：Bq/m³）

イ 土壌（県内全域）



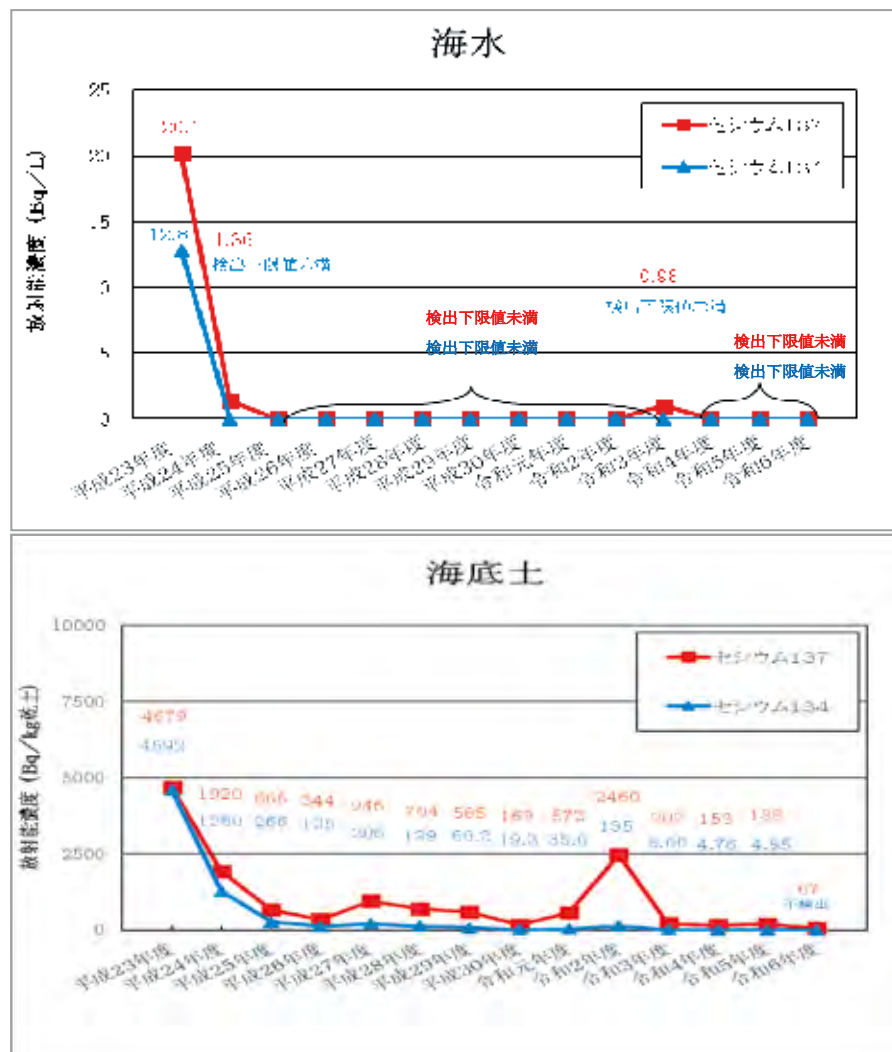
土壌中の放射性セシウム濃度最大値の推移
（平成23年度～平成27年度の単位：Bq/kg湿土、平成28年度以降の単位：Bq/kg乾土）

ウ 月間降下物（福島市）



月間降下物中の放射性セシウム濃度の推移（単位MBq/km²=Bq/m²）

エ 港湾・海面漁場



海水・海底土壌中の放射性セシウム濃度最大値の推移

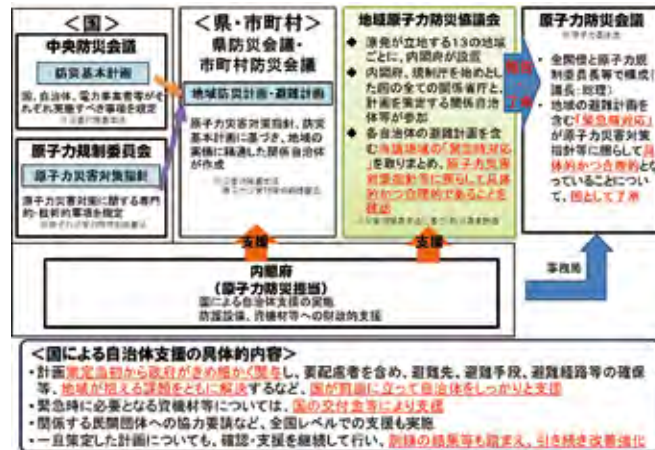
5 原子力防災対策について

(1) 国の原子力防災対策の概要

福島第一及び福島第二原子力発電所の事故を契機に、原子力施設等の安全規制と災害対策に係るそれまでの体制が抜本的に見直され、原子力規制を一元的に担う組織として原子力規制委員会が発足するとともに、原子力災害対策特別措置法（以下「原災法」という。）が改定された。

改定原災法は、原子力災害予防対策、緊急事態応急対策及び原子力災害事後対策（以下「原子力災害対策」という。）の円滑な実施を確保するための指針として、原子力規制委員会が原子力災害対策指針を定めることを規定しており、原子力事業者、国、地方公共団体等は、平常時から緊急時の原子力災害対策に関する計画を整備し、訓練することが求められている。

国ではこれらを踏まえ、関係自治体の地域防災計画・避難計画の具体化・充実化の支援を行うとともに、原子力発電所の所在地域ごとに設置されている「地域原子力防災協議会」において、内閣府を含む関係省庁と関係自治体に参加し、関係自治体の地域防災計画や避難計画を含むその地域の緊急時における対応を取りまとめたものとして「緊急時対応」の作成を目指している。



出典：内閣府 < https://www8.cao.go.jp/genshiryoku_bousai/faq/faq.html >

(2) 県の原子力防災対策の概要

ア 福島県地域防災計画の見直しと修正

福島県地域防災計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第40条に基づき、福島県防災会議が国の防災基本計画に則って作成した計画である。

この計画には自然災害を対象とした「一般災害対策編」、「地震・津波災害対策編」、「事故対策編」のほかに、原子力災害を対象とした「原子力災害対策編」が策定されており、県はこの計画に基づいて災害応急対策を行う。

※ 地域防災計画（原子力災害対策編）の概要は資料編（P.144～P.149）に掲載

この計画は、福島第一原子力発電所の事故後、福島県防災会議において、次頁のとおり定期的に見直しを行い、修正している。

○ 福島県地域防災計画の見直しの経過

【平成24年度】（平成24年11月29日 県防災会議修正）

初動対応を中心とした見直し

- 原子力防災対策を重点的に充実すべき地域の拡大（大熊町・双葉町・富岡町・楡葉町・広野町・浪江町の6町から、暫定的にいわき市、田村市、南相馬市、川俣町、川内村、葛尾村、飯舘村を加え、13市町村全域に拡大）
- 通報連絡の強化（従来の防災行政無線等に加え緊急時連絡網システム及び衛星携帯電話を整備）
- 県災害対策本部体制の強化（複合災害時の対応強化として新たに原子力班を設置）



事故前後の重点区域

【平成24年度】（平成25年3月26日 県防災会議修正）

原子力災害対策指針の制定等（平成24年10月31日制定及び平成25年2月27日全部改正）を踏まえた見直し

- 暫定的に予防的防護措置を準備する区域（PAZ）及び緊急時防護措置を準備する区域（UPZ）を導入
- 放射性物質放出前においては、原子力発電所の状況等により、警戒事態、施設敷地緊急事態、全面緊急事態の3つの区分に応じた防護措置を導入
- 放射性物質放出後においては、空間放射線量率等によるOIL（運用上の介入レベル）を判断基準とした防護措置を導入



福島第一及び第二原子力発電所におけるPAZの範囲

【平成25年度】（平成26年2月13日 県防災会議修正）

原子力災害対策指針の改正（平成25年6月5日改正）を踏まえた見直し

- 緊急時モニタリング体制の強化（県が緊急時モニタリングセンターの設置支援）
- モニタリング測定対象区域を拡大（10km圏内から全県に拡大）
- モニタリング実施体制の拡充（迅速化を図るため各実施機関において測定分析を実施）

【平成27年度】（平成28年2月1日 県防災会議修正）

原子力災害対策指針の改正（平成27年4月22日改正）を踏まえた見直し

- 暫定的に13市町村を原子力災害対策重点区域としていたものを引き続き防護措置を講じる必要な範囲とするとともに避難指示区域における防護措置を設定
- 原子力災害対策重点区域外における防護措置
- 放射性物質の放出後における防護措置の実施判断を緊急時モニタリングの実測結果により行うと規定



現在の原子力災害対策重点区域

【令和元年度】（令和元年7月2日 県防災会議修正）

原子力災害医療行動計画の改正（平成30年3月26日改正）を踏まえた見直し

- 原子力災害医療機関の施設要件、
- 原子力災害医療体制への移行
- 原子力災害医療調整官の設置
- 避難退域時検査及び除染等の用語変更
- 医療中継拠点の追加
- 県現地災害対策本部医療班の体制見直し
- 自然災害による警戒事態の判断基準の変更
- 屋内退避中における自然災害への対応
- 防護措置の実施方針策定及び共有
- 地域原子力防災協議会の位置づけ

【令和3年度】（令和4年2月28日 県防災会議修正）

令和3年5月に改正された災害対策基本法を踏まえて修正された国の防災基本計画の内容を反映させるとともに、原子力災害対策指針の改正等を踏まえた見直し

- 避難勧告・避難指示の一本化
- 防護措置の実施方針作成項目の明確化
- 新型コロナウイルス等の感染症対策の追加
- 施設敷地緊急事態要避難者における妊婦等の取扱いについて
- 核燃料物質等の運搬中の事故に関する対応

【令和4年度】（令和5年3月20日 県防災会議修正）

令和4年6月に改正された国の防災基本計画の内容を反映させるとともに、原子力災害対策指針の改正等を踏まえた見直し

- 甲状腺被ばく線量モニタリングの実施
- 放射線防護対策の対象となる防災業務関係者の範囲の明確化
- 個別避難計画の作成について
- 職員の配備基準の明確化

【令和5年度】（令和6年3月21日 県防災会議修正）

令和5年5月に改正された国の防災基本計画の内容を反映させるとともに、原子力防災指針等の改正を踏まえた見直し

- 高度被ばく医療支援センターの追加
- 県災害対策本部 事務分掌の変更

【令和6年度】（令和7年3月25日 県防災会議修正）

令和6年度における改正は、令和6年6月に改正された国の防災基本計画及び令和6年9月に改正された原子力災害対策指針の改正内容の反映並びに諸般の修正を行うためのものである。

- 新型コロナウイルス感染症に関する記載の削除
- 重点区域等の区分に応じた防護措置、緊急事態区分とEALの主な枠組みに関する記載の変更
- 原子力災害医療に係る研修及び訓練の対象者に関する記載の変更
- 災害対策本部等の編成、事務分掌及び設置基準等に関する記載順序の変更等

イ 原子力災害広域避難計画の策定

福島第一及び福島第二原子力発電所で、新たな原子力災害が発生若しくは発生するおそれがある場合に備え、福島県地域防災計画（原子力災害対策編）に基づき、平成26年4月30日に「福島県原子力災害広域避難計画」（策定当初は「暫定重点区域における福島県原子力災害広域避難計画」）を策定した（最終改定：令和6年3月）。



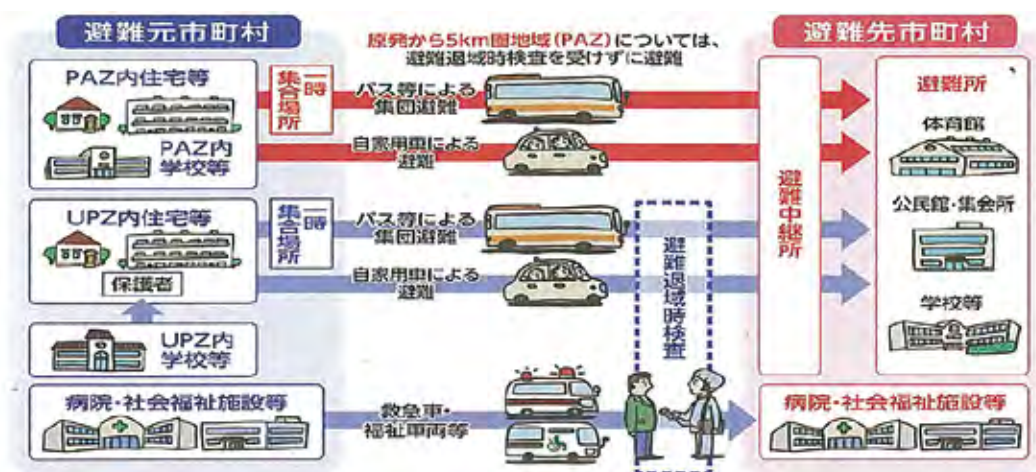
* 県内46市町村以外に茨城県内35市町村、新潟県内24市町村が避難先に設定されている。

この計画は住民避難等の応急対策が迅速に実施できるように広域避難の基本的なフレームを策定したものであり、原子力災害対策を重点的に実施すべき区域である13市町村ごとに避難先市町村を定めるとともに、基本的な避難ルート等を示したものとなっている。

また、13市町村は、住民を迅速に安全な場所へ避難誘導するための具体的な広域避難計画等を策定するものとし、あらかじめ行政区・地区ごとに避難施設、避難手段、避難ルート、避難情報の伝達手段を定め、住民に対して事前に周知しておくこととしている。

○ 福島県原子力災害広域避難計画の主な改定内容

平成26年 4月30日	計画策定
平成27年 3月30日	避難施設の決定、避難ルートの複数化、避難退域時検査場候補地の決定
平成28年 3月22日	いわき市の南方向への避難先として「茨城県」を設定、地域防災計画修正の反映（原子力災害対策重点区域及び避難指示区域における防護措置の設定）
平成28年12月15日	いわき市の西方向への避難先として「新潟県」を設定
令和 6年 3月29日	避難対象人口、避難先市町村、避難受入施設の修正
令和 7年 3月31日	参考資料の修正



(3) 原子力防災研修（令和6年度の実績）

原子力防災業務関係者を対象に原子力防災に関する知識習得及び原子力災害時における対応力向上を図るため、各種研修を実施している。

研修名	実施日	内 容
原子力災害対策センター初任者研修	令和6年8月8日	原子力災害対策センターの施設機能の理解及び機能操作の習熟を図り、緊急時に参集する職員の取るべき行動を確認する研修。
原子力防災基礎研修	令和6年5月29日、5月30日、5月31日	原子力災害時の住民防護措置を実施するために必要な放射線の基本的な知識を習得させる研修。

研修名	実施日	内 容
原子力災害対策 要員研修	令和6年7月16日、 7月17日	住民防護措置に関する基礎知識や対応能力を習得し、住民防護措置の計画・実施ができる基礎知識を習得させる研修。
原子力災害現地 対策本部図上演習	令和6年9月3日、 9月4日	住民防護措置の計画・実施をより深く理解させ、原子力防災訓練初参加者に必要な知識を習得させる研修。
原子力防災業務 関係者研修	令和7年1月31日、 2月1日	バス関係者が原子力災害時に支援を行うにあたり必要となる放射線防護の基礎知識等を学ぶ研修。

(4) 原子力防災訓練

「福島県地域防災計画（原子力災害対策編）」や「福島県原子力災害広域避難計画」等をもとに、本県における国、県、市町村及び防災関係機関職員の対応能力の向上、また、住民に対し、原子力災害時にとるべき行動の周知を図ることを目的として実施している。



災害対策本部運営訓練

ア 令和6年度原子力防災訓練

(7) 事故、事象想定（対象施設：福島第一原子力発電所）

福島県沖を震源とする最大震度6強の地震が発生し、福島第一原子力発電所5号機の使用済燃料プール冷却系停止及び燃料プール水の漏えいを確認（警戒事態）。

燃料プール水位の低下が止まらない状態となり、原災法第10条事象⁶（施設敷地緊急事態）へと進展。燃料プール水位低下に伴い遮蔽が減少し、放射線量が上昇していき原災法第15条事象⁷（全面緊急事態）へと進展していく。

(イ) 訓練内容

① 令和6年11月9日（土）

- 実施場所 田村市（田村市役所、田村市総合体育館ほか）
- 訓練項目 住民避難訓練（田村市災害対策本部運営訓練、広報訓練、一時集合場所設置運営訓練、住民移動訓練、防災ヘリによる市内状況確認、孤立集落からの避難訓練、避難退域時検査訓練、避難中継所・避難所設置運営訓練、甲状腺被ばく線量モニタリング訓練、安定ヨウ素剤配布訓練、要配慮者避難訓練（福祉施設）及び医療中継拠点設置運営訓練）
- 参加機関 20機関（約200名）



住民避難訓練（避難退域時検査）

⁶ 使用済燃料プール水位が燃料頂部の上位2 mまで低下

⁷ 使用済燃料プール水位が燃料頂部まで低下

一時移転指示が出た田村市では緊急速報メールやSNSによる情報発信に加え、田村市消防団の車両により住民へ一時移転の呼びかけを実施した。参加した住民は一時集合場所に集合し、県及び市が手配したバスにより避難を行った。

また、土砂崩れにより孤立集落が発生した想定で、住民数名が陸上自衛隊ヘリによる避難を行った。

② 令和7年1月21日（火）

- ・ 実施場所 福島県危機管理センター、福島県南相馬原子力災害対策センター、原子力災害対策重点区域13市町村ほか
- ・ 訓練項目 県災害対策本部運営訓練、国原子力災害現地対策本部運営訓練、県原子力現地災害対策本部運営訓練、緊急時通信連絡訓練、広報訓練、緊急時モニタリング訓練
- ・ 参加機関 124機関（約250名）

県災害対策本部運営訓練、国原子力災害現地対策本部運営訓練及び県原子力現地災害対策本部運営訓練では、地震発生に伴い、危機管理センターや原子力災害対策センター（以下「オフサイトセンター」という。）に参集した要員が関係機関と連携し、情報収集や災害の事象に応じた手順確認を行い、PAZ内住民の避難に係る調整や手配を行った。

また、県災害対策本部、国原子力災害現地対策本部、13市町村等をTV会議システムで繋ぎ、防護措置の現状と今後の取組について確認した。

広報訓練では、関係市町村の住民に向けて県防災アプリの配信を行った。

緊急時通信連絡訓練では、発電所からの通報文や国からの全面緊急事態の指示文等を受信し、各市町村等関係機関への転送を実施した。

※令和6年度までの訓練実施状況は資料編P150～153に掲載。

イ 通信連絡訓練

目 的 緊急時対応能力の向上

参加機関 国関係機関、防災関係機関、隣接県、事業者、福島県内59市町村、消防本部・関係消防署、県警察本部、関係警察署、県関係機関

(7) 第1回

- ・ 実施日 令和6年6月10日（月）
- ・ 訓練内容 福島第一原子力発電所の立地町で震度6弱の地震が発生した想定で、初動対応として「警戒事態」発生情報を連絡・転送する訓練を実施した。

(4) 第2回

- ・ 実施予定日 令和6年8月29日（木）※台風対応により中止

(ウ) 第3回

- 実施日 令和6年11月15日（金）
- 訓練内容 福島第一及び第二原子力発電所の立地町でそれぞれ震度6強、6弱の地震が発生した想定で開始し、「警戒事態」の情報を連絡・転送した。その後、福島第一原子力発電所において事故が発生、施設敷地緊急事態に進展した想定で原災法10条通報を連絡・転送する訓練を実施した。

(エ) 第4回（原子力防災訓練と併せて実施）

- 実施日 令和7年1月21日（火）
- 訓練内容 震度6強の地震により、福島第一原子力発電所5号機で事故が発生、全面緊急事態に該当した想定で、原災法第15条通報（全面緊急事態）を連絡・転送する訓練を実施した。

(オ) 第5回

- 実施日 令和7年3月3日（月）～3月6日（木）
- 訓練内容 衛星携帯電話の通信確認及び操作方法の習熟を目的とした訓練を実施した。

(5) 原子力災害対策センター（オフサイトセンター）の運用

ア 概 要

原子力災害対策センター（オフサイトセンター）とは、原子力災害時に、国、県、関係市町村、放射線の専門家等が一堂に会し、災害への応急対策を講じていく施設である。

県では、福島第一原子力発電所の事故により使用困難となった大熊町にあるオフサイトセンターに替わり、福島第一及び福島第二原子力発電所の異なる状況に対し、それぞれ対応できるよう、福島第一原子力発電所を対象としたオフサイトセンターを南相馬市に、福島第二原子力発電所を対象としたオフサイトセンターを楡葉町に建設し、平成28年7月から運用を開始した。

イ 特 徴

(7) 緊急事態応急対策等拠点施設

南相馬・楡葉オフサイトセンターは国が原子力災害に際して、現地における原子力災害対策の拠点として原災法の規定に基づき緊急事態応急対策等拠点施設に指定されている。

建物は、東日本大震災及び原子力発電所事故の教訓を踏まえ、免震構造にするとともに、厚さ25cmの壁や放射線防護フィルターの設置などの放射線防護対策を講じている。

長期での活動を想定した1週間分の食料の備蓄、停電時に備えた無停電電源装置及び非常用発電設備を2機設置し、複合災害が起きた場合でも活動できるようにしている。



福島県南相馬原子力災害対策センター
（南相馬市原町区萱浜字巣掛場45-178）

また、南相馬と楡葉のオフサイトセンターは相互に代替施設であるとともに、両方のオフサイトセンターが万が一使用できなくなった場合には、福島県環境創造センター交流棟を代替オフサイトセンターとして使用することとしている。

なお、平時においては、オフサイトセンターは原子力防災に係る普及啓発のため、主に行政機関等からの見学を受け入れている。



福島県楡葉原子力災害対策センター
(双葉郡楡葉町大字山田岡字仲丸1-77)

(イ) 通信の多重化

東日本大震災では地上回線が被災し、通信手段が衛星回線に限定された教訓を踏まえ、衛星携帯電話の強化や専用の光回線を使用した緊急時連絡網を新たに整備するなど、通信の多重化を図っている。

(6) 危機管理センターの運用

ア 概 要

危機管理センターは、平成28年9月28日県庁北庁舎内に開所し、原子力災害をはじめ様々な災害や危機事象から、県民の安全・安心を守る防災拠点として機能している。

危機管理センターでは、災害発生時に災害対策本部を速やかに立ち上げるとともに、警察・消防・自衛隊等の防災関係機関が一堂に会して、災害に関する情報を集約・共有し、速やかに対応方針を決定することにより、迅速かつ的確な災害対応を実現する。

また、平時においては、危機管理センターを活用し、有事に備え各種訓練や県民向けの防災講座を実施し、地域防災力の向上に寄与している。

イ 特 徴

(ア) 災害に強い建築物

危機管理センターが所在する県庁北庁舎は免震構造となっており、地震による被害を最小限に抑え、防災拠点として速やかに始動できるようにしている。

また、被災による停電に備え、無停電電源装置及び非常用発電設備を設置している。

(イ) 活動スペースの常設化

災害対策本部会議室や事務局の活動スペースを常設し、災害や危機事象が発生した際に、速やかな初動対応を可能としている。

(ウ) 情報共有機能の充実

福島県総合情報通信ネットワークシステムや緊急時連絡網システムによる通信設備（電話・ファクシミリ・TV 会議機器）、衛星携帯電話を配備するなど通信手段の多重化を図っている。

また、災害対応のため参集した防災関係機関との会議の様子や被災状況など、テレビ会議等を通じて即座に情報共有を図るため、センター内各室に映像ディスプレイや音響機器を設置している。



福島県危機管理センター



テレビ会議設備

第3 東日本大震災の被害状況及び県内の 原子力発電所事故の概要等について

1 東日本大震災の被害状況

(1) 県内の震度

平成23年3月11日14時46分、三陸沖を震源とするマグニチュード9.0の地震が発生し、宮城県栗原市で震度7、福島県、宮城県、茨城県、栃木県の4県37市町村で震度6強を観測したほか、北海道から九州地方にかけての広い範囲で震度6弱～1を観測した。その揺れは、6分以上も続き、震度4以上の揺れが190秒を観測した地点（いわき市小名浜）があるほか、最大加速度では、鏡石町において1,435galを観測した。さらに、この地震に伴い、相馬市では高さ9.3m以上の非常に高い津波を観測した。なお、マグニチュード9.0は国内観測史上最大規模の地震であった。

また、本震に伴い地殻変動が発生し、水平変動量では、相馬市が2.7m東へ移動したほか、上下変動量では、いわき市で0.5m沈下した。

表 地震の震源及び規模等

地震名	平成23年東北地方太平洋沖地震
発生時刻	平成23（2011）年3月11日(金)14時46分
発生場所	北緯38度06.2分 東経142度51.6分 深さ24km
規模	マグニチュード9.0（モーメントマグニチュード）
最大震度	7（宮城県栗原市）
発震機構	西北西－東南東方向に圧力軸を持つ逆断層型

表 県内の市町村で観測された震度

震度6強	白河市、須賀川市、国見町、天栄村、富岡町、大熊町、浪江町、鏡石町、楡葉町、双葉町、新地町
震度6弱	福島市、二本松市、本宮市、郡山市、桑折町、川俣町、西郷村、矢吹町、中島村、玉川村、小野町、棚倉町、伊達市、広野町、浅川町、田村市、いわき市、川内村、飯舘村、相馬市、南相馬市、猪苗代町
震度5強	大玉村、泉崎村、矢祭町、平田村、石川町、三春町、葛尾村、古殿町、会津若松市、会津坂下町、喜多方市、湯川村、会津美里町、磐梯町

※その他県内で震度5弱～を観測

(2) 県の被害状況

ア 県内の人的被害

最大震度6強を観測した地震及び9.3m以上を観測した津波により、中通り、浜通りを中心として、多数の死傷者がでた。また、本県においては、原発事故により、広範囲の地域の住民が避難生活を余儀なくされた。避難生活は長期にわたり、避難によるストレスや持病の悪化等が原因の死亡など、被災県で最も多くの震災関連死が認定されている。

死 者 4,179人（うち震災関連死2,348人）

行方不明者 0人

重 傷 者 20人

軽 傷 者 163人（令和7年2月1日現在）

※死亡届等が出されている行方不明者は死者として計上している。

- 直接的・物理的死者（直接死）（弔慰金の調査表からわかるもののみを記載）
災害弔慰金支給対象者のうち津波での溺死等による死者・行方不明者が直接死全体の9割超だった。
- 間接的死者（震災関連死）

震災関連死（災害発生からある程度の期間をおいて亡くなられた方のうち、市町村において災害と何らかの因果関係があると認定されたもの。）とされた方が県内で2,348人確認されている（令和7年2月1日現在）。そのほとんどは65歳以上の高齢者である。

復興庁の調査によると、東日本大震災における震災関連死者数は、全国で3,808人（令和6年12月31日現在）である。岩手県及び宮城県と比べ、本県の震災関連死の原因は「避難所等への移動中の肉体・精神的疲労」の割合が大きい。これは、原発事故に伴う遠方への避難や複数回に及ぶ避難所移動等による影響が大きいと考えられる。

イ 県内の住家被害

最大震度6強を観測した地震及び9.3m以上を観測した津波により、中通り、浜通りを中心として、多数の住家被害が発生した。

全 壊 15,483棟

半 壊 83,698棟

一部破損 141,065棟

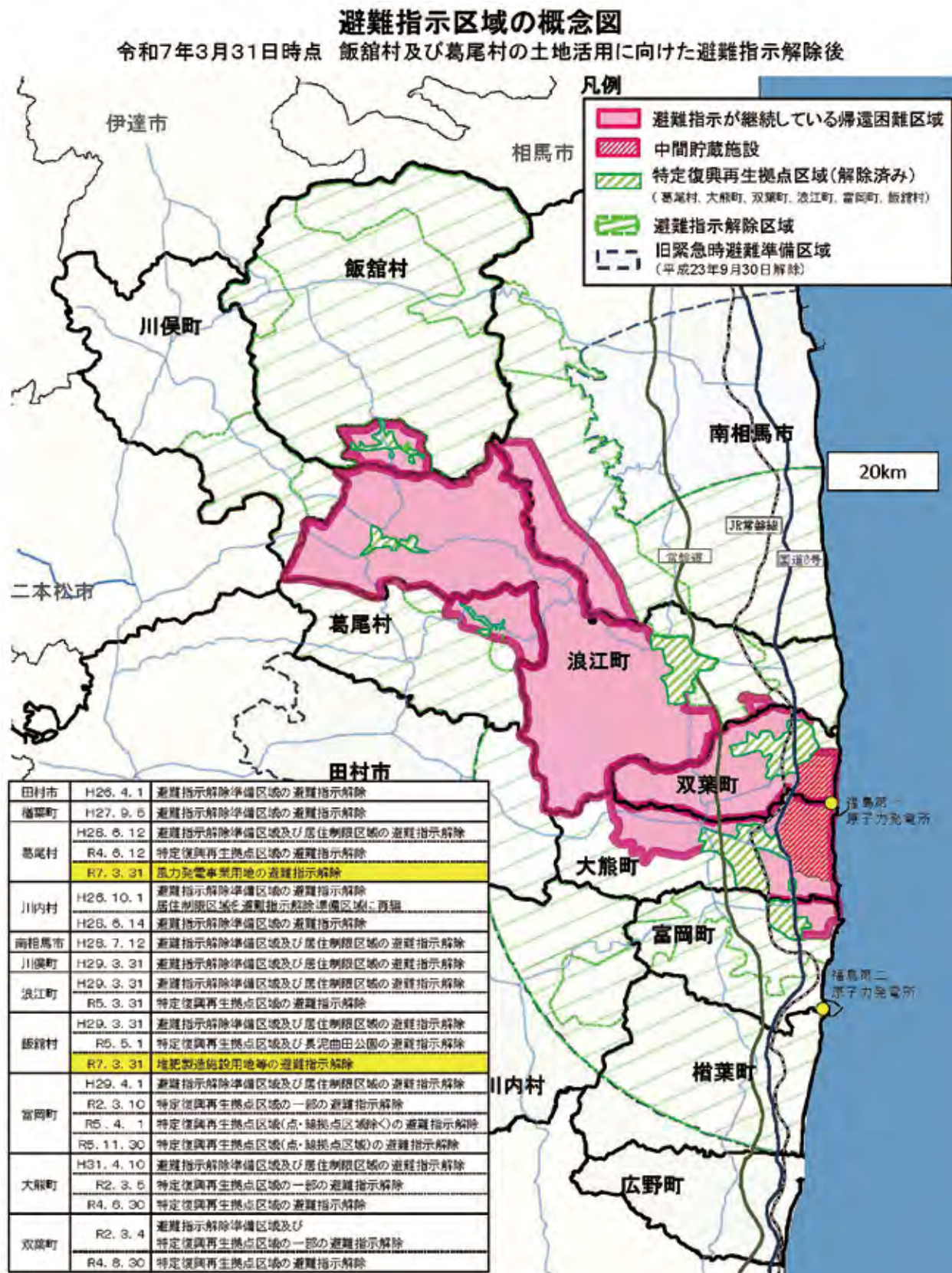
床上浸水 1,061棟

床下浸水 351棟

（令和7年2月1日現在）

(3) 避難指示区域について

令和7年3月31日時点の福島県内の避難指示区域は下記のとおり。



県避難地域復興課作成「避難指示区域の概念図」より引用

2 県内の原子力発電所事故の概要⁸

震災発生時、福島第一原子力発電所で運転中の3基の原子炉⁹は緊急停止したが、地震により外部電源を喪失した。さらに、施設設計上の想定を上回る津波により発電所施設は大きな影響を受けた。

また、福島第二原子力発電所で運転中の4基の原子炉は自動停止し、地震や津波により発電所施設が影響を受けたが、外部電源の一部を維持することができたため、福島第一原子力発電所よりも被害は小さかった。

(1) 福島第一原子力発電所

福島第一原発で運転中だった1～3号機は、地震により緊急停止した。

地震の影響により受電遮断器の損傷や鉄塔の倒壊等が生じ、全回線¹⁰が受電できなくなり、1～6号機の全てが外部電源喪失に陥った。

外部電源を喪失したため、全号機において非常用ディーゼル発電機が起動し、電源が確保された。ディーゼル発電機は1～5号機の各号機に2台ずつ、設計が比較的新しい6号機には3台設置されていた。

地震発生から約50分後に到達した津波により、海側に設置された屋外設備が使用不能となり、原子炉が設置されている敷地¹¹のほぼ全域が浸水した¹²。

1～4号機タービン建屋への浸水により、地下階に設置されていた水冷式非常用ディーゼル発電機が使用不能となった。2、4号機は共用プール建屋に空冷式ディーゼル発電機を1台ずつ備えていたが、共用プール建屋地下階の電源盤が被水したため、使用不能となった。

また、1～4号機タービン建屋地下階にあった電源盤の大部分が被水し使用不能となった。5～6号機のディーゼル発電機は被水しなかったが、水冷式であった5号機の2台と6号機の2台のディーゼル発電機は、冷却用の海水を取水する設備が使用不能となり、動作を停止した。6号機の空冷式ディーゼル発電機1台のみ津波の後も動作を継続した。

外部電源に加えて非常用交流電源、非常用直流電源を失ったことにより、福島第一原発は原子炉への注水やプラント状態の監視・計測機能等の安全上重要な機能の大部分を失った。

⁸ 事故概要については、東京電力㈱福島原子力発電所における事故調査・検証委員会（政府事故調）報告書や東京電力㈱福島原子力事故調査報告書から一部引用している。

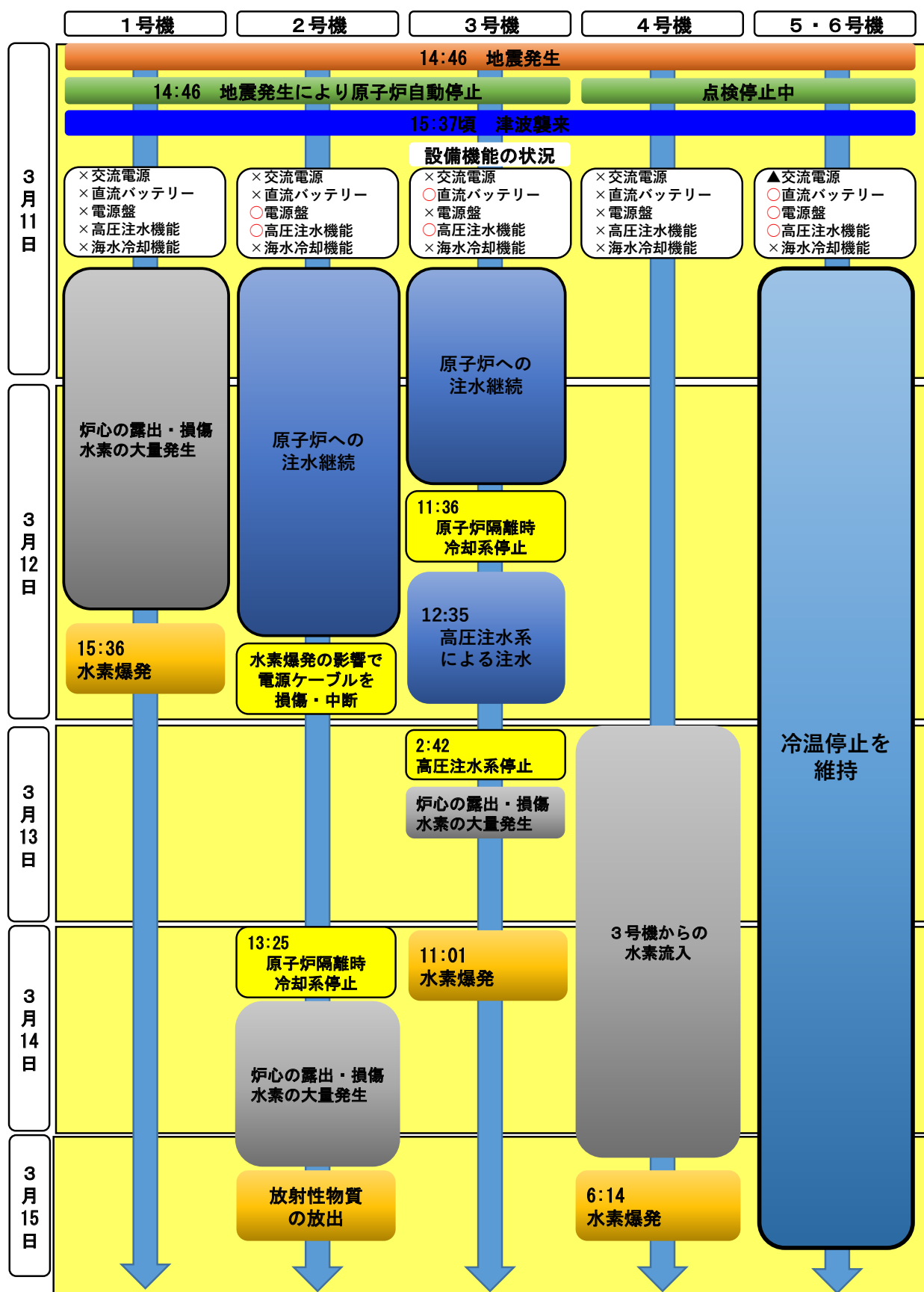
⁹ 福島第一原発4～6号機は定期検査で停止中だった。

¹⁰ 外部電源の供給は、新福島変電所からの大熊線1～4L、夜の森1～2L、東北電力からの東電原子力線の全7回線があったが、地震発生時、大熊線3Lは工事中、東電原子力線は普段使用していなかった。使用可能であった5回線は全て受電できなくなった。

¹¹ 原子炉が設置されている敷地は、海拔約8.5mの高さにあるため8.5m盤と呼ばれる。この他、免震重要棟などが設置されている33.5m盤、海水取水設備等が設置されている2.5m盤がある。

¹² 東京電力が平成25年12月13日に公表した「福島原子力事故における未確認・未解明事項の調査・検討結果」（以下「未解明事項調査」という。）において、電源喪失と津波到達はほぼ同時であったことが報告されている。

福島第一原子力発電所の状況推移

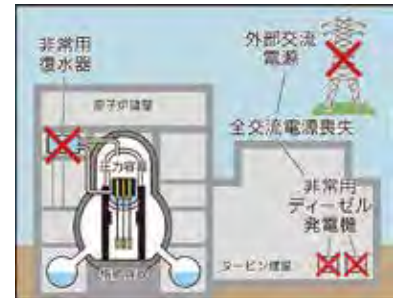


○ 1号機

1号機は、地震により外部電源を喪失したが、非常用ディーゼル発電機が起動したことで電源が確保された。手順に従い、非常用復水器を用いて炉心冷却を行った。

しかし、その後の津波の到達により、非常用ディーゼル発電機や非常用直流電源等、全ての電源を喪失し、高圧・低圧電源盤も使用不能となった。

これにより、監視・計測機能を失い、原子炉や非常用復水器を始めとする重要設備の状態の確認ができず、非常用復水器や高圧注水系等、高圧の原子炉を冷却可能な系統の運転もできなくなった。



外部電源が喪失し、原子炉冷却系が運転不能

3月11日21時頃に原子炉建屋内の放射線量が上昇し、3月12日2時には原子炉圧力が低下、格納容器圧力が上昇した。この時点で既に炉心が損傷（溶融）していたと推定されている。

その後、格納容器圧力が設計圧力を超えたため、3月12日格納容器ベント¹³が実施された。並行して消防車による淡水注入が行われたが、原子炉内で大量に発生した水素が原子炉建屋内に漏れ出し、3月12日15時36分頃、水素爆発が発生し、原子炉建屋の上部が大きく壊れた。



炉心の損傷が進み、水素が発生

燃料デブリは、炉内構造物や圧力容器底部も溶かして格納容器底部へ落ち、ペDESTAL床面のコンクリートを侵食したと推定されている。

燃料デブリは、炉心部にはほぼ存在せず、ペDESTAL内側に大部分が存在し、ペDESTAL開口部を通じてペDESTAL外側にまで広がった可能性があると推定されている。

格納容器の損傷により、閉じ込め機能が失われ、原子炉注水冷却のために注入した水は、燃料デブリに触れて高濃度に汚染され、格納容器から原子炉建屋へ漏えいし、汚染水として建屋内に滞留した。



大量に発生した水素が原子炉建屋内に漏えい

¹³ 格納容器内の気体を大気中に放出する操作。圧力抑制室を経由する S/C ベントとドライウェルを経由する D/W ベントがあり、S/C ベントは水による放射能低減が期待できる。1号機と3号機で実施されたのは S/C ベントであり、2号機では両方とも失敗したと推測されている。

○ 2号機

2号機は1号機と同様、地震により外部電源を喪失したが、非常用ディーゼル発電機が自動起動し、電源が確保された。

原子炉隔離時冷却系を起動し、原子炉の冷却を行ったが、津波の到達により、非常用ディーゼル発電機等の電源を喪失し、一部を除いて非常用直流電源や高圧・低圧電源盤、監視・計測機能や操作機能、照明等も使用不可能となったが、原子炉隔離時冷却系が電源喪失後も動作し続け、原子炉への注水を続けた。

3月12日、使用可能と判明した低圧電源盤への電源車による給電準備を進めていたが、同日15時36分に発生した1号機原子炉建屋の水素爆発により電源ケーブルが損傷し、給電不能の状態になった。

3月13日には、消防車による注水準備が進められるも、翌14日11時1分に発生した3号機原子炉建屋の水素爆発により消防車が破損し、注水不能の状態となった。

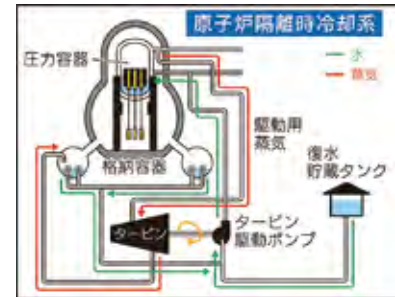
さらに、同日13時25分には原子炉水位が低下したことが確認され、原子炉隔離時冷却系が冷却機能を喪失したことが明らかとなった。主蒸気逃がし安全弁を用いて原子炉を減圧し、消防車による注水を行う準備を進めたが、減圧に時間がかかり注水できなかった。

格納容器圧力が高まったため、格納容器ベントを実施したが成功せず¹⁴、炉心損傷（溶融）に至った。格納容器から原子炉建屋内に水素が漏えいしたと思われるが、建屋の水素爆発は回避された。

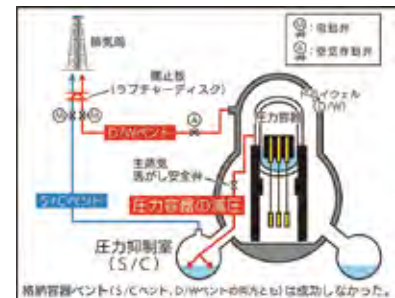
この原因は、1号機の水素爆発の衝撃によって原子炉建屋側面のパネル（ブローアウトパネル）が開き、外部へ水素が排出されたためと推定されている。一方、2号機は、格納容器ベントに失敗したことから、格納容器からの漏えいにより1～3号機の中で最も多くの放射性物質が放出されたと推定されている。

燃料デブリは、炉心部にはほぼ存在せず、压力容器底部に多く存在しているものの、压力容器底部を溶かし、一部がペデスタルへ落下していると推定されている。

1号機と同様に格納容器の閉じ込め機能が失われているため、高濃度汚染水が建屋内に滞留した。



2号機の原子炉隔離時冷却系の仕組み



2号機で実施のベントについて



2号機の原子炉格納容器が破損し、放射性物質が放出

¹⁴ 第3回未解明事項調査（平成27年5月20日）において、ラプチャーディスク（配管の大気側と格納容器側を仕切る金属板でベント時に破裂して動作する）が作動しなかったことが示唆されている。

○ 3号機

3号機は、地震により全ての外部電源を失ったが、非常用ディーゼル発電機が自動起動し、電源が確保された。

原子炉隔離時冷却系による冷却が行われたが、津波の到達により、非常用交流電源を失うも、非常用直流電源は浸水を免れたため、原子炉隔離時冷却系や高圧注水系による冷却を継続できただけでなく、計器類による原子炉の状態監視も続けることができた。

直流電源の消耗を抑えるため、原子炉隔離時冷却系が自動停止しないよう、注水テスト用の配管を利用して流量を調整しつつ運転を行ったが、3月12日に原子炉隔離時冷却系が何らかの原因により自動停止した¹⁵。

原子炉隔離時冷却系を再起動しようとしたが起動できず、原子炉水位が低下し、高圧注水系が自動起動した。高圧注水系も注水テスト用の配管を利用して運転を行った。高圧注水系のタービンを駆動する原子炉蒸気の圧力が設計時の想定よりも低下したため、高圧注水系の破損による原子炉蒸気の漏えいを危惧し、翌13日2時44分、高圧注水系を手動停止した。

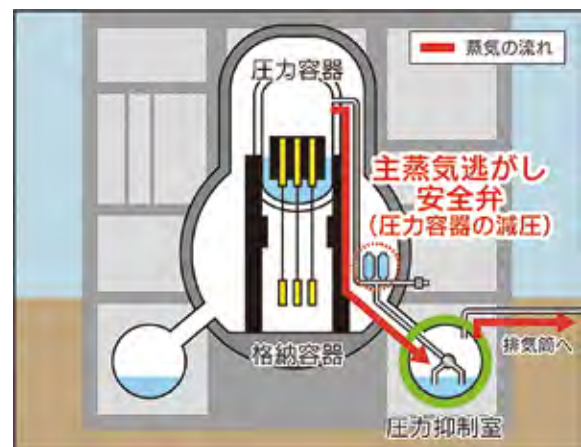
並行してディーゼル駆動消火ポンプによる低圧注水に切り替えるための準備が行われていたが、主蒸気逃がし安全弁の開操作に失敗して減圧できず¹⁶、原子炉水位が低下し、炉心損傷（溶融）に至った。

格納容器圧力も高まったため、格納容器ベントを実施した。

14日、主蒸気逃がし安全弁による減圧操作に成功し、消防車による海水注入を実施したが、格納容器から漏れ出した水素によって、14日11時1分に水素爆発が発生し、原子炉建屋の上部が大きく壊れた。

燃料デブリは、炉心部には、ほぼ存在せず、圧力容器底部を溶かし、大部分がペDESTALへ落下し、一部がペDESTAL外側へ広がった可能性があるとして推定されている。

1、2号機と同様に格納容器の閉じ込め機能が失われているため、高濃度汚染水が建屋内に滞留した。



3号機建屋でベントを実施

¹⁵ 第2回未解明事項調査（平成26年8月6日）において、圧力抑制室内圧力が上昇したことにより原子炉隔離時冷却系タービンを駆動した蒸気が排気されにくくなったことが原因として推測されている。

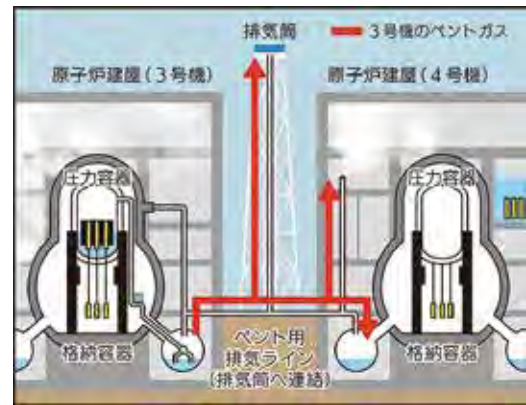
¹⁶ 第4回未解明事項調査（平成27年12月17日）において、直流電源の電圧不足であったことが示唆されている。

○ 4号機

地震発生時、4号機は定期検査のため運転を停止しており、原子炉の燃料は全て使用済燃料プールに取り出された状態だった。

津波により全ての電源を喪失し、使用済燃料プールの冷却機能が失われ、蒸発による水位低下が懸念されていたが、水温等から燃料上端まで水位が低下するのは3月下旬と予想されており、対応にはある程度の時間的余裕があった。

しかし、3号機の格納容器ベントに伴い、水素を含むベントガスが排気管を通じて4号機に流入し、3月15日6時14分、水素爆発が発生し、原子炉建屋の上部が大きく壊れた。



3号機建屋から4号機に水素が流入

○ 5号機

地震時、5号機は定期検査中で炉心に燃料が装荷された状態であった。5号機も地震により外部電源を喪失したが、非常用ディーゼル発電機により電源が確保された。

その後の津波により、非常用ディーゼル発電機が使用不能となったが、非常用直流電源は被水を免れ、監視計測機能は維持できた。

6号機の空冷式非常用ディーゼル発電機が使用可能な状態だったため、これを5号機の高圧電源盤に接続し、交流電源を確保した。津波により使用不能となった海水ポンプの代替設備として仮設ポンプを用いて、残留熱除去海水系を復旧し、冷温停止を維持した。

○ 6号機

地震時、6号機は定期検査中で炉心に燃料が装荷された状態であった。6号機も地震により外部電源を喪失したが、非常用ディーゼル発電機により電源が確保された。

その後の津波により、水冷式非常用ディーゼル発電機2台が使用不能となったが、空冷式ディーゼル発電機1台が使用可能な状態を維持した。

高圧、低圧、直流の各電源盤も使用可能な状態であり、監視計測機能、操作機能ともに維持できたが、海水ポンプが使用不能となったため、原子炉の除熱機能を喪失した。使用不能となった海水ポンプの代替設備として仮設ポンプを用いて、残留熱除去海水系を復旧し、冷温停止を維持した。

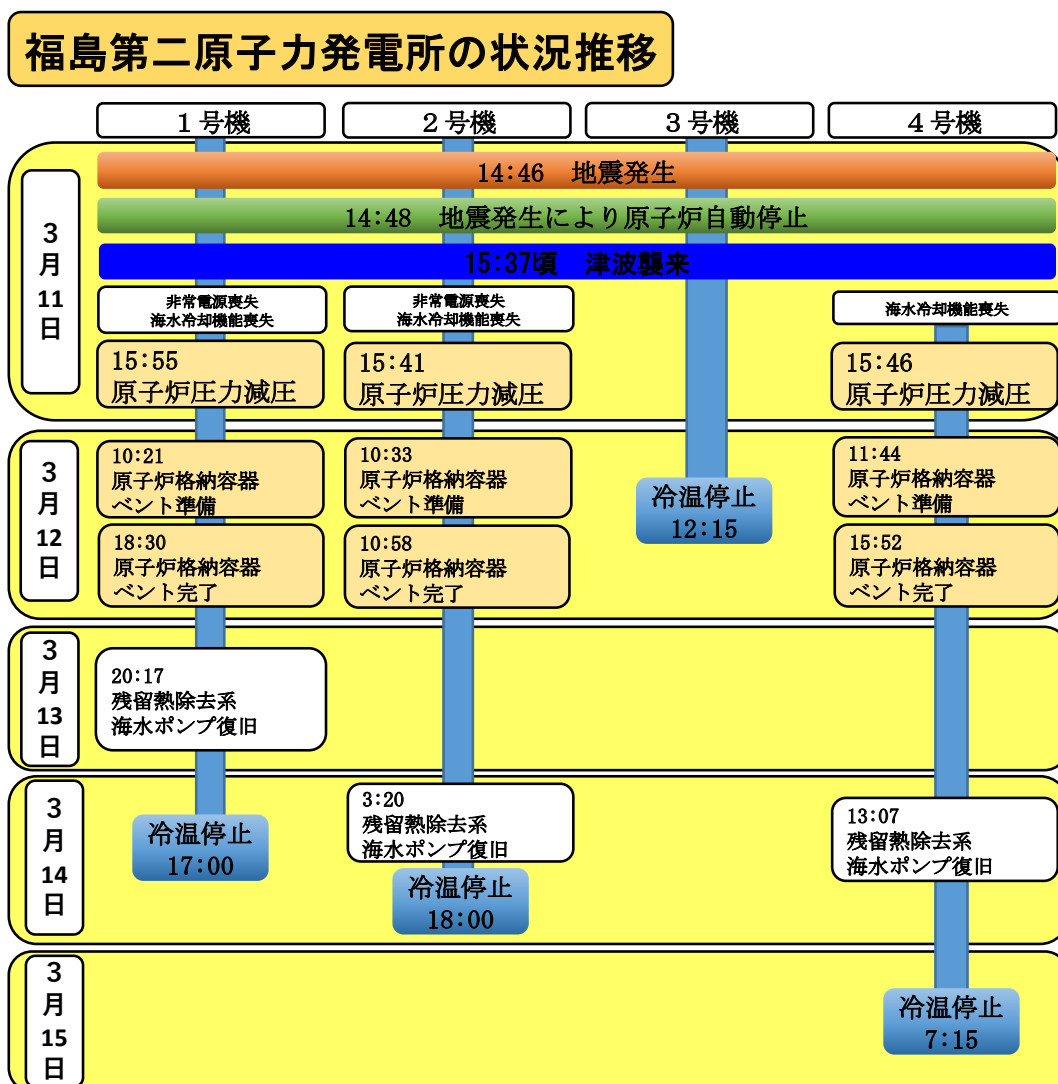
(2) 福島第二原子力発電所

福島第二原子力発電所は立地が海拔12mにあったことや、津波の高さが福島第一原発よりも低かったことから、福島第一原発に比べると被害は軽微だったものの、海水ポンプ等の損傷により、一時は原子炉格納容器の除熱が出来ず、1、2、4号機では、原子力緊急事態宣言も発出されたが、海水ポンプの復旧により過酷事故を回避した。

福島第二原発の外部電源は4回線あり¹⁷、地震により外部電源に影響があったが1回線の受電を継続することができた。

福島第二原発の各号機には3台ずつ非常用ディーゼル発電機があった。1号機は原子炉建屋の浸水、2号機は冷却用海水ポンプの使用不能により、3台とも動作不能となった¹⁸。

海拔4mにあった海水熱交換器建屋の非常用電源盤は全ての号機で浸水し、3号機の一部を除き機能喪失したことにより、1、2、4号機では、残留熱除去冷却海水ポンプが停止した。



¹⁷ 外部電源の供給は、岩井戸1～2L、富岡1～2Lの4回線。このうち岩井戸1Lは、点検中であった。

¹⁸ 外部電源が確保されたことから、これらのディーゼル発電機は必須ではなかった。

○ 1号機

運転中であった1号機は地震により自動停止したが、津波により、非常用海水系の電源盤やモーターが損傷し、原子炉を除熱することができなくなった。このため、主蒸気逃がし安全弁により、原子炉蒸気を圧力抑制室に導き、減圧を行いつつ原子炉隔離時冷却系（高圧注水系）、復水補給水系（低圧注水系）により、原子炉水位を維持した。しかし、除熱機能の喪失により、格納容器圧力が上昇していった¹⁹ ため、格納容器ベントの準備が進められたが、海水ポンプ用モーター等の取り換えや約1 kmにもわたる電源ケーブルの引き直しなどにより、残留熱除去系を復旧させた。

○ 2号機

運転中であった2号機は地震により自動停止したが、津波により非常用海水系の電源盤やモーターが損傷し、原子炉を除熱することができなくなった。このため、1号機と同様に原子炉への注水は可能であったが、除熱機能の喪失により格納容器圧力が上昇した。格納容器ベントの準備が進められたが、1号機と同様に残留熱除去系を復旧させた。

○ 3号機

運転中であった3号機は地震により自動停止し、原子炉隔離時冷却系、復水補給水系による注水を行い、残留熱除去系による除熱機能も維持された。

○ 4号機

地震により、運転中であった4号機は自動停止した。その後の進展は2号機と同様である。

3 冷温停止へ至る道のり

平成23年5月、国と東京電力は「東京電力㈱福島第一原子力発電所・事故の収束に向けた道筋 当面の取組ロードマップ」をとりまとめ、1～4号機の事故の収束に向けた取組を進めた。

平成23年7月にはステップ1「放射線量が着実に減少傾向にある」状況を達成し、平成23年12月にはステップ2「放射性物質の放出が管理され、放射線量が大幅に抑えられている」状況を達成した。

(1) 福島第一原子力発電所

○ 1号機

ア 原子炉の冷却

3月12日19時55分、内閣総理大臣が1号機原子炉への海水注入の指示を出し、20時20分、消火系からの海水注入が開始された。仮設発電機や自家用車のバッテリー等により断続的に水位計測等は行われていたものの、同月23日には、計器類が復旧し、1号機の

¹⁹ 1号機のみ格納容器圧力が設計圧力を超えた（最高使用圧力は超えていない）。

状態把握が可能となった。同日 4 時頃の原子炉内は400℃を超えていた。その後、炉内への注水量を増加させ、翌24日には229℃まで低下した。翌25日、腐食などのトラブルを避けるため、压力容器内への注水を海水から淡水へ切り替えた。

同月29日には、消防車から仮設電動ポンプによる淡水注入へ切り替えた。4月3日、原子炉压力容器に淡水を注入する仮設ポンプの電源が、電源車から外部電源に切り替えられた。6月には、水処理設備を用いてタービン建屋内の汚染水を汲み上げ、浄化して原子炉に注水する循環注水冷却に切り替えられた。

イ 使用済燃料プールの燃料

1号機の使用済燃料プールには392体の燃料集合体があったが、炉内から取り出してから1年近くが経過しており、1～4号機の中で最も発熱が小さかった。3月31日には、コンクリートポンプ車により使用済燃料プールへの放水が行われた。原子炉建屋内にある使用済燃料プール冷却浄化系配管の周辺が比較的低線量であることが判明したため、仮設配管を敷設し、5月28日には使用済燃料プール冷却浄化系配管からプールへの注水が行われ、翌日にはスキマサージタンクの水位が上昇したことが確認された。

8月10日、使用済燃料プールの冷却が、代替注水手段による淡水注入から熱交換器による循環冷却へ切り替えられ、8月27日頃には定常状態（30℃）となった。なお、1号機の使用済燃料プールには海水は注入されていない。

12月16日、内閣総理大臣より冷温停止状態が宣言された。

○ 2号機

ア 原子炉の冷却

2号機は、津波到達前から動作していた原子炉隔離時冷却系により、全電源喪失後も原子炉への注水を続けることができた。3月14日13時25分に、原子炉隔離時冷却系が機能喪失したことが明らかになったことから、減圧、海水注入を開始した。同月26日には中央制御室の照明が復帰し、压力容器内への淡水の注入が可能となった。4月25日、仮設電動ポンプによる淡水注入に切り替えた。

イ 使用済燃料プールの燃料

3月19日、放射性廃棄物処理建屋にある使用済燃料プール冷却浄化系配管のフローグラス部分を取り外し、消防車のポンプを接続して使用済燃料プールへの海水注入を開始したが、ストレーナの詰まりにより漏えいが発生した。3月20日には、使用済燃料プール冷却浄化系による海水40トンの注水が行われた。同月22日には、海水注入により燃料プールが満水になり、水温も51℃になったと推定された。同月25日にも海水の注入を実施し、2号機の使用済燃料プールへの海水注入は合計約88トンとなった。

同月29日以降は使用済燃料プールへの注水は淡水に切り替えた。5月31日には循環冷却装置の運用を開始し、6月5日には定常状態（30℃）となった。

12月16日、内閣総理大臣より冷温停止状態が宣言された。

○ 3号機

ア 原子炉の冷却

3号機では、水素爆発が起きた翌日の3月15日に、炉心への海水の注水を開始した。同月25日、腐食などのトラブルを防ぐため、炉心への注水を海水から淡水に切り替えた。

イ 使用済燃料プールの燃料

使用済燃料プールについては、同月17日に、陸上自衛隊のヘリコプター2機が消火バケットを使用し、4回計海水約30トンの放水を行った。また、警視庁機動隊の高圧放水車が地上から海水約44トンの放水、自衛隊大型破壊機救難消防車が真水約30トンの注水を行った。同月19日には東京消防庁の屈折放水塔車から毎分3トンの海水を放水した。翌20日、東京消防庁のハイパーレスキュー隊が、使用済燃料プールへ海水を6時間半放水した。同月22日、東京消防庁と大阪市消防庁が海水150トンの放水を行った。同月27日からは、コンクリートポンプ車による淡水の放水を開始した。4月26日からは、燃料プール冷却浄化系を用いて淡水注入を開始した。6月30日には循環冷却装置の運用を開始し、7月7日には定常状態（30℃）となった。3号機の使用済燃料プールへの海水注入は合計約525トンとなった。

12月16日、内閣総理大臣より冷温停止状態が宣言された。

○ 4号機

4号機は定期検査中であったため、原子炉内の燃料は使用済燃料プールに移されており、1,535体の燃料があった。このため、建屋が水素爆発する前日の3月14日には、使用済燃料プールの水温は約84℃まで上昇していた。

3月20日、21日に自衛隊高圧注水車により真水約250トンを使用済燃料プールへ放水した。翌22日からは、大型コンクリートポンプ車を使った海水の放水を開始した。同月30日、コンクリートポンプ車による放水を淡水に切り替え、6月14日まで計38回の淡水の注入を行った。6月16日からは、コンクリートポンプ車に代えて、代替注水ラインによる淡水注水を開始した。7月31日には、代替注水手段による淡水注入から熱交換器による循環冷却へ切り替えられ、8月3日には使用済燃料プールの水温は定常状態（40℃）になった。4号機の使用済燃料プールへの海水注入は合計約450トンとなった。

12月16日、内閣総理大臣より冷温停止状態が宣言された。

○ 5、6号機

3月19日、5号機仮設海水ポンプに仮設の電源車が接続され、残留熱除去系と使用済燃料プール冷却系の機能が回復した。同日、6号機でも、残留熱除去系と使用済燃料プール冷却系の機能が回復した。同月20日に冷温停止となった。

(2) 福島第二原子力発電所

残留熱除去系を失わなかった3号機は3月12日に、残留熱除去系を復旧させた1号機及び2号機は3月14日に、そして4号機は3月15日に冷温停止を達成した。

第4 福島第一原子力発電所の現状について

1 廃炉に向けた取組（中長期ロードマップ）

平成23年12月21日、国と東京電力は、廃炉に向けた中長期的な工程表「東京電力(株)福島第一原子力発電所1～4号機の廃止措置等に向けた中長期ロードマップ」を定め、以降定期的に見直しが行われている。

中長期ロードマップのマイルストーン（令和元年12月27日改訂版）

分野	内容	時期
1. 汚染水対策		
汚染水発生量	汚染水発生量を150 m ³ /日程度に抑制	2020 年内
	汚染水発生量を100 m ³ /日以下に抑制	2025 年内（注1）
滞留水処理完了	建屋滞留水処理完了*	2020 年内
	原子炉建屋滞留水を2020 年末の半分程度に低減	2022 年度 ～2024 年度
2. 使用済燃料プールからの燃料取り出し		
1～6号機燃料取り出しの完了		2031 年内
1号機大型カバーの設置完了		2023 年度頃（注2）
1号機燃料取り出しの開始		2027 年度 ～2028 年度
2号機燃料取り出しの開始		2024 年度 ～2026 年度
3. 燃料デブリ取り出し		
初号機の燃料デブリ取り出しの開始 （2号機から着手。段階的に取り出し規模を拡大）		2021 年内（注3）
4. 廃棄物対策		
処理・処分の方策とその安全性に関する技術的な見通し		2021 年度頃
ガレキ等の屋外一時保管解消**		2028 年度内

※1～3号機原子炉建屋、プロセス主建屋、高温焼却建屋を除く。

※※水処理二次廃棄物及び再利用・再使用対象を除く。

（注1）汚染水発生量100m³/日以下に抑制は、令和5（2023）年度に達成した。令和6年度は3月の降雨の影響が残り、4月は建屋流入量が多い状況であったが、その後は建屋流入量が低減しており、汚染水発生量は100m³/日を下回る状況である。今後、さらなる汚染水対策発生量の低下対策を講じ、令和10（2028）年度までに汚染水発生量を約50～70m³/日に抑制する方針である。

（注2）1号機大型カバーの設置完了は、原子炉建屋周辺工事（SGTS配管撤去工事等）との調整による影響を精査した結果に加え、原子炉建屋壁面の高線量箇所への安全対策が

必要となったことから、令和7（2025）年度に設置完了予定となっている。

（注3）2号機燃料デブリ取り出しは、新型コロナウイルス感染拡大による試験的取り出し装置開発への影響や、作業の安全性を考慮した結果、令和6年10月頃の着手に向けて工程の見直しが行われた。そして、令和6年9月10日にテレスコ式装置による試験的取り出しが開始され、令和6年11月7日に燃料デブリの試験的取り出しを完了した。

これまでの中長期ロードマップの改訂やロードマップを巡る主な動き等は以下のとおり。

○ 平成24年7月30日

1回目の改訂。原子力安全・保安院の指示を受け東京電力が作成した「中長期的な信頼性向上のために優先的に取り組むべき事項についての具体的な計画」やそれまでの進捗の反映。

○ 平成25年6月27日

2回目の改訂。使用済燃料プールからの燃料取り出しと、原子炉からの燃料デブリ取り出しのスケジュールを明記。

○ 平成26年10月30日

東京電力が1号機の使用済燃料取り出しが2年、デブリ取り出しが5年遅れる見込みであることを発表。

○ 平成27年6月12日

3回目の改訂。主に以下の点を追加。

- ・ リスク低減の重視。
- ・ マイルストーンの明確化。
- ・ 情報公開を通じた地元との信頼関係の強化。
- ・ 被ばく線量のさらなる低減・労働安全衛生管理体制の強化。
- ・ 原子力損害賠償・廃炉等支援機構の強化。
- ・ 平成26年1月に発電設備として廃止となった5号機と6号機も対象に追加²⁰。

○ 平成29年9月26日

4回目の改訂。主なポイントは以下のとおり。

- ・ 「安全最優先、リスク低減重視を堅持」、「廃炉作業全体の最適化」、「コミュニケーションの一層の強化」を基本。
- ・ 燃料デブリの取り出し方針は「気中－横アクセス工法」に軸足。
- ・ 汚染水発生量を削減、トリチウム水の取扱いは現行方針²¹を堅持。
- ・ 廃棄物対策の「基本的考え方」を取りまとめ。

²⁰ これに伴い「東京電力㈱福島第一原子力発電所の廃止措置等に向けた中長期ロードマップ」に改称されている。なお、現在の名称は、「東京電力ホールディングス㈱福島第一原子力発電所の廃止措置等に向けた中長期ロードマップ」。

²¹ 現行方針は以下のとおり。

地元関係者の理解を得ながら対策を実施し、海洋への安易な放出は行わない。海洋への放出は、関係省庁の了解なくしては行わない。引き続き、技術的な観点に加え、風評被害などの社会的な観点等も含めた総合的な検討を進める。

○ 令和元年12月27日

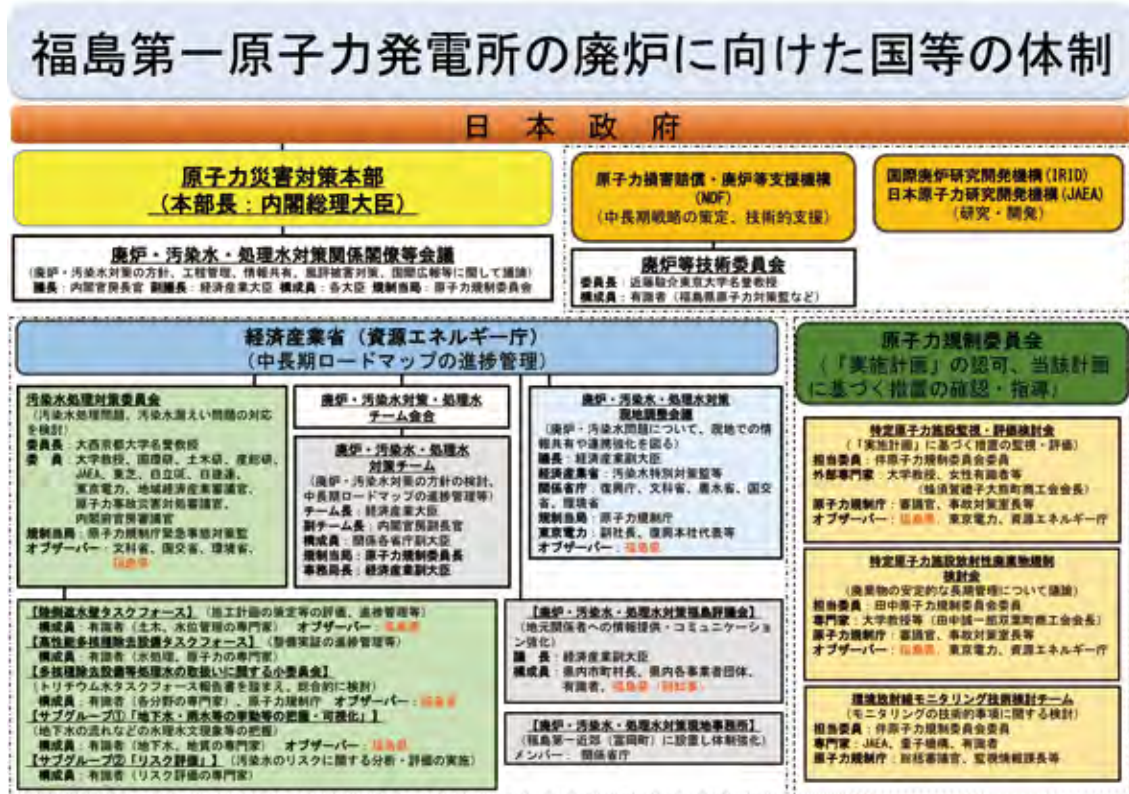
5回目の改訂のポイントは、以下のとおり。

- 周辺地域で住民帰還と復興の取組が進む中、「復興と廃炉の両立」を大原則とし、早期の復興に資するためリスクの早期低減に取り組むとともに、工程ありきではなく安全確保を最優先に、地域とともに廃炉を進める。
- 廃止措置終了までの期間「30～40年後」は堅持する。
- 現行の「第3期」（デブリ取出～廃止措置終了）のうち、当面の10年（2031年末まで）を「第3－①期」とし、次の複数の工程を計画的に進める。
- 1～6号機の全てのプール燃料の取り出しを完了する。
- 燃料デブリの試験的取り出しに着手し、段階的に規模を拡大する。
- 汚染水発生量を最小限にとどめ、安定的に維持する。
- ガレキ等の廃棄物の一時的保管を解消する。
- トリチウム水の取扱いは現行方針を堅持。
- 廃棄物対策の「基本的考え方」を取りまとめ。
- 目標工程を一部見直し（先送りされたもの）
- 1号機燃料取り出し開始 2023年度→2027年度～2028年度
- 2号機燃料取り出し開始 2023年度→2024年度～2026年度
- 燃料デブリ取り出しの初号機を2号機とする。取り出したデブリは所内の保管設備において乾式で保管する。

2 関係組織

(1) 廃止措置等に向けた国の役割

廃炉に向けた取組に関する国等の体制は次のとおりであり、国が決定した中長期ロードマップに基づき廃炉作業が進められている。経済産業省が中長期ロードマップの進捗を管理し、原子力規制委員会が安全審査を行っている。



(2) 原子力損害賠償・廃炉等支援機構 (NDF)

平成 26 年 8 月に発足した原子力損害賠償・廃炉等支援機構 (以下「NDF」という。) は、原子力損害賠償・廃炉等支援機構法 (以下「NDF法」という。) に基づき、法定業務である「廃炉等の適正かつ着実な実施の確保を図るための助言、指導及び勧告」及び「廃炉等を実施するために必要な技術に関する研究及び開発」の一環として、①中長期ロードマップの着実な実行や改訂の検討に資すること、②確かな技術的根拠を与えることを目的に中長期視点に立った燃料デブリ取り出しと廃棄物処理の2つの分野に関する戦略を検討し、平成 27 年 4 月 30 日、「福島第一原子力発電所の廃炉のための技術戦略プラン 2015」を策定し、その後、毎年とりまとめを行っている。

また、平成 29 年 5 月の NDF 法の一部改正により、NDF は廃炉等積立金管理業務を担うこととなり、①毎年度、NDF が定め、国が認可した金額を東京電力が積み立て、②NDF と東京電力が共同で作成し、国が承認した計画に基づいて、東京電力は積立金を取り戻し、廃炉の取組を適正かつ着実に進めていくこととなった。

○ 戦略プラン 2015（平成 27 年 5 月）

廃炉は継続的なリスク低減活動であるとし、リスクの源である放射性物質を評価し、優先順位を決定して対処方針を策定するとした。また、燃料デブリ取り出し工法として、冠水－上アクセス工法に加え、気中－上アクセス工法、気中－横アクセス工法といったオプションを示し、今後その実現性を評価するとした。

○ 戦略プラン 2016（平成 28 年 7 月）

先に示したリスク低減の考え方等に関してより詳細な戦略プランが提示された。なお、当初示されたプラン中の「石棺方式」の記載に対し、NDFは「石棺方式を検討している事実はない。」としていたが、福島県は「石棺方式」の選択の余地を残した計画となっており、到底容認できるものではない」として、経済産業省に対し、世界の英知を結集し、国の威信をかけて燃料デブリを安全かつ確実に取り出し、県外において適切に処分するよう求めるとともに、NDFに対して記載の削除を求めた。これに対しNDFは修正文を公表、同戦略プランから「石棺方式」という記載は削除された。

○ 戦略プラン 2017（平成 29 年 8 月）

原子炉格納容器底部の燃料デブリを「気中－横アクセス工法」で取り出すことから検討を進める提言案が示された。

○ 戦略プラン 2018（平成 30 年 8 月）

これまで「燃料デブリ取り出し」と「廃棄物対策」を2つの主要課題として重点に置いてきたが、燃料デブリ取り出しの具体化を進めるに当たり、「汚染水対策」と「使用済燃料プールからの燃料取り出し」等との関連性、整合性を踏まえた検討が必須との考えから、廃炉の取組全体を俯瞰した中長期的視点での方向性が示された。

○ 戦略プラン 2019（令和元年 8 月）

2021 年内のデブリ取り出し開始に向け今後の課題を整理した。

初号機は、安全・確実・迅速に取り出しが開始でき、廃炉作業全体の最適化の観点から2号機が適切であるとした。その取り出し方法は、アーム型アクセス装置とエンクロージャ（機密性セル）等を用い、把持・吸引による小規模な取り出しから開始し、取り出したデブリは収納缶を二重構造とし、1 F 敷地内の保管設備において「乾式」にて一時保管を行うとしている。

また、廃炉プロジェクトの総合的な取組として、先を見据えた計画的な作業の必要性、複雑に関連する作業を全体として整合をとって進めていく必要性の観点から、一貫性のある廃炉全体の長期計画の策定の必要性を示している。

○ 戦略プラン 2020（令和 2 年 9 月）

「燃料デブリの試験的取り出しを2号機で、取り出し規模拡大の先行的検討号機を3号機とすべき」といった提言や、「使用済燃料プールからの燃料取り出し」作業に向けて、1号機においてオペレーティングフロア（以下「オペフロ」という。）全体を大型カバー

で覆う案や、2号機において原子炉建屋南側に構台を設置し、建屋開口部からアクセスする案など、より具体的な技術的提案が提示された。

○ 戦略プラン2021（令和3年10月）

中長期ロードマップで2021年度内に開始するとされている2号機のデブリの試験的取り出しについて、「新型コロナウイルス感染症の影響による遅れを、1年程度の遅延に抑えるべく、取り出し開始に向け作業を進める」としている。また、デブリが固着したコンクリートや溶けた金属の発生を見越し、廃棄物の発生を抑え、性質を素早く分析し、コストを勘案して安全な保管方法を選ぶといった基本的な考えが整理された。

新規のポイントとしてALPS処理水に係る取組が追加され、「実施計画の確実な運用に向けては、IAEA等の第三者による確認やモニタリングなどの計画遂行状況の透明度を高めることが重要」等の考えが示された。

○ 戦略プラン2022（令和4年10月）

「1号機原子炉格納容器底部の損傷が明らかとなったことから、原子炉格納容器内部に関する最新情報を考慮した健全性評価を進め、それを反映した具体的な取組を進める。」としている。

また、燃料デブリの取り出しについて、従来から考えられてきた上アクセス工法と横アクセス工法を組み合わせた気中工法に加え、バウンダリとして船殻構造体²²と呼ばれる新規構造物で原子炉建屋全体を囲い、冠水させる冠水工法が示された。

○ 戦略プラン2023（令和5年10月）

燃料デブリ取り出しについて、取り出しを困難にしている6項目（①PCV・RPV内が極めて高線量、②原子炉建屋内が高線量、③現場情報の不足、④閉じ込め障壁（バウンダリー）の構築、⑤臨界管理、⑥廃棄物管理）を整理し、3工法（気中工法、気中工法オプション（RPV充填固化）、冠水工法（船殻工法））の成立性について検討を進めることが示された。

また、廃炉の推進に向けた分析戦略として、分析計画の検討、分析・評価手法の開発が新規項目として追加された。

○ 戦略プラン2024（令和6年9月）

2号機の燃料デブリ試験的取り出しについて、内部調査や段階的な取り出し規模の拡大を進め、取り出し規模拡大に向けた必要な情報を得ること及び燃料デブリ取り出し工法評価小委員会の報告を基に1～2年程度で燃料デブリ取り出し規模の更なる拡大に向けた具体的な設計検討を行うことが示された。

また、汚染水発生量については、中長期ロードマップ目標の「2025年内に約100m³/日以下」に対して2年前倒しで達成したことを受け、新たに2028年度末頃に、汚染水

²² 船殻構造とは、板（面）で受けた力を防撓材（^{とう}撓^{たわ}みを抑える骨組み）が支える構造のことで船舶、飛行機で用いられている。

発生量を50～70m³/日に抑制する目標が示された。

(3) 日本原子力研究開発機構（JAEA）

JAEAは、廃止措置推進に必要な遠隔操作機器や放射性物質の分析・研究等に関する技術基盤の確立、国内外の研究機関との共同研究の推進等を図るため、福島県内に次の研究拠点整備を進めている。

○ 楢葉遠隔技術開発センター（遠隔操作機器・装置の開発・実証試験施設）

平成26年9月、バーチャルリアリティシステムが設置された研究管理棟が完成。平成27年10月19日、開所式が行われ、平成28年3月には原子炉格納容器圧力抑制室の実寸大模型²³を備えた試験棟の建設工事が完了。その後、国際廃炉研究開発機構（IRID）による原子炉格納容器の漏水防水の実証試験や、全国各地の高等専門学校の出場による廃炉作業を想定したロボットのコンテスト「廃炉ロボコン」などが実施されている。近年では2号機の燃料デブリ試験的取り出しで用いられるロボットアームの遠隔操作トレーニングや、プロセス主建屋、高温焼却炉建屋の最下階に敷設しているゼオライト土壌回収に向けたモックアップ試験が行われている。

○ 大熊分析・研究センター（放射性物質分析・研究施設）

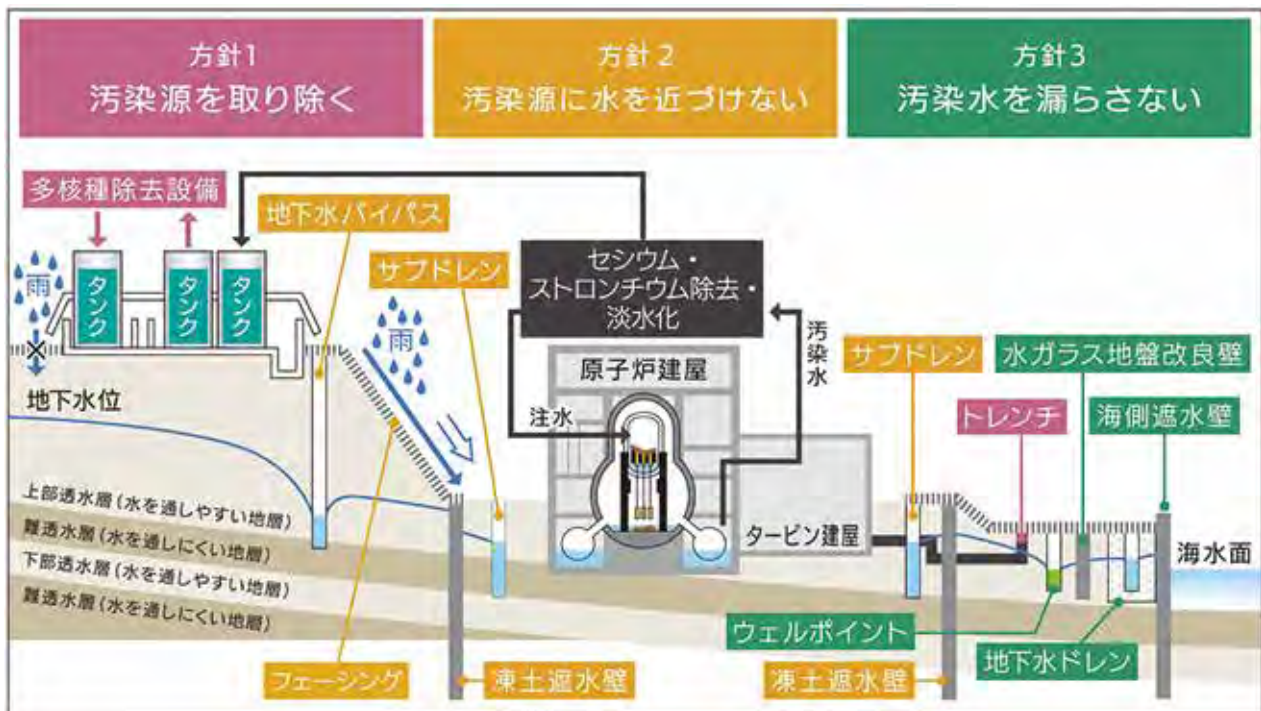
廃炉に向けた研究開発、技術開発等に利用するため、福島第一原子力発電所に隣接する施設管理棟（分析作業員の居室やワークショップ等）や分析を実施する放射性物質分析・研究施設第1棟（ガレキ類、焼却灰、水処理二次廃棄物を分析）を整備した。今後、第2棟（燃料デブリ等を分析）を整備する予定。平成30年3月15日に施設管理棟の開所式、令和4年9月26日に分析第1棟の完成式が行われた。第1棟では、福島第一原子力発電所で発生するALPS処理水の客観性・透明性の高い測定を行う観点から、東京電力による測定・確認とは独立した分析を行っている。

○ 廃炉環境国際共同研究センター（CLADS）国際共同研究棟

平成27年4月20日、文部科学省が公表した「東京電力㈱福島第一原子力発電所の廃止措置等研究開発の加速プラン」に基づき、産学官が一体となって世界の英知を結集し、廃炉に向けた研究開発及び人材育成に係る取組を加速できるよう廃炉国際共同研究センター（CLADS）を茨城県に設置、その活動の中核となるべき拠点として「国際共同研究棟」が平成29年4月に富岡町に完成し、開所式が行われた。

²³ 原子炉格納容器（PCV）の下部にあたる圧力抑制室（S/C）を実寸大で1/8切り出した形をした試験体。

3 汚染水対策



出典：東京電力資料（一部加工）

汚染水対策は、中長期ロードマップに定める、「汚染源を取り除く」、「汚染源に水を近づけない」、「汚染水を漏らさない」という3つの方針により取り組んでいる。

(1) 方針1 汚染源を取り除く

ア 滞留水処理設備による汚染水の浄化

現在、1～3号機の溶融した燃料は原子炉注水により冷却されており、溶融燃料を冷却した水はその後、原子炉建屋内において滞留水となる。滞留水は滞留水処理設備（セシウム吸着装置と淡水化装置等）により原子炉循環注水に用いる淡水と濃縮塩水に分離され、淡水は再度原子炉の冷却のため注水されている（循環注水冷却）。

濃縮塩水については、当初（平成25年9月）、東京電力は平成26年度内に全量をALPSにより処理するとしていたが、平成27年1月23日、年度内の達成が困難になったことから、ALPSによる処理が間に合わない分を、ストロンチウム90を除去する設備（モバイル型ストロンチウム除去装置）を新たに追加して処理を進めた。

また、それまでセシウムの除去に主眼を置いていたセシウム吸着装置にストロンチウム90を除去する性能を付加して処理を進め、平成27年5月27日、濃縮塩水の全量がALPS、モバイル型ストロンチウム除去装置及びセシウム吸着装置により処理を完了した。

なお、濃縮塩水の処理完了に伴いモバイル型ストロンチウム除去装置は平成28年3月に廃止された。

現在、セシウム吸着装置で処理を行い淡水化装置で濃縮された汚染水はストロンチウム処理水と呼ばれ、後述するALPSで処理が行われている。

イ 多核種除去設備（ALPS）

ストロンチウム処理水は、ALPSにより放射性物質を除去され、リスクの小さい水として再貯蔵されている。ストロンチウム処理水に含まれると考えられる主な放射性物質64種類の内62種類を除去できるが、トリチウムと炭素14は除去できない。

【ALPSの性能一覧】

	系統数	定格処理量	処理運転開始
ALPS	3	250m ³ /日×3	平成25年3月30日
増設 ALPS	3	250m ³ /日×3	平成26年9月17日
高性能 ALPS	1	400m ³ /日	平成26年10月18日

○ 「トリチウム水タスクフォース」（平成25年12月～平成28年5月）

炭素14は処理水中の濃度が低く、放射性廃棄物の国際的基準に沿う形で導入されている国の規制基準を満たしている。一方で、トリチウムは基準を大きく上回った状態でタンクに貯留されている。

敷地内でALPS処理水を貯留しているタンクは増え続け、タンクの数令和5年度末時点で1,000基を超えている。今後本格化する廃炉作業を安全に進めるためには、新しい施設を建設する場所が必要となり、ALPS処理水を処分し、タンクを減らす必要があるとされた。

汚染水処理対策委員会の下に設置されたトリチウム水タスクフォースによる検証の結果、現在のトリチウム分離技術はただちに実用化できる段階にないとされ、ALPS処理水については地層注入、海洋放出、水蒸気放出、水素放出、地下埋設の5つの最終処分方法が検討された。

○ 「多核種除去設備等処理水の取扱いに関する小委員会」（平成28年11月～令和2年1月）

風評被害など社会的観点を含め総合的な検討を行うため、多核種除去設備等処理水の取扱いに関する小委員会が開催された。小委員会では、トリチウム水の処分方法の検討や漁業や農畜産物の風評被害、流通や消費者意識、地域対話について意見交換が行われた。

また、平成30年8月には富岡町、郡山市、東京都において公聴会が開かれたが、ALPS処理水にトリチウム以外の放射性物質が残留していることが明らかにされたこともあり、環境中にALPS処理水を放出することに反対する意見が多数を占めた。これを受けて委員長は「タンクでの長期保管の可能性も含めて今後議論する」と表明した。

第14回小委員会（令和元年9月27日開催）において、敷地周辺の間貯蔵施設など、新たな用地取得は難しいこと、敷地内に関しては今後の廃炉に伴い必要とされる施設が示され、今後、陸上保管を継続するのは難しいとの見解が示された。

第15回小委員会（令和元年11月18日開催）において、トリチウム水タスクフォースが示した5つの最終処分方法のうち、これまでに実績のある「海洋放出」、「水蒸気放出」における放射線の影響評価が報告され、第16回小委員会（令和元年12月23日開催）において、処分方法を「海洋放出」と「水蒸気放出」、「これらを併用」の3つのケースに絞って検討を行うとする「取りまとめ（案）」が示された。

第17回小委員会（令和2年1月31日開催）において、処分方法を「海洋放出」と「水蒸気放出」の2点に絞り、報告書が提出された。

令和3年4月13日に政府が処理水の処分方法を海洋放出とする基本方針が決定された。

(2) 方針2 汚染源に水を近づけない

汚染水の増加を防ぐためには、建屋に流れ込む地下水を減らさなければならない。国と東京電力は、地下水バイパス、サブドレン、凍土遮水壁の三つを地下水対策の柱と位置づけている。

ア 地下水バイパス

地下水バイパスは建屋山側（地下水の流れの上流側）で地下水を汲み上げ、汚染される前に海洋へ放出する設備である。

設備の設置、水質確認が終了し、漁業関係者から海洋放出に対する理解を得られたことから、平成26年5月21日、排水が開始された。1日約200～1,500m³の地下水を汲み上げ、定期的に排水が行われている。水質は、排水前に第三者機関を交えて確認しており、運用目標（下表参照）を上回ったことはない。



地下水バイパス排水状況

排水の都度、排水後の海水中の放射能濃度を東京電力が測定しており、有意な変動は観測されなかったことから、現在では四半期に1回、排水後の海洋の放射能濃度を測定している。福島県も四半期に一度、排水後の海水中放射能濃度を測定し、変動がないかどうかを確かめている。地下水バイパス稼働による地下水流入抑制効果は、建屋貫通部止水効果と合わせて、1日約80m³と見積もられている。

【地下水バイパス運用目標】

核種	セシウム134	セシウム137	全β	トリチウム	その他のγ線核種
基準 (Bq/L)	1	1	5	1,500	不検出

イ サブドレン

サブドレンは建屋近傍に震災前からあった設備²⁴で、震災により放射性物質やガレキが入り込み、いくつかの揚水井は使用不能となっていたが、揚水井の除染や新設によって機能を回復し、地下水流入を抑制する試みが計画された。

また、海側遮水壁閉合に伴い、地下水がせき止められ、水位が上昇して地下水が遮水壁を乗り越えて海へ流出しないように汲み上げる地下水ドレンが設置された。サブドレンや地下水ドレンで汲み上げた地下水は汚染されているため、浄化設備による浄化を行い、水質が地下水バイパス運用目標よりも厳しい目標値を下回ることを確認したのち、海洋放出する計画について理解を得るため、漁業関係者への説明が行われた。

平成27年8月25日、福島県漁連、全漁連は計画を容認することを発表した。福島県は8月26日の廃炉安全監視協議会で説明を受けるとともに立入調査を実施し、8月28日、内堀知事が経済産業副大臣と東京電力代表執行役社長に運用目標の確実な遵守などを申し入れた。

²⁴ 地下水が建屋に及ぼす浮力を抑えるため、地下水を汲み上げて水位を調節する設備であった。

サブドレンの汲み上げが同年9月3日から開始され、初めての排水が9月14日に行われた。現在、1日約300～700 m³の地下水が汲み上げられている。

地下水バイパスと同様、水質は排水前に第三者機関を交えて確認されており、運用目標（下表参照）を上回ったことはない。排水の都度、排水後の海水中の放射能濃度を東京電力が測定し、有意な変動は観測されなかったことから、現在では月に1回、排水後の海洋の放射能濃度を測定している。県も四半期に一度、排水後の海水中放射能濃度を測定し、変動がないかどうかを確かめている。サブドレン稼働により地下水位と建屋の水位差が維持されており、令和5年度の建屋への流水量は1日約60 m³に減少している。

【サブドレン・地下水ドレン運用目標】

核種	セシウム134	セシウム137	全β	トリチウム	その他のγ線核種
基準（Bq/L）	1	1	3	1,500	不検出

ウ 凍土遮水壁（陸側遮水壁）

凍土遮水壁は、1～4号機建屋周辺を一周するように、地面に凍結管を埋め込み、土壌を凍らせて、氷の壁を作り、地下水が建屋を避けるように流れを変える設備である。

平成27年4月30日から、建屋山側の一部の凍結管を用いてデータを採取する試験凍結が行われた。平成28年2月9日、凍土遮水壁の全ての工事が完了した。2月15日、第40回特定原子力施設監視・評価検討会において東京電力は凍土壁を海側から凍結させるという方針に変更した。（当初は、山側から凍結させる方針であったが、建屋内滞留水と建屋外地下水位が逆転するリスクがあったため規制庁による審査が続いていた。海側から凍結させることで、建屋内滞留水と建屋外地下水位の逆転のリスクが回避された。）

同年10月時点で、海側は海水配管トレンチ下の非凍結箇所や地下水位以上などの範囲を除き凍結必要範囲の全てが0℃以下となった。

山側については段階的に凍結を進め、平成29年8月22日、最後の箇所の凍結が開始され、11月2日、山側で表層を除き概ね0℃以下となった事が確認された。

平成30年3月、東京電力は凍土遮水壁の効果に関する評価を行い、深部の一部を除き凍土遮水壁は完成し、凍土遮水壁とサブドレン等の重層的な汚染水対策により、地下水位を安定的に制御し、建屋に地下水を近づけない水位管理システムが構築された。

重層的な汚染水対策により、雨水や地下水に起因する汚染水発生量は、凍土遮水壁の閉合前後で1日あたり約490トンから約110トンに減少（約1/4）した。

令和3年8月から地中の温度上昇が見られ、11月18日には最高13.4℃を記録した。温度上昇の原因として、地下水の影響及び周辺建屋（供用プール建屋）の雨水排水が地下水に影響していると想定し、試験的な止水として泥質部まで鋼矢板の設置及び周辺建屋の雨水排水先の変更を実施した。対策の結果、地中温度は低下傾向に移行した。令和4年度においても温度上昇は見られず、効果は継続している。

令和4年2月にブライン供給配管（不凍液を循環させる配管）からブライン（不凍液）が漏えいした。漏えい箇所は2、3号機山側のブライン供給配管のカップリングジョイント部（配管同士を接続する箇所）であることを確認した。漏えいの影響による、凍結管温度の上昇や建屋への地下水流入量に変化はなかった。原因調査の結果、主な原因として、凍土壁形成の際に凍結管同士の地盤の高さや配管径の違いにより、山側の配管による凍土厚

が平坦部の配管の凍土厚より大きくなり、カップリングジョイント部へ影響が発生したと推定した。なお、凍土厚は凍結開始直後が最大であり、維持管理運転により凍土厚の増加は抑制されているため、今後は大きく変化することはないと想定している。漏えい箇所のカップリングジョイントは新しいものに交換され、今回の調査結果を他のカップリングジョイント部458箇所に対して水平展開を行った。

以降、カップリングジョイントの遊間計測管理を予防保全の一環として実施しており、新たな漏えいは発生していない。また、計測方法については省力化を目的に遠隔センサーの導入について検討が進められている。



ブライン（不凍液）が漏えいしたカップリングジョイント部

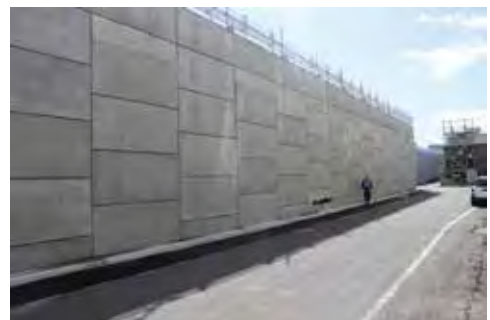
エ フェーシング（敷地舗装）

発電所構内の地表面をアスファルト等で覆うフェーシング工事が進められており、線量低減並びに雨水の地下浸透を抑制し建屋への地下水流入量の低減を図っている。敷地内の計画エリア145万㎡のうち、令和7年2月末時点で約96%が完了している。このうち、陸側遮水壁内エリアについては、廃炉作業に支障がなく実施可能な範囲から、適宜ヤード調整のうえ進めている。計画エリア6万㎡のうち、令和7年2月末時点で約50%が完了している。

オ 津波対策

(ア) 日本海溝津波防潮堤の設置

1～4号機及び4号機の南側エリアにおいて、切迫した日本海溝津波への備え及び津波による浸水を抑制し、建屋流入に伴う残留水の増加防止及び廃炉重要関連設備の被害低減のために波高11.8mの津波に対応できる防潮堤を新設することとした。令和3年6月から防潮堤設置工事を開始し、令和6年3月に設置工事が完了した。（本体部；総延長約1km・高さ13.5～16m）



完成した防潮堤

(イ) 廃スラッジ回収装置

震災後に発生した汚染水を処理するために、平成23年6月～9月にかけて、プロセス主建屋に除染装置を設置していた。運転中に発生した高濃度スラッジ（放射性物質を凝縮したもの。）（以下「廃スラッジ」という）については同建屋内で保管している。津波への対策を目的に、プロセス主建屋に保管している廃スラッジを高台エリア（33.5m）に移送する計画としている。令和6年12月現在では、プロセス主建屋内に設置予定の廃スラッジ回収施設の耐震評価において、満足する結果が得られておらず、全体工程に遅れが出ている。廃スラッジ回収開始の目標は令和10年度としており、現在は廃スラッジ回収施設の設置場所の雰囲気線量を低減する環境改善を実施中である。

(ウ) ゼオライト・活性炭土の回収

原発事故当時は1～3号機の原子炉建屋から発生する汚染水の量が多く、原子炉建屋外に滞留水が溢れ出るリスクがあったため、プロセス主建屋及び高温焼却炉建屋の地下階に滞留水を移送することとした。また、移送の際に滞留水の放射性物質を低減させる目的でセシウム等を吸着する性質のあるゼオライトを袋に詰めた土嚢や油分等の吸着を目的とした活性炭を詰めた土嚢をプロセス主建屋及び高温焼却炉建屋に敷設していた。滞留水がプロセス主建屋及び高温焼却炉建屋の外へ流出するリスクを低減させるために、高線量化したゼオライト土嚢及び活性炭土嚢を回収する計画を立て、令和7年3月からゼオライト土嚢等の回収作業のステップ1として集積作業を開始した。滞留水の中にあるゼオライト土嚢等は水中で集積箇所を集められ、その後、金属製の保管容器に封入し、高台エリア（33.5m）の一時保管施設まで運搬することとしている。ステップ2の容器封入作業は令和7年度中に着手予定としている。

(エ) サブドレン他集水設備の高台機能移転

地下水を汲み上げて水位を調節する設備であるサブドレンの水が集められるサブドレン他集水設備について、現在設置されている場所が津波による被害を受けるエリアであることから、津波対策として、高台エリア（33.5m）に設置する工事を実施している。サブドレンは工事中において汲み上げを停止することなく稼働させ、令和7年度より既設設備から新設設備へ切替を実施する予定としている。

(3) 方針3 汚染水を漏らさない

護岸エリア地下水の汚染とその対策

平成25年6月、護岸エリアの1・2号機取水口間に設けた地下水観測孔から高濃度のトリチウムが検出されたことが発表された。

その後の観測により、護岸エリア地下水が高濃度の放射性物質で汚染していることがわかり、同年7月には地下水が護岸から海洋に漏れ出していることが判明した。

平成23年4月に漏えいし、土中に残留しているトレンチ滞留水が汚染源と考えられている。

護岸エリアに水ガラスを注入して部分的に止水し、ウェルポイントで地下水を汲み上げることで当面の漏えい対策が行われた。海に漏えいしている地下水をせき止め、放射性物質の流出を大きく減らすことができる海側遮水壁を閉合するため、地下水ドレン運用に対する地元漁業者等への説明が行われ、平成27年8月25日に漁業者からの理解が得られたことから、9月10日から閉合工事を再開、10月26日に海側遮水壁が閉合した。閉合後の港湾内の海水の放射能濃度は顕著に減少傾向を示した。



ウェルポイントによる汚染地下水汲み上げ



海側遮水壁と地下水ドレンボンド

(4) 汚染水漏えいトラブル対策

ア 汚染水貯蔵タンクと漏えいトラブル

汚染水貯蔵タンクは、フランジ型と呼ばれるボルト締めタイプ、溶接によりボルトのつなぎ目のないタイプ、溶接だが横向きのタイプなど、多数の種類が使用されている。

このうちフランジ型タンクは鉄板のつなぎ目から貯蔵されている汚染水が漏えいするトラブルが頻発してきた。



フランジ型タンクを調査する
廃炉安全監視協議会

平成25年8月、H4タンクエリアのフランジ型タンクから、濃縮塩水約300m³が地下に漏えいした。H4エリアの付近には海へとつながる排水路があり、一部の汚染水は海に流れた可能性がある。その後もB南エリアにおいて、フランジ型タンクの天板から排水路へ汚染水が漏えいするなどのトラブルが相次いだ。

福島県では、タンクからの漏えいについて、原因を早急に特定すること及び再発防止を求める申し入れを再三（平成25年8月20日、24日、10月3日）にわたり行った。

汚染水の漏えいを防止するため、東京電力はフランジ型タンクから溶接型タンクへの置き換えを進め、ストロンチウム処理水とALPS処理水を貯留するタンクの置き換えが、平成31年3月に完了した。またフランジ型タンクの解体工事が進められている²⁵。

イ 排水路、トレンチ及び放水路

○ 排水路

福島第一原発構内の排水路²⁶にはA排水路、B/C排水路、D排水路、K排水路、物揚場排水路、5、6号機排水路がある。このうち、B/C排水路は汚染水貯蔵タンクが設置されているエリアを通り、事故後の漏えい時に放射性物質が海へと流出する経路になったため、平成26年7月に放射線モニタが設置され、出口が発電所専用港湾内に切り替えられた。

構内排水路は、台風に相当する雨量を排水した場合でも、港湾内の放射能濃度に変化はなく、排水路出口の切り替えによる影響は認められなかった。また、タンクから漏えいがあっても容易に放射性物質が排水路に流入しないよう、当該排水路は鋼管により暗渠化された。

1～4号機原子炉建屋西側を通るK排水路について、平成27年2月24日、流れ込む雨水の一部が高濃度に汚染されていたことが公表された。

この原因は2号機原子炉建屋大物搬入口屋上部分に降った雨が、屋上の放射性物質を含んで排水路に流れ込んでいるということであったが、その後、雨水をK排水路に導く他の排水路（枝排水路と呼ばれる）も汚染されていることが判明した。

²⁵ 横向きのタイプは溶接型であるが置き換えが進められている。

²⁶ 構内に降った雨水を海へと排水するための設備。事故により構内全体が汚染し雨水が放射能を含むようになった。

この事実を示す測定結果を東京電力が把握しながら公表していなかったことが問題視され、サブドレンの地元説明等に大きな影響を与えた。2号機原子炉建屋大物搬入口屋上部は除染され、雨水が汚染しないよう被覆され、他の枝排水路についても汚染源調査が行われた。

この問題に鑑み、測定した放射能データを全数公開する取組が開始された²⁷。

福島県は、K排水路の汚染した雨水が直接港湾外へ流出すれば風評被害を招く可能性があることから、K排水路の出口を港湾外から港湾内へ付け替えるよう、平成27年3月3日「福島第一原子力発電所の廃炉等の実施に係る周辺地域の安全確保協定」に基づく初めての措置要求を行った。同時に付け替えが完了するまでの間、暫定対策として仮設設備による港湾内への汲み上げを求め、4月17日、この仮設設備の運転が開始された。

しかし、多量の降雨があるたびにK排水路から港湾外への直接流出が起こり、度重なる申し入れにも関わらず改善が見られないことから、9月29日、福島県は東京電力と協議し、K排水路の上流部分からB/C排水路へ汲み上げる設備の追加を求め、10月30日に、この追加設備の設置が完了し、運用が開始された。

その後、K排水路の本設設備による付け替えは平成28年3月28日に完了している。排水路の清掃は随時実施しているが、抜本的な対策である汚染源の除去が完了しておらず、大雨時にはK排水路排水の放射性物質濃度が高くなる状況が続いている。大雨時の排水路への放射性物質流入を防ぐために、敷地内のフェーシングが継続して行われている。

A排水路については、増設ALPSや移送配管等が設置されているエリアを通るため、漏えいリスク低減のために排水先を港湾外から港湾内へ付け替える工事が平成28年11月21日から開始されており、通水は平成30年3月26日に完了している。

1～4号機原子炉建屋北側を通る物揚場排水路について、令和3年3月2日、物揚場排水路に設置している簡易放射線検知器（PSFモニタ）の高警報が発生した。排水路から採取した水の全ベータが高い値を示しており、通常の降雨時に確認される核種の組成と異なることから、当該排水路のゲートを閉止した。原因調査の結果、物揚場排水路の上流に位置する瓦礫類一時保管エリアW2に保管されていたコンテナの内容物及び溜まり水が流出し、物揚場排水路に流れ込んだと評価された。保守的に評価した結果、ストロンチウム90として16億Bqが港湾内へ漏えいしたと評価された。その後、漏えい源のコンテナは撤去され、地表面の剥ぎ取り、再舗装が行われた。

²⁷ 「福島第一原子力発電所周辺の放射性物質の分析結果」

<http://www.tepco.co.jp/decommission/data/monitoring/index-j.html>

○ トレンチ

2～4号機の海水配管トレンチ²⁸には、震災当時にタービン建屋地下から流れ込んだ高濃度汚染水が滞留していた²⁹。平成23年4月～5月には、2号機及び3号機取水口付近から海洋にトレンチ滞留水が漏れ出した。トレンチを閉塞するためグラウト等を注入し止水したものの、依然としてトレンチ内には滞留水が残っていた。このため、2～4号機海水配管トレンチ滞留水の除去のための工事（浄化作業等）が平成25年度下期から開始された。



2号機海水配管トレンチ止水工事状況

トレンチはタービン建屋地下階とつながっており、トレンチ内の水を抜いても建屋から滞留水が流れ込んで来るため、2号機では凍結管によって建屋とトレンチの連通部の水を凍結・止水し、水抜きを行う計画が立てられた。しかし、建屋から滞留水が漏れ出さないように水位調節した際のトレンチ・建屋間の水流によって氷の壁の造成が妨げられ、凍結のみで2号機トレンチの止水はできなかった。

平成26年10月、グラウト充填により配管貫通部等を埋め立て、水流を抑制する工事が行われたが、これによっても止水することはできず、第3番目の手法として滞留水を抜き取りつつ、水中不分離コンクリートを充填していく工事が行われた。海水配管トレンチのトンネル部をコンクリートで充填したのち、立坑部をエポキシやグラウトで充填しつつ、滞留水を抜き取り、平成27年9月11日、2号機海水配管トレンチの滞留水除去が完了した。トレンチのコンクリート充填は完全ではなく、津波によって運ばれた砂が底部に堆積しており、汚染水の通り道となっている可能性が指摘されている。タービン建屋内の滞留水がトレンチを通過して海側へ移動していないか現在でも監視が行われている。

3号機トレンチも、凍結管の設備が設置されたが、建屋内との流通が小さいことから、使用されず、2号機の経験を基に、水中不分離コンクリートによる充填が行われ、平成27年8月27日、3号機の海水配管トレンチの汚染水除去が完了した。

4号機トレンチも平成27年12月21日までに水中不分離コンクリートにより充填され、汚染水は除去された。

除去された汚染水量は2号機トレンチが約4,700m³、3号機が約6,000m³、4号機が約630m³であり、除去された放射性セシウムは合計約1,000兆Bqであった。

○ 放水路

1～3号機放水路³⁰には、震災当時に流れ込んだ滞留水が残っている。海への出口は碎石や吸着材で埋め立てられ、海側遮水壁が閉合したことから、海への流出がほとんどないと推定されている。かつては、降雨があるたびに1号機放水路で放射能濃度の

²⁸ 港湾に隣接する護岸には震災前に設備の冷却に使用していた海水の取水口があり、取水設備の電源ケーブルや配管を建屋まで収納していた坑道のこと。

²⁹ 1号機はトレンチの構造が一部高くなる場所があることから、滞留水は流れ込まなかった。

³⁰ 1～4号機海側にある、事故以前、冷却に使用した海水を海に放水していた設備。

上昇が起きていたが、平成27年11月から放水路を浄化するためのモバイル式浄化設備の運転が開始されたことにより、1号機放水路の濃度は低下し、現在は運転が停止されている。

4 使用済燃料プールからの燃料取り出し

水素爆発により、福島第一原発1、3、4号機の原子炉建屋、タービン建屋は大きく損傷した。高温になり溶融した燃料から放射性物質が大量に放出されたことにより、建屋内は汚染され、高線量のために作業員の立ち入りが難しくなっている。

1、3、4号機の原子炉建屋は損傷しているため、原子炉建屋最上階の使用済燃料プールにある燃料を震災でも損傷が少なかった共用プール建屋へ移す方が安全性は高い。

また、各号機に分散して保管するよりも、1か所で保管、冷却する方が管理上も優れている。共用プールには6,799体の燃料集合体を保管することができ、震災発生時点で6,375体が保管されていた。

使用済燃料プールの燃料（新燃料を含む）				
号機	1号機	2号機	3号機	4号機
事故当時	392体	615体	566体	1,535体
2025年3月	392体	615体	0体	0体

(1) 1～4号機からの燃料取り出し

○ 1号機

1号機は水素爆発により原子炉建屋5階オペフロの壁が吹き飛び、天井が崩れ、ガレキが散乱している。燃料取り出しのためには建屋上部のガレキ撤去が必要である。平成23年10月に放射性物質の放出を抑えるため建屋カバーが設置されたが、燃料取り出しに向け、平成26年10月から解体を開始し、カバーのパネル解体、防風フェンス等の設置を平成29年12月に完了した。この作業と並行し、オペフロ上の調査が行われ、ウェルプラグのずれなど新たに多くのことが判明している。その後、建屋カバー梁・柱及び基礎の解体が令和3年6月19日に完了し、現在は、大型カバー設置工事が進められている。令和6年11月18日より大型カバーのパネル設置を開始している。

大型カバーの設置が完了する令和7年（2025年）度頃以降にガレキ撤去を再開し、令和9年（2027年）度から令和10年（2028年）度に燃料取り出しを開始する予定である。

○ 2号機

2号機は水素爆発を回避できたため建屋は健全だが、建屋内は重度に汚染されている。当初は燃料取り出しに向けオペフロ上部を全面解体する計画だったが、ロボットによるオペフロ調査の結果、線量が想定よりも低いことが判明したことから、原子炉建屋の南側に構台を設置し、小規模開口部から使用済燃料取扱機を差し込む計画に変更された。令和2年6月に実施された水中ロボットを使用したプール内の調査の結果、燃料の取り出しに支障となる状況は確認されなかった。使用済燃料の取り出し開始は令和6年（2024年）度から令和8年（2026年）度に予定されており、現在は燃料取り出し用構台の設置が進められ

ており、令和6年6月7日に構台の鉄骨組立、12月13日に開口設置が完了し、令和7年3月14日に、ランウェイガーダの設置が完了している。

○ 3号機

3号機も水素爆発により原子炉建屋のオペフロにガレキが散乱していた。無人重機により建屋上部のガレキ撤去を平成25年10月に、使用済燃料プールからの大型ガレキ撤去を平成27年10月に完了した。オペフロの除染、遮へい体の設置、使用済燃料プールからの小ガレキ撤去が平成28年12月



3号機燃料取り出しカバー

まで行われた。平成29年1月から平成30年2月まで使用済燃料プールから燃料を取り出すためのカバー等の設置工事が行われた。平成30年度中頃を目処に燃料取り出しが開始される予定であったが、電圧設定の誤りによる電源盤の損傷やケーブル接続部への雨水浸入に伴う腐食による断線といった不具合が確認されたことから、平成30年末まで安全点検による不具合の抽出を行い、対策が実施された。平成31年4月に使用済燃料の取り出しを開始しており、令和3年2月28日に566体（内52体が新燃料）全ての燃料取り出しが完了した。

なお、1～6号機の使用済燃料及び新燃料等の移送先となる共用プールの保管容量を確保するため、敷地内に使用済燃料乾式キャスク仮保管設備の増設が進められており、共用プールに保管されている十分に冷却された燃料は輸送と貯蔵兼用の乾式キャスク³¹に装填し、令和9年（2027年）度までに使用済燃料乾式キャスク仮保管施設に移動する計画となっている。

○ 4号機

4号機使用済燃料プールからの燃料取り出しは、平成25年11月18日から開始された。4号機使用済燃料プールには、1,533体の燃料集合体があり³²、キャスクと呼ばれる燃料輸送容器に装填して、共用プールに輸送した。燃料のうち、新燃料22体、使用済燃料全1,331体の移動作業は、平成26年11月5日に完了した。残る新燃料180体は、共用プールの容量が不足していたことから、6号機使用済燃料プールへの移送が行われ、平成26年12月22日に完了した。



4号機使用済燃料プールの燃料移動
(写真提供：東京電力)

(2) 使用済燃料プールの冷却

使用済燃料は運転停止後も発熱するため、使用済燃料プールで冷却を継続している。

³¹ 使用済燃料からの放射線を遮蔽し、燃料の発熱を空気の自然対流（空冷）により取り除くとともに、放射性物質を密封する容器。

³² 事故当時4号機に保管されていた燃料集合体数は1,535体であるが、2体の新燃料は事前調査のために平成24年7月に取り出された。

事故直後は使用済燃料の発熱量が大きかったが、平成29年4月～7月に1号機使用済燃料プールの冷却停止試験を行い、水温が実施計画に定める運転上の制限（60℃）未満で推移すること及び自然放熱を考慮した水温評価式の妥当性が確認された。2、3号機においても評価した結果、運転上の制限（65℃）未満で推移する見込みとなったため、発熱量が大きい2号機を代表として、平成29年8月～9月にかけて冷却停止試験を実施した。その結果、東京電力は、仮に冷却が停止しても、自然冷却により運転上の制限未満でプール水温が推移することを確認したとしている。さらに、5、6号機においてもプール水温の評価を行い、運転上の制限（65℃）未満で推移することを確認した。

令和6年8月9日に2号機使用済燃料プールのスキマサージタンクの水位低下が発生し、原因を調査するため、使用済燃料プール冷却系一次系ポンプを計画的に停止し、プールの冷却が停止した。10月1日に燃料プール冷却浄化系熱交換器からの戻りライン（分岐配管）1か所より漏えいしていることが確認され、その後、11月14日に漏えいが確認された配管の撤去・閉止処置を完了したことから、11月25日から冷却運転を再開した。冷却停止中、プール水温の初期上昇は0.06℃/h程度であったが、運転上の制限（65℃）付近まで上昇することは無く、9月以降は冷却再開まで一定温度で推移した。東京電力は当該事象の原因は異材継手部のガルバニック腐食による漏えいと推定しており、令和6年12月より水平展開として1号機の類似箇所調査を実施している。

5 燃料デブリの取り出し

事故当時、運転中だった1～3号機の原子炉内の燃料は、冷却が停止したことで高温となり、燃料ペレットや燃料被覆管が溶融した。溶融した燃料は、燃料を囲む構造物や圧力容器も溶かし、燃料デブリとなって格納容器の底にたまっていると推測されている。これまで、格納容器内の状況確認や取り出し工法の検討のため、各号機でカメラ・線量計の挿入、ロボット調査、宇宙線ミュオン調査が行われているが、詳細までは判明していない。

原子炉から燃料デブリを取り出すためには多くの課題が残っている。まず、原子炉建屋上部に燃料取り出し用の器具を設置するため、建屋の健全性の調査や、ガレキ撤去を行う必要がある。当初、格納容器の漏えい部を止水し、格納容器内に水を満たすことで放射線を遮蔽する冠水工法が検討されていたが、平成29年8月にNDFから原子炉格納容器底部の燃料デブリを「気中－横アクセス工法」で取り出すことから検討を進める技術戦略プラン2017が示され、平成29年9月の中長期ロードマップの改訂で、「気中－横アクセス工法」に軸足を置くこととされ、令和元年、技術戦略プラン2019において、燃料デブリ取り出しの初号機として2号機が示された。令和5年の技術戦略プラン2023において、気中工法の課題の困難さを下げるべく、気中工法オプション（RPV充填固化）が示された。

東京電力は当初、令和3年度に2号機における試験的取り出し開始に向け、取り出し装置の開発を進めていたが、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、イギリスの装置開発メーカーにおけるモックアップ訓練や装置移送などに支障が生じたため、試験的取り出しが1年程度遅延することとなった。その後、令和3年7月10日にイギリスから日本（神戸）に到着し、令和4年1月31日には、檜葉遠隔技術開発センターにおいて、性能確認試験及び操作訓練が実施されていたが、その結果、装置の改良が必要であることが判明した

ため、さらに1年から1年半程度の準備期間を追加し、開始時期が令和5年度後半に遅れる見込みとなった。

2号機では、令和3年11月に既設のPCV貫通部X-6ペネトレーションのハッチ解放に向けた隔離部屋設置作業に着手し、令和5年4月に設置が完了した。その後、X-6ペネトレーションのハッチを開放し、令和6年1月から、ロボットアームの挿入に干渉するX-6ペネ内の堆積物除去を開始し、令和6年5月13日に堆積物の除去が完了した。

しかし、楢葉遠隔技術開発センターにおいて実施しているロボットアームの調整に時間を要しており、また堆積物を十分に除去できない場合も想定されたため、東京電力では、まず、過去に原子炉格納容器内部調査において使用実績のあるテレスコ式装置を活用し、試験的取り出し作業を行うこととした。

(1) テレスコ式装置による燃料デブリの試験的取り出し

令和6年8月22日にテレスコ式装置による燃料デブリの試験的取り出し作業が開始されたが、原子炉格納容器内にテレスコ式装置を挿入するために用いる押し込みパイプの取付け順番が間違っていたため、作業が中断となった。

その後、押し込みパイプの復旧作業を行い、令和6年9月10日に作業を再開し、同日、テレスコ式装置の先端部が隔離弁を通過し、燃料デブリの試験的取り出し作業が着手となった。

しかし、令和6年9月17日に、燃料デブリ採取の準備作業を行っていたところ、テレスコ式装置に取り付けてある4台のカメラのうち2台の映像が映らない不具合が発生したため、再び作業が中断となった。

その後、10月28日に作業を再開し、10月30日にはテレスコ式装置により燃料デブリをつかみ上げた。11月5日に燃料デブリの表面線量を測定した後、11月7日に燃料デブリを運搬用コンテナに収納したことで、燃料デブリの試験的取り出しを完了した。

採取した燃料デブリは、令和6年11月12日に、JAEA大洗原子力工学研究所へと輸送された。今後1年程度かけて、物理的・化学的な分析が行われる。

なお、ロボットアームの調整に時間を要していることから、東京電力は令和6年12月26日にテレスコ式装置による2回目の燃料デブリの試験的取り出しを実施することを公表した。令和7年4月中の作業着手に向け、1回目の作業実績を踏まえた先端治具の改修や作業員の習熟訓練が進められている。

(2) 原子炉の冷却

冷却設備を失った1～3号機の原子炉格納容器・圧力容器は、事故当初、高温であったものの、代替冷却設備の設置により安定的に冷却されている。

現在、原子炉格納容器内の温度は、13℃～34℃程度の範囲で推移しており、燃料デブリが再び溶融する温度よりも十分低い値を維持している。

1～3号機の代替冷却設備は、原子炉建屋とタービン建屋に滞留している汚染水³³を汲

³³ 1～3号機の原子炉格納容器は冷却停止による高温高圧により損傷したため、原子炉を冷却するために注水した冷却水が、格納容器の損傷部から建屋内に漏れ出している。

み上げ、水処理設備で放射性物質と塩分を除去した後、再び原子炉に注水している。

余剰分の水については、タンクに貯蔵されてからALPSによって処理される。

注水した冷却水は、損傷した原子炉格納容器から漏えいし、再びタービン建屋地下階に移動して高濃度滞留水に混じる。

代替冷却設備は多くの設備と配管からなっており、発電所敷地内の広い範囲に点在している。配管の全長は約3kmにも及び、配管からの漏えい等の恐れがあることから、冷却設備を建屋内に収納し、小循環化が行われ、平成28年10月7日から運用が開始された。

平成28年3月26日に1号機タービン建屋が循環注水ラインから切り離された。

2020年には1～4号機のタービン建屋及び廃棄物処理建屋の滞留水処理が完了した。

(3) 放射性物質の放出抑制対策

セシウム、ヨウ素、キセノンなどの揮発性放射性物質が大気中に放出される量は、半減期が比較的短い放射性物質（ヨウ素131、キセノン135など）が崩壊により存在量が少なくなったことや原子炉への安定した注水により原子炉格納容器・圧力容器内の温度が低下したことから、大きく減少し、その後は（基準値以下で）安定的に推移している。

令和7年2月分の評価で、建屋から大気中に放出された放射性物質による福島第一原発敷地境界における追加的被ばく線量は、年間0.0001ミリシーベルト未満となっている³⁴。平成27年5月から1号機建屋カバーのパネル取り外しを開始し、開口面積が増加したが、放出量の増加は確認されていない。

1～3号機の格納容器内の気体は、格納容器ガス管理システムによって抽気され、フィルターによって粒子状放射性物質を取り除いてから放出されている。

6 その他の課題

(1) 廃棄物保管設備

ガレキや作業員の防護服、マスクなどの廃棄物、水処理設備での廃吸着塔など、廃棄物を保管する設備は構内各所に点在している。防護服やマスクなど低線量の廃棄物は、本設の貯蔵施設である固体廃棄物貯蔵庫等に保管されている。

一方、建屋上部のガレキ撤去で生じた高線量ガレキ等の高線量廃棄物は、覆土式一時保管施設と呼ばれる遮蔽テントの中に保管されているが、放射線防護の観点からは、固体廃棄物貯蔵庫の地下階に保管することが望ましい。

このような固体廃棄物の発生量予測、管理計画として、「固体廃棄物の保管管理計画（平成28年3月31日）」が策定され、令和6年12月に改訂されている（毎年改訂）。

なお、水処理設備の廃吸着塔は、放射性物質を吸着しており非常に高線量であるため、専用施設に保管されている。平成27年4月1日、ALPSで発生した残渣（ALPSスラリー）を保管する高性能容器（以下「HIC」という。）から内包水が漏えいしていること

³⁴ 建屋から大気中に放出された放射性物質による被ばくであり、地面に沈着した放射性物質や汚染水タンク、固体廃棄物貯蔵施設による寄与は含まない。

が判明した。原因は、HICの内容物が比較的高線量の炭酸塩を含む残渣³⁵ であり、水の放射線分解により発生した水素ガスが残渣内から放出されず、液位を押し上げ、漏えいに至ったと考えられている。

福島第一原発構内にあるHIC全数に対して漏えいしていないかどうかの調査が順次行われ、抜本的対策として、HICからの水抜きが行われている。また、HICの構造健全性を確保するため、積算吸収線量が5,000kGyを超えたHICについて、令和4年度からALPSスラリーの移し替えが行われている。

さらなるリスク低減として、HICからALPSスラリーを抜き出して脱水処理するスラリー安定化処理設備の設置について検討が進められている。

さらに、屋外で保管している廃棄物の保管容器が劣化しており、内容物が漏えいする事象も発生していることから、東京電力では内容物確認を実施して対策を行っている。

(2) 作業員確保

廃炉作業は数十年にわたり続けられるため、安全かつ着実に作業を続けるためには、作業員の確保、熟練技術の継承が課題となる。

特に、放射線作業従事者の被ばく線量は、法令により1年間で50mSv未満、5年間で100mSv未満であることが定められており、高線量環境下においては、作業に伴い被ばく線量が累積し、作業に従事できなくなるという問題がある。

福島第一原発における令和7年4月の作業に想定される人員は、平日1日当たり4,700人程度と想定され、従事者登録者数は約9,200人であることから、ある程度余裕のある範囲で従事登録者が確保されている。

(3) 労働安全

福島第一・第二原発において下記表のように作業員の死亡事故（作業起因によるもの）が発生している。

福島第一・第二原発における作業員の死亡事故

年 月 日	事 例
平成26年 3月28日 (福島第一原発)	建物の基礎部で掘削作業を行っていた作業員が崩落に巻き込まれ死亡
平成27年 1月19日 (福島第一原発)	雨水を排水するための一時貯水タンクの設置状況を確認していた作業員がタンク上部（高さ10m）の開口部からタンク内に落下し、死亡
平成27年 1月20日 (福島第二原発)	特殊な治具を扱っている際に頭部を治具に挟まれ作業員が死亡
平成27年 8月8日 (福島第一原発)	バキューム車の除染に当たっていた作業員がタンクの蓋に頭を挟まれ死亡

³⁵ ALPSでは、海水由来のマグネシウムやカルシウムがストロンチウム除去を阻害するのを防止するため、吸着塔に通水する前に炭酸塩として沈殿させている。

平成27年1月19日、20日の死亡事故を受け、東京電力は労働安全を見直し（例：安全総点検の実施）、安全帯の着用や作業前の危険予知の徹底など、安全管理方針を発表した。福島第一原発及び第二原発では、毎年度安全活動計画を策定し、労働災害や熱中症の発症等を防止するため、安全教育の推進や作業環境の改善等が進められている。

また、福島第一原発においては、平成28年3月をもって、表土除去やモルタル吹付（フェーシング）等を用いた除染作業が概ね終了（1～4号機建屋周辺等については引き続き実施中）したことから、作業時の負荷軽減による安全性と作業性の向上、線量低減が実施されたエリアを可能な限り低い汚染レベルに維持することを目的とし、平成28年3月より防護マスクや防護服の簡易化が行われた。

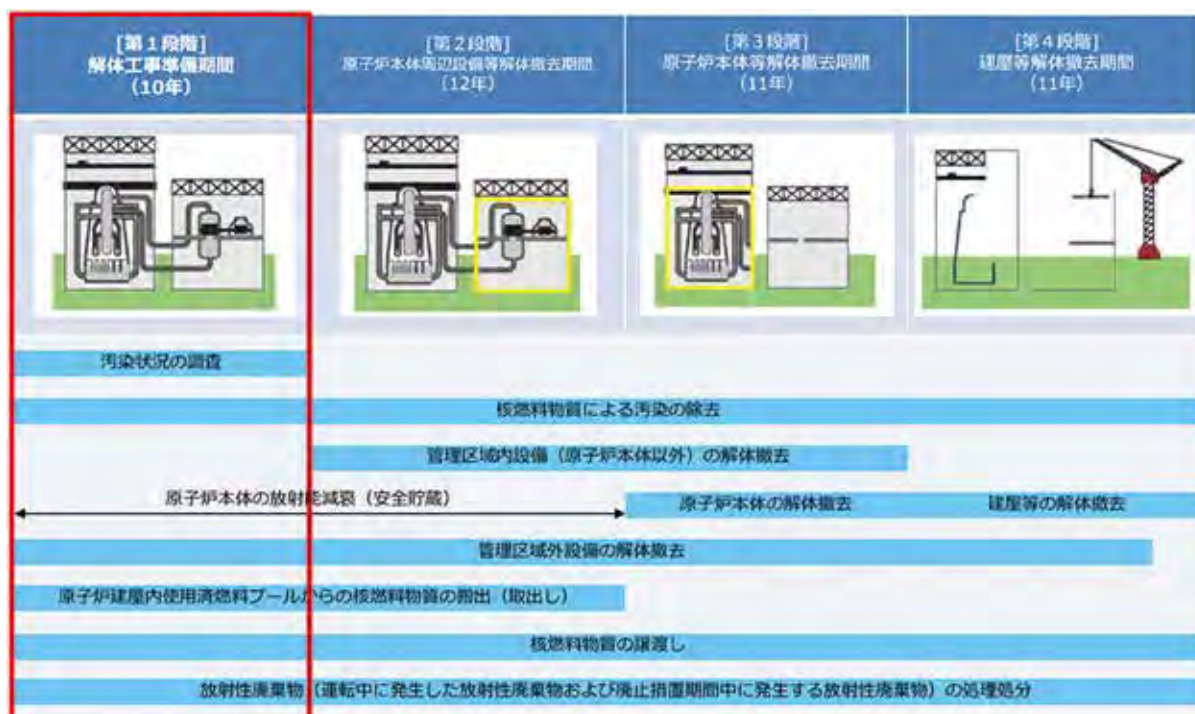
現在、福島第一原発の敷地の約96%で一般作業服による作業が可能となっている。さらに平成30年11月からは、放射性物質による汚染の広がりのないエリアについては、移動時の手袋を含む防護装備を不要とし、このエリアは免震重要棟周辺を結ぶ歩道にも範囲が拡大されている。また、更なる作業員の身体負荷軽減を図るため、令和3年8月より1～4号機周辺防護区域外（5、6号機建屋内を除く）の一般服作業のエリアの軽作業について、防塵マスクを不要とする運用を開始し、その運用の定着及び推進を進めている。

第5 福島第二原子力発電所の現状について

1 廃止措置の取組

東京電力は、令和3年4月28日に原子力規制委員会から福島第二原子力発電所の廃止措置計画の認可を受けた。その後、6月16日に県、楡葉町及び富岡町の事前了解を受けたことから、6月23日に廃止措置に着手した。

廃止措置計画では、廃止措置の全体工程を4段階に区分し、44年かけて実施することとしている。第1段階（10年間）では、(1)汚染状況の調査、(2)汚染の除去、(3)放射線管理区域外（屋外）の設備の解体撤去、(4)原子炉建屋内核燃料物質貯蔵設備からの核燃料物質の搬出（取出し）、(5)核燃料物質の譲り渡し及び(6)放射性廃棄物の処理・処分が実施される。

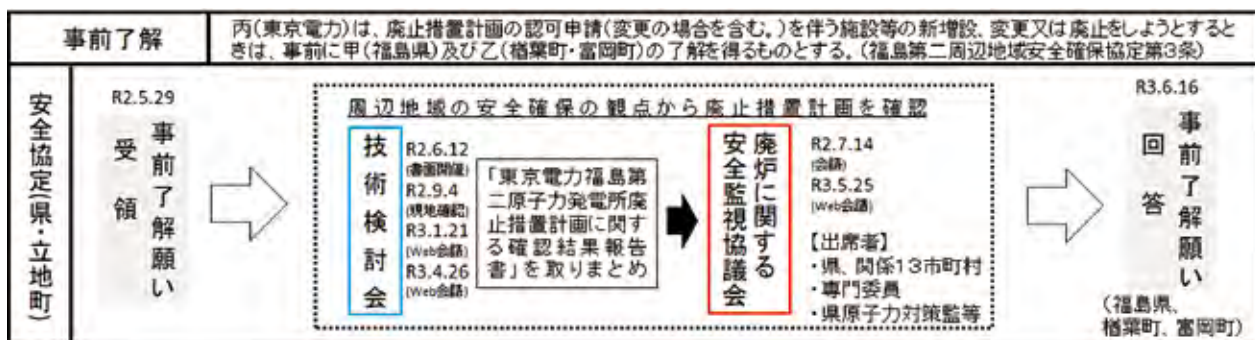


福島第二原子力発電所における廃止措置実行計画2024について
東京電力ホールディングス(株)福島第二原子力発電所

2 事前了解

東京電力は「福島第二原子力発電所の廃炉の実施に係る周辺地域の安全確保に関する協定書」第3条の規定に基づき、令和2年5月29日、福島第二原子力発電所1～4号機の廃止措置計画に係る事前了解願いを県、楡葉町及び富岡町に提出した。

県は事前了解願いが提出された後、廃炉安全監視協議会及び技術検討会を開催し、専門委員の指導・助言を得て、原子力発電所周辺地域住民の安全確保の観点から廃止措置計画の確認を行った。令和3年6月16日技術検討会が取りまとめた9つの要求事項の確実な実施に加え、安全文化の醸成及び地域との連携推進を求める知事意見を付し廃止措置計画について了解した。また同日、楡葉町及び富岡町も町長意見を付して了解した。



○ 事前了解にあたっての知事意見

1 要求事項の確実な実施

福島第二原子力発電所の廃止措置については、技術検討会が取りまとめた9項目の要求事項を確実に実行し、安全対策に万全を期すこと。特に、長期的な対応となる使用済燃料の県外搬出の取組を確実に進めるとともに、放射性廃棄物の処分について責任を持って取り組み、早期に方向性を示すこと。

2 安全文化の醸成

長期にわたる廃止措置を福島第一原子力発電所の廃炉と並行して進めるに当たり、県民が不安を抱くことがないように、東京電力の社員を始め廃止措置に関わる全ての職員が、安全に対する意識や法令遵守の理念を共有し、継続的に安全文化の醸成を図ること。

3 地域との連携推進

福島第一原子力発電所と合わせた廃炉は当県復興の大前提であり、安全を最優先に責任を持って廃炉の取組を進めるとともに、地元企業や事業者との連携を図り、地域とともに復興に向けた取組を加速すること。

○ 技術検討会が取りまとめた9項目（概要）

- ① 除染やがれき撤去に伴う放射性物質を含んだ粉じんなどの飛散防止対策と確実な監視。
- ② 作業員の被ばくりスク低減対策。作業員の資質向上に向けた教育プログラムの開発。
- ③ 施設の経年変化に考慮した適切な修繕や更新、保守管理の実施。
- ④ 固体廃棄物などの管理計画の策定。放射性固体廃棄物の搬出先の早急な検討。
- ⑤ 使用済燃料の県外全量搬出に向けた具体的な検討。乾式貯蔵施設の設置計画の明示。
- ⑥ 地震や津波など自然災害に対する追加対策の積極的な実施。
- ⑦ 東京電力社員の知識やモラルの維持・向上。
- ⑧ 県民や関係自治体に対する廃止措置作業に関する正確でわかりやすい情報の発信。
- ⑨ 東京電力社長が主体性を持って、福島第一の廃炉と福島第二の廃止措置を並行して安全に進めること。

3 廃止措置実行計画

東京電力は、今後の主要な廃炉事業の見通しを示した「廃止措置実行計画2024」を令和6年4月17日に発表した。「廃止措置実行計画2024」では、第一段階（～2030年度）における主要な廃炉作業、解体する設備、新設する設備等について、具体的な名称、実施年度が示されたほか、昨年度までの作業実績が反映された³⁶。

東京電力では、原子炉の本格解体に向け、計画の第2段階終了（2043年）までに全ての使用済燃料を使用済燃料プールから取り出すこととしており、使用済燃料の乾式貯蔵施設を令和9年（2027年）度までに新設し、1号機と4号機の使用済燃料の搬出開始時期をそれぞれ令和9年（2027年）度、令和10年（2028年）度としている。

4 廃止措置作業の進捗

○ 汚染状況調査

令和3年度より放射化汚染状況の調査³⁷および二次的な汚染状況の調査³⁸が進められている。調査結果は廃止措置業務の従事者の被ばく低減等を目的とした除染計画の立案や解体撤去工事で発生する廃棄物量の推定評価に使用される見込み。



汚染状況調査（東京電力提供）

○ 核燃料物質による汚染の除去

東京電力は、令和3年7月6日から9月1日にかけて、廃止措置の着手として、1～4号炉の制御棒駆動機構補修室内の設備・機器を対象に汚染の除去作業を行った。

設備機器の除染により、機器表面の線量率及び屋内の空間線量率が低下し、除染の効果が確認された。

以降の除染工事については、令和7年度以降に、現場における汚染状況の調査結果を踏まえて計画するとしている。



汚染の除去作業状況（東京電力提供）

³⁶ 東京電力では、今後、原子力規制庁に廃止措置計画変更認可申請書を提出するとともに県、檜葉町及び富岡町に事前了解願いを提出するとしている。令和4年5月20日に「廃止措置実行計画2022」が発表され、以降毎年作業の進捗に伴い改定されている。

³⁷ 原子炉運転中の中性子照射により炉心部等の構造材が放射化して生成される汚染の状況調査。

³⁸ 冷却材中の放射化した生成物が、機器及び配管の内面に付着する汚染の状況調査。

○ 放射線管理区域外（屋外）の設備の解体撤去

放射線管理区域の外（屋外）に設置している設備・機器について、令和3年度より、安全確保の機能に影響を与えない範囲内で解体撤去工事が進められている。

これまでに1～4号炉予備ボンベ建屋及び窒素供給装置の解体が完了しており、現在は1～4号炉変圧器及び軽油タンクの油抜き取り並びに1～4号炉薬液タンクの解体が進められている。



解体後の跡地状況

○ 原子炉建屋内核燃料物質貯蔵設備からの核燃料物質の搬出

東京電力は、廃止措置を円滑に進めるため、使用済燃料プールに貯蔵中の使用済燃料は、所内に設置する乾式貯蔵施設³⁹への搬出等により、廃止措置全体工程の第3段階である「原子炉本体等解体撤去期間」の開始までに搬出（取出し）を完了させるとしている。

東京電力は、令和6年4月5日、使用済燃料乾式貯蔵施設設置に係る事前了解願いを県、檜葉町及び富岡町に提出した。

県は事前了解願いが提出された後、廃炉安全監視協議会及び技術検討会を開催し、専門委員等の指導・助言を基に計画について確認している。

東京電力は、廃止措置が終了するまでに、使用済燃料プールに保管している使用済燃料の全量を再処理事業者へ譲り渡すとしている。

³⁹ 使用済燃料を金属製の容器に収納して空気の自然対流により冷却する乾式キャスクを貯蔵する施設。

第6 放射性物質対策について

1 環境創造センターについて

(1) 環境創造センター概要

原子力災害からの環境回復を進め、県民が将来にわたり安心して暮らせる環境を創造するための拠点として、三春町に環境創造センター、南相馬市に環境放射線センターを整備し、平成28年7月に全面開所した。

環境創造センターの機能は「モニタリング」、「調査研究」、「情報収集・発信」及び「教育・研修・交流」の4つである。

また、これまで環境創造センターに招致した日本原子力研究開発機構（以下「JAEA」）及び国立環境研究所（以下「NIES」）と連携協力に関する協定を締結し、調査研究等を効果的に推進してきたが、新たに福島国際研究教育機構（F-REI）を加え、さらなる連携・協力を図り、事業を推進していく。

なお、環境創造センターの機能を補完するため、大玉村及び猪苗代町にそれぞれ附属施設を整備するとともに、旧原子力センター福島支所を環境創造センター福島支所として活用している。



(2) 環境創造センター各施設の概要

ア 環境創造センター（三春町）

- 本館、研究棟及び交流棟「コミュタン福島」で構成されている。
- 交流棟「コミュタン福島」は、放射線や原子力災害を経験した福島の状況についての学習を目的とした展示室やドームシアター、体験研修スペース、各種会議やイベント等を開催するホール・会議室等を備えている。



環境創造センターの全景

(7) 本館

- 放射性物質・有害物質等の調査分析、モニタリングデータ等の収集・発信、管理、解析・評価等を実施。
- 連携機関（JAEA、NIES）と連携し、調査研究等の取組を効率的に推進。

【施設概要】

放射性物質・有害物質等に係る試料前処理室、機器分析室等を備えた施設

(イ) 研究棟

- 被ばく線量等の評価手法・モデル開発、放射性物質の環境動態の調査研究、廃棄物等の適正処理・再生利用技術の開発等を連携機関（JAEA、NIES）が実施。

【施設概要】

放射性物質の環境動態解明、除染技術開発等を行う研究室、情報解析室、実証試験室等を備えた施設

(ウ) 交流棟「コミュタン福島」

- 展示室等を活用した放射線等に関する学習活動の支援を実施。
- 環境回復・創造に向けた活動を行うNPO、地域住民等が広く交流を行う場。

【施設概要】

各種会議やイベント等を開催するホール・会議室、展示室、ドームシアター、体験研修スペース等を備えた施設

イ 環境放射線センター（南相馬市）

- 環境創造センターの機能のうち、原子力発電所周辺における環境放射能のモニタリング等を行う。
- 原子力発電所周辺のモニタリングにあたり連携機関（JAEA）と連携・協力。



【施設概要】

環境試料に係る前処理室、実験室、測定室、校正施設等を備えた施設

ウ 野生生物共生センター（大玉村）

- 野生生物における放射性物質の影響に関する調査研究、生物多様性の保全に向けた環境学習、野生鳥獣の救護や保護管理、人と動物の共通感染症に関する調査研究などを行う。



【施設概要】

モニタリングに係る検体の前処理室、研究室、野生動物の飼育スペース、パネル等の展示コーナー、会議室等を備えた施設

エ 猪苗代水環境センター（猪苗代町）

- 猪苗代湖・裏磐梯湖沼群の調査研究、環境学習を行うほか、環境保全活動の場を担う。



【施設概要】

研究室兼小会議室、研修室、図書コーナー、ボランティア活動機材保管庫、パネル等の展示コーナー等を備えた施設

オ 福島支所（福島市）

- 環境創造センターのモニタリング機能のうち、プルトニウム等の分析等を行う。



【施設概要】

実験室、灰化炉室、計測室等を備えた施設

(3) 4つの機能の主な取組

ア モニタリング

身近な生活環境や原子力発電所周辺のきめ細かで継続的なモニタリングを実施するとともに、その結果を一元管理し、情報発信する。

また、緊急時には、原子力災害対策指針に基づき、モニタリングを統括する国との連携の下、より広範囲な事態の変化に対応するため、緊急時のモニタリング体制を整え、緊急時の対応に当たる。

イ 調査研究

放射性物質に汚染された地域の環境回復・創造のためには、汚染状況や放射性物質の動態の把握、汚染地域や施設に応じた除染等の処置、その結果の評価、除去土壌及び汚染廃棄物の減容化・保管・処理・処分・再利用といった一連の措置を的確に実施するとともに、変化した生物相・生態系の回復などを進めていく必要がある。

さらに、県民が将来にわたり安心して暮らせる美しく豊かな環境を創造するため、循環型社会の構築や、東日本大震災の教訓を生かした災害に強い社会の構築、環境保全対策等を進め、美しいふくしまの創造を進めていく必要がある。

このため、関連する調査研究を優先度に応じて計画的、体系的に進め、適時・的確にその成果を県や国等が実施する施策等に活用していく。

ウ 情報収集・発信

各種の調査研究成果やモニタリング結果を収集整理し、県民等が分かりやすい形で利用できるような情報発信体制の整備を進める必要がある。

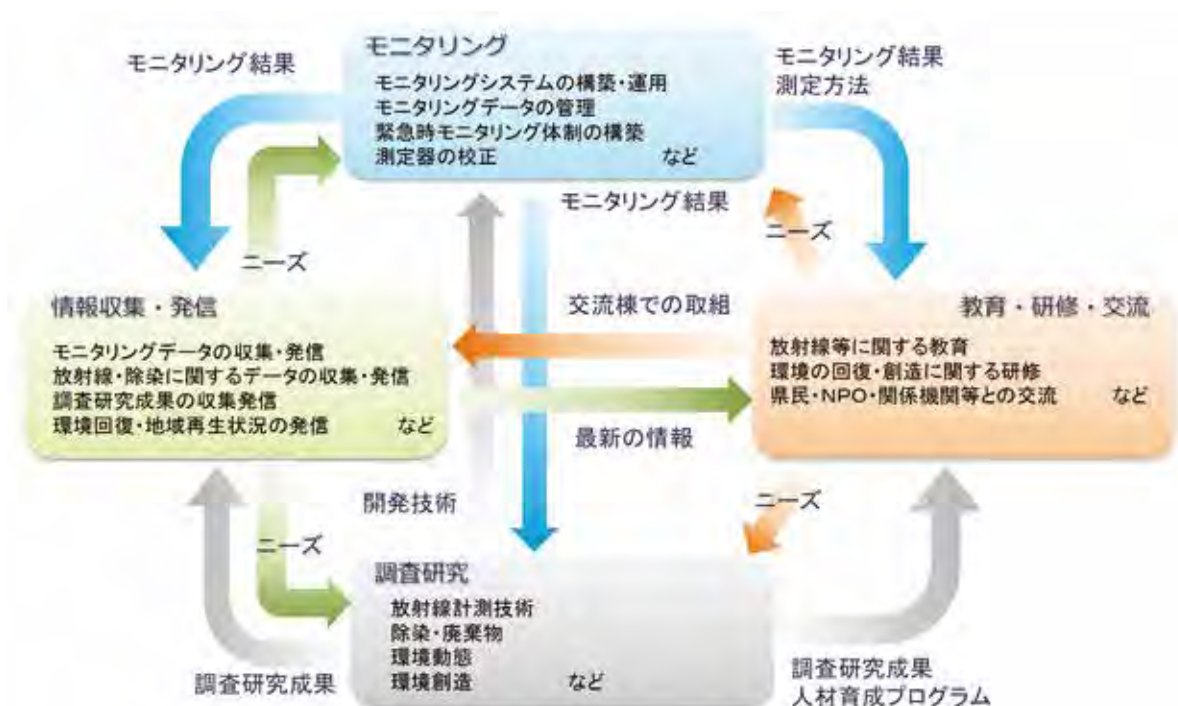
このため、調査研究成果やモニタリング結果について一元的に収集し、交流棟「コミュニティ福島」の展示やイベント、関係団体と連携した活動により、積極的に情報発信を行う。

エ 教育・研修・交流

福島県の実環境の現状や放射線に関する情報を伝え、ふくしまの未来を創造する力を育むための教育・研修・交流に取り組む必要がある。このため、県教育委員会が行う児童生徒や教員を対象とした放射線教育及び環境教育の充実に向け、必要な支援を行うとともに、各種年齢層に応じた人材育成講座の開設や交流棟を活用した体験研修等を実施し、福島の実環境回復・創造に資する人材育成に貢献する。

また、研究機関や地域住民等を広く対象とした交流ネットワークの構築、放射線や福島の実環境に関する理解促進の取組を進めるとともに、環境回復・環境創造に関する研修等を実施する。

なお、「モニタリング」、「調査研究」、「情報収集・発信」及び「教育・研修・交流」の4つの機能の関連は図のとおりである。



環境創造センターの4つの機能の関わり

2 除染対策について

(1) 概 要

福島第一原子力発電所の事故により放出された放射性物質で汚染された廃棄物や土壌等の処理を進めるための法律として「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」(以下「特措法」という。)が制定された。

この特措法に基づき、市町村が自ら除染実施計画を策定して除染を行う汚染状況重点調査地域(41市町村)と、国が市町村ごとに除染実施計画を策定して除染を行う除染特別地域(11市町村)が指定され、これらの除染実施計画に基づく面的除染は、帰還困難区域を除き、平成30年3月末までに全て終了した。

帰還困難区域内の6町村(双葉町、大熊町、浪江町、富岡町、飯舘村及び葛尾村)に設定された特定復興再生拠点区域については、除染が概ね終了し、令和5年11月までにすべての避難指示が解除された。

また、令和6年度末時点で、4町(双葉町、大熊町、浪江町及び富岡町)の特定帰還居住区域で除染が進められている。

【汚染状況重点調査地域指定状況】 計10市町村(令和7年3月末時点)

県 北：川俣町(一部指定)

(指定解除済：福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、大玉村)

県 中：石川町、玉川村、平田村、浅川町、古殿町

(指定解除済：郡山市、須賀川市、田村市、鏡石町、天栄村、三春町、小野町)

県 南：棚倉町

(指定解除済：白河市、西郷村、泉崎村、中島村、矢吹町、矢祭町、埴町、鮫川村)

会 津：なし

(指定解除済：会津坂下町、湯川村、柳津町、三島町、昭和村、会津美里町)

相 双：南相馬市(一部指定)、広野町、川内村(一部指定)

(指定解除済：相馬市、新地町)

いわき：なし

(指定解除済：いわき市)

【除染特別地域指定状況】 計10市町村(令和7年3月末時点)

南相馬市(一部指定)、川俣町(一部指定)、楡葉町、富岡町、川内村(一部指定)、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯舘村

(指定解除済：田村市)

(2) 除染実施状況

ア 汚染状況重点調査地域

(平成30年3月31日時点)

	宅 地	公共施設	農 地	森林(生活圏)	道 路
実 施 数	418,897戸	12,376施設	31,061ha	4,513ha	20,476km
終了時期	H30. 1 .31	H30. 1 .31	H30. 3 .19	H30. 3 .19	H30. 3 .19

イ 除染特別地域

(平成29年3月31日時点)

市町村名	宅 地	農 地	森林(生活圏)	道 路	終了時期
田 村 市	約 150件	約 140ha	約 280ha	約 29ha	H25. 6 .30
南 相 馬 市	約 4,700件	約 1,600ha	約 1,600ha	約 280ha	H29. 3 .31
川 俣 町	約 450件	約 610ha	約 730ha	約 71ha	H27.12.31
檜 葉 町	約 2,800件	約 830ha	約 740ha	約 170ha	H26. 3 .31
富 岡 町	約 6,200件	約 750ha	約 790ha	約 170ha	H29. 1 .31
川 内 村	約 170件	約 130ha	約 210ha	約 38ha	H26. 3 .31
大 熊 町	約 220件	約 170ha	約 200ha	約 31ha	H26. 3 .31
双 葉 町	97件	約 100ha	約 25ha	約 8.4ha	H28. 3 .31
浪 江 町	約 5,900件	約 1,400ha	約 510ha	約 230ha	H29. 3 .31
葛 尾 村	約 480件	約 570ha	約 690ha	約 95ha	H27.12.31
飯 館 村	約 2,100件	約 2,400ha	約 2,100ha	約 330ha	H28.12.31
合 計	約 23,000件	約 8,700ha	約 7,800ha	約 1,500ha	

(3) 主な取組

ア 財政的支援

仮置場の原状回復等に要する費用について、市町村等に交付している。

イ 技術的支援

仮置場原状回復等業務の設計・積算の確認、積算基準や単価等の整備により、市町村への支援を行っている。

ウ 住民理解の促進

県ホームページや広報イベント等において、除染等の取組による環境回復の現状等を県内外に情報発信するとともに、環境再生プラザ（環境省と福島県の共同設置）において、専門家派遣などによる理解促進活動を行っている。

(4) 今後の取組

ア 特定帰還居住区域において住民の方々が安心して生活できるよう、面的に十分な除染を行うとともに、特定復興再生拠点区域及び特定帰還居住区域の両区域外の残された土地や家屋等の扱いについても、市町村等の意向を十分に汲み取り速やかに方針を示すこと、また、避難指示が解除された区域において、きめ細かい空間線量のモニタリングを行い、空間線量が局所的に高い箇所についてはフォローアップ除染を実施するなど、国に対し責任を持って取り組むよう求めている。

イ 仮置場原状回復等について、引き続き、市町村を支援していく。

3 中間貯蔵施設について

(1) 概 要

福島第一原子力発電所の事故により放出された放射性物質を取り除くために福島県内で行われた除染に伴って発生した除去土壌や廃棄物（以下「除去土壌等」という。）を県外で最終処分するまでの間、安全かつ集中的に貯蔵するために、国は大熊町・双葉町に中間貯蔵施設を整備し、管理・運営を行っている。

県内に仮置きされている除去土壌等の搬入は平成 27 年 3 月に開始され、令和 3 年度末までにおおむね完了した（帰還困難区域を除く）。令和 4 年度以降は、特定復興再生拠点区域や特定帰還居住区域等において発生した除去土壌等の搬入が進められており、令和 7 年 3 月末までに累計で約 1,409 万 m³が搬入されている。

県では、国、県、大熊町及び双葉町と締結した安全協定に基づき、中間貯蔵施設が安全に管理・運営されるよう、施設や除去土壌等の輸送における状況確認や環境モニタリングを実施している。

中間貯蔵施設で保管されている除去土壌等は、中間貯蔵施設への搬入開始後 30 年以内（2045 年 3 月まで）に福島県外で最終処分を行うことが国の責務として法律（中間貯蔵・環境安全事業株式会社法）で定められている。

中間貯蔵施設の配置図



出典：環境省（中間貯蔵施設情報サイト）

(2) 中間貯蔵施設に係る経緯

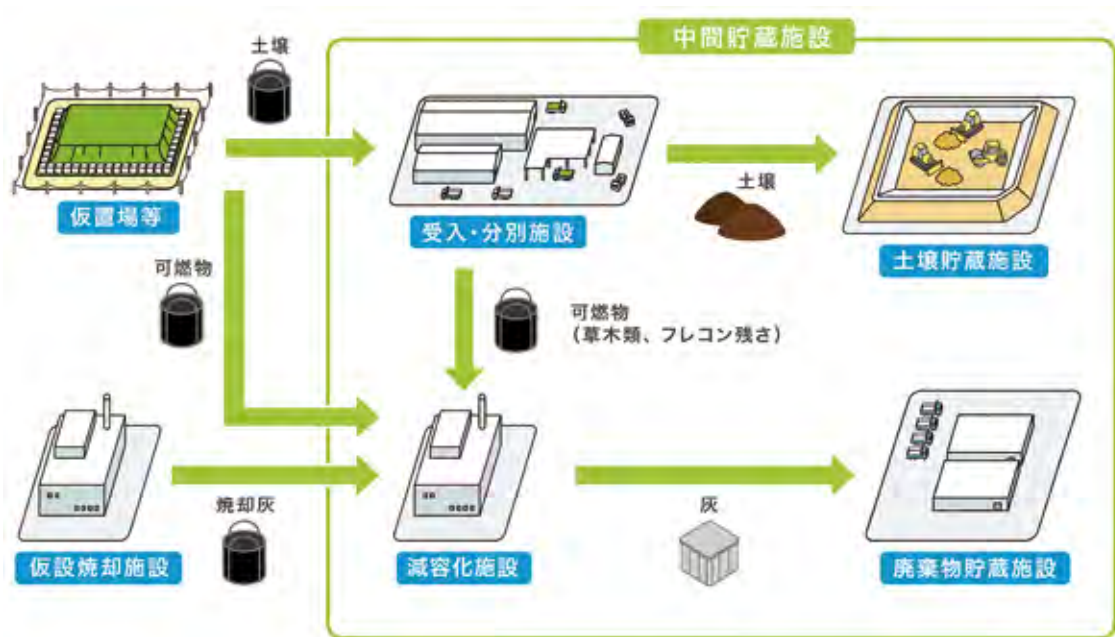
平成23年 8月27日	国が福島県に対し、中間貯蔵施設の県内への設置について協力を要請
平成23年 10月29日	国が中間貯蔵施設等の基本的考え方を公表 ＜主な内容＞ ・ 中間貯蔵施設の確保及び維持管理は国が行う ・ 仮置場の本格搬入から3年程度を目途として施設の供用を開始するよう最大限努力する ・ 福島県内の土壌・廃棄物のみを貯蔵対象とする ・ 中間貯蔵開始後30年以内に、福島県外で最終処分を完了する

平成23年 12月28日	国が福島県及び地元町村に対し、中間貯蔵施設の設置について検討を要請
平成24年 11月28日	福島県知事が、地元への丁寧な説明等を条件として調査を受入れ
平成25年 1月～	国が調査のための住民説明会を開催
平成25年 4月～	国が地元の理解を得て、現地調査（ボーリング調査等）を実施
平成25年 12月14日	調査結果等を踏まえ、国が福島県及び双葉町、大熊町、富岡町、楡葉町に対し、中間貯蔵施設の受入れを要請
平成26年 2月12日	福島県知事から国に対し、施設の配置計画案の見直し（中間貯蔵施設の大熊町及び双葉町への集約）等を申入れ
平成26年 3月27日	福島県知事の申入れに対し、国が当該2町に集約すること等を回答
平成26年 4月25日	国が福島県、大熊・双葉両町に対し、生活再建・地域振興策等について追加回答を行うとともに、速やかな住民説明会の開催を改めて要請
平成26年 5月～6月	国が中間貯蔵施設について住民説明会を開催（全16回（福島県内10回、県外6回））
平成26年 8月25日	福島県知事、大熊・双葉両町長との会談 両町に県独自の中間貯蔵等に関する財政措置（交付金）の考え方を提示
平成26年 9月1日	福島県知事、大熊・双葉両町長と環境大臣、復興大臣との会談 福島県知事より中間貯蔵施設の建設受入れの容認、大熊町及び双葉町の両町長より知事の考えを重く受け止め、地権者への説明を了承する旨を国に対し伝達
平成26年 9月～10月	国が地権者説明会を開催（全12回（福島県内9回、県外3回））
平成26年 11月19日	県外最終処分の法制化に対応する改正 JESCO 法「中間貯蔵・環境安全事業株式会社法」が成立（平成26年12月24日施行）
平成27年 2月8日	国から福島県知事へ県の確認項目（法制化等5項目）等に対する回答
平成27年 2月25日	福島県知事・大熊、双葉両町長と環境大臣、復興大臣との会談 福島県より国に対し、中間貯蔵施設への搬入受入れの容認を表明 大熊、双葉両町長より国に対し、3月12日以降の搬入開始等を申入れ 国、県、大熊・双葉両町による中間貯蔵施設の周辺地域の安全確保等に関する協定を締結
平成27年 3月13日	中間貯蔵施設への除去土壌等の搬入開始
平成28年 3月27日	環境大臣が中間貯蔵施設に係る「当面5年間の見通し」を公表

平成28年 4月8日	国が県外最終処分に向けた減容・再生利用に関する技術開発等を始めとする取組の中長期的な方針「中間貯蔵除去土壌等の減容・再生利用技術開発戦略」及び「工程表」を公表
平成28年 12月9日	国が平成29年度の輸送量を50万m ³ 程度とし、平成30年度の輸送量に対応できる施設整備に着工することなどを明記した「平成29年度の中間貯蔵施設事業の方針」を公表
平成29年 10月28日	土壌貯蔵施設への貯蔵を開始
平成29年 11月21日	国が平成30年度の輸送量を180万m ³ 程度とし、平成31年度は400万m ³ を目指すとする「平成30年度の中間貯蔵施設事業の方針」を公表
平成30年 12月6日	国が帰還困難区域を除き、2021年度末までに除去土壌等の概ね搬入完了を目指すこと、2019年度の輸送量を400万m ³ 程度とする「2019年度の中間貯蔵施設事業の方針」を公表
平成31年 1月31日	国が大熊町に「中間貯蔵工事情報センター」を開所
平成31年 3月29日	国が中間年度（2018年度）における戦略目標の達成に向けた見直しを行い、「中間貯蔵除去土壌等の減容・再生利用技術開発戦略 戦略目標の達成に向けた見直し」を公表
令和2年 1月16日	国が帰還困難区域を除き、令和3年度末までに除去土壌等の概ね搬入完了を目指すこと、令和2年度の輸送量を前年度と同程度とする「令和2年度の中間貯蔵施設事業の方針」を公表
令和2年 3月30日	中間貯蔵施設における除去土壌と廃棄物の処理・貯蔵の全工程で運転を開始
令和2年 12月11日	国が帰還困難区域を除き、令和3年度末までに除去土壌等の概ね搬入完了を目指すとともに、特定復興再生拠点区域において発生した除去土壌等の搬入を進めるとする「令和3年度の中間貯蔵施設事業の方針」を公表
令和3年 5月23日	国が除去土壌等の県外最終処分にかかる理解醸成活動の一環として、「福島、その先の環境へ。」対話フォーラムを初開催（令和3～5年度に合計9回開催）
令和4年 1月18日	国が特定復興再生拠点区域等で発生した除去土壌等の搬入を進め、県外最終処分に係る経費や必要性及び減容再生利用の必要性、安全性等に関する理解醸成活動を全国に向けて推進するとする「令和4年度の中間貯蔵施設事業の方針」を公表
令和4年 3月	県内に仮置きされていた除去土壌等（帰還困難区域を除く）の搬入がおおむね完了
令和5年 3月1日	国が除去土壌等の減容・再生利用に向け、技術開発や県内外での実証事業を実施するとともに、再生利用先の具体化を推進し、減容処理や安定化技術の更なる開発・検証や最終処分場の必要面積・構造に係る実現可能ないくつかの選択肢の検討など、県外最終処分に向けた検討を加速するとする「令和5年度の中間貯蔵施設事業の方針」を公表
令和6年 3月22日	国が、除去土壌等の再生利用基準・最終処分基準を策定し、県外最終処分に向けた令和7年度以降の取組の進め方を提示できるよう検討を行うとする「令和6年度の中間貯蔵施設事業の方針」を公表

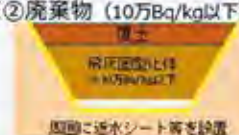
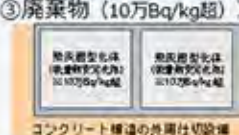
令和7年 3月15日	国が大熊町に「中間貯蔵事業情報センター」を開所 (「中間貯蔵工事情報センター」閉所)
令和7年 3月18日	国が実用途における復興再生利用の案件創出を進め、県外最終処分に係る複数選択肢を踏まえて減容技術等の効率化・低コスト化や最終処分場の立地等についての技術的検討を行うとする「令和7年度の中間貯蔵施設事業の方針」を公表
令和7年 3月28日	放射性物質汚染対処特措法施行規則の改正による復興再生利用基準・埋立処分基準の策定(R7.4.1施行) 国が「復興再生利用の推進」「最終処分の方向性の検討」「全国的な理解の醸成等」を3本柱として「県外最終処分に向けたこれまでの取組の成果と2025年度以降の進め方」を公表

(3) 中間貯蔵施設事業の流れ



出典：環境省（中間貯蔵施設情報サイト）

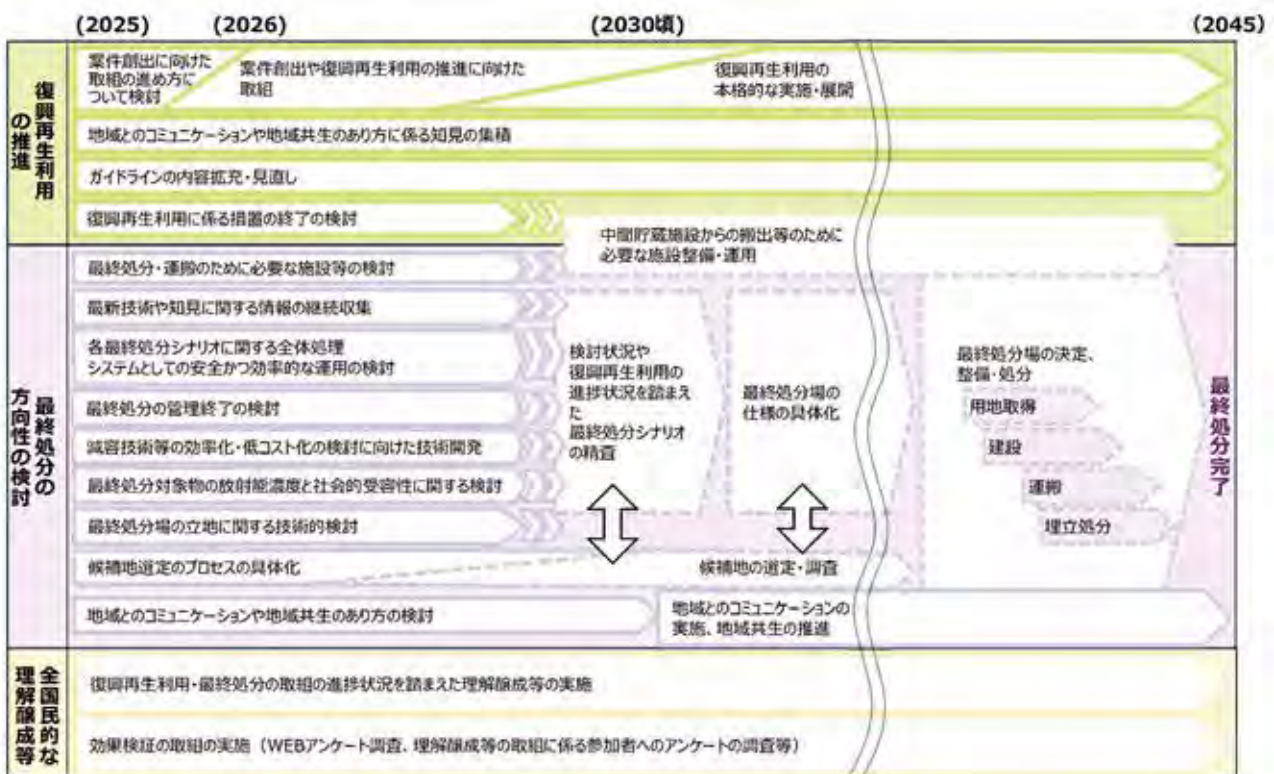
(4) 県外最終処分に係る複数選択肢

	シナリオ(1)	シナリオ(2)	シナリオ(3)	シナリオ(4)
減容技術の 組合せ	減容しない	分級処理	分級＋ 熱処理	分級＋ 熱処理＋ 飛灰洗浄
最 終 処分量※1	約210万～310万㎡ 【内訳】 除去土壌：200～300万㎡ 廃棄物：約10万㎡	約150万～220万㎡ 【内訳】 除去土壌：140～210万㎡ 廃棄物：約10万㎡	約30万～50万㎡ 【内訳】 全て廃棄物	約5万～10万㎡ 【内訳】 全て廃棄物
放射能濃度 (土壌由来)	数万Bq/kg程度	数万Bq/kg程度	十万Bq/kg～	～数千万Bq/kg
構 造 (処分場の タイプ)	＜①除去土壌＞ 	＜②廃棄物（10万Bq/kg以下）＞ 	＜③廃棄物（10万Bq/kg超）＞ 	
必要面積※2	約30～50ha	約30～40ha	約20～30ha	約2～3ha
減容処理 コスト※3				

※1 これまでに実施した技術実証事業の成果を踏まえ、減容率を設定して試算し、締固め時のかさ密度で換算。
シナリオ間の比較のしやすさの観点から、数量は概数にて記載。
※2 ①、②のタイプの処分場は厚さ10a、③は厚さ5aとして計算。埋立地必要面積のみの評価で、離隔距離の確保や附帯施設等は考慮していない。
※3 シナリオ(1)は減容技術を適用しないため、減容処理コストは0となるが、減容技術の適用が増えるほど減容処理コストは大きく変わる。

出典：環境省（中間貯蔵施設情報サイト）

(5) 県内除去土壌等の県外最終処分に向けた2025年度以降の進め方



※点線は最終処分のシナリオにより工程や期間が変わるものを示す。
※飯館村長沢地区での事業等については継続してモニタリング等を行うとともに、御地元の協力をいただきつつ、理解醸成の場として活用。
※理解醸成のための事業の実施も検討。
※中間貯蔵施設の跡地利用等についても検討。
※上記の取組の進捗状況については、IAEAによるフォローアップを受けるとともに、国際的な情報発信も行う。

出典：環境省（中間貯蔵施設情報サイト）

4 特定廃棄物埋立処分事業について

(1) 事業の概要

福島第一原子力発電所の事故により生じた特定廃棄物⁴⁰（放射能濃度が10万Bq/kgを超えるものを除く。）は、特定廃棄物埋立処分施設（富岡町）及びクリーンセンターふたば（大熊町）で埋立処分される。

(2) 各施設の概要

ア 特定廃棄物埋立処分施設（旧フクシマエコテッククリーンセンター）

- 福島県内（帰還困難区域を除く）で発生した特定廃棄物については、平成29年11月から特定廃棄物埋立処分施設に搬入・埋立処分が開始され、令和5年10月末までに、約29万6千袋（双葉郡内の生活ごみを含む）が埋立処分されて終了した。今後は、引き続き双葉郡内の生活ごみを令和9年11月頃まで埋立処分する予定である。
- 県では、国、県、富岡町及び檜葉町と締結した安全協定に基づき、特定廃棄物埋立処分施設が安全に管理・運営されるよう、処分場等の状況確認、環境モニタリングを実施している。

施設の全体像



出典：環境省（特定廃棄物埋立処分事業情報サイト）

⁴⁰ 特定廃棄物：対策地域内廃棄物又は指定廃棄物

・対策地域内廃棄物：汚染廃棄物対策地域（旧警戒区域・旧計画的避難区域等）において生じた廃棄物（発生時期等の限定あり）

・指定廃棄物：放射能濃度8,000Bq/kgを超える廃棄物のうち、「放射性物質汚染対処特措法」に基づき環境大臣が指定したもの

(ア) 特定廃棄物埋立処分施設に係る経緯

平成25年 12月14日	国が特定廃棄物等の処理にあたって、福島県及び大熊町、双葉町、富岡町、楡葉町に対し、富岡町の既存の民間管理型処分場（フクシマエコテッククリーンセンター）の活用を要請
平成26年 2月12日	福島県知事から国に対し、施設の配置計画案の見直し（固型化施設等関連施設を楡葉町に設置）等を申入れ
平成26年 3月27日	福島県知事の申入れに対し、国が固型化施設等関連施設を楡葉町に設置すること等を回答
平成26年 4月19日	国が既存管理型処分場の活用に関する楡葉町住民説明会を開催（4月20日まで延べ2日間）
平成26年 6月8日	国が既存管理型処分場の活用に関する富岡町住民説明会を開催（6月14日、15日の延べ3日間）
平成27年 6月5日	環境大臣が福島県知事及び富岡・楡葉両町長に対して、施設の更なる安全対策や国有化の考え方を提示
平成27年 6月27日	国が既存管理型処分場の活用に関する富岡町住民説明会を開催（6月28日まで延べ2日間）
平成27年 7月19日	国が既存管理型処分場の活用に関する楡葉町住民説明会を開催（7月20日まで延べ2日間）
平成27年 8月25日	福島県知事、富岡・楡葉両町長から国へ安全対策等に関して申入れ
平成27年 11月16日	8月25日の申入れを踏まえ、再度、国が考え方を提示
平成27年 11月24日	福島県から富岡・楡葉両町へ、極めて自由度の高い交付金として100億円を措置することを表明
平成27年 12月4日	福島県知事、富岡・楡葉両町長から環境大臣、復興副大臣に対して、国の埋立処分事業を容認する旨を回答するとともに、国が以下の4項目に責任を持って対応するよう申入れ ＜4項目の申入れ内容＞ ・ 地元への丁寧な対応 ・ 処分場の国有化と安全協定の締結 ・ 県・両町との協議の上での輸送計画策定 ・ 両町の地域振興策の具体化
平成28年 4月18日	国が処分場を国有化
平成28年 6月27日	国、県、富岡・楡葉両町による管理型処分場の周辺地域の安全確保に関する協定を締結
平成29年 10月23日	国が各保管場所からの搬出に係る保管管理者・市町村説明会を開催
平成29年 11月17日	特定廃棄物埋立処分施設への搬入・埋立処分を開始
平成30年 8月24日	国が富岡町に特定廃棄物埋立情報館「リプルンふくしま」を開館
平成31年 3月20日	セメント固型化処理施設の運転を開始
令和5年 10月31日	セメント固型化処理施設の運転を終了 特定廃棄物埋立処分施設での特定廃棄物の埋立処分が終了 令和9年11月頃まで双葉郡内の生活ごみを埋立継続する予定

(イ) 処理の流れ



出典：環境省（特定廃棄物埋立処分事業情報サイト）（一部加工）

イ クリーンセンターふたば

- ・ 特定復興再生拠点区域から生じた特定廃棄物の埋立が令和5年6月から開始され、令和7年3月末までに約2万2千袋が埋立されている。
- ・ 県では、国、県、大熊町と締結した安全協定に基づき、クリーンセンターふたばが安全に管理・運営されるよう、施設や廃棄物の輸送における状況確認や環境モニタリングを実施している。

施設概要



出典：環境省（特定廃棄物埋立処分事業情報サイト）

<概要>

敷地面積：約15ha
 埋立地面積：約4.5ha
 埋立容量：約50万 m^3 （土堰堤を含む）
 残余容量：1期埋立地 約3万 m^3
 2期埋立地 約25万 m^3

(ア) クリーンセンターふたばに係る経緯

令和元年 8月5日	国、双葉地方広域市町村圏組合、県によるクリーンセンターふたばの活用に係る基本協定を締結。
令和3年 2月18日	国、県、大熊町、双葉地方広域市町村圏組合によるクリーンセンターふたばの周辺地域の安全確保に関する協定を締結。
令和5年 6月1日	クリーンセンターふたばへの搬入・埋立処分を開始

(イ) 処理の流れ



出典：環境省（特定廃棄物埋立処分事業情報サイト）（一部加工）

第7 避難・損害賠償の状況について

1 避難状況について

東日本大震災及び原子力災害による県民の避難状況や県の主な取組状況等は以下のとおり。

(1) 避難者数

避難者数の状況（令和7年2月）

- 県内 4,966人（※1）
- 県外 19,673人（※2）
- 合計 24,644人

（避難先不明者5人含む）

【避難者の多い県等（県外）】

- ① 茨城県 2,260人 ② 東京都 2,150人
- ③ 埼玉県 2,119人 ④ 新潟県 1,751人
- ⑤ 千葉県 1,267人

* 参考（ピーク時（平成24年5月））

- 県内 102,827人
- 県外 62,038人
- 合計 164,865人

【避難者の多い県等（県外）】

- ① 山形県 12,607人
- ② 東京都 7,821人
- ③ 新潟県 6,521人
- ④ 埼玉県 4,289人
- ⑤ 茨城県 3,718人

（※1）福島県災害対策本部調べ（令和7年2月1日現在）

（※2）復興庁調べ（令和7年2月1日現在）



出展：ふくしま復興のあゆみ（第42版 令和7年3月24日）より抜粋

(2) 主な取組状況

ア 安定した住まいの提供

原子力災害により避難指示を受けている方等の居住の安定を確保するため、災害救助法に基づく応急仮設住宅の供与や復興公営住宅の管理を行っている。大熊町及び双葉町の応急仮設住宅の供与期間については、令和8年3月末をもって原則終了する（令和7年3月現在）。なお、県外の応急仮設住宅についても同様の措置とするよう各都道府県に要請している。

イ 県外避難者担当職員の派遣

避難先の都道府県に職員を派遣し、避難者受入自治体等との連絡調整や避難者からの相談対応などを実施。

ウ 避難者への情報提供

避難者が、ふるさととのつながりを維持し、生活再建や帰還に結び付くような次のような情報提供を行っている。

- ・ 県外の図書館等の公共施設や避難者が集う交流拠点に地元紙（福島民報、福島民友）を送付し、避難者等の閲覧の用に供する。また、県外避難者世帯向けに地元紙ダイジェスト版を制作し送付する。
- ・ 原発特例法指定13市町村からの避難者及び避難指示区域以外からの県外避難者世帯に対し、県、市町村の広報誌やお知らせ等を戸別送付する。
- ・ 福島の復興に向けた動きや避難者の生活再建や帰還の判断に繋がる情報等を盛り込んだ地域情報紙「ふくしまの今が分かる新聞」を隔月発行し、県内外の避難者世帯に戸別送付する。

エ 交流・相談支援

避難者に対して、相談対応や戸別訪問、交流機会の提供などを通して、避難者の個別課題の把握と解決を図り、関係機関や民間団体等と連携しながら、避難者の生活再建や帰還に結び付けるため、次のような交流・相談支援を行っている。

- ・ 生活再建支援拠点の設置
県外避難者が避難先で直接相談できる場の提供や相談会・交流会等の開催などを通して、今後の生活再建や帰還に向けて必要な支援を行う。
- ・ 県外への復興支援員配置
戸別訪問等により避難者の個々の課題を把握し、専門機関等の具体的な支援につなげる。
- ・ 民間団体等が行う支援事業への補助（県外）
県外避難者が避難先で安心して暮らし、生活再建や帰還の判断につながるよう、民間団体等が実施する県外避難者の実情に応じた支援事業に対して、経費を補助する。
- ・ 民間団体等が行う支援事業への補助（県内）
避難・被災した県民が、人と人とのつながりや生きがいを持って、前向きに生活するための、民間団体等が実施する支援事業に対して、経費を補助する。

オ 健康管理や心のケア等に対する支援

- ・ 県内での検査の他、県外に避難されている方を対象に、県外の大学や医療機関等と連携してホールボディカウンターによる内部被ばく検査等を実施している。
- ・ 被災者に対するきめ細かな心のケアに取り組むため、県内4箇所に「ふくしま心のケアセンター」を設置するとともに、県外の民間団体等と連携し、県外避難者に対する相談支援や心のケアに取り組んでいる。
- ・ 「ふくしま子どもの心のケアセンター」を設置し、医療・福祉・教育等の関係機関と緊密に連携しながら、医師や公認心理師などの専門職がアウトリーチ支援等を通し、子どもたちの心のケアに取り組んでいる。

(3) 今後の課題・取組

- 時間の経過とともに避難者の抱える課題は、生活、健康、福祉面など様々な点で個別化・複雑化しており、生活再建支援拠点や復興支援員などによる相談対応や戸別訪問などにより、生活再建や帰還に結び付くよう、関係機関と連携して適切な支援に取り組んでいく。
- 避難者への支援について、引き続き、国が前面に立ち、必要な事業の財源確保や支援措置などに最後まで責任を持って対応するよう求めている。

2 損害賠償の状況について

福島第一原発事故に伴う損害の賠償状況等については以下のとおり。

(1) 現 状

ア 原子力損害賠償制度の概要

(ア) 原子力損害の賠償に関する法律（昭和36年法律第147号）

- A 原子炉の運転等により生じた原子力損害は、原子力事業者が賠償責任を負う。（無過失責任、責任集中、無限責任）
- B 原子力事業者が原子力損害を賠償するための措置（保険への加入等）を義務付け。
- C 和解の仲介や原子力損害の範囲を判定する指針の策定を行う原子力損害賠償紛争審査会の設置について規定。

(イ) 原子力損害賠償・廃炉等支援機構法（平成23年法律第94号。損害賠償に関する部分のみ記載）

- A 大規模な原子力損害が発生した場合において、原子力事業者の損害賠償のために必要な資金の交付等を行い、原子力損害賠償の迅速かつ適切な実施等を図ることを目的として支援機構を設置。
- B 機構の主な業務
 - (a) 負担金の収納業務
機構の業務に要する費用として、原子力事業者から負担金の収納を行う。
 - (b) 資金援助業務
原子力事業者が損害賠償を実施する上で機構の援助を必要とするときは、機構は、運営委員会の議決を経て、資金援助（資金の交付、株式の引受け、融資、社債の購入等）を行う。
 - (c) 情報提供業務
損害賠償の円滑な実施を支援するため、電話相談窓口及び弁護士等の専門家チームによる巡回相談などにより、被害者からの相談に応じ必要な情報の提供及び助言を行う。

イ 原子力損害賠償紛争審査会について

(ア) 指針の策定

原子力損害賠償紛争審査会（原賠審）は、令和7年1月27日まで68回開催。

- A 第13回（平成23年8月5日）において、農林漁業、商工業等の各分野の専門委員調査結果を踏まえ、現時点での原子力損害の全体像として「中間指針」を策定し、避難費用、営業損害、風評被害、間接被害などの損害を類型化。
- B 第18回（平成23年12月6日）において、自主的避難者及び滞在者の精神的損害を賠償対象とする「中間指針第一次追補」を策定。
- C 第26回（平成24年3月16日）において、避難区域の見直し等に係る損害について、「中間指針第二次追補」を策定。
- D 第30回（平成25年1月30日）において、農林漁業・食品産業の風評被害に係る「中間指針第三次追補」を策定。
- E 第39回審査会（平成25年12月26日）において、避難指示の長期化等に伴う損害に係る「中間指針第四次追補」を策定。
- F 第63回審査会（令和4年12月20日）において、集団訴訟の確定判決等を踏まえた指針の見直しに係る「中間指針第五次追補」を策定。

(イ) 原子力損害賠償紛争解決センター

- A 被害者からの損害賠償請求について、弁護士である仲介委員が和解の仲介手続を行う機関として設置
 - (a) 平成23年8月29日 東京事務所開所
 - (b) 平成23年9月13日 福島事務所開所（郡山市）
 - (c) 平成24年7月2日 福島事務所支所開所
(福島市、南相馬市、いわき市、会津若松市)
- B 総括基準の策定（平成24年2月14日～）
センターに申立てがなされた事件のうち、複数の事件に共通する項目について総括基準が策定された。
- C 和解事例の公表（平成24年4月27日～）
和解仲介事例は平成24年4月から令和7年3月まで計2,104例が公表されている。

ウ 賠償項目

(ア) 避難等指示区域内の個人

精神的損害、避難・帰宅費用、一時立入費用、検査費用、生命・身体的損害、就労不能損害、土地・建物・家財などの財物（旧緊急時避難準備区域・旧屋内退避区域等を除く）、立木、住居確保損害（旧緊急時避難準備区域・旧屋内退避区域等を除く）、住宅等の補修・清掃費用（旧緊急時避難準備区域・旧屋内退避区域等が対象）等

(イ) 避難等指示区域内の法人及び個人事業主

営業損害、検査費用、土地・建物、立木、棚卸資産、償却資産、住宅等の補修・清掃費用（旧緊急時避難準備区域・旧屋内退避区域等の個人事業主が対象）等

(ウ) 避難等指示区域外の個人

就労不能損害、立木、自主的除染費用（避難指示区域外のみが対象）

(エ) 避難等指示区域外の法人及び個人事業主

風評被害、立木、自主的除染費用（避難指示区域外のみが対象）

- (オ) 自主的避難等対象区域（県北、県中、相双、いわき地域の23市町村）の住民及び県南地域（9市町村）の住民
精神的損害等

エ 東京電力による本県分の賠償金支払い進捗状況（令和7年3月31日現在）

支払済額 約6兆5千億円

区分	支払済額
個人	約4兆1千億円
事業者	約2兆4千億円

(2) 課題

- 中間指針第五次追補等を踏まえた追加賠償について、転居・死亡等により東京電力が紙請求書を送付できず未請求となっている対象者が一定数存在することから、市町村等と協力した上での所在等の把握や広報活動等を通し、請求支援に取り組む必要がある。
- ALPS処理水の取扱いについて、国及び東京電力において、万全な対策を講じてもなお風評被害が発生する場合には、一律に賠償期間や地域、業種を限定することなく迅速かつ確実な賠償がなされる必要がある。
- 中間指針第五次追補等を踏まえた追加賠償以外では、中間指針等に基づき損害項目ごとの賠償の枠組みが一つ一つ構築され、一律の賠償請求手続は一定程度進捗しているが、被害者が生活や事業の再建を果たすことができるよう、個別の事情についても柔軟に対応し、被害の実態に見合った賠償が確実かつ迅速になされる必要がある。

(3) 県の取組

- 関係団体、市町村と共に、福島県原子力損害対策協議会として、国及び東京電力に対し、被害の実態に見合った確実、迅速、十分な賠償を求めていくとともに、時効完成後も損害がある限り最後まで賠償がなされるよう、必要な対応を要請していく。
- 被害者による円滑な賠償請求を支援するため、弁護士による法律相談、不動産鑑定士による個別相談等の事業を実施する。

資 料 編

廃炉安全監視協議会開催結果	104
労働者安全衛生対策部会開催結果	116
環境モニタリング評価部会開催結果	122
廃炉安全確保県民会議開催結果	128
令和6年度における申し入れ状況	136
国への要望、東京電力への申し入れ等	138
国の会議への参加	143
地域防災計画（原子力災害対策編）の概要	144
原子力防災訓練の実施	150
原子力防災用語集	154
各協定、要綱等	
・東京電力株式会社福島第一原子力発電所の廃炉等の実施に係る周辺地域の安全確保に関する協定書	155
・東京電力株式会社福島第一原子力発電所の廃炉等の実施に係る周辺地域の安全確保に関する協定の運用について	158
・東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所の廃炉等の実施に係る周辺市町村の安全確保に関する協定書	160
・東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所の廃炉等の実施に係る周辺市町村の安全確保に関する協定の運用について	164
・東京電力ホールディングス株式会社福島第二原子力発電所の廃炉の実施に係る周辺地域の安全確保に関する協定書	166
・東京電力ホールディングス株式会社福島第二原子力発電所の廃炉の実施に係る周辺地域の安全確保に関する協定の運用について	170
・東京電力ホールディングス株式会社福島第二原子力発電所の廃炉の実施に係る周辺市町村の安全確保に関する協定書	173
・東京電力ホールディングス株式会社福島第二原子力発電所の廃炉の実施に係る周辺市町村の安全確保に関する協定の運用について	176
・福島県原子力発電所安全確保技術検討会運営要綱	178
・原子力発電所に関する通報連絡要綱	180
・福島県原子力発電所の廃炉に関する安全監視協議会設置要綱	185
・福島県原子力発電所の廃炉に関する安全監視協議会労働者安全衛生対策部会運営要領	187
・福島県原子力発電所の廃炉に関する安全監視協議会環境モニタリング評価部会運営要領	188
・福島県原子力発電所の廃炉に関する安全確保県民会議設置要綱	189
福島県における原子力発電所関連年表	191
原子力関係機関の一覧	216

廃炉安全監視協議会開催結果（令和6年度）

○ 第1回（令和6年4月24日）

- 場 所 福島県庁 北庁舎2階「災害対策本部会議室」
- 説 明 者 東京電力ホールディングス株式会社
- 議 事
- ・福島第二原子力発電所 使用済燃料乾式貯蔵施設設置の計画概要について
 - ・福島第一原子力発電所 1号機PCV内部調査（気中部調査）について
 - ・福島第一原子力発電所 2号機燃料デブリ試験的取り出し作業の準備状況について
 - ・原子力発電所における自然災害対策について

結果概要

福島第一原子力発電所の所内共通電源A系が停止し、それに伴いALPS処理水希釈放出設備が自動で放出を停止したことから、当該事象について説明を受けた。1号機PCV内部調査（気中部調査）について、小型ドローンを用いた調査が実施されたことから、調査結果について説明を受けた。2号機燃料デブリの試験的取り出しについて、X-6ペネ内の堆積物除去作業の進捗状況やテレスコ式装置、ロボットアームのモックアップ試験の進捗状況について説明を受けた。

○ 第2回（令和6年8月20日）

- 場 所 福島県庁 北庁舎2階「災害対策本部会議室」
- 説 明 者 原子力規制庁、東京電力ホールディングス株式会社、福島県
- 議 事
- ・2号機燃料デブリ試験的取り出しについて
 - ・至近で発生したトラブルに係る対応状況について

結果概要

2号機燃料デブリ試験的取り出しについて、東京電力から準備状況と作業工程の説明を受けた。原子力規制庁から、テレスコ式装置のうちエンクロージャ及びガイドパイプに関する使用前検査の実施状況について説明を受けた。事務局から、県が行った使用前検査への立会いに関する現地確認結果を説明した。福島第一原発では、2023年10月以降、トラブルが多発したことを受けて、全作業の点検を行ったことから、その結果に基づく、改善策と今後の取り組みについて説明を受けた。

○ 第3回（令和6年10月24日）

- 場 所 福島県庁 北庁舎2階「災害対策本部会議室」
- 説 明 者 東京電力ホールディングス株式会社
- 議 事
- ・2号機燃料デブリ試験的取り出しについて

結果概要

2号機燃料デブリ試験的取り出し作業開始時に判明した押し込みパイプ（テレスコ式装置を原子炉格納容器内に押し込むパイプ）の接続順番誤りの原因と対策について説明を受けた。テレスコ式装置の先端に取り付けられたカメラの映像が映らなくなったトラブルの原因と復旧作業の状況について説明を受けた。燃料デブリの物理的・化学的な分析について、分析項目や分析方法、分析結果から得られる情報と今後の燃料デブリの段階的な取り出し規模拡大に向けた活用方法等について説明を受けた。

○ 第4回 (令和6年12月20日)

- 場 所 福島県庁 北庁舎2階「災害対策本部会議室」
- 説 明 者 原子力規制庁、資源エネルギー庁、東京電力ホールディングス株式会社、福島県
- 議 事
- ・2号機燃料デブリ試験的取り出しについて
 - ・福島第一原子力発電所放射性物質分析・研究施設第2棟の新設について

結果概要

東京電力から、テレスコ式装置による試験的取り出し作業の結果や、今後実施するロボットアームを用いた内部調査及び試験的取り出し作業の詳細、ロボットアームの性能確認試験の進捗状況について説明を受けた。資源エネルギー庁から、今年度実施している燃料デブリの取り出し規模拡大に向けた研究開発の概要について説明を受けた。原子力規制庁から、福島第一原発放射性物質分析・研究施設第2棟の設置に係る実施計画の変更認可申請について、審査結果に関する説明を受けた。県の技術検討会事務局から、施設の安全面等を確認し、その結果を取りまとめた確認結果報告書（案）の説明をした。

○ 第5回 (令和7年1月24日～2月3日) (書面開催)

- 議 事
- ・2025年度ALPS処理水放出計画素案について

結果概要

東京電力が作成した2025年度のALPS処理水放出計画素案について、専門委員や関係市町村へ意見を求めた。

○ 第6回 (令和7年3月21日)

- 場 所 福島県庁 北庁舎2階「災害対策本部会議室」
- 説 明 者 資源エネルギー庁、東京電力ホールディングス株式会社
- 議 事
- ・2号機燃料デブリ試験的取り出しについて
 - ・2025年度廃炉研究開発計画について
 - ・ALPSスラリー安定化処理設備の検討状況について
 - ・ALPS処理水希釈放出設備事前了解時に技術検討会が取りまとめた8項目の要求事項の対応状況について

結果概要

2号機燃料デブリ試験的取り出しについて、テレスコ式装置による追加の試験的取り出し作業の概要と今後実施されるロボットアームを用いた内部調査及び試験的取り出し作業に係るロボットアームの性能確認試験の進捗状況を確認した。また、燃料デブリの分析について、現在までに判明している分析結果を確認した。

燃料デブリの取り出し規模拡大に向けて、2025年度に計画されている廃炉研究開発計画の概要を確認した。

汚染水の浄化処理により発生する汚泥であるALPSスラリーの安定化処理設備について、建屋の構造強度評価の結果、機器配置や建屋設計を見直す必要が生じ、処理開始時期が令和8年度から令和10年度に変更となることから、機器配置及び建屋設計見直しの検討状況を確認した。また、見直しにより処理開始が遅れることから、ALPSスラリーを収納するHICの保管容量の確保状況やHICを保管する使用済セシウム吸着塔一時保管施設拡張工事の状況と今後の増設計画等の検討状況を確認した。

ALPS処理水希釈放出設備事前了解時に技術検討会が取りまとめた8項目の要求事項に対する

現在までの対応状況を確認した。

平成24年度から令和5年度までの開催状況は、次のとおりである。

略称 国（エ）：経済産業省資源エネルギー庁、国（規）：原子力規制庁

NDF：原子力損害賠償・廃炉等支援機構

年度	回数 (各年度の回数)	開催日	開催場所	説明者	協議（調査）内容
H24	第1回 (1)	H24.12.26	杉妻会館	国（エ） 東京電力	(1) 廃止措置等に向けた中長期ロードマップの進捗状況 (2) 滞留水処理の現状と今後の予定 (3) 特定原子力施設のリスク評価 (4) 福島第一原発5、6号機と福島第二原発の現状
	第2回 (2)	H25.2.5	福島第一原子力 発電所 (現地調査)	東京電力	(1) 中長期ロードマップに基づく個別の安全確保に関する取組 (2) 特定原子力施設の実施計画に関する取組
H25	第3回 (1)	H25.4.3	福島第一原子力 発電所 (現地調査)	東京電力	(1) 停電トラブルの原因と再発防止対策 (2) 県の申し入れ（3月28日）に対する対応状況
	第4回 (2)	H25.4.24	福島第一原子力 発電所 (現地調査)	東京電力	(1) 地下貯水槽からの漏えいトラブルへの対応状況 (2) 3号機使用済燃料プール冷却停止トラブルへの対応状況
	第5回 (3)	H25.6.11	ふくしま 中町会館	国（エ） 東京電力	(1) 廃炉に向けた東京電力の取組状況 (2) 特定原子力施設に係る実施計画の概要 (3) 「廃止措置等に向けた中長期ロードマップ」の改訂
	第6回 (4)	H25.6.13	福島第二原子力 発電所 (現地調査)	東京電力	(1) 福島第二原発の復旧状況（1号機復旧完了に伴う報告） (2) 冷温停止維持に係る1号機設備等の復旧状況の確認
	第7回 (5)	H25.8.6	福島第一原子力 発電所 (現地調査)	東京電力	(1) 海側地下水の放射性物質濃度の上昇及び汚染水の海への漏出 (2) 多核種除去設備（ALPS）におけるバッチ処理タンクからの漏えい (3) 3号機原子炉建屋上部からの湯気の発生 (4) 原子炉注水タンクの高台タンクから復水貯蔵タンクへの変更等
	第8回 (6)	H25.9.13	福島第一原子力 発電所 (現地調査)	東京電力	(1) H4エリアタンクにおける汚染水の漏えいに対する対応状況 (2) 汚染水の海への漏えいに対する対応
	第9回 (7)	H25.9.17	杉妻会館	国（エ） 国（規） 東京電力	(1) H4エリアタンクにおける汚染水の漏えい (2) タービン建屋東側における汚染地下水の海への漏えい (3) 汚染水対策に係る国の取組 (4) 海域モニタリング (5) 平成24年度年報及び平成25年度第1四半期原子力発電所周辺環境放射能測定結果報告書
	第10回 (8)	H25.9.20	福島第二原子力 発電所 (現地調査)	東京電力	(1) 福島第二原発2号機燃料移動作業 (2) 2号機使用済燃料プールにおける異物混入防止対策

年度	回数 (各年度の回数)	開催日	開催場所	説明者	協議（調査）内容
H25	第11回 (9)	H25.10.22	福島第一原子力 発電所 (現地調査)	東京電力	(1) 汚染水貯留タンクエリアにおける堰内雨水 排出対応状況 (2) H4タンクエリア周辺における高濃度放射 性物質検出 (3) 6号機の燃料移動作業における現場状況
	第12回 (10)	H25.11.12	福島第一原子力 発電所 (現地調査)	東京電力	4号機の使用済燃料プールからの燃料移動に関 する安全確保の状況
	第13回 (11)	H25.11.21	福島第一原子力 発電所 (現地調査)	東京電力	4号機の使用済燃料プールからの燃料移動に関 する安全確保の状況
	第14回 (12)	H25.11.26	福島第一原子力 発電所 (現地調査)	東京電力	4号機の使用済燃料プールに沈めた空の移送用 キャスクに使用済燃料を移動する作業の確認
	第15回 (13)	H25.12.16	福島第一原子力 発電所 (現地調査)	東京電力	(1) 4号機使用済燃料プールから共用プールへ の燃料移動作業の実施状況 (2) 汚染水貯蔵タンクエリアにおける雨水対策 実施状況
	第16回 (14)	H26.1.16	福島第一原子力 発電所 (現地調査)	東京電力	(1) 覆土式一時保管施設 (2) 4号機使用済燃料プールからの燃料移動作 業実施状況 (3) G6北、G4南タンクエリア堰からの漏え い防止対策実施状況
	第17回 (15)	H26.2.20	杉妻会館	国（エ） 国（規） 東京電力	(1) 汚染水貯留H6エリアのタンク上部からの 漏えい (2) 2号機原子炉压力容器底部温度計の故障 (3) ストロンチウム90及び全 β の測定方法誤り (4) 廃炉・汚染水問題に対する追加対策の実施 状況と今後の見通し
	第18回 (16)	H26.3.7	福島第一原子力 発電所 (現地調査)	東京電力	(1) 汚染水移送に関する作業管理の実施状況 (2) 地中埋設物の管理状況 (3) ストロンチウム90及び全 β の測定誤り (4) 2号機原子炉压力容器底部温度計の損傷に 関する対応状況 (5) 水処理二次廃棄物の管理状況
H26	第19回 (1)	H26.4.9	福島第一原子力 発電所 (現地調査)	東京電力	(1) 多核種除去設備（ALPS）におけるトラブ ルへの対応状況 (2) H6エリアタンク上部天井板からの高濃度 汚染水の漏えいに関する対策実施状況 (3) 地中埋設ケーブル切断による4号機使用済 燃料プール冷却の一時停止に関する対策の実 施状況 (4) ストロンチウム90及び全 β の測定誤りに関 する対策の実施状況 (5) ろ過水タンクエリア堰及びG5タンクエリア 堰からの溢水
	第20回 (2)	H26.5.20	ホテル福島 グリーンパレス	国（エ） 国（規） 東京電力	(1) 申し入れ事項（4月25日）に対する国、東 京電力の対応 - 地下水バイパス計画 - 廃炉・汚染水対策

年度	回数 (各年度の回数)	開催日	開催場所	説明者	協議（調査）内容
H26					(2) 凍土遮水壁 (3) 雨水対策
	第21回 (3)	H26.6.2	福島第一原子力 発電所 (現地調査)	東京電力	(1) 地下水バイパス設備（排水溝、免震重要棟、 一時貯留タンク、排水配管、現場制御盤） (2) 凍土遮水壁実証試験現場確認 (3) 多核種除去設備（ALPS）のクロスフロー フィルタ
	第22回 (4)	H26.7.17	福島第一原子力 発電所 (現地調査)	東京電力	(1) 地下水バイパスの運用 (2) 凍土遮水壁の工事 (3) B・C排水路付替工事 (4) 5号機補機冷却海水系及び6号機燃料プー ル冷却浄化系からの漏えい対応状況 (5) 1号機建屋カバー解体とガレキ撤去
	第23回 (5)	H26.7.30	ホテル サンルート プラザ福島	国（エ） 国（規） 東京電力	(1) 1号機建屋カバー解体作業及びガレキ撤去 (2) 配管トレンチ内滞留水の処理及び凍土遮水 壁 (3) 地下水バイパス (4) 汚染水タンクの健全性 (5) 申し入れに対する対応状況 (5・6号機関連トラブルへの対応)
	第24回 (6)	H26.10.22	福島第一原子力 発電所 (現地調査)	東京電力	1号機建屋カバーの解体に向けた飛散防止対策 の取組状況及びモニタリング監視体制の整備状況 ・ 遠隔監視モニタ（免震重要棟） ・ 1号機建屋飛散防止剤作業現場 （1・2号機開閉所前） ・ 連続ダストモニタ設置箇所 （1・2号機開閉所前） ・ 遠隔操作室（1号機西側作業コンテナ室）
	第25回 (7)	H26.10.31	福島第一原子力 発電所 (現地調査)	東京電力	(1) 1号機建屋カバーの屋根パネル取外作業に おける飛散防止対策の取組状況及びモニタリ ング体制 ・ 遠隔監視モニタ（免震重要棟） ・ 連続ダストモニタ監視設置（免震重要棟） ・ 1号機建屋カバーの屋根パネル取外作業 現場（1・2号機開閉所前） ・ 連続ダストモニタ設置箇所 （モニタリングポストNo.8） (2) 4号機使用済燃料（変形燃料）移動作業の 安全確保状況 ・ 4号機使用済燃料移動作業現場 （4号機オペレーションフロア）
	第26回 (8)	H26.12.2	サンパレス 福島	国（エ） 国（規） 東京電力	(1) 2・3号機海水配管トレンチの充填作業 (2) 構内汚染水処理計画（敷地境界線量低減） (3) 3号機使用済燃料プール内のガレキ落下再 発防止対策
	第27回 (9)	H26.12.4	福島第一原子力 発電所 (現地調査)	東京電力	(1) 1号機建屋カバーの屋根パネルの吊戻作業 の確認（1・2号機開閉所前） (2) 2号機海水配管トレンチにおけるコンク リート充填作業の確認

年度	回数 (各年度の 回数)	開催日	開催場所	説明者	協議（調査）内容
H26	第28回 (10)	H26.12.24	福島第一原子力 発電所 (現地調査)	東京電力	(1) 3号機使用済燃料プール内ガレキ撤去作業 (2) 構内汚染水処理設備（RO濃縮水処理設備等） (3) フランジ型タンクの解体作業 (4) 2・3号機海水配管トレンチの充填作業 (5) 4号機使用済燃料プール内燃料取出状況
	第29回 (11)	H27.2.17	サンパレス 福島	国（エ） 国（規） 東京電力	(1) サブドレン他水処理施設 (2) 凍土遮水壁
	第30回 (12)	H27.2.27	福島第一原子力 発電所 (立入調査)	東京電力	(1) 2号機原子炉建屋大物搬入口屋上部の高濃度の放射性物質を含む雨水のK排水路からの港湾外への流出 (2) B・C排水路からの放射性物質を含む水の港湾内への流出
H27	第31回 (1)	H27.4.27	福島第一原子力 発電所 (立入調査)	東京電力	(1) 情報公開の徹底 (2) 高濃度の放射性物質を含む雨水がK排水路から港湾外へ流出していた件 (3) B・C排水路から放射性物質を含む水が港湾内へ流出した件 (4) 構内の排水路等全般 (5) 1号機原子炉建屋カバー解体準備作業状況
	第32回 (2)	H27.5.26	福島県庁	国（エ） 国（規） NDF 東京電力	(1) 東京電力㈱福島第一原子力発電所の廃炉ための技術戦略プラン2015 (2) 東京電力㈱福島第一原子力発電所の廃止措置等に向けた中長期ロードマップの改定案 (3) 排水路を流れる水の実施計画上の整理 (4) 廃炉に向けた東京電力の取組状況
	第33回 (3)	H27.6.23	福島第一原子力 発電所 (立入調査)	東京電力	(1) 1,000トンノッチタンクから3号機タービン建屋への移送配管からの漏えい事象に対する対策の実施状況 (2) フランジ型タンクの解体作業の実施状況
	第34回 (4)	H27.7.15	サンパレス 福島	国（エ） 国（規） 東京電力	(1) 1号機の原子炉建屋カバー解体における今後の予定及び原子炉建屋からの放射性物質の飛散抑制対策 (2) 2号機の原子炉建屋周辺のヤード整備 (3) 3号機の使用済燃料プールからの撤去作業
	第35回 (5)	H27.7.28	福島第一原子力 発電所 (立入調査)	東京電力	1号機建屋カバーの屋根パネル1枚目の取外し作業
	第36回 (6)	H27.8.26	福島第一原子力 発電所 (立入調査)	東京電力	(1) 死亡災害について (2) サブドレン・地下水ドレン浄化設備の概要と運転管理 (3) サブドレン・地下水ドレン処理水の排水管理
	第37回 (7)	H27.9.14	福島第一原子力 発電所 (立入調査)	東京電力	(1) サブドレン・地下水ドレン設備からの排水 (2) サブドレン・地下水ドレン設備の健全性
	第38回 (8)	H27.11.5	福島第一原子力 発電所 (立入調査)	東京電力	(1) K排水路における汚染された雨水の流出防止対策の取組状況 (2) サブドレンの運用状況

年度	回数 (各年度の回数)	開催日	開催場所	説明者	協議（調査）内容
H27	第39回 (9)	H27.12.24	福島第二原子力 発電所 (現地調査)	東京電力	(1) 使用済燃料の状況 (2) 危険予知体感訓練の実施状況
	第40回 (10)	H28.1.8	ホテル サンルート プラザ福島	国（規） 東京電力	(1) 排水路全体の管理計画 (2) 海側遮水壁 (3) 1号機建屋カバー解体工事
	第41回 (11)	H28.2.24	福島第一原子力 発電所 (立入調査)	東京電力	雑固体廃棄物焼却設備の概要、運用方法及び試験運転の実施状況
H28	第42回 (1)	H28.4.19	福島第一原子力 発電所 (立入調査)	東京電力	(1) K排水路における汚染された雨水の流出防止対策の取組状況 (2) 陸側遮水壁の運用状況 (3) 雑固体廃棄物焼却設備の運用状況 (4) 建屋内水位の管理状況
	第43回 (2)	H28.6.13	ホテル福島 グリーンパレス	国（エ） 国（規） 東京電力	(1) 陸側遮水壁凍結運転開始後の状況確認 (2) 燃料取り出しに向けた取組状況の確認
	第44回 (3)	H28.7.11	杉妻会館	国（エ） 国（規） 東京電力	炉心溶融公表問題
	第45回 (4)	H28.8.8	ホテル福島 グリーンパレス	国（規） 東京電力	炉心溶融公表問題
	第46回 (5)	H28.9.1	杉妻会館	国（規） 東京電力	廃棄物関連施設の設置計画
	第47回 (6)	H28.9.9	杉妻会館	国（規） 東京電力	炉心溶融公表問題
	第48回 (7)	H28.9.12	福島第一原子力 発電所 (立入調査及び 状況確認)	東京電力	(1) 1号機原子炉建屋カバー壁パネル取り外し作業の取組状況の確認 (2) 廃棄物処理施設建設予定地の状況確認
	第49回 (8)	H28.11.11	ホテル福島 グリーンパレス	国（規） 東京電力	(1) 廃棄物関連施設等の新・増設 (2) 凍土遮水壁等の取組状況
	第50回 (9)	H28.11.25	ザ・セレクトン 福島	東京電力	(1) 11月22日に発生した福島県沖地震の対応状況 (2) 中長期ロードマップの取組状況
	第51回 (10)	H28.12.20	ホテル福島 グリーンパレス	国（規） 東京電力	(1) 原子炉注水停止及び使用済燃料プール冷却浄化系停止 (2) 福島県沖地震後の対応状況
	第52回 (11)	H29.2.13	福島第二原子力 発電所 (現地調査)	東京電力	(1) 地震後の対応状況 (2) 不適合の是正措置状況
	第53回 (12)	H29.2.7	福島第一原子力 発電所 (立入調査)	東京電力	(1) 地震・津波対策に係る機動的対応の状況確認 (2) 汚染水対策に係る状況確認 (3) 燃料取り出しに係る状況確認

年度	回数 (各年度の回数)	開催日	開催場所	説明者	協議（調査）内容
H29	第54回 (1)	H29.4.28	福島第一原子力 発電所 (立入調査)	東京電力	(1) 燃料取り出しに係る状況確認 (2) 至近で発生したトラブル等について
	第55回 (2)	H29.6.16	ザ・セレクトン 福島	東京電力	(1) 燃料取り出しに係る状況確認 (2) 汚染水対策に係る状況確認
	第56回 (3)	H29.9.7	福島県庁 北庁舎	国（エ） NDF 東京電力	(1) 技術戦略プラン2017について (2) 中長期ロードマップの改訂について
	第57回 (4)	H29.9.8	福島第一原子力 発電所 (立入調査)	東京電力	(1) サブドレンピットNo.51の一時的な水位低下事象について (2) 陸側遮水壁の進捗状況と原子炉建屋周囲地下水位管理について (3) 燃料取り出しに係る状況確認について (4) その他
	第58回 (5)	H29.10.17	福島第二原子力 発電所 (立入調査)	東京電力	(1) 地震動及び津波の評価の見直しの経緯について (2) 防護対策の考え方、実施状況について (3) 地震・津波に対する初動対応の確認について
	第59回 (6)	H29.10.27	ザ・セレクトン 福島	国（エ） 東京電力	(1) サブドレン水位計設定の誤りについて (2) 中長期ロードマップの改訂について
	第60回 (7)	H30.2.8	福島県庁	東京電力	燃料取り出しに係る状況確認 (1) 1号機原子炉建屋北側ガレキ撤去工事 (2) 2号機原子炉建屋屋根保護層撤去工事 (3) 3号機燃料取り出しカバー設置状況
	第61回 (8)	H30.3.26	福島県庁	国（エ） 東京電力	汚染水対策（凍土遮水壁の効果等）について
H30	第62回 (1)	H30.5.16	ホテル福島 グリーンパレス	東京電力	(1) 2号機原子炉建屋西側外壁開口設置について (2) その他
	第63回 (2)	H30.7.24	杉妻会館	東京電力	(1) 3号機燃料取扱設備クレーン不具合調査について (2) その他
	第64回 (3)	H30.9.4	福島第一原子力 発電所 (立入調査)	東京電力	(1) 燃料取り出しに係る状況確認 1号機原子炉建屋ガレキ撤去工事（Xブレース切断） 2号機原子炉建屋西側外壁開口設置およびオベフロ調査状況 3号機使用済燃料取り出しについて (2) 今後実施される作業、至近に発生したトラブル等について 1・2号機排気筒解体工事 3号機燃料取扱設備（FHM・クレーン）の不具合について
	第65回 (4)	H30.11.30	ザ・セレクトン 福島	東京電力	(1) 3号機燃料取扱設備の状況について (2) 汚染水対策について (3) 2号機燃料デブリ冷却状況の確認試験について

年度	回数 (各年度の回数)	開催日	開催場所	説明者	協議（調査）内容
H30	第66回 (5)	H31.1.25	ザ・セレクトン 福島	東京電力	(1) 3号機燃料取扱設備における安全・品質の確保及び今後の取り組みについて (2) 2号機CST炉注ポンプ全停事象及び2号機燃料デブリ冷却状況確認試験の今後について
	第67回 (6)	H31.3.26	ホテル福島 グリーンパレス	東京電力	(1) 3号機使用済燃料プールからの燃料取り出しの状況について (2) 1号機PCV内部調査について（アクセスルート構築作業） (3) 2号機燃料デブリ冷却状況の確認試験の実施について (4) 1/2号機排気筒解体工事の状況について
R1	第68回 (1)	R1.5.20	福島第一原子力 発電所 (立入調査)	東京電力	(1) 1/2号機排気筒解体工事の状況について (2) メガフロートの着底工事について (3) 千島海溝津波防潮堤の設置について (4) 2号機燃料デブリ冷却状況の確認状況について (5) 1号機原子炉建屋オペレーティングフロアガレキ撤去の状況について
	第69回 (2)	R1.6.14	福島県庁	東京電力	東京電力における品質管理について (1) 1/2号機排気筒解体用クレーンの高さ調整作業について (2) 2号機RPV室素封入流量監視における運転上の制限の逸脱について (3) 福島第一廃炉推進カンパニー品質管理および調達管理の取り組みについて
	第70回 (3)	R1.8.7	福島第一原子力 発電所 (立入調査)	東京電力	(1) 1/2号機排気筒解体工事について (2) 1号機PCV内部調査にかかるアクセスルート構築作業について (3) 1号機原子炉建屋オペフロ・ウェルプラグ調査について (4) 3号機使用済燃料プールからの燃料取り出しについて (5) 第3セシウム吸着装置（SARRY II）の運用開始について
	第71回 (4)	R1.11.21	ザ・セレクトン 福島	東京電力	(1) 福島第一、第二原子力発電所における自然災害対策について (2) 1/2号機排気筒解体工事の状況について (3) 3号機使用済燃料プールからの燃料取り出しの状況について
	第72回 (5)	R1.12.5	ホテル福島 グリーンパレス	国（エ） NDF	中長期ロードマップの改訂について
R2	第73回 (1)	R2.7.14	ホテル福島 グリーンパレス	東京電力	(1) 福島第二原子力発電所の廃止措置計画について (2) 福島第一原子力発電所放射性物質分析・研究施設第2棟の新設について (3) 福島第一原子力発電所廃棄物関連設備の新・増設について
	第74回 (2)	R2.12.22	杉妻会館	東京電力	(1) 汚染水対策について (2) 1号機建屋カバー撤去等の状況について (3) 3号機の燃料取り出し等の状況について

年度	回数 (各年度の回数)	開催日	開催場所	説明者	協議（調査）内容
R 2	第75回 (3)	R 3.2.22 ～ 3.1	書面開催	東京電力	(1) 津波対策について (2) 1号機PCV内部調査について (3) 2号機のデブリ試験的取り出し準備状況等について (4) 3号機使用済燃料プールからの燃料取り出しについて (5) 汚染水処理に係る状況について
R 3	第76回 (1)	R 3.5.25	福島県庁 北庁舎	国（規） 東京電力	(1) 福島第二原子力発電所の廃止措置計画の認可について (2) 福島第二原子力発電所廃止措置計画に関する福島県原子力発電所安全確保技術検討会確認結果報告書について (3) 令和3年2月13日に発生した福島県沖地震に関する令和2年度第3回廃炉安全監視協議会の取りまとめ及びその後の状況について (4) その他
	第77回 (2)	R 3.8.11	福島第一原子力 発電所 (立入調査)	東京電力	(1) 一時保管エリアPのノッチタンクからの漏えいによる排水枡における全β値の上昇に関する状況 (2) 一時保管エリアW2のコンテナからの漏えいによる物揚場排水路放射線モニタ指示値上昇に関する状況
	第78回 (3)	R 3.9.9	福島県庁 北庁舎	国（規） 東京電力	(1) 福島第一原子力発電所における総点検の状況について (2) シールドプラグ汚染状況について
	第79回 (4)	R 3.10.26	福島第一原子力 発電所 (立入調査)	東京電力	多核種除去設備（ALPS）における高性能容器（HIC）排気フィルタの損傷について
	第80回 (5)	R 3.11.18	福島第二原子力 発電所 (立入調査)	東京電力	(1) 廃止措置の進捗状況と今後の予定 (2) 放射性廃棄物の保管状況の現地確認 (3) 性能維持施設の管理状況の現地確認
	第81回 (6)	R 3.12.2	福島県庁 北庁舎 (オンライン)	東京電力	(1) 福島第一原子力発電所2月13日福島県沖地震後の総点検について (2) 令和3年度第4回廃炉安全監視協議会（立入調査）の結果について（多核種除去設備（ALPS）における高性能容器（HIC）排気フィルタの損傷について） (3) 陸側遮水壁一部温度上昇について
	第82回 (7)	R 3.12.27	杉妻会館	東京電力	(1) 福島第一原子力発電所特定原子力施設に係る実施計画の変更認可申請に係る事前了解について (2) 1号機 原子炉格納容器内部調査について
	第83回 (8)	R 4.1.24	福島第一原子力 発電所 (状況確認)	東京電力	(1) 多核種除去設備処理水希釈放出設備等についての確認 (2) 福島第一原子力発電所廃棄物関連設備及び施設の新・増設計画について（増設雑固体廃棄物焼却設備の設置状況及び他廃棄物関連施設の進捗状況の確認）

年度	回数 (各年度の回数)	開催日	開催場所	説明者	協議（調査）内容
R 3	第84回 (9)	R 4.3.25	ホテル福島 グリーンパレス	国（規） 福島県 東京電力	(1) 令和4年3月16日福島県沖地震に対する福島第一第二原子力発電所の対応状況 (2) 多核種除去設備処理水希釈放出設備について ア 海底トンネルに関する外部有識者による質 イ 原子力規制庁における実施計画変更認可申請の審査状況 ウ 福島県における事前了解願いへの検討経過 エ 原子力規制庁提出資料に関する追加説明
R 4	第85回 (1)	R 4.5.24	福島県庁 北庁舎	国（規） 国（エ） 東京電力	(1) ALPS処理水の安全性に関するIAEAレビュー報告書について (2) ALPS処理水希釈放出設備に関する実施計画変更認可申請書の補正申請について (3) ALPS処理水希釈放出設備に関する審査書（案）について (4) その他
	第86回 (2)	R 4.7.26	福島県庁 北庁舎	国（規） 国（エ） 東京電力 福島県	(1) 汚染水発生量の更なる低減に向けて (2) ALPS処理水希釈設備処理水の海洋放出関連設備の設置等に係る審査書について (3) ALPS処理水希釈放出設備及び関連施設の新設に関する確認結果報告書（案）について
	第87回 (3)	R 4.5.24	杉妻会館	東京電力	(1) ALPS処理水の取扱いについて ア 事前了解時の要求事項の進捗状況について イ 淡水化装置（RO装置）入口におけるトリチウム濃度状況について ウ ALPS処理装置出口水のストロンチウム90濃度の告示濃度限度超えについて (2) 雨水・地下水の建屋流入量抑制対策について (3) 1号機ペデスタルの健全性に関する今後の調査について
R 5	第88回 (1)	R 5.5.23	福島県庁 北庁舎	東京電力	(1) 1号機原子炉格納容器内部調査結果について (2) 水処理二次廃棄物に係る取組について ア ALPSスラリー安定化処理設備の検討状況について イ プロセス主建屋等ゼオライト土嚢等処理の検討状況について ウ 除染装置スラッジ回収の検討状況について (3) 廃棄物関連施設の進捗状況について (4) 福島第一原子力発電所の津波対策の進捗状況について
	第89回 (2)	R 5.7.18	福島県庁 北庁舎	国（規） 国（エ） 東京電力 福島県	ALPS処理水希釈放出設備及び関連施設の新設に係る事前了解において技術検討会が取りまとめた8項目の要求事項について

年度	回数 (各年度の回数)	開催日	開催場所	説明者	協議（調査）内容
R 5	第90回 (3)	R 5.10.17	福島第一原子力 発電所 (状況確認)	東京電力	(1) ALPS処理水第2回放出について (2) ALPSスラリー減容化に向けた取組状況について
	第91回 (4)	R 5.11.17	福島県庁 北庁舎	国（規） 東京電力	(1) 1号機ペデスタルの状況を踏まえた対応状況について (2) 2号機燃料デブリ試験的取り出し作業の準備状況について (3) 増設ALPS配管洗浄作業における身体汚染発生に係る対応について
	第92回 (5)	R 6.1.31	福島県庁 北庁舎	国（規） 東京電力	(1) 2号機燃料デブリ試験的取り出し作業の準備状況について (2) 2024年度ALPS処理水放出計画の素案等について (3) 増設ALPS配管洗浄作業における身体汚染発生に係る対応について
	第93回 (6)	R 6.2.20	福島県庁 北庁舎	東京電力	高温焼却炉建屋からの放射性物質を含む水の漏えいに係る原因と対策

労働者安全衛生対策部会開催結果（令和6年度）

○ 第1回（令和6年6月14日）

- 場 所 福島県庁北庁舎2階プレスルーム
- 説 明 者 東京電力ホールディングス株式会社
- 議 事 (1)所内電源A系の停止および負傷者発生について
(2)増設ALPS配管洗浄作業における身体汚染について
(3)労働環境改善の取組について
(4)人身災害発生状況について
(5)従事者の被ばく線量の全体概況について
(6)至近の労働安全に関わる問題について

結果概要（部会長まとめ）

所内電源A系の停止および負傷者発生と作業点検の結果について、東京電力においては、今回の作業点検により得られた改善点を手順書や業務マニュアルに反映させ、トラブルの再発防止に確実に繋がるようしっかりと取り組むこと。増設ALPS配管洗浄作業における身体汚染については、汚染水の浄化処理設備は今後も長期にわたって継続して運用していく必要があることから、東京電力においては、作業管理や設備面での恒久対策にもしっかりと取り組むこと。また、昨年度から深刻なトラブルを繰り返し発生させているため、安全管理の徹底に継続して取り組むこと。

福島労働局、原子力規制庁におかれては、事業者に対する指導監督を引き続きお願いする。

○ 第2回（令和6年10月7日）

- 場 所 福島県庁北庁舎2階プレスルーム
- 説 明 者 東京電力ホールディングス株式会社
- 議 事 (1)所内電源A系の停止および負傷者発生について
(2)労働環境改善の取組について
(3)人身災害発生状況及び安全活動計画について
(4)従事者の被ばく線量の全体概況について
(5)放射線被ばく事象に対する対応について
(6)至近の労働安全に関わる問題について
(7)福島労働局による令和5年度監督指導結果について

結果概要（部会長まとめ）

東京電力においては、廃炉作業を担う作業員の安全を確保するため、協力企業任せにすることなく、再発防止対策を徹底してトラブルの未然防止に取り組むこと。

今後、燃料デブリの取り出しなどリスクの高い作業が予定されていることから、東京電力においては、身体汚染などのトラブルが発生した際、迅速に対応できるよう、除染対応者への教育や医療体制の維持に取り組むこと。

福島労働局、原子力規制庁におかれては、事業者に対する監督・指導の徹底をお願いする。

○ 第3回（令和7年2月19日）

場 所 福島県庁北庁舎2階プレスルーム
 説 明 者 東京電力ホールディングス株式会社
 議 事 (1)環境改善の取組について

- (2)作業員アンケートの結果について
 (3)人身災害発生状況及び安全活動計画について
 (4)従事者の被ばく線量の全体概況について
 (5)燃料デブリ試験的取り出し時の被ばく線量等について
 (6)至近の放射線防護上に関わる課題について

結果概要（部会長まとめ）

近年連続したトラブルに関する対策については、現在の取組を継続するとともに、トラブル防止に繋がる新たな対策があれば積極的に取り入れ、事故やトラブルの未然防止に取り組むこと。

作業員アンケートの結果を受け、福島第一原発の労働環境の改善や作業員の安全意識向上に向けて、より一層努めること。

今春に予定している2回目の燃料デブリ試験的取り出しにおいては、トラブルが起こらないよう事前の準備を徹底し、作業員の被ばく線量の更なる低減に取り組むこと。

福島労働局、原子力規制庁におかれては、事業者に対する監督・指導の徹底をお願いする。

平成25年度から令和5年度までの開催状況は、次のとおりである。

年度	回数 (各年度の回数)	開催日	開催場所	説明者	協議（調査）内容
H25	第1回 (1)	H25.9.17	杉妻会館	福島労働局 東京電力	(1) 作業従事者の被ばく線量の状況 (2) 東京電力における緊急作業従事者の長期的健康管理
	第2回 (2)	H25.11.21	杉妻会館	福島労働局 東京電力	(1) 作業従事者の被ばく線量の状況 (2) 廃炉作業にかかる作業員の確保
	第3回 (3)	H26.2.6	福島 テルサ	福島労働局 東京電力	(1) 作業従事者の被ばく線量の状況 (2) 廃炉作業の雇用の適正化
H26	第4回 (1)	H26.6.4	福島 テルサ	福島労働局 東京電力	(1) 作業従事者の被ばく線量の状況 (2) 作業環境の安全確保 (3) 労働条件の改善に関する取組
	第5回 (2)	H26.9.9	福島 テルサ	福島労働局 東京電力	(1) 作業従事者の被ばく線量の状況 (2) 作業従事者の被ばく線量低減対策 (3) 作業従事者の要員確保に関する取組
	第6回 (3)	H26.12.3	杉妻会館	福島労働局 東京電力	(1) 作業従事者の被ばく線量の状況 (2) 作業従事者の安全確保
	第7回 (4)	H27.2.5	ふくしま 中町会館	福島労働局 東京電力	(1) 福島第一、第二原子力発電所における作業員の死亡事故 (2) 作業員の被ばく線量の状況
H27	第8回 (1)	H27.6.3	福島 テルサ	福島労働局 東京電力	(1) 死亡災害事故の災害防止対策の進捗状況 (2) 労務費割増に関する取組の進捗状況 (3) 作業員の労働条件と安全・健康確保対策の取組状況 (4) 作業員の被ばく線量の状況
	第9回 (2)	H27.9.2	杉妻会館	福島労働局 東京電力	(1) 福島第一原子力発電所における作業員の死亡事故 (2) 労働環境改善の取組状況 (3) 作業員の被ばく線量の状況

年度	回数 (各年度の回数)	開催日	開催場所	説明者	協議（調査）内容
H27	第10回 (3)	H27.12.8	杉妻会館	福島労働局 東京電力	(1) 労働環境改善に係るアンケート調査結果 (2) 労働環境改善の取組状況 (3) 作業員の被ばく線量の状況 (4) 白血病の労災認定
	第11回 (4)	H28.2.10	杉妻会館	福島労働局 東京電力	(1) 作業員の安全確保 (2) 労働環境改善の取組状況 (3) 作業員の被ばく線量の状況
H28	第12回 (1)	H28.6.3	サンパレス 福島	福島労働局 東京電力	(1) 労働環境改善の取組状況 (2) 災害発生状況 (3) 作業員の被ばく線量の状況 (4) 平成27年の監督指導結果
	第13回 (2)	H28.9.7	杉妻会館	福島労働局 東京電力	(1) 労働環境改善スケジュール (2) 被ばく低減対策の具体的取組 (ALARA会議等) (3) 作業員の健康管理 (4) 管理対象区域の運用区分及び放射線防護装 備の適正化の運用 (5) 災害発生状況 (6) 作業員の被ばく線量の状況 (7) 作業員アンケート結果を踏まえた就労形態 等の実態調査結果 (8) 白血病の労災認定
	第14回 (3)	H28.12.7	ホテル サンルート プラザ 福島	東京電力	(1) 労働環境改善スケジュール (2) 構内専用車両整備 (3) 災害発生状況 (4) 熱中症予防対策 (5) 作業員の被ばく線量の状況
	第15回 (4)	H29.1.24	自治会館	福島労働局 東京電力	(1) 労働環境改善スケジュール (2) 労働環境改善に係るアンケート調査結果 (3) 作業員の健康管理 (4) 構内専用車両整備状況 (5) 甲状腺がんの労災認定
H29	第16回 (1)	H29.5.29	ホテル福島 グリーンパレス	福島労働局 東京電力	(1) 労働環境改善の進捗状況 (2) 被ばく低減対策の具体的取組 (3) 災害発生状況 (4) 作業員の被ばく線量の状況 (5) 平成28年の監督指導結果
	第17回 (2)	H29.10.12	福島第一原子力 発電所 (立入調査)	東京電力	(1) 車両解体作業現場 (2) 車両整備工場 (3) タンク解体作業現場（H6タンクエリア） (4) 汚染・破損車両の解体、車両整備等 (5) 救急医療及び搬送体制 (6) 危険体感施設 (7) フランジタンク解体方法及び作業員の内部 取込み
	第18回 (3)	H30.1.23	ホテル福島 グリーンパレス	福島労働局 東京電力	(1) 労働環境改善の取組及び作業員アンケー ト結果 (2) 労務費割増分の見直し (3) 構内専用車両整備及び汚染車両等解体 (4) 人身災害発生状況及び熱中症予防対策実 施状況 (5) 被ばく線量全体概況 (6) 眼の水晶体の等価線量限度引き下げ (7) 白血病の労災認定

年度	回数 (各年度の回数)	開催日	開催場所	説明者	協議（調査）内容
H30	第19回 (1)	H30.6.7	杉妻会館	福島労働局 東京電力	(1) 労働環境改善の取組について (2) 構内専用車両の運用状況及び車両整備について (3) 人身災害発生状況及び安全活動計画について (4) 従事者の被ばく線量の全体概況について
	第20回 (2)	H30.11.16	福島第一原子力 発電所 (立入調査)	東京電力	【現地調査】 (1) 構内救急医療室（ER）の状況について (2) H5タンクエリアにおける負傷事象について (3) 個人靴移動可能エリアの拡張の状況について (4) その他（EVバスの状況について） 【会議】 (1) 福島第一原子力発電所における人身災害発生状況について (2) 従事者の被ばく線量の全体概況について (3) 構内救急医療室（ER）の概要 (4) H5タンクエリア設置工事における災害の原因と対策 (5) 個人靴移動可能エリアの拡張
	第21回 (3)	H31.2.7	杉妻会館	東京電力	(1) 労働環境改善の取組について (2) 作業員アンケート結果について (3) 人身災害発生状況及び熱中症予防対策実施状況について (4) 従事者の被ばく線量の全体概況について (5) 構内専用車両の運用状況及び車両整備について (6) 雇用適正化・要員確保について
R1	第22回 (1)	R1.6.14	福島県庁 北庁舎	福島労働局 東京電力	(1) 労働環境改善の取組について (2) 人身災害発生状況及び安全活動計画について (3) 従事者の被ばく線量の全体状況について (4) 平成30年1月～12月の監督指導結果について
	第23回 (2)	R1.10.10	福島第一原子力 発電所 (立入調査)	東京電力	【現地調査】 (1) 海水サンプリング業務における負傷者発生の再発防止対策の状況 (2) 熱中症対策状況 (3) マスク洗浄の状況 【会議】 (1) 労働環境改善の取組について (2) 人身災害発生状況について (3) 従事者の被ばく線量の全体概況について
	第24回 (3)	R2.2.12	福島県庁 北庁舎	東京電力	(1) 労働環境改善の取組について (2) 作業員アンケート結果について (3) 至近の労働安全に関わる問題について (4) 従事者の被ばく線量の全体概況について
R2	第25回 (1)	R2.6.17 ～6.24	書面開催	東京電力	(1) 労働環境改善の取組について (2) 人身災害発生状況及び安全活動計画について (3) 従事者の被ばく線量の全体概況について (4) 至近の労働安全に関わる問題について (5) 新型コロナウイルス対策について

年度	回数 (各年度の回数)	開催日	開催場所	説明者	協議（調査）内容
R 2	第26回 (2)	R 2.10.30	ホテル福島 グリーンパレス	東京電力	(1) 労働環境改善の取組について (2) 人身災害発生状況及び安全活動計画について (3) 従事者の被ばく線量の全体概況について (4) 至近の労働安全に関わる問題について (5) 新型コロナウイルス対策について
	第27回 (3)	R 3.2.16	福島県庁 北庁舎	東京電力	(1) 労働環境改善の取組について (2) 作業員アンケート結果について (3) 人身災害発生状況について (4) 従事者の被ばく線量の全体概況について (5) 至近の労働安全に関わる問題について (6) 新型コロナウイルス対策について (7) 福島第二原子力発電所廃止措置計画における線量低減評価や安全確保対策について
R 3	第28回 (1)	R 3.6.14	福島県庁 北庁舎	東京電力	(1) 労働環境改善の取組について (2) 人身災害発生状況及び安全活動計画について (3) 従事者の被ばく線量の全体概況について (4) 至近の労働安全に関わる問題について (5) 新型コロナウイルス対策について
	第29回 (2)	R 3.10.14	杉妻会館	福島労働局 東京電力	(1) 労働環境改善の取組について (2) 人身災害発生状況及び安全活動計画について (3) 従事者の被ばく線量の全体概況について (4) 至近の労働安全に関わる問題について (5) 新型コロナウイルス対策について (6) 福島労働局による監督指導結果について (7) 「電離放射線障害の業務上外に関する検討会」の検討結果及び労災認定した事案について
	第30回 (3)	R 4.2.7	福島県庁 北庁舎	東京電力	(1) 労働環境改善の取組について (2) 作業員アンケート結果について (3) 人身災害発生状況について (4) 従事者の被ばく線量の全体概況について (5) 至近の労働安全に関わる問題について (6) 新型コロナウイルス対策について
R 4	第31回 (1)	R 4.6.3	福島県庁 北庁舎	東京電力	(1) 労働環境改善の取組について (2) 人身災害発生状況及び安全活動計画について (3) 従事者の被ばく線量の全体概況について (4) 至近の労働安全に関わる問題について (5) 新型コロナウイルス対策について
	第32回 (2)	R 4.11.22	福島第一原子力 発電所 (立入調査)	東京電力	【現地調査】 (1) ALPS処理水希釈放出設備及び関連施設工事の作業安全管理状況 (2) 厚生棟におけるAPDセキュリティゲートの設置状況 【会議】 (1) 福島県によるALPS処理水放水口トンネル工事現場の作業安全確認結果について (2) 労働環境改善の取組について (3) 人身災害発生状況及び安全活動計画について (4) 従事者の被ばく線量の全体概況について (5) 至近の労働安全に関わる問題について (6) 新型コロナウイルス感染対策について (7) 福島労働局による令和3年度監督指導結果の報告

年度	回数 (各年度の回数)	開催日	開催場所	説明者	協議（調査）内容
R 4	第33回 (3)	R 5.2.16	福島県庁 北庁舎	東京電力	(1) ALPS処理水希釈放出設備設置工事における作業安全確保状況について (2) 労働環境改善の取組について (3) 作業員アンケートの結果について (4) 人身災害発生状況について (5) 従事者の被ばく線量の全体概況について (6) 至近の労働安全に関わる問題について (7) 新型コロナウイルス対策について
R 5	第34回 (1)	R 5.6.14	福島県庁 北庁舎	東京電力	(1) ALPS処理水希釈放出設備設置工事における作業安全確保状況について (2) 労働環境改善の取組について (3) 人身災害発生状況について (4) 従事者の被ばく線量の全体概況について (5) 至近の労働安全に関わる問題について (6) 新型コロナウイルス対策について
	第35回 (2)	R 5.10.31	福島県庁 北庁舎	福島労働局 東京電力	(1) 増設ALPS配管洗浄作業における身体汚染について (2) 労働環境改善の取組について (3) 人身災害発生状況について (4) 従事者の被ばく線量の全体概況について (5) 至近の労働安全に関わる問題について (6) 福島労働局による令和4年度監督指導結果の報告
	第36回 (3)	R 6.2.26	福島第一原子力 発電所 (立入調査)	東京電力	(1) 増設ALPS配管洗浄作業における身体汚染について (2) 高温焼却炉建屋からの水の漏洩事象における対策実施状況について (3) 人身災害発生状況について (4) 従事者の被ばく線量の全体概況について

環境モニタリング評価部会開催結果（令和6年度）

○ 第1回（令和6年6月12日）

場 所 福島県庁北庁舎 2階小会議室

説 明 者 環境省、原子力規制庁、東京電力ホールディングス株式会社、福島県

議 事 (1)原子力発電所周辺環境放射能測定結果について
(2)ALPS処理水に係る海域モニタリング結果について
(3)報告事項

ま と め

令和5年度第4四半期のモニタリング結果等について、県と東京電力から説明を行った。
ALPS処理水に係る海域モニタリングの状況について、県、環境省、原子力規制委員会、東京電力それぞれから説明を行った。
東京電力が実施する原子力発電所周辺海域の海水や魚介類の測定結果及び原子力規制庁による環境モニタリング結果の解析について、それぞれの機関が説明を行った。

○ 第2回（令和6年9月12日）

場 所 福島県庁北庁舎 2階小会議室

説 明 者 環境省、原子力規制庁、東京電力ホールディングス株式会社、福島県

議 事 (1)原子力発電所周辺環境放射能測定結果について
(2)ALPS処理水に係る海域モニタリング結果について
(3)報告事項

ま と め

令和6年度第1四半期のモニタリング結果等について、県と東京電力から説明を行った。
ALPS処理水に係る海域モニタリングの状況について、県、環境省、原子力規制委員会、東京電力それぞれから説明を行った。
東京電力が実施する原子力発電所周辺海域の海水や魚介類の測定結果及び原子力規制庁による環境モニタリング結果の解析について、それぞれの機関が説明を行った。

○ 第3回（令和6年12月25日）

場 所 福島県庁北庁舎 2階小会議室

説 明 者 環境省、原子力規制庁、東京電力ホールディングス株式会社、福島県

議 事 (1)原子力発電所周辺環境放射能測定結果について
(2)ALPS処理水に係る海域モニタリング結果について
(3)報告事項

ま と め

令和6年度第2四半期のモニタリング結果等について、県と東京電力から説明を行った。
ALPS処理水に係る海域モニタリングの状況について、県、環境省、原子力規制委員会、東京電力それぞれから説明を行った。
東京電力が実施する原子力発電所周辺海域の海水や魚介類の測定結果及び原子力規制庁による環境モニタリング結果の解析について、それぞれの機関が説明を行った。

○ 第4回（令和7年3月19日）

場 所 福島県庁北庁舎 2階小会議室

説 明 者 環境省、原子力規制庁、東京電力ホールディングス株式会社、福島県

- 議 事 (1)原子力発電所周辺環境放射能測定結果について
(2)ALPS処理水に係る海域モニタリング結果について
(3)令和7年度原子力発電所周辺環境放射能測定計画について
(4)報告事項

ま と め

令和6年度第3四半期のモニタリング結果等について、県と東京電力から説明を行った。
ALPS処理水に係る海域モニタリングの状況について、県、環境省、原子力規制委員会、東京電力それぞれから説明を行った。
令和7年度の環境放射能等測定基本計画及び原子力発電所周辺環境放射能等測定基本計画について、それぞれ福島県、東京電力が説明を行った。
東京電力が実施した福島第一原子力発電所港湾内、周辺海域の海水や魚介類の測定結果及び原子力規制庁による環境モニタリング結果の解析について、それぞれの機関が説明を行った。

平成25年度から令和5年度までの開催状況は、次のとおりである。

主な説明者は原子力規制庁、東京電力及び福島県

年度	回数 (各年度の回数)	開催日	開催場所	協 議 内 容
H25	第1回 (1)	H25.7.11	杉妻会館	(1) タービン建屋東側における地下水等のモニタリング状況と対策 (2) 海域モニタリング
	第2回 (2)	H25.11.21	杉妻会館	(1) 原子力発電所周辺環境放射能測定結果（平成25年度第2四半期） (2) 海域モニタリング
	第3回 (3)	H26.2.6	福島テルサ	(1) 原子力発電所周辺環境放射能測定結果（平成25年度第3四半期） (2) 海域モニタリング (3) 平成26年度原子力発電所周辺環境モニタリング計画（案）
H26	第4回 (1)	H26.6.4	福島テルサ	(1) 原子力発電所周辺環境放射能測定結果（平成25年度第4四半期） (2) 海域モニタリング
	第5回 (2)	H26.9.9	福島テルサ	(1) 原子力発電所周辺環境放射能測定結果（平成26年度第1四半期、平成25年度報告書） (2) 1号機建屋カバー解体及びガレキ撤去
	第6回 (3)	H26.12.3	杉妻会館	(1) 原子力発電所周辺環境放射能測定結果（平成26年度第2四半期） (2) 3号機ガレキ撤去作業（平成25年8月）に伴う放射性物質の敷地外への降下量 (3) 海域モニタリング

年度	回数 (各年度の回数)	開催日	開催場所	協 議 内 容
H26	第7回 (4)	H27.2.17	福島テルサ	(1) 原子力発電所周辺環境放射能測定結果（平成26年度第3四半期） (2) 海域モニタリング (3) 平成27年度発電所周辺環境モニタリング計画（案）
H27	第8回 (1)	H27.6.3	福島テルサ	(1) 福島第一原発における汚染水移送ホースからの漏えい (2) 総合モニタリング計画 (3) 原子力発電所周辺環境放射能測定結果（平成26年度第4四半期） (4) 海域モニタリング (5) 福島第一原発1号機カバー解体
	第9回 (2)	H27.9.2	杉妻会館	(1) 原子力発電所周辺環境放射能測定結果（平成27年度第1四半期及び平成26年度報告書） (2) 海域モニタリング
	第10回 (3)	H27.12.8	杉妻会館	(1) 原子力発電所周辺環境放射能測定結果（平成27年度第2四半期） (2) 海域モニタリング
	第11回 (4)	H28.2.9	杉妻会館	(1) 原子力発電所周辺環境放射能測定結果（平成27年度第3四半期）及び平成28年度モニタリング計画 (2) 海域モニタリング
H28	第12回 (1)	H28.6.3	サンパレス 福島	(1) 原子力発電所周辺環境放射能測定結果（平成27年度第4四半期） (2) 海域モニタリング
	第13回 (2)	H28.9.7	杉妻会館	(1) 原子力発電所周辺環境放射能測定結果（平成28年度第1四半期及び平成27年度報告書） (2) 海域モニタリング
	第14回 (3)	H28.12.7	ホテル サンルート プラザ福島	(1) 原子力発電所周辺環境放射能測定結果（平成28年度第2四半期） (2) 海域モニタリング
	第15回 (4)	H29.2.24	福島テルサ	(1) 原子力発電所周辺環境放射能測定結果（平成28年度第3四半期）及び平成29年度モニタリング計画 (2) 海域モニタリング
H29	第16回 (1)	H29.5.29	ホテル福島 グリーン パレス	(1) 原子力発電所周辺環境放射能測定結果（平成28年度第4四半期） (2) 海域モニタリング
	第17回 (2)	H29.9.7	杉妻会館	(1) 原子力発電所周辺環境放射能測定結果（平成29年度第1四半期及び平成28年度報告書） (2) 海域モニタリング

年度	回数 (各年度の回数)	開催日	開催場所	協 議 内 容
H29	第18回 (3)	H29.12.6	杉妻会館	(1) 原子力発電所周辺環境放射能測定結果（平成29年度第2四半期） (2) 海域モニタリング
	第19回 (4)	H30.2.14	杉妻会館	(1) 原子力発電所周辺環境放射能測定結果（平成29年度第3四半期）及び平成30年度モニタリング計画 (2) 海域モニタリング
H30	第20回 (1)	H30.6.14	環境放射線センター	(1) 原子力発電所周辺環境放射能測定結果（平成29年度第4四半期） (2) 海域モニタリング
	第21回 (2)	H30.9.21	杉妻会館	(1) 原子力発電所周辺環境放射能測定結果（平成30年度第1四半期及び平成29年度報告書） (2) 海域モニタリング
	第22回 (3)	H30.12.21	環境放射線センター	(1) 原子力発電所周辺環境放射能測定結果（平成30年度第2四半期） (2) 海域モニタリング
	第23回 (4)	H31.2.14	杉妻会館	(1) 原子力発電所周辺環境放射能測定結果（平成30年度第3四半期）及び平成31年度モニタリング計画 (2) 海域モニタリング
R 1	第24回 (1)	R 1.6.15	環境放射線センター	(1) 原子力発電所周辺環境放射能測定結果（平成30年度第4四半期） (2) 海域モニタリング
	第25回 (2)	R 1.9.3	福島県庁	(1) 原子力発電所周辺環境放射能測定結果（平成31年度第1四半期及び平成30年度報告書） (2) 海域モニタリング
	第26回 (3)	R 1.12.5	杉妻会館	(1) 原子力発電所周辺環境放射能測定結果（令和元年度第2四半期） (2) 海域モニタリング
	第27回 (4)	R 2.2.27	福島県庁	(1) 原子力発電所周辺環境放射能測定結果（令和元年度第3四半期）及び令和2年度モニタリング計画 (2) 海域モニタリング
R 2	第28回 (1)	R 2.6.10	書面開催	(1) 原子力発電所周辺環境放射能測定結果（令和元年度第4四半期） (2) 海域モニタリング
	第29回 (2)	R 2.9.16	書面開催	(1) 原子力発電所周辺環境放射能測定結果（令和2年度第1四半期及び令和元年度報告書） (2) 海域モニタリング
	第30回 (3)	R 2.12.3	書面開催	(1) 原子力発電所周辺環境放射能測定結果（令和2年度第2四半期） (2) 海域モニタリング

年度	回数 (各年度の回数)	開催日	開催場所	協 議 内 容
R 2	第31回 (4)	R 3.2.16	コラッセ ふくしま (Web開催)	(1) 原子力発電所周辺環境放射能測定結果（令和2年度第3四半期）及び令和3年度発電所周辺環境放射能測定基本計画 (2) 海域モニタリング
R 3	第32回 (1)	R 3.6.10	ラコパ ふくしま (Web開催)	(1) 原子力発電所周辺環境放射能測定結果（令和2年度第4四半期）について (2) 海域モニタリングについて
	第33回 (2)	R 3.9.6	コラッセ ふくしま (Web開催)	(1) 原子力発電所周辺環境放射能測定結果（令和3年度第1四半期及び令和2年度報告書）について (2) 海域モニタリングについて
	第34回 (3)	R 3.12.6 R 4.1.19 (追加説明)	福島県庁	(1) 原子力発電所周辺環境放射能測定結果（令和3年度第2四半期）について (2) 海域モニタリングについて (3) ALPS処理水の海洋放出に係る海域モニタリングの強化に関する国及び東京電力の検討状況について (追加説明) 多核種除去設備等処理水（ALPS処理水）の海洋放出に係る放射線影響評価結果について
	第35回 (4)	R 4.2.25	コラッセ ふくしま	(1) 原子力発電所周辺環境放射能測定結果（令和3年度第3四半期）について (2) 海域モニタリングについて (3) ALPS処理水に係るモニタリングについて (4) 令和4年度原子力発電所周辺環境放射能等測定基本計画について (5) 多核種除去設備等処理水（ALPS処理水）の海洋放出に係る放射線影響評価結果について
	第36回 (5)	R 4.3.8	福島県庁	多核種除去設備等処理水（ALPS処理水）の海洋放出に係る放射線影響評価結果報告書について
R 4	第37回 (1)	R 4.6.2	福島県庁	(1) 原子力発電所周辺環境放射能測定結果（令和3年度第4四半期）について (2) 海域モニタリングについて
	第38回 (2)	R 4.9.12	福島県庁	(1) 原子力発電所周辺環境放射能測定結果について（令和4年度第1四半期） (2) 海域モニタリング等について (3) ALPS処理水に係る海域モニタリングについて
	第39回 (3)	R 4.12.5	福島県庁	(1) 原子力発電所周辺環境放射能測定結果について（令和4年度第2四半期） (2) 海域モニタリング等について (3) ALPS処理水に係る海域モニタリングについて

年度	回数 (各年度の回数)	開催日	開催場所	協 議 内 容
R 4	第40回 (4)	R 5.3.1	福島県庁	(1) 原子力発電所周辺環境放射能測定結果について（令和4年度第3四半期） (2) ALPS処理水に係る海域モニタリング結果について (3) 令和5年度原子力発電所周辺環境放射能等測定基本計画について (4) 報告事項
R 5	第41回 (1)	R 5.6.8	福島県庁	(1) 原子力発電所周辺環境放射能測定結果について（令和4年度第4四半期） (2) ALPS処理水に係る海域モニタリング結果について (3) 報告事項
	第42回 (2)	R 5.8.23	福島県庁	(1) ALPS処理水に係る海域モニタリングについて
	第43回 (3)	R 5.10.11	福島県庁	(1) 原子力発電所周辺環境放射能測定結果について（令和5年度第1四半期） (2) ALPS処理水に係る海域モニタリングについて (3) 報告事項
	第44回 (4)	R 5.12.4	福島県庁	(1) 原子力発電所周辺環境放射能測定結果について（令和5年度第2四半期） (2) ALPS処理水に係る海域モニタリングについて (3) 報告事項
	第45回 (5)	R 6.3.25	福島県庁	(1) 原子力発電所周辺環境放射能測定結果について（令和5年度第3四半期） (2) ALPS処理水に係る海域モニタリングについて (3) 令和6年度原子力発電所周辺環境放射能等測定基本計画について (4) 報告事項

廃炉安全確保県民会議開催結果（令和6年度）

○ 第1回（令和6年6月11日）

- 場 所 杉妻会館 4階「牡丹の間」
- 説 明 者 経済産業省資源エネルギー庁、東京電力ホールディングス株式会社
- 出 席 者 関係市町村の住民代表 11名、関係団体 9名、学識経験者 3名
- 議 事 (1)東京電力福島第一原子力発電所の廃炉に向けた取組について
(2)東京電力福島第一原子力発電所の自然災害対策について

議長まとめ

- 風評の問題については、地域や当事者に寄り添った形でデータの収集や分析を行い、それらに基づく対策を講じていただきたい。
- 昨年からのトラブル等により実施した作業点検や防護措置の見直しが行われたとのことだが、作業の見直しについては、慣れが出てくると、同様のことが起きる可能性があるので、引き続き緊張感を持って取り組んでいただきたい。
- 自然災害対策については、安全を考慮して様々な対策を行っているとのことだが、慎重に慎重を重ねて、福島第一原発事故と同じ轍を踏まないように取り組んでいただきたい。

○ 第2回（令和6年10月8日）

- 場 所 杉妻会館 4階「牡丹の間」
- 説 明 者 経済産業省資源エネルギー庁、原子力損害賠償・廃炉等支援機構、
東京電力ホールディングス株式会社
- 出 席 者 関係市町村の住民代表 12名、関係団体 11名、学識経験者 3名
- 議 事 (1)東京電力福島第一原子力発電所の廃炉に向けた取組の進捗状況等について
(2)東京電力福島第一原子力発電所の燃料デブリ取り出し工法について

議長まとめ

- 廃炉の本丸である燃料デブリの取り出し作業の入口の段階で、押し込みパイプの順番間違いやカメラの不具合が起きている。人為的なミスや放射線の影響が原因であり、マスコミの報道などにより、県民の不安が高まっているという現実がある。原因の究明や対策が進められているが、一つ一つの作業を確実に行うように、気を引き締めて作業を進めていただきたい。
- 燃料デブリの取り出しやALPS処理水の風評の問題等について、なかなか情報が届きにくいという部分もあると思うが、努力を続けていかなければ、前進がないと思うので、正確で分かりやすい情報を絶えず発信し続けていただきたい。

○ 第3回（令和6年11月19日）

- 場 所 福島第一原子力発電所（現地調査）
- 説 明 者 東京電力ホールディングス株式会社
- 出 席 者 関係市町村の住民代表 3名、関係団体 2名、学識経験者 3名

議長まとめ

- 現地調査は大切な機会である。できるだけ多くの方に見てもらえるような機会を作ってほしい。様々な立場の方にも見ていただくように工夫していただきたい。
- 廃炉には長い時間がかかる。今後、燃料デブリの取り出しなど難しい課題がある中で県民会議の使命は、県民の目となり耳となり、東京電力に対し意見を申し上げていくことである。県民会議も緊張感をもって取り組んでいきたい。

○ 第4回（令和7年1月28日）

場 所 ホテルサンキョウ福島 2階「芙蓉」

説 明 者 東京電力ホールディングス株式会社

出 席 者 関係市町村の住民代表 7名、関係団体 5名、学識経験者 2名

議 事 東京電力福島第一原子力発電所の廃炉に向けた取組の進捗状況等について

議長まとめ

- 廃炉を巡っては、まだまだ難しい局面が続いており、何十年という長い時間がかかる中で、安全かつ着実に廃炉を進めていただき、常に緊張感を持ち、気を引き締めながら取り組んでいただきたい。
- いつもも言っていることであるが、正確でわかりやすい情報発信に常に努めていただきたい。こういった情報発信は県民の安心や風評を少なくしていくことに繋がると思う。
- 本日の会議で構成員の方から色々と言言があったが、廃炉の問題が地域に非常に大きな影を投げかけていると感じる。市町村の方々は自分たちの町が今後どうなっていくのか、観光業等に携わっている方にとっても、先行きが不透明であることに大きな不安を感じている。そういった心配があるということなどを常に忘れず、心に留めながら、しっかり取り組んでいただきたい。

平成25年度から令和5年度までの開催状況は、次のとおりである。

略称 国（エ）：経済産業省資源エネルギー庁、国（規）：原子力規制庁

NDF：原子力損害賠償・廃炉等支援機構

県檜葉 OFC：福島県檜葉原子力災害対策センター、県環境創セ：福島県環境創造センター

JAEA：日本原子力研究開発機構、NIES：国立環境研究所

年度 (回数)	開催日	開催場所	説明者	協議（調査）内容
H25 (第1回)	H25.8.4	杉妻会館	国（エ） 国（規） 東京電力	(1) 福島第一原発の現状と今後の対応 (2) 福島第一原発の廃炉に向けた取組 (3) 福島第一原発の安全監視状況
H25 (第2回)	H25.11.15	サンパレス 福島	国（エ） 国（規） 東京電力	(1) 汚染水対策 (2) 福島第一原発4号機の燃料取り出し
H25 (第3回)	H26.2.18	福島テルサ	国（エ） 国（規） 東京電力	(1) 福島第一原発の廃止措置等に向けた中長期 ロードマップ (2) 汚染水問題の追加的対策
H26 (第1、2回)	H26.4.13 H26.4.18	福島第一原子力 発電所 (現地調査)	東京電力	・ 多核種除去設備 ・ 地下水バイパス揚水井 ・ 1～4号機外観確認 ・ 滞留水処理設備制御室 等

年度 (回数)	開催日	開催場所	説明者	協議（調査）内容
H26 (第3回)	H26.5.8	サンパレス 福島	国（エ） 国（規） 東京電力	(1) 福島第一原子力発電所の廃止措置等に向けた短期ロードマップの作成 (2) 汚染水の状況及び漏えい対策
H26 (第4回)	H26.8.4	サンパレス 福島	国（エ） 国（規） 東京電力	(1) 福島第一原子力発電所の廃止措置等に向けた短期ロードマップ (2) 汚染水対策 (3) 原子力規制庁・経済産業省資源エネルギー庁の活動状況
H26 (第5回)	H26.9.10	杉妻会館	国（エ） 国（規） 東京電力	(1) 1号機建屋カバー解体・ガレキ撤去に伴う放射性物質飛散抑制対策 (2) ヒューマンエラー対策、作業員の被ばく管理及び確保対策
H26 (第6回)	H26.11.19	杉妻会館	国（規） 東京電力	(1) 福島第一原子力発電所1～4号機 (2) 汚染水対策、労働環境改善
H26 (第7回)	H26.2.6	サンパレス 福島	国（エ） 国（規） 東京電力	(1) 福島第一、第二原子力発電所における作業員の死亡・負傷事故等 (2) 福島第一原子力発電所の廃炉に向けた取組の進捗状況 (3) 中長期ロードマップ改定の考え方 (4) 福島第一原子力発電所の原子力災害対策のあり方（案）
H27 (第1回)	H27.5.19	サンパレス 福島	国（エ） 国（規） 東京電力	(1) 福島第一原子力発電所の廃炉に向けた取組の進捗状況及びトラブルの対応状況 (2) リスクの総点検及び新たな情報公開の仕組み (3) 中長期ロードマップの改訂（報告事項） (4) 中期的リスク低減マップ（報告事項）
H27 (第2回) (第3回)	H27.5.25 H27.5.30	福島第一 原子力発電所 (現地調査)	東京電力	- 多核種除去設備 1～4号機外観確認 - サブドレン浄化設備 - 免震重要棟 等
H27 (第4回)	H27.9.1	杉妻会館	国（エ） 国（規） 東京電力	(1) 東京電力福島第一原子力発電所の廃炉に向けた取組の進捗状況及びトラブルの対応状況 (2) 1号機建屋カバー解体作業等における通報連絡体制 (3) 中長期ロードマップの改訂（報告事項） (4) 平成25年8月の放射性物質飛散に関する調査結果（報告事項）

年度 (回数)	開催日	開催場所	説明者	協議（調査）内容
H27 (第5回)	H27.12.3	杉妻会館	国（エ） 国（規） 東京電力	(1) 東京電力福島第一原子力発電所の廃炉に向けた取組の進捗状況 (2) 中長期ロードマップの改訂（報告事項） (3) 東京電力福島第一原子力発電所の監視・評価体制（報告事項） (4) 廃炉安全監視協議会の取組状況等（報告事項）
H27 (第6回)	H28.2.3	サンパレス 福島	東京電力	(1) 東京電力福島第一原子力発電所の廃炉に向けた取組の進捗状況 (2) 広域避難計画（報告事項）
H28 (第1回) (第2回)	H28.5.9 H28.5.14	福島第一 原子力発電所 (現地調査)	東京電力	- 多核種除去設備群 - H4他タンク群 1～4号機外観 - 免震重要棟、大型休憩所 等
H28 (第3回)	H28.6.1	ホテル サンルート プラザ福島	国（エ） 国（規） 東京電力	(1) 東京電力福島第一原子力発電所の廃炉に向けた取組の進捗状況 (2) 福島第一原子力発電所の事故後5年の評価と今後の課題・対応（報告事項）
H28 (第4回)	H28.9.5	ホテル サンルート プラザ福島	国（エ） 国（規） 東京電力	(1) 東京電力福島第一原子力発電所の廃炉に向けた取組の進捗状況 (2) 福島第一原子力発電所周辺市町村の安全確保協定の締結（報告事項）
H28 (第5回)	H28.10.18	県庁舎OFC、 福島第二原子力 発電所 (現地調査)	国（規） 東京電力	(1) 福島県庁舎原子力災害対策センター - 非常用発電設備 - 免震装置 - エアロック室 - 資機材倉庫 等 (2) 福島第二原子力発電所 - 研修棟シミュレーター室 3号機原子炉建屋（使用済燃料プール、原子炉格納容器内） - ガスタービン発電機車 等
H28 (第6回)	H28.11.29	ホテル サンルート プラザ福島	国（エ） 国（規） 東京電力	(1) 11月22日に発生した福島県沖地震への対応状況 (2) 東京電力福島第一原子力発電所の廃炉に向けた取組の進捗状況

年度 (回数)	開催日	開催場所	説明者	協議（調査）内容
H28 (第7回)	H29. 2. 1	エルティ	国（エ） 国（規） 東京電力	東京電力福島第一原子力発電所の廃炉に向けた取組の進捗状況
H29 (第1回)	H29. 5. 17	ホテル サンルート プラザ福島	国（エ） 国（規） 東京電力	東京電力福島第一原子力発電所の廃炉に向けた取組の進捗状況
H29 (第2回)	H29. 6. 7	福島第一原子力 発電所 (現地調査)	東京電力	- 多核種除去設備 1～4号機外観 - 地下水バイパス揚水井 - 凍土壁凍結配管 等
H29 (第3回)	H29. 9. 5	ホテル サンルート プラザ福島	国（エ） 国（規） 東京電力 NDF	(1) 東京電力福島第一原子力発電所の廃炉に向けた取組の進捗状況 (2) 技術戦略プラン2017（報告事項） (3) 中長期ロードマップの改訂（報告事項）
H29 (第4回)	H29. 10. 19	県環境創造 センター (現地調査)	県環境創造 センター JAEA NIES	- 本館（県） - 研究棟（JAEA、NIES） - 交流棟（コミュタン福島）
H29 (第5回)	H29. 11. 14	エルティ	国（エ） 国（規） 東京電力	(1) 東京電力福島第一原子力発電所の廃炉に向けた取組の進捗状況 (2) 中長期ロードマップの改訂（報告事項） (3) 浪江町林野火災に伴う放射性物質の調査結果（報告事項）
H29 (第6回)	H30. 2. 5	ホテル サンキョー フクシマ	国（エ） 国（規） 東京電力	(1) 東京電力福島第一原子力発電所の廃炉に向けた取組の進捗状況 (2) 風評被害に対する行動計画（報告事項）
H30 (第1回)	H30. 4. 24	福島第一原子力 発電所 (現地調査)	東京電力	- 体験型訓練施設 1～4号機原子炉建屋外観 - 地下水バイパス設備 - 陸側凍土遮水壁設備 等
H30 (第2回)	H30. 5. 22	ホテル サンキョー フクシマ	国（エ） 国（規） 東京電力	(1) 東京電力福島第一原子力発電所の廃炉に向けた取組の進捗状況 (2) 東京電力福島第一原子力発電所の中期的リスクの低減目標マップ（平成30年3月版）について（報告事項）
H30 (第3回)	H30. 9. 3	エルティ	国（エ） 国（規） 東京電力	(1) 東京電力福島第一原子力発電所の廃炉に向けた取組の進捗状況 (2) 多核種除去設備等処理水の取扱いに関する小委員会説明・公聴会について（報告事項）

年度 (回数)	開催日	開催場所	説明者	協議（調査）内容
H30 (第4回)	H30.11.20	エルティ	国（エ） 国（規） 東京電力	(1) 東京電力福島第一原子力発電所の廃炉に向けた取組の進捗状況 (2) 多核種除去設備等処理水の取扱いに関する小委員会の検討状況について（報告事項） (3) 「技術戦略プラン2018」について（報告事項）
H30 (第5回)	H30.12.7	JAEA 楡葉遠隔技術 開発センター、 東京電力廃炉 資料館	JAEA 楡葉遠隔技術 開発センター 東京電力	(1) JAEA楡葉遠隔技術開発センター研究管理棟（バーチャルリアリティ室） 試験棟（実規模試験エリア、共通エリア及び要素試験エリア） (2) 東京電力廃炉資料館 ゾーン1（プロローグ） ゾーン2（記憶と記録・記憶、反省と教訓） ゾーン3（廃炉現場の姿）、情報スペース
H30 (第6回)	H31.1.24	エルティ	国（エ） 国（規） 東京電力	東京電力福島第一原子力発電所の廃炉に向けた取組の進捗状況
R1 (第1回)	H31.4.24	福島第一原子力 発電所 (現地調査)	東京電力	1～4号機原子炉建屋外観 - 陸側凍土遮水壁設備 - 廃棄物関連施設建設予定地 等
R1 (第2回)	R1.5.14	エルティ	国（エ） 国（規） 東京電力	(1) 東京電力福島第一原子力発電所の廃炉に向けた取組の進捗状況 (2) 多核種除去設備等処理水の取扱いに関する検討状況について
R1 (第3回)	R1.9.6	エルティ	国（エ） 国（規） 東京電力	(1) 東京電力福島第一原子力発電所の廃炉に向けた取組の進捗状況 (2) 多核種除去設備等処理水の取扱いに関する検討状況について
R1 (第4回)	R1.11.14	県楡葉OFC、 中間貯蔵工事情 報センター及び 中間貯蔵施設 (現地調査)	県中間貯蔵工事 情報センター	- 福島県楡葉原子力災害対策センター - 中間貯蔵工事情報センター及び中間貯蔵施設
R1 (第5回)	R1.11.26	エルティ	国（エ） 国（規） 東京電力	(1) 東京電力福島第一原子力発電所の廃炉に向けた取組の進捗状況 (2) 多核種除去設備等処理水の取扱いに関する検討状況について
R1 (第6回)	R2.2.5	エルティ	国（エ） 国（規） 東京電力	(1) 中長期ロードマップの改訂について (2) 多核種除去設備等処理水の取扱いに関する検討状況について

年度 (回数)	開催日	開催場所	説明者	協議（調査）内容
R 2 (第 1 回)	R 2.7.28	エルティ	国（エ） 国（規） 東京電力	(1) 福島第一原子力発電所の廃炉に向けた取組の進捗状況について (2) 福島第二原子力発電所の廃止措置計画について (3) 多核種除去設備等処理水の取扱いについて
R 2 (第 2 回)	R 3.3.9	書面開催	東京電力	(1) 福島第一原子力発電所の廃炉に向けた取組の進捗状況について (2) 2月13日に発生した地震による発電所の対応状況について
R 3 (第 1 回)	R 3.7.28	エルティ	国（エ） 国（規） 東京電力	(1) ALPS 処理水の処分にに関する基本方針について (2) 東京電力福島第一・第二原子力発電所の廃炉に向けた取組の進捗状況について
R 3 (第 2 回)	R 3.10.19	エルティ	国（エ） 国（規） 東京電力	(1) ALPS 処理水の処分にに関する当面の対策の取りまとめについて (2) 東京電力福島第一原子力発電所の廃炉に向けた取組について
R 3 (第 3 回)	R 3.12.1	福島第一原子力 発電所 (現地調査)	東京電力	- 原子炉建屋外観 - タンクエリア - ALPS 等
R 3 (第 4 回)	R 4.3.24	エルティ	国（エ） 国（規） 東京電力	(1) ALPS 処理水について (2) 東京電力福島第一原子力発電所の廃炉に向けた取組について
R 4 (第 1 回)	R 4.9.2	エルティ	国（エ） 国（規） 東京電力	(1) ALPS 処理水について (2) 東京電力福島第一原子力発電所の廃炉に向けた取組について
R 4 (第 2 回)	R 4.12.2	エルティ	国（エ） 国（規） 東京電力	(1) ALPS 処理水について (2) 東京電力福島第一原子力発電所の廃炉に向けた取組について
R 4 (第 3 回)	R 5.2.3	エルティ	国（エ） 国（規） 東京電力	(1) ALPS 処理水について (2) 東京電力福島第一原子力発電所の廃炉に向けた取組について
R 4 (第 4 回)	R 5.3.22	福島第一原子力 発電所 (現地調査)	東京電力	原子炉建屋外観、海洋生物飼育試験施設、ALPS 処理水サンプル等

年度 (回数)	開催日	開催場所	説明者	協議（調査）内容
R 5 (第 1 回)	R 5.6.13	エルティ	国（エ） 国（規） 東京電力	(1) ALPS 処理水について (2) 東京電力福島第一原子力発電所の廃炉に 向けた取組について
R 5 (第 2 回)	R 5.9.5	エルティ	国（エ） 国（規） 東京電力	(1) ALPS 処理水について (2) 東京電力福島第一原子力発電所の廃炉に 向けた取組について
R 5 (第 3 回)	R 5.10.19	福島第一原子力 発電所 (現地調査)	国（規）	原子炉建屋外観、海洋放出設備（俯瞰）、 ALPS 処理水サンプル等
R 5 (第 4 回)	R 6.1.30	エルティ	国（エ） 国（規） 東京電力	(1) ALPS 処理水について (2) 東京電力福島第一原子力発電所の廃炉に 向けた取組について

令和6年度における申し入れ状況

1 福島第一原子力発電所所内共通電源A系停止に対する申し入れ

(令和6年4月24日 第94回(令和6年度第1回廃炉安全監視協議会))

- 申し入れ先 東京電力ホールディングス株式会社
- 申し入れ内容

福島第一原子力発電所の所内共通電源A系停止事象については、早急に原因の究明と対策を講じるとともに、ALPS処理水の取組に影響がないようしっかりと対応すること。

2 東京電力福島第一原子力発電所における所内電源A系停止と負傷者発生に対する申し入れ

(令和6年5月10日)

- 申し入れ先 東京電力ホールディングス株式会社
- 申し入れ内容

今回発生したトラブルの原因について、作業面、管理面及び設備面など様々な視点から調査・分析を行い、社員の意識改善や作業手順書の見直し等のみならず、設備面の対策など、未然防止の観点に立った再発防止を徹底すること。

現在実施している全ての廃炉作業に関する総点検については、様々な視点からあらゆるリスクを洗い出し、改めて従来の再発防止策やその水平展開の方法を見直し、同様のトラブルを二度と繰り返さぬよう、安全管理体制を構築すること。

労働災害の防止に向けて、作業員の安全が確保できる体制の構築等、労働安全対策を徹底すること。

今回のトラブルに係る今後の対策について、県民の目線に立ち、正確で分かりやすい情報発信に責任をもって取り組むこと。

3 6号機使用済燃料プールの冷却停止等に対する申し入れ

(令和6年6月18日)

- 申し入れ先 東京電力ホールディングス株式会社
- 申し入れ内容

6号機使用済燃料プール冷却停止や火災報知器の発報について、速やかに原因を究明した上で対策を講じ、その結果を報告すること。

6号機高圧電源盤(M/C)6Cの電源が停止した原因は、設備の老朽化が疑われることから、トラブルの未然防止の観点の下、電源や主要設備を含む発電所全体の施設・設備の信頼性向上に向け、老朽化した部品等の更新など必要な対策を講じること。

4 東京電力福島第一原子力発電所2号機燃料デブリ試験的取り出し作業の中断に対する申し入れ (令和6年8月22日)

- 申し入れ先 東京電力ホールディングス株式会社
- 申し入れ内容

今回の事象について、原因の究明と再発防止対策を確実に講じること。あわせて、今後実施される他の作業についても手順等を確認した上で、同様のミスを二度と起こさないよう、安全を最優先に、着実に作業を進めること。

作業の進捗状況や今後の取組等について、県民目線に立った分かりやすい情報発信に取り組むこと。

(令和6年9月5日)

- 申し入れ先 東京電力ホールディングス株式会社
- 申し入れ内容

福島第一原発の廃炉作業は、元請け、下請けなど多くの企業が参画している。作業の実施に当たっては、協力企業任せにすることなく、「廃炉の実施者は、東京電力である」との意識を常に持ち、複数の協力企業が関わる作業についても、安全管理体制を徹底的に構築し、確実に作業を進めること。

これから燃料デブリの試験的取り出しが始まるが、今後も、1、2号機からの使用済燃料の取り出しやデブリの本格的な取り出しなど、リスクの高い作業が続く。作業に当たっては、起こり得る様々なリスクを想定した事前の対策にしっかりと取り組み、安全を最優先に着実に進めること。

過酷な原発事故を経験した福島県民は、福島第一原発の廃炉に不安を感じており、廃炉作業のトラブルは、県民に大きな不安を与えることになる。東京電力においては、県民に不安を与えないよう、トラブルが発生した場合は、トラブルの状況や外部への影響、復旧の見込みなどを速やかに情報発信するとともに、廃炉作業の進捗状況、今後の取組等について、県民目線に立った分かりやすい情報発信を行うこと。

(令和6年9月17日)

- 申し入れ先 東京電力ホールディングス株式会社
- 申し入れ内容

カメラの不具合が発生した原因の調査結果や対応等について、速やかに報告すること。

5 東京電力福島第一原子力発電所協力企業労働者の負傷に関し、協力企業が労働安全衛生法違反容疑で書類送検された件に対する申し入れ

(令和7年3月4日)

- 申し入れ先 東京電力ホールディングス株式会社
- 申し入れ内容

過去に発生した労災隠しを踏まえ、これまで再発防止対策を講じてきたにも関わらず、再度労災隠しが発生している。

これまで講じてきた対策が機能していないと言わざるを得ないことから東京電力においては、今後労災隠しが二度と起こらないように改めて機能する対策を講じ、その内容を速やかに報告すること。

国への要望、東京電力への申し入れ等

平成23年度から令和5年度までに県が行った国、東京電力への要望、申し入れ内容は以下のとおり。

年 月 日	相 手	内 容
平成23年9月21日	国、東京電力	台風15号の通過による災害の予防について申し入れ
平成23年11月3日	国、東京電力	福島第一原発2号機からのキセノン検出に関して、速やかな情報開示、県民の不安解消のための情報提供について申し入れ
平成23年11月4日	東京電力	福島第一原発2号機からのキセノン検出に関して、情報提供が遅れていたことが判明したため嚴重抗議
平成23年11月7日	国	福島第一原発2号機からのキセノン検出に関して、情報提供が遅れていたことが判明したことに対する申し入れ
平成23年12月8日	東京電力	放射性物質を含む水の海域への流失に関して、周辺環境への影響評価と再発防止対策についての申し入れ
平成24年1月31日	東京電力	福島第一原発において頻発した配管の凍結による漏えい防止に対する申し入れ
平成24年2月12日	東京電力	福島第一原発2号機の原子炉底部の温度上昇に対する申し入れ
平成24年4月13日	国、東京電力	4月上旬に発生した仮設設備での類似トラブル多発に関する申し入れ
平成24年8月31日	東京電力	福島第一原発1号機～3号機の原子炉注水量低下事象に関する申し入れ
平成24年9月7日	国、東京電力	原子力発電所労働者安全衛生対策会議において、作業員の安全管理の徹底、人材の安定的な確保に関する申し入れ
平成24年10月29日	国、東京電力	原子力事故対応関係市町村会議において、特定原子力施設の安全管理上具備すべき要件の明確化、中長期ロードマップの安全監視の状況や見通しに関するわかりやすい情報提供、安全確保の役割の明確化等に関する申し入れ
平成24年11月6日	国、東京電力	福島第一原発1～4号機の廃止措置等に向けた中長期ロードマップにおける作業員従事者登録数の記載に係る嚴重抗議
平成24年12月3日	東京電力	原子力発電所労働者安全衛生対策連絡会議において、作業安全確保、就労実態の把握、協力企業と一体となった就労環境改善、就労実態についての透明性確保、県民への分かりやすい情報開示等に関する申し入れ
平成25年3月19日	東京電力	福島第一原発において発生した停電による使用済燃料プールの冷却停止等に対する申し入れ
平成25年3月28日	東京電力	福島第一原発において発生した停電トラブルへの対応について説明を受けた際の申し入れ
平成25年4月5日	東京電力	福島第一原発3号機使用済燃料プールの冷却設備停止に対する申し入れ
平成25年4月6日	東京電力	福島第一原発における地下貯水槽No.2からの汚染水漏えいに対する防止・対処の申し入れ
平成25年4月7日	東京電力	福島第一原発における地下貯水槽No.2からの汚染水漏えいに対する早急な対応の申し入れ
平成25年4月8日	東京電力	福島第一原発における地下貯水槽No.3からの汚染水漏えい対策について、万全を期すよう申し入れ
平成25年4月8日	国	3月18日の停電トラブル、4月5日の3号機使用済燃料プールの冷却設備停止、4月5日の地下貯水槽からの漏えい等、トラブルが続いたことに対する要望
平成25年4月9日	東京電力	福島第一原発における地下貯水槽からの汚染水漏えいについて、対応方針と改善策を検討、報告するよう申し入れ
平成25年4月10日	東京電力	福島第一原発における地下貯水槽からの汚染水漏えいに対する方針と改善策の報告について、全体計画の作成を申し入れ

年 月 日	相 手	内 容
平成25年 4 月11日	東京電力	福島第一原発における地下貯水槽No.3からNo.6への汚染水移送配管から漏えいに対する申し入れ
平成25年 4 月13日	東京電力	福島第一原発における地下貯水槽No.1からの汚染水漏えいについて、移送計画見直しを申し入れ
平成25年 4 月27日	東京電力	福島第一原発における地下貯水槽周辺の観測井戸から全 β が検出、対策の検討・報告を申し入れ
平成25年 5 月16日	国	福島第一原発における地下水バイパス等に関する国への要望
平成25年 5 月17日	東京電力	福島第一原発における地下貯水槽の汚染水移送で敷地境界線量が1mSv/年を超えることについて、対策・安全確保の申し入れ
平成25年 6 月19日	東京電力	タービン建屋東側取水口付近の観測井戸からの地下水における高濃度放射性物質の検出に対する申し入れ
平成25年 7 月22日	東京電力	汚染水が海に漏えいしたことについて、対策・モニタリング強化を申し入れ
平成25年 8 月 6 日	国	汚染された地下水が海域に流失していることが確認されたことに対する申し入れ
平成25年 8 月20日	東京電力	福島第一原発H4タンクエリアからの汚染水漏えい、連続ダストモニタ警報発生、作業員の身体汚染について、漏えい防止・影響調査の申し入れ
平成25年 8 月24日	東京電力	福島第一原発の一連の汚染水問題に対して、対策・見通しを示すことを申し入れ
平成25年 8 月28日	国	福島第一原発における汚染水対策に対する要望
平成25年 9 月17日	国	台風による大雨の影響で、地上タンクや堰から汚染水が漏えいしたことに対する要望
平成25年 9 月27日	東京電力	汚染水拡大を防止するためのシルトフェンスが切断するというトラブルが起きたことによる申し入れ
平成25年10月 3 日	東京電力	福島第一原発の汚染水貯留タンク上部からの漏えいトラブルに対する申し入れ
平成25年10月15日	東京電力	福島第一原発H4エリアタンク、4号機原子炉建屋、タービン建屋東側護岸を知事が現地調査した際の申し入れ
平成25年11月28日	国	与党の第三次提言「原子力災害からの復興加速化に向けて」を受けての要望
平成25年12月19日	東京電力	福島第一原発5・6号機廃炉の報告を受けて、今後、取り組むべき事項について申し入れ
平成25年12月23日	東京電力	福島第一原発のタンク基礎部からの漏えい事象に関する申し入れ
平成25年12月24日	東京電力	福島第一原発H4タンクの漏えいに関する申し入れ
平成25年12月25日	国	「廃炉・汚染水問題に対する追加対策」に対する国への要望
平成26年 2 月20日	国	Sr90及び全 β の測定方法誤り、2号機原子炉圧力容器底部温度計の損傷、汚染水貯留H6北エリアのタンク上部からの漏えいなどのトラブルが連続して発生したことに対する要望
平成26年 2 月25日	東京電力	H6エリアタンクからの汚染水漏えい、2号機原子炉圧力容器底部温度計の損傷、Sr90及び全 β の測定誤り、4号機使用済燃料プールの冷却一時停止など作業上のミス等により連続して発生したトラブルに対し、リスク管理徹底、作業マニュアル等の見直し、情報提供を速やかかつ正確に行うという基本姿勢・意識の徹底について申し入れ
平成26年 3 月20日	東京電力	多核種除去設備（ALPS）の処理停止トラブルに対する申し入れ
平成26年 4 月14日	東京電力	プラスチックタンクからの漏えい及び焼却工作建屋への誤った滞留水の移送に対する申し入れ
平成26年 4 月25日	国、東京電力	地下水バイパスの運用開始及び廃炉・汚染水対策に対する緊急申し入れ

年 月 日	相 手	内 容
平成26年 5 月16日	東京電力	雨水処理設備を用いたタンクエリア堰内雨水の散水の実施に対する申し入れ
平成26年 7 月 7 日	東京電力	平成26年 7 月 6 日に福島第一原子力発電所 5 号機原子炉建屋 1 階の補機冷却海水系配管の弁付近から海水が漏えいしていることが判明し、当該系統による使用済燃料プールの冷却を一時停止したことに対する申し入れ
平成26年 7 月11日	東京電力	福島第一原子力発電所 6 号機において、原子炉建屋 6 階の使用済燃料プール冷却浄化系の弁付近の床に水が溜まっていたことに対する申し入れ
平成26年10月31日	東京電力	福島第一、第二原子力発電所の燃料取出計画の見直しに対する申し入れ
平成26年11月 7 日	東京電力	福島第一原子力発電所汚染水タンクエリアにおける作業員負傷事故に対する申し入れ
平成26年11月 8 日	東京電力	福島第一原子力発電所 4 号機使用済燃料プール代替冷却系の停止に対する申し入れ
平成26年11月27日	東京電力	福島第一原子力発電所 2 号機使用済燃料プール代替冷却系の停止に対する申し入れ
平成26年12月17日	東京電力	福島第一原子力発電所移送ラインの多核種除去設備（ALPS）処理水漏えいに対する申し入れ
平成27年 1 月 7 日	東京電力	福島第一原子力発電所の廃炉等の実施に係る周辺地域の安全確保協定の締結にあたっての申し入れ
平成27年 1 月19日	東京電力	雨水処理タンクエリアにおける天板部からの作業員落下事故に対する申し入れ
平成27年 1 月20日	東京電力	福島第一原子力発電所及び福島第二原子力発電所で作業員の死亡が続いた件に対する申し入れ
平成27年 1 月23日	東京電力	汚染水の年度内全量処理が不可能となったことに対する申し入れ
平成27年 2 月22日	東京電力	福島第一原子力発電所構内の側溝において高い濃度の放射性物質が検出されたことに対する申し入れ
平成27年 2 月24日	東京電力	福島第一原子力発電所 K 排水路に高濃度の放射性物質を含む雨水が流入していたことに対する申し入れ
平成27年 3 月 3 日	東京電力	2 号機原子炉建屋大物搬入口屋上部の高濃度の放射性物質を含む雨水が K 排水路から港湾外へ流失していたこと及び B・C 排水路から放射性物質を含む水が港湾内に流失していたことに対する措置要求
平成27年 3 月 6 日	東京電力	濃縮廃液貯蔵タンクから隣接する空タンクへ濃縮廃液が漏えいしたことに対する申し入れ
平成27年 3 月10日	東京電力	福島第一原子力発電所 H 4 タンクエリア外周堰内において雨水が側溝と基礎部の継ぎ目から浸透し外周堰内水位が低下している事に対する申し入れ
平成27年 3 月16日	東京電力	福島第一原子力発電所構内のタンク等に貯留された汚染水の処理が年度内処理が不可能であることに対する申し入れ
平成27年 3 月30日	東京電力	平成27年 3 月 3 日に実施した、「廃炉等に向けた取組の安全確保のための適切な措置の要求について」に対する回答についての申し入れ
平成27年 4 月10日	東京電力	HIC保管用コンクリート施設内における高濃度汚染水の発見に対する申し入れ
平成27年 4 月21日	東京電力	福島第一原子力発電所構内の K 排水路における仮設ポンプの停止に係る申し入れ
平成27年 5 月29日	東京電力	1000 トンノッチタンク移送配管から汚染雨水が漏えいしたことに対する申し入れ
平成27年 7 月16日	東京電力	K 排水路からの汚染された雨水の溢水に対する申し入れ
平成27年 7 月23日	東京電力	K 排水路からの汚染された雨水の溢水に対する申し入れ
平成27年 8 月 8 日	東京電力	凍土遮水壁設置工事で使用する車両の清掃中に死亡事故が発生したことに対する申し入れ
平成27年 8 月18日	東京電力	K 排水路からの汚染された雨水の溢水に対する申し入れ

年 月 日	相 手	内 容
平成27年 8 月27日	東京電力	K排水路からの汚染された雨水の溢水に対する申し入れ
平成27年 8 月28日	国、東京電力	サブドレン・地下水ドレン計画及び廃炉・汚染水対策に関する申し入れ
平成27年 9 月 7 日	東京電力	K排水路からの汚染された雨水の溢水に対する申し入れ
平成27年 9 月18日	東京電力	K排水路からの汚染された雨水の溢水に対する申し入れ
平成28年 1 月13日	東京電力	福島第一原子力発電所モニタリングポストNo.7ダストモニタ「高警報」の発生に対する申し入れ
平成28年 2 月26日	東京電力	福島第一原発事故当時における通報・報告状況に係る申し入れ
平成28年 4 月 8 日	東京電力	福島第一原子力発電所雑固体廃棄物減容処理建屋（高温焼却炉建屋）における滞留水水位の上昇に係る申し入れ
平成28年 7 月13日	東京電力	福島第一原子力発電所周辺市町村の安全確保協定の早期締結に関する申し入れ
平成28年 7 月15日	国	「福島第一原子力発電所の廃炉のための技術戦略プラン」に「石棺方式」が記載されたことに関する要望
平成28年 8 月29日	国	放射性廃棄物の県外処分に係る申し入れ
平成28年 9 月13日	東京電力	福島第二原子力発電所における核物質防護規定遵守義務違反に係る申し入れ
平成28年 9 月20日	東京電力	炉心溶融問題に係る申し入れ
平成28年 9 月21日	東京電力	福島第一原子力発電所における4m盤地下水位上昇に関する申し入れ
平成28年12月 5 日	東京電力	福島第一原子力発電所のトラブル（3号機原子炉冷却及び使用済燃料プール冷却停止）に関する申し入れ
平成29年 8 月 4 日	東京電力	福島第一原子力発電所サブドレン水位低下に関する申し入れ
平成29年 9 月28日	東京電力	福島第一原子力発電所建屋周辺サブドレン水位計設置の誤りに伴う運転上の制限逸脱に関する申し入れ
平成30年10月19日	東京電力	福島第一原子力発電所の3号機使用済燃料取扱設備不具合に関する申し入れ
令和元年12月17日	国	福島第一原子力発電所の廃止措置等に向けた中長期ロードマップ改訂（案）への意見提出
令和3年 2 月25日	東京電力	令和3年2月13日に福島県沖で発生した地震の影響に関する情報発信についての申し入れ
令和3年 3 月19日	東京電力	核物質防護に関する申し入れ
令和3年 4 月15日	国	福島第一原子力発電所における処理水の処分に係る申し入れ
令和3年 7 月 8 日	東京電力	福島第一原子力発電所ガレキ一時保管エリアP排水枡における全ベータ値の一時的な上昇に対する申し入れ（原因究明等）
令和3年 7 月21日	東京電力	福島第一原子力発電所ガレキ一時保管エリアP排水枡における全ベータ値の一時的な上昇に対する申し入れ（再発防止対策）
令和3年 9 月24日	東京電力	福島第一原子力発電所多核種除去設備における排気フィルタの損傷に対する申し入れ
令和4年 2 月16日	東京電力	福島第一原子力発電所凍土遮水壁における冷媒（ブライン）漏えいに対する申し入れ
令和4年 3 月18日	東京電力	地震発生時等における原子力発電所の情報発信に対する申し入れ
令和4年 5 月19日	東京電力	福島第二原子力発電所の核物質防護に関する申し入れ
令和4年 7 月 9 日	東京電力	福島第二原子力発電所1号機使用済燃料プールの冷却停止について
令和4年 8 月 3 日	国	福島第一原子力発電所におけるALPS処理水の取扱いに係る要望

年 月 日	相 手	内 容
令和５年８月22日	国、東京電力	福島第一原子力発電所におけるALPS処理水の海洋放出に係る要望、申し入れ
令和５年10月31日	東京電力	増設ALPS配管洗浄作業における身体汚染に対する申し入れ
令和６年２月８日	東京電力	高温焼却炉建屋東側壁面の配管からの放射性物質を含む水の漏えいに対する申し入れ

※廃炉安全監視協議会とその部会における要望、申し入れは除く。

国の会議への参加

県では、廃炉に向けた取組に関する国の検討会に構成員やオブザーバーとして参加し、必要な意見を述べている。

機 関	検 討 会 等
原子力規制庁	○ 特定原子力施設監視・評価検討会（オブザーバー）
資源エネルギー庁	○ 廃炉・汚染水・処理水対策福島評議会
原子力損害賠償・ 廃炉等支援機構	○ 廃炉等技術委員会
環境省	○ ALPS処理水に係る海域モニタリング専門家会議（関係機関） ○ 海域環境の監視測定タスクフォース

（令和6年度実績）

地域防災計画（原子力災害対策編）の概要

項 目	概 要
第1章 総則	
第1節 目的	○ 災害対策基本法及び原子力災害対策特別措置法（以下「原災法」という。）に基づき、廃止措置計画等に沿って廃炉作業を進めている原子炉施設及び核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に基づき原子力事業者等が運搬に使用する容器から放射性物質又は放射線が異常な水準で事業所外へ放出されることによる原子力災害の発生及び拡大を防止し、原子力災害の復旧を図るために必要な対策について、県、市町村及び防災関係機関がとるべき措置を定め、総合的かつ計画的な原子力防災事務又は業務の遂行によって県民の安全を図る。
第2節 計画の性格	○ 「福島県地域防災計画」の「原子力災害対策編」として定めたものであり、この計画に定めるもの以外の対策については、「福島県地域防災計画（一般災害対策編および地震・津波災害対策編）」に準拠する。 ○ 計画の作成又は修正に際しては、原子力規制委員会が定める「原子力災害対策指針」（以下「指針」という。）を基本とするものとする。 ○ 計画は毎年検討を加え、防災基本計画又は県の行政組織の見直し等により修正の必要がある場合には変更する。
第3節 原子力災害対策の特殊性及び複合災害への備え	○ 原子力災害は、自然災害と比べ、放射線による被ばくの影響をすぐに五感に感じることができない等の特殊性を有することから、住民への放射線等に関する知識の普及、関係機関の教育訓練及び資機材の整備等の必要な体制を確立する。また、原子力災害と自然災害が相前後して発生した場合、被災や停電、通信障害等により情報収集、通報連絡が困難になることから、通信の多重化や非常用電源設備の整備等必要な体制をあらかじめ確立する。
第4節 福島第一原子力発電所に係る原子力災害対策の前提	○ 福島第一原子力発電所は、原子力災害が発生し、応急措置が講じられた特定原子力施設として指定されていることを踏まえ、指針では、原子力災害対策は、他の実用発電用原子炉施設について適用される原子力災害対策の基本的枠組みを基礎としつつ、当面別に定めることが適切とされ、緊急時活動レベル(EAL)についても別に定められた。このことから、本県においても福島第一原子力発電所に係る原子力災害対策については、他の実用発電用原子炉施設とは別に実施するものとする。
第5節 緊急事態における判断基準	○ 原子力事業者及び防災関係機関は、緊急事態の初期対応段階において、迅速な防護措置等を実施できるように、緊急事態区分を設定し、警戒事態、施設敷地緊急事態、全面緊急事態の3つの区分に応じた対応を行う。 ○ 緊急事態区分のどの段階に該当するかを判断を原子力事業者が判断するための基準として、原子力施設の状態等に基づき緊急時活動レベル（EAL）を設定する。 ○ 防災関係機関は、環境への放射性物質の放出後の防護措置の判断基準として、空間放射線量率等の環境において計測可能な値で指針により設定された運用上の介入レベル（OIL）に基づき防護措置を行う。
第6節 原子力災害対策重点区域（以下「重点区域」という。）の範囲	○ 重点区域は、福島第一原子力発電所事故に伴い、国による避難や屋内退避の防護措置が講じられた範囲を考慮して定める。地域防災計画（原子力災害対策編）を作成すべき市町村は、この区域を含む市町村とする。 (1) PAZ 福島第二原子力発電所から概ね5kmを目安に行政区画地形等を考慮して設定する。※福島第一原子力発電所については、指針に基づき設定しない。 (2) UPZ いわき市、田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯館村（各市町村全域）行う。

項 目	概 要
第7節 原子力災害対策を重点的に実施すべき区域の区分等に応じた防護措置	○ 福島第一原子力発電所に係る防護措置 いまだ避難指示が継続し、一時立入が行われている一方、避難指示が解除された区域では住民等の帰還が開始している現状を踏まえ、避難指示区域と避難指示区域でない区域に区分したうえで防護措置を実施する。 (1) 避難指示区域に係る防護措置 警戒事態→一時立入を中止。一時立入住民等の退去準備 施設敷地緊急事態→一時立入住民等の退去開始 (2) 避難指示区域でない区域に係る防護措置 施設敷地緊急事態→住民等の屋内退避を準備 全面緊急事態→住民等の屋内退避を開始 ○ 福島第二原子力発電所に係る防護措置 (1) PAZに係る防護措置 警戒事態→施設敷地緊急事態要避難者の避難準備 施設敷地緊急事態→施設敷地緊急事態要避難者の避難実施 すべての住民等の避難準備 全面緊急事態→すべての住民等の避難を実施 (2) UPZに係る防護措置 施設敷地緊急事態→屋内退避を準備 全面緊急事態→屋内退避を開始 OIL 1（500μSv/h超）→数時間以内を目処に区域を特定し、避難を実施 OIL 2（20μSv/h超）→1日以内を目処に区域を特定し、一週間程度以内に一時移転を実施 (3) 避難指示区域における防護措置 福島第二原子力発電所の重点区域内に避難指示区域が設定されている現状にあることから、防護措置については福島第一原発と同様のものとする。 ○ 地域の実情に応じた防護措置 避難指示解除後における防護措置については、市町村の意向に配慮し実施する。 ○ 重点区域外における防護措置 施設や放射性物質の放出の状況を踏まえて必要に応じて判断する。県は重点区域以外の市町村に対しても、情報提供、空間放射線量率の測定、健康診断等を行う。
第8節 防災関係機関の事務又は業務の大綱	○ 関係機関は、防災活動の実効性を確保するため、事務または業務の実施細目を作成する。
第9節 広域的な活動体制	○ 原子力防災対策は、高度かつ専門的な知識を必要とすることから、国が技術的な助言を行うことをはじめとして、関係機関は、相互に広域的な活動体制の確立に努める。
第10節 本県以外で発生した原子力災害への支援	○ 県は、本県以外で原子力災害が発生した場合、県民の安全を確保するとともに、発生した都道府県への応援のため、必要な事務又は業務を行う。
第2章 原子力災害事前対策	本章は、予防体制の整備及び原子力災害の事前対策を中心に定める。
第1節 原子力事業者との防災業務計画に関する協議等	○ 原子力事業者防災業務計画の作成等にあたっては、県との協議を行い、本計画との整合を保つものとする。 ○ 原災法に基づく事業者からの届出があった場合、県は発電所所在町を除く関係市町村へ写しを送付する。
第2節 報告の徴収及び立入検査	○ 県は、必要に応じ、原災法に基づく事業所への立入検査を行い、原子力災害予防のための措置が適切に行われているか確認する。
第3節 国との連携	○ 国は、原子力発電所の所在する地域ごとに地域原子力防災協議会を設置し、県、関係市町村の計画に係る具体化・充実化の支援を行う。 ○ 県は、本計画の作成、防災訓練の実施等について、平常時より原子力防災専門官との密接な連携を図る。 ○ 緊急時モニタリング計画の作成、緊急時モニタリングの実施等について、上席放射線防災専門官と密接な連携を図る。

項 目	概 要
第4節 情報の収集・連絡体制 及び原子力災害対策上 必要な資料等の整備	○ 関係機関は、夜間・休日にも対応できる通報連絡体制を整備するとともに、専用回線網等の緊急時の通信手段を確保する。 ○ 県及び関係市町村は、応急対策の的確な実施に資するため、原子力災害対策上必要な資料等を適切に整備し、対策拠点施設に備え付ける。
第5節 情報の分析整理	○ 県は、平常時より原子力防災関連情報の収集・蓄積に努めるとともに、収集した情報を的確に分析整理するため、人材の育成・確保に努める。また、専門家の意見を活用できるよう必要な体制の整備に努める。
第6節 通信手段の確保	○ 県は関係機関と連携し、原子力発電所からの状況報告等が迅速かつ正確に行われるよう、緊急時通信連絡網に必要な設備を整備する。なお、複合災害の発生を考慮し、自然災害に対する頑健性、多重化の確保に努める。
第7節 緊急事態応急体制の整備	○ 関係機関は、職員の参集体制など災害応急体制に係る事項を検討し、必要な体制を整備し、手順書、マニュアル等を定める。
第8節 緊急事態応急対策等拠 点施設等の整備	○ 国、県、関係市町村及び事業者は、原子力災害対策センター（オフサイトセンター）の施設、設備、資機材、資料等について適切に維持を行い、平常時から訓練等に活用する。
第9節 緊急時モニタリング体 制の整備	○ 県は、緊急時モニタリング実施体制及び適確な精度の測定能力の維持を行う。 ○ 県は、国、関係市町村、事業者と協力し、緊急時モニタリング計画を策定する。
第10節 緊急時の住民等の被ば く線量評価体制の整備	○ 県は、緊急時に住民等の被ばく線量の評価・推定を迅速に行えるよう、甲状腺モニター等の配備等、住民等の被ばく線量評価体制を整備する。
第11節 住民等への的確な情報 伝達体制の整備	○ 県は、経過に応じて住民に提供すべき情報の項目について整備するとともに、総合情報通信ネットワーク、広報車等の整備を図る。 ○ 県は、住民相談窓口の設置等についてその方法、体制等について定める。 ○ 県は、要配慮者及び一時滞在者に対する伝達体制及び設備の整備に努める。 ○ 県は、インターネットホームページ等の多様な広報媒体の活用体制の整備に努める。
第12節 避難収容活動体制の整 備	○ 県は、関係市町村における避難計画の作成を支援するとともに他の市町村への避難について調整し広域避難計画を作成する。
第13節 飲食物の摂取制限及び 出荷制限	○ 県は、飲食物の摂取制限及び出荷制限に関する体制をあらかじめ定める。
第14節 緊急輸送活動体制の整 備	○ 警察本部は、緊急時の道路交通管理体制等の整備に努める。 ○ 災害発生時の輸送準備のために、輸送施設等を点検する。 ○ 県は、国等から派遣される専門家の移送協力について、あらかじめ定める。
第15節 原子力災害医療体制 の整備	○ 県は、国と協力し、原子力災害医療を実施する原子力災害拠点病院及び原子力災害医療協力機関の整備を図るとともに、原子力災害医療活動の組織、役割、協力体制等を原子力災害医療行動計画に定める。
第16節 消防活動体制等の整備	○ 県は、救助・救急等に必要な資機材の整備を進めるとともに、関係市町村等に対して消火活動用資機材等の整備について助言する。
第17節 緊急事態応急対策に従 事する者の安全確保の ための資機材等の整備	○ 関係機関は、被ばくの可能性のある環境下で活動する緊急事態応急対策に従事する者の安全確保のための資機材を整備する。
第18節 原子力防災に関する住 民等に対する知識の普 及と啓発及び国際的な 情報発信	○ 県は関係市町村等と協力して、平常時から原子力防災に関する知識の普及と啓発に努める。また、重点区域以外の住民に対しても知識の普及に努める。 ○ 防災知識の普及と啓発に際しては、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努める。 ○ 災害から得られた知見や教訓をホームページ等を通じて諸外国への情報発信・共有に努める。
第19節 緊急事態応急対策に従 事する者に対する教育	○ 県及び関係市町村は、国とともに緊急事態応急対策に従事する者に対する研修を実施し、研修成果を訓練等において具体的に確認し、研修内容の充実を図る。

項 目	概 要
第20節 原子力防災に関する訓練	○ 県、関係市町村等は、国等の協力のもと、相互の連携及び防災対策の確立と防災技術の向上を図るため、防災訓練を定期的実施する。 ○ 防災訓練の実施にあたり、現場における判断力の向上、迅速、的確な活動に資する実践的な訓練となるよう工夫する。 ○ 訓練終了後、評価を行い、改善点を明らかにし、必要に応じマニュアルの作成、改訂に活用する等、原子力防災体制の改善に取り組む。
第21節 原子力発電所上空の飛行規制	○ 国の規制に基づき原子力関係施設付近の上空の飛行はできる限り避ける。 ○ 事業者は、原子力施設を示す黄色の閃光式灯火を設置し、維持管理に努める。
第22節 核燃料物質等の運搬中の事故に対する対応	○ 核燃料物質等の運搬中の事故については、輸送が行われる都度に経路が特定され、原子力施設のように事故発生場所があらかじめ特定されないこと等の輸送の特殊性に鑑み、原子力事業者と国が主体的に防災対策を行う。それ以外の防災関係機関については原子力事業者や国と協力して必要な措置を実施する。
第23節 重点区域以外の区域に対する体制の整備	○ 県は、重点区域以外の区域に対する対応について、必要な体制を整備する。
第24節 特定事象未満の事象に対する体制の整備	○ 県及び警察本部は、特定事象に至らない放射能等放出事象に対して、警戒するために必要な体制等を整備し、マニュアル等に定める。
第25節 本県以外で発生した原子力災害に対する体制の整備	○ 県は、本県以外で発生した原子力災害に対して、必要な体制を整備する。 ○ 県は、関係都道府県との相互応援協定に基づき、本県及び他都道府県で発生した原子力災害に対し、必要な要員及び資機材等の相互派遣等を実施する。
第26節 計画に基づく行動マニュアル等の整備	○ 関係機関は、本計画に定める応急対策を迅速・確実に行うため、手順等を定めたマニュアル等を整備する。
第27節 原子力災害事前対策の整備状況の報告・公表	○ 県は、原子力災害事前対策の整備について、関係機関の協力を得て取りまとめ、定期的に原子力防災部会委員に報告するとともに、公表する。
第3章 緊急事態応急対策	本章は、原災法第10条通報後の対応及び同法第15条に基づき原子力緊急事態宣言が発出された場合の応急対策を中心に示したものであるが、これら以外でも必要と認められるときは本章に準じて対応する。
第1節 事故状況の把握及び連絡	○ 原子力規制委員会・内閣府合同情報連絡室及び県は、情報収集事態（発電所所在町において震度5弱以上の地震等）が発生した場合、関係機関等へ連絡を行う。 ○ 特定事象には至っていないものの、その可能性のある事故等が発生した場合には、事業者は関係機関等への連絡を行う。また、県は連絡体制の確立等の必要な体制をとるものとし、関係機関等への連絡を行う。 ○ 原子力発電所の原子力防災管理者は、特定事象発見等の場合、直ちに、通信連絡系統図により、国、県及び関係市町村等に同時にファクシミリで文書を送付する。また、県は関係機関等への連絡を行う。
第2節 一般回線が使用できない場合の対処	○ 地震や津波等の影響に伴い、一般回線が使用できない場合、衛星回線、県総合情報通信ネットワーク等を活用し情報収集・連絡を行う。
第3節 活動体制の確立	○ 知事は、発電所から特定事象発生の通報を受信した等の場合、速やかに県災害対策本部、県原子力現地災害対策本部及び災害対策地方本部を設置する。
第4節 原子力災害対策センター（オフサイトセンター）における活動	○ 県は、原子力災害合同対策協議会等が組織される場合、あらかじめ指定した職員を原子力災害対策センター（オフサイトセンター）に派遣し、関係機関と共同して情報の収集・伝達及び応急対策を行う。

項 目	概 要
第5節 住民等に対する指示の 伝達と広報	○ 県及び関係市町村は、住民広報マニュアル等に基づき、住民等に対する的確な情報提供、広報を迅速に行う。 ○ 県は、原子力発電所から特定事象発生のお知らせを受信した場合、国の判断結果等を確認した後、直ちに報道機関に対して緊急報道の実施を要請する。 ○ 広報の一元化を図るため報道責任者を定め、理解しやすく誤解を招かない表現を用いるとともに、利用可能な様々な情報伝達手段を活用する。
第6節 緊急時モニタリング	○ 県は、原子力発電所から警戒事象発生のお知らせを受信した場合等において、モニタリング準備を開始する。 ○ 県は、特定事象発生時、国の緊急時モニタリングセンター立ち上げに協力する。
第7節 避難及び屋内退避	○ 県及び関係市町村は、原子力発電所から警戒事態（自然災害を除く）のお知らせ受信後、直ちに避難又は屋内避難のための準備として、避難等の範囲、避難道路、避難先及び受入の調整の検討を開始し、避難退域時検査場所の開設準備、指定避難所等の開設準備、住民輸送車両の確保、広報車等の準備を行う。 ○ 関係市町村長は、国からの指示または独自の判断により、避難指示または応急対策を実施する。 ○ 県は、関係市町村において避難の必要が生じた場合、県広域避難計画に基づき、受入先の市町村に対し施設の供与等の協力を要請する。
第8節 犯罪の予防等社会秩序 の維持	○ 警察本部や福島海上保安部は、緊急事態応急対策実施区域及びその周辺において、パトロールや生活の安全に関する情報の提供を行い、治安確保に努める。 ○ 消防本部は、緊急事態応急対策実施区域及びその周辺において、火災予防に努める。
第9節 飲食物の摂取制限及び 出荷制限	○ 県は、関係市町村が屋内退避等の防護対策を講じた場合、避難指示区域内の住民に対し、当面屋内に貯蔵してある飲食物以外の摂取を禁止するよう関係市町村に指示するとともに、テレビ等による広報を行う。 ○ 県は、国の指示等により指針に定める指標濃度を超える試料が検出された場合には、住民、生産者等に対して、採取や出荷の禁止等必要な措置を講じる。
第10節 原子力災害医療活動	○ 原子力災害医療体制は、原子力発電所の医療施設や救護所等のほか、原子力災害拠点病院、原子力災害医療協力機関、高度被ばく医療支援センター、原子力災害医療・総合支援センターからなる。 ○ 県は、県保健医療福祉調整本部内に県全体の災害、被ばく医療の機能調整を担う「災害・被ばく医療調整チーム」を設置し、原子力災害拠点病院等への派遣調整を行う「原子力災害医療調整官」を配置する。 ○ 事業者、消防機関、原子力災害拠点病院、原子力災害医療協力機関等が連携し、迅速な対応を行うものとする。 ○ 安定ヨウ素剤の服用については、指針を踏まえるものとする。また県は、県保健医療福祉調整本部に安定ヨウ素剤配布班を設置する。 ○ メンタルヘルス(心の健康)対策については、県は国、市町村、地域医師会等と協力して適切に実施するものとする。
第11節 救助・救急・消火活動	○ 県は、市町村の行う救助・救急及び消火活動が円滑に行われるよう、必要な資機材を確保するなどの措置を講じる。 ○ 県は、市町村等から消防活動について応援要請があったとき等は、消防庁、県内各市町村等に対し、応援を要請する。
第12節 緊急輸送活動	○ 県は、輸送の優先順位、乗員及び輸送手段の確保状況、交通の混雑状況等を勘案し、円滑に緊急輸送を実施する。 ○ 警察本部は、被害の状況、緊急度、重要度を考慮して交通規制を行い、緊急輸送の交通を確保する。
第13節 緊急事態応急対策に従 事する者の安全確保	○ 緊急事態応急対策に従事する者の放射線防護に係る実効線量の指標は、5年間に付き100ミリシーベルトかつ1年間に付き50ミリシーベルトとする。 ○ 各機関は、被ばく管理を行う人員を配置して、個人被ばく線量計の管理、汚染検査等の措置を行う。
第14節 原子力被災者生活支援 チームとの連携	○ 県は、原子力被災者生活支援チームと連携し、子ども等の健康管理調査等を推進する。

項 目	概 要
第15節 核燃料物質等の事業所 外運搬中の事故に対す る迅速かつ円滑な応急 対策	○ 核燃料物質等の運搬中の事故については、原子力事業者等が必要な応急対策を講じ、国は職員や専門家を現地に派遣し、必要な資機材を現地へ動員する。 ○ 県は、原子力事業者や国等と協力して、原子力発電所での事故に係る緊急時応急対策に準じた応急対策を講ずる。
第4章 原子力災害中長期対策	本章は、原子力緊急事態が解除された場合の事後対策を示したものであるが、これ以外でも必要と認められるときは本章に準じて対応する。
第1節 放射性物質による環境 汚染への対処	○ 県は、国の指示等をもとに、関係機関と連携し、放射性物質による環境の汚染への対処を行う。
第2節 緊急事態解除宣言後の 対応	○ 県は、解除宣言の後も、事後対策や被災者の生活支援を行う。
第3節 環境放射線モニタリン グの実施と結果の公表	○ 県は、原子力緊急事態解除宣言後、国の統括の下、関係機関及び原子力事業者等と協力して環境放射線モニタリングを実施し、結果を速やかに公表する。
第4節 心身の健康相談体制の 整備	○ 県は、国及び関係市町村と連携し、周辺地域の居住者に対し健康相談及び健康調査を行うための体制を整備し、実施する。
第5節 災害地域住民に係る記 録等の作成	○ 県と市町村は、避難等の措置をとった住民に対し、災害時に当該地域に所在した旨の証明及び避難所等においてとった措置等を記録することに協力する。 ○ 県は、汚染状況図、応急対策措置、事後対策措置を記録し、保存しておくものとする。
第6節 適正な流通の促進	○ 県は、国及び市町村と連携し、科学的根拠に基づく農林水産業等の適切な流通が確保されるよう、広報活動を行うものとする。
第7節 被災者等の生活再建等 の支援	○ 県は国及び市町村と連携し、被災者の生活再建のための仕組みを構築し、支援に努める。
第8節 被災中小企業等に対す る支援	○ 県は国と連携し、必要に応じ設備復旧資金、運転資金の貸し付けを行い、相談窓口を設置する。
第9節 復旧・復興事業からの 暴力団排除	○ 県は暴力団等の動向把握を徹底し、復旧・復興事業からの暴力団排除活動の徹底に努めるものとする。
第10節 災害対策本部の解散	○ 知事は、解除宣言後、応急対策がおおむね完了したと認める等のときに、災害対策本部及び現地本部を解散する。

原子力防災訓練の実施

県と関係町では、昭和58年度から平成22年度にかけて、20回の原子力防災訓練を実施してきた。東日本大震災と原発事故のため、一時実施できなかったが、「福島県地域防災計画(原子力災害対策編)」及び「福島県原子力災害広域避難計画」等に基づき、本県における国、県、市町村及び防災関係機関の防災体制の確立と関係職員の対応能力の向上、また、住民に対し、原子力災害時にとるべき行動の周知を図ることを目的として実施しており、震災後の訓練の実施状況は次のとおりである。

表 平成25年度から令和6年度までの原子力防災訓練の実施状況

(平成23～24年度は震災対応、令和元年度は東日本台風等による災害対応のため原子力防災訓練を実施していない)

年 度	実施日時	実 施 場 所 (中心会場)	参加機関等	訓 練 形 態
H25	H25.6.26	自治会館	16機関	通信連絡訓練
	H25.9.20	自治会館	73機関	通信連絡訓練
	H25.12.26	(通信連絡訓練) 自治会館 (広報訓練) 浪江町、双葉町、大熊町、 富岡町、楡葉町	14機関	通信連絡訓練 広報訓練
	H26.2.28	自治会館	140機関	通信連絡訓練
H26	H26.5.28	自治会館	27機関	通信連絡訓練
	H26.10.16	自治会館	139機関	通信連絡訓練
	(第21回) H26.11.20 13:00～17:00 H26.11.22 9:00～13:00	福島第一原子力発電所周辺 施設 (川内村)	78機関 約1,000名	川内村を対象とした住民避難訓練(広報訓練、住民避難訓練、住民輸送訓練、避難所開設訓練)及び緊急被ばく医療活動訓練(スクリーニング及び医療中継拠点設置・運営訓練)
	H27.3.3	自治会館	138機関	通信連絡訓練
H27	H27.5.20	自治会館	27機関	通信連絡訓練
	H27.10.8	自治会館	143機関	通信連絡訓練
	(第22回) H27.11.26 13:00～16:00 H27.11.28 8:30～13:00	福島第二原子力発電所周辺 施設 (いわき市)	125機関 約1,000名	災害対策本部設置運営訓練、緊急時モニタリング訓練、広報訓練 いわき市小川町住民を対象とした住民避難訓練及び緊急被ばく医療活動訓練
	H28.3.3	自治会館	147機関	通信連絡訓練
H28	H28.5.24	自治会館	149機関	通信連絡訓練
	H28.8.29	自治会館	149機関	通信連絡訓練
	第23回 H28.10.14	(10.14) 福島県危機管理センター 福島第二原子力発電所周辺地域市町村	120 機関 約800名	災害対策本部設置運営訓練、緊急時モニタリング訓練、広報訓練を実施。

年 度	実施日時	実 施 場 所 (中心会場)	参加機関等	訓 練 形 態
H28	9 : 00～17 : 00 H28.10.22 8 : 00～14 : 00	その他関係機関事務所等 (10.22) 広野町、楡葉町、 会津美里町、小野町	避難住民 約200名	また、広野町楡葉町の住民を対象 とした住民避難訓練及び緊急被ばく 医療活動訓練
	H29. 2 . 2	南相馬原子力災害対策セン ター	オフサイト センター 参集機関	災害時の参集要員を対象とした施 設や機器操作習得の施設運用訓練
	H29. 3 . 1	福島県危機管理センター	151機関	通信連絡訓練
H29	H29. 6 .15	福島県危機管理センター	152機関	通信連絡訓練
	H29. 7 .14	楡葉原子力災害対策セン ター	オフサイト センター 参集機関	災害時の参集要員を対象とした施 設や機器操作習得の施設運用訓練
	H29. 9 .20	福島県危機管理センター	153機関	通信連絡訓練
	(第24回) H29.10.16 13 : 00～17 : 00 H29.10.28 7 : 30～13 : 00	(10.16) 福島県危機管理センター 福島第一原子力発電所周辺 地域市町村 その他関係機関事務所等 (10.28) 浪江町、二本松市	120機関 約700名 避難住民 約60名	災害対策本部設置運営訓練、緊急 時モニタリング訓練、広報訓練 また、浪江町の住民を対象とした 住民避難訓練及び緊急被ばく医療活 動訓練を実施。住民は二本松市に避 難した。 10月16日に通信連絡訓練を実施した。
	H30. 2 . 7	福島県危機管理センター	150機関	通信連絡訓練
H30	H30. 5 .24	福島県危機管理センター	150機関	通信連絡訓練
	H30. 5 .29	南相馬原子力災害対策セン ター	オフサイト センター 参集機関	災害時の参集要員を対象とした施 設や機器操作習得の施設運用訓練
	H30. 8 . 7	福島県危機管理センター	150機関	通信連絡訓練
	H30.12.21	福島県危機管理センター	151機関	通信連絡訓練
	(第25回) H31. 1 .21 11 : 00～16 : 30 H31. 1 .26 7 : 00～13 : 00	(1 .21) 福島県危機管理センター、 福島第二原子力発電所周辺 地域市町村 その他関係機関事務所等 (1 .26) 富岡町、郡山市	122機関 約600名 避難住民 約40名	災害対策本部設置運営訓練、緊急 時モニタリング訓練、広報訓練を実施。 また、富岡町の住民を対象とした 住民避難訓練及び原子力災害医療活 動訓練を実施。個別訓練として1月 21日に通信連絡訓練。
R 1	R 1 . 5 .29	福島県危機管理センター	149機関	通信連絡訓練
	R 1 . 7 . 9	南相馬原子力災害対策セン ター	オフサイト センター 参集機関	災害時の参集要員を対象とした施 設や機器操作習得の施設運用訓練
	R 1 . 9 . 4	福島県危機管理センター	150機関	通信連絡訓練
	R 2 . 2 .25～26	福島県危機管理センター	バス事業者	通信連絡訓練 (衛星携帯電話)
R 2	R 2 . 7 .13	福島県危機管理センター	149機関	通信連絡訓練
	R 2 . 9 . 9	南相馬原子力災害対策セン ター	オフサイト センター 参集機関	災害時の参集要員を対象とした施 設や機器操作習得の施設運用訓練

年 度	実施日時	実 施 場 所 (中心会場)	参加機関等	訓 練 形 態
R 2	R 2 .10.13	福島県危機管理センター	149機関	通信連絡訓練
	第26回 R 2.11.25 10:30～16:30	(11.25) 福島県危機管理センター 福島第一原発周辺地域市町村 その他関係機関事務所等	122機関 約500名	災害対策本部設置運営訓練、緊急時モニタリング訓練、広報訓練を実施。 個別訓練として11月25日に通信連絡訓練を実施した。
	R 2.11.28 8:00～12:00	(11.28) 川俣町	避難住民 約20名	川俣町の住民を対象とした住民避難訓練を実施。
	R 3.2.1～ R 3.2.5	福島県危機管理センター	39機関	通信連絡訓練（衛星携帯電話）
R 3	R 3.7.15	福島県危機管理センター	151機関	通信連絡訓練
	R 3.10.28	福島県危機管理センター	149機関	通信連絡訓練
	第27回 R 3.11.24 10:30～16:30 R 3.11.27 8:00～11:30	(11.24) 福島県危機管理センター 福島第一原発周辺地域市町村 その他関係機関事務所等 (11.27) 飯舘村、川俣町、福島市	122機関 約410名 避難住民 約9名	災害対策本部運営訓練、緊急時モニタリング訓練、広報訓練を実施。 また、飯舘村の住民を対象とした住民避難訓練を実施。 なお、個別訓練として11月24日に通信連絡訓練を実施した。
	R 4.1.24～ R 4.2.1	福島県危機管理センター	39機関	通信連絡訓練（衛星携帯電話）
R 4	R 4.6.22	福島県危機管理センター	152機関	通信連絡訓練
	第28回 R 4.10.1 8:00～11:30	南相馬市	6機関 約50名 避難住民 約40名	南相馬市の住民を対象とした住民避難訓練
	R 4.12.26	福島県危機管理センター	154機関	通信連絡訓練
	第28回 R 5.1.27 10:30～16:30	福島県危機管理センター 福島第一原発周辺地域市町村 その他関係機関事務所等	122機関 約410名	災害対策本部運営訓練、緊急時モニタリング訓練、広報訓練を実施。 なお、個別訓練として通信連絡訓練を実施した。
	R 5.2.20～24	福島県危機管理センター	39機関	通信連絡訓練（衛星携帯電話）
R 5	R 5.6.8	福島県危機管理センター	152機関	通信連絡訓練
	R 5.8.23	福島県危機管理センター	152機関	通信連絡訓練
	R 5.10.31	福島県危機管理センター	151機関	通信連絡訓練
	第29回 R 5.11.16 10:30～16:30	(R 5.11.16) 福島県危機管理センター 福島第二原発周辺地域市町村 その他関係機関事務所等	123機関 約390名	災害対策本部運営訓練、緊急時モニタリング訓練、広報訓練を実施。 また、楡葉町の住民を対象とした住民避難訓練を実施。

年 度	実施日時	実 施 場 所 (中心会場)	参加機関等	訓 練 形 態
R 5	R 5 . 11 . 18 8 : 15 ~ 11 : 30	(R 5 . 11 . 18) 楡葉町	避難住民 約60名	なお、個別訓練として11月16日に 通信連絡訓練を実施した。
	R 6 . 1 . 22 ~ 26	福島県危機管理センター	39機関	通信連絡訓練（衛星携帯電話）
R 6	R 6 . 6 . 10	福島県危機管理センター	152機関	通信連絡訓練
	第30回 R 6 . 11 . 9 8 : 30 ~ 16 : 00	田村市	20機関 約200名 避難住民 82名	田村市の住民を対象とした住民避 難訓練を実施。
	R 6 . 11 . 15	福島県危機管理センター	152機関	通信連絡訓練
	第30回 R 7 . 1 . 21 10 : 30 ~ 16 : 30	福島県危機管理センター 福島第一原発周辺地域市町村 その他関係機関事務所等	124機関 約250名	災害対策本部運営訓練、緊急時モ ニタリング訓練、広報訓練を実施。 なお、個別訓練として1月21日に 通信連絡訓練を実施した。
	R 7 . 3 . 3 ~ 6	福島県危機管理センター	39機関	通信連絡訓練（衛星携帯電話）

原子力防災用語集

原子力災害対策重点区域（重点区域）

原子力災害が発生した際に、住民等に対する被ばくの防護措置を短期間で効率的に行うために、あらかじめ異常事態の発生を仮定し、その影響の及ぶ可能性があるとして、重点的に原子力災害に特有な対策（緊急時モニタリングの体制整備、原子力防災資機材の整備）を講じておくべき区域

PAZ（予防的防護措置を準備する区域）

原子力災害対策重点区域のうち、原子力施設からおおむね半径5kmの区域

放射線被ばくによる重篤な確定的影響を回避し又は最小化するために、EALに応じて、即時避難を実施する等、放射性物質が放出される前から予防的に防護措置を準備する区域

UPZ（緊急防護措置を実施する区域）

原子力災害対策重点区域のうち、原子力施設からおおむね5km～30kmの区域

確率的影響のリスクを低減するため、EALやOILに基づき、屋内退避、一時移転等の緊急防護措置を準備する区域

EAL（緊急時活動レベル）

原子力施設の状態に基づき緊急事態の区分を決定するために、あらかじめ決められている判断基準。

緊急事態の区分を3つに分け、事態の進展に応じて防護措置を実施

OIL（運用上の介入レベル）

放射性物質が放出後の防護措置の実施を判断するための基準

OILには複数の判断基準があり、基準に応じて避難や一時移転、飲食物の摂取制限等の防護措置を行う

避難退域時検査

放射性物質放出後の避難基準（OIL）に基づき避難又は一時移転した避難者に対し、汚染状況を確認することを目的とする検査。可能な限り空間放射線量率が影響しないようにUPZの境界周辺から避難所等の移動先等までの場所において実施する。

避難中継所

避難先市町村内において一時的に集合する場所。避難施設の情報等を集約し、避難してきた住民に提供すること等を目的として設置する。

東京電力株式会社福島第一原子力発電所の廃炉等の 実施に係る周辺地域の安全確保に関する協定書

福島第一原子力発電所（以下「発電所」という。）の事故収束及び廃炉（以下「廃炉等」という。）の取組が安全かつ着実に進められることが、福島県の復興並びに避難者の帰還の大前提である。

これまで原子力行政を担ってきた国は、前面に立ち、世界の英知を結集の上、総力を挙げて廃炉等に取り組む責任がある。

また、事業者である東京電力株式会社は、あらゆる経営資源を投入し、全社を挙げて廃炉等に取り組む責務がある。

発電所の立地県、町である福島県（以下「甲」という。）、双葉町及び大熊町（以下これらを「乙」という。）並びに事業者である東京電力株式会社（以下「丙」という。）は、国の責任のもと、丙が行う廃炉等に向けた取組が安全、着実かつ適時に進められ、周辺地域住民（乙の住民をいう。以下同じ。）の安全確保、敷地境界線量の低減による生活環境の回復を図ることを目的として、次のとおり協定する。

（東京電力の責務及び関係法令等の遵守等）

第1条 丙は、原子力損害賠償・廃炉等支援機構の支援を得ながら、汚染水対策やトラブルの未然防止にあらゆる手段を用いて対応し、一刻も早く事故を収束するとともに、発電所の廃炉に向けた取組に責任を持ち全社を挙げて安全かつ着実に取り組むものとする。

2 丙は、廃炉等に向けた取組の実施に当たっては、発電所から放出される放射性物質による周辺環境の汚染の防止及び周辺地域住民の安全確保のため、関係法令及び福島第一原子力発電所特定原子力施設に係る実施計画（以下「実施計画」という。）を遵守し、周辺地域の住民や環境に被害を及ぼさないことはもとより、周辺地域住民に不安や心配を生じさせないよう万全の措置を講ずるものとする。

3 丙は、発電所の廃炉等に向けた取組の安全性及び信頼性のより一層の向上を図るため、廃炉等に向けた取組の実施に必要な施設の設計、製作、施工、運転及び保守の各段階にわたる品質保証活動について、請負企業等を含め積極的に行うとともに、新技術の開発、施設の改善を強力に推進するものとする。

（通報連絡）

第2条 丙は、甲及び乙に対し、安全確保対策等のため必要な事項をその都度通報連絡するものとし、特に、トラブル等の発生時においては、その状況、リスクの程度、復旧等の見通し等を迅速かつ正確に通報連絡するものとする。

2 前項の規定により通報連絡すべき事項及びその方法は、甲、乙及び丙が協議して別に定めるものとする。

（施設の新増設等に対する事前了解）

第3条 丙は、実施計画の変更を伴う施設等の新増設、変更又は廃止をしようとするときは、事前に甲及び乙の了解を得るものとする。

2 甲及び乙は、丙から前項の規定による了解を求められたときは、十分協議するものとする。

（技術検討会の設置）

第4条 甲及び乙は、前条の規定による事前了解に関して技術的視点から安全面を確認するため、甲、乙、学識経験者等で構成する福島県原子力発電所安全確保技術検討会（以下「技術検討会」という。）を設置するものとする。

2 技術検討会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

3 技術検討会は事前了解に関する事項について、発電所の状況確認を行うことができるものとする。

4 前項の規定に基づき状況確認を行うときは、技術検討会は丙にその旨を通知し、丙はこれに立ち会うものとする。

(福島県原子力発電所の廃炉に関する安全監視協議会による安全確認)

第5条 甲及び乙は、福島県原子力発電所の廃炉に関する安全監視協議会設置要綱(平成24年12月7日付け福島県生活環境部長通知。以下「設置要綱」という。)第1条に規定する福島県原子力発電所の廃炉に関する安全監視協議会(以下「協議会」という。)、設置要綱第6条第1項に規定する労働者安全衛生対策部会(以下「対策部会」という。)及び設置要綱第6条第2項に規定する環境モニタリング評価部会(以下「評価部会」という。)において、発電所の廃炉等に係る安全確保の取組を確認するものとする。

(放射能の測定等)

第6条 甲及び丙は、それぞれ別に定める放射能等測定基本計画(以下「基本計画」という。)に基づいて、発電所周辺の環境放射能等の調査測定を実施するものとする。

2 前項の基本計画には、測定項目、測定の地点、測定の方法等を定めるものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、甲又は丙が特に必要と認めたときは、環境放射能等の調査測定をそれぞれ実施することができるものとする。

4 甲及び丙は、第1項の規定に基づき実施した環境放射能等の調査測定結果を定期的に評価部会に提出し、評価を経たのち、甲及び丙がそれぞれ公表するものとする。

5 甲又は丙は、第3項の規定に基づき実施した環境放射能等の調査測定結果を速やかに公表するとともに、必要に応じ評価部会に提出するものとする。

(立入調査)

第7条 甲、乙又は協議会は、次に掲げる場合は、発電所への立入調査を行うことができるものとする。

(1) 発電所周辺の環境放射能等に関し、異常な事態が生じた場合

(2) 発電所の廃炉等に向けた取組の実施状況等に関し、特に必要と認めた場合

2 前項の規定に基づき立入調査を行うときは、甲、乙又は協議会は、あらかじめ丙に対し、立入調査を行う者の氏名、日時及び場所を通知し、丙はこれに立ち会うものとする。

(状況確認)

第8条 甲、乙又は協議会は、前条第1項各号に掲げる場合を除き、丙が行う発電所の環境放射能等の測定、廃炉等に向けた取組の実施状況、その他発電所の安全確保に関する事項について、必要に応じて随時、状況確認を行うことができるものとする。

2 前項の規定に基づき状況確認を行うときは、甲、乙又は協議会は、丙にその旨を通知し、丙はこれに立ち会うものとする。

(適切な措置の要求)

第9条 甲、乙又は協議会は、発電所の廃炉等に向けた取組の安全確保のため特別の措置を講ずる必要があると認めたときは、丙に対して、適切な措置を講ずることを、又は、国に対して、丙が適切な措置を講ずるよう指導・監督の徹底を求めるものとする。

2 丙は、前項の規定に基づき甲、乙又は協議会から適切な措置を講ずることを求められたときは、事故炉の廃炉の緊急性に鑑み、速やかにこれに応ずるとともに、講じた措置の内容等について、甲、乙又は協議会に対して、適時報告するものとする。

(立入調査又は状況確認を行う者の選任)

第10条 甲、乙、協議会又は技術検討会は、第7条第1項の規定に基づき立入調査を行う者、第4条第3項及び第8条第1項の規定に基づき状況確認を行う者を甲若しくは乙の職員又は協議会若しくは技術検討会の構成員の中からそれぞれ選任するものとする。

(損害の補償・賠償)

第11条 発電所の廃炉等に向けた取組の実施に起因して周辺地域住民の生命、身体又は財産に損害を与えた場合、丙は、甲又は乙の意見を十分踏まえつつ、原子力損害の賠償に関する法律その他関係法令に基づき、適切に補償又は賠償するものとする。

(情報の公開)

第12条 丙は、発電所の廃炉等に向けた取組の実施内容及びその状況について、甲及び乙に説明し、

また、甲及び乙の議会の求めに応じて説明するとともに、周辺地域住民をはじめ県民に対し積極的に説明、情報公開を行い、透明性を確保するものとする。

(原子力防災対策)

第13条 丙は、原子力防災対策の充実強化を図るとともに、甲及び乙が行う原子力防災対策へ積極的に協力するものとする。

(放射性物質の排出抑制及び線量低減)

第14条 丙は、発電所から放出される気体、液体等に含まれる放射性物質濃度について、関係法令等に定めるところにより管理するほか、周辺環境に影響を及ぼさないことを定期的に確認するとともに、敷地内の除染等を行い、敷地境界線量の低減を着実にを行うものとする。

(作業員の安全衛生対策)

第15条 丙は、発電所の廃炉等に向けた取組に携わる人材の安定確保を図るため、作業環境の改善、作業員の健康管理、雇用の適正化等の安全衛生対策について積極的に取り組むとともに、長期的な計画に基づき、人材の育成に取り組むものとする。

また、その実施状況等に関して、対策部会に報告するものとする。

(協定の改定)

第16条 この協定に定める各事項につき改定すべき事由が生じたときは、甲、乙及び丙いずれからもその改定を申し出ることができる。この場合において、甲、乙及び丙はそれぞれ誠意をもって協議に応ずるものとする。

2 甲又は乙は、前項の規定による改定を申し出るときは、甲、乙相互に十分協議を行うものとする。

(その他)

第17条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項については、甲、乙及び丙が協議して別に定めることができるものとする。

附 則

- 1 この協定は、平成27年1月7日から実施する。
- 2 福島県、双葉町、大熊町及び東京電力株式会社が昭和51年3月22日に締結した福島第一原子力発電所周辺地域の安全確保に関する協定（以下「旧協定」という。）は、平成27年1月6日限り廃止する。
- 3 この協定の締結前に旧協定の規定により行われた行為は、この協定の規定に基づく行為とみなす。

この協定締結の証として、本書4通を作成し、当事者記名押印の上それぞれ1通保有する。

平成27年1月7日

甲	福島県知事	内堀雅雄
乙	双葉町長	伊澤史朗
	大熊町長	渡辺利綱
丙	東京電力株式会社	
	代表執行役社長	廣瀬直己

東京電力株式会社福島第一原子力発電所の廃炉等の実施に係る 周辺地域の安全確保に関する協定の運用について

福島県、双葉町及び大熊町並びに東京電力株式会社は、平成 27 年 1 月 7 日締結した東京電力株式会社福島第一原子力発電所の廃炉等の実施に係る周辺地域の安全確保に関する協定（以下「協定」という。）第 17 条の規定に基づき、協定の運用に当たって下記のとおり了解するものとする。

記

1 第 1 条第 2 項関係

関係法令等の遵守等の中には、いわゆる「as low as reasonably achievable」の精神等にとり、以下の事項についての不断の努力を含むものとする。

- (1) 放射性物質の放出の低減、漏えいの防止及び管理の徹底に必要な技術開発の促進
- (2) 放射線業務従事者の被ばくを低減するために必要な措置
- (3) 請負企業等に対する関係法令の遵守及び放射線安全上の教育・訓練の実施に関する指導監督

2 第 1 条第 3 項関係

- (1) 「品質保証活動」とは、原子力発電所品質保証検討委員会の報告書（昭和 56 年 9 月 8 日）という活動であり、原子力発電所の安全性及び信頼性を向上させるために必要な、①機器、材料の標準化、②品質保証に関する教育・訓練の推進、③運転・保守管理マニュアル類の充実などの計画的かつ系統的なすべての活動をいう。
- (2) 丙は、請負企業等における品質保証活動に関し、積極的に協力・支援するものとする。
- (3) 丙は、事故直後に緊急的に設置した設備等の品質保証の改善について、確実に取り組むものとする。

3 第 2 条第 1 項関係

丙が、甲及び乙に対し、安全確保対策等のため必要な事項を通報連絡する時期については、連絡事項の内容により、定期的に連絡、事前に連絡、発生後直ちに連絡するものに分けるものとする。

4 第 2 条第 2 項関係

通報連絡すべき事項及びその方法は、甲、乙及び丙が協議し、原子力発電所に関する通報連絡要綱に定めるものとする。ただし、原子力災害対策特別措置法（平成 11 年法律第 156 号）に基づいて通報連絡すべき事項及びその方法については、原子力災害対策特別措置法に基づくものとする。

5 第 3 条関係

- (1) 事前了解の対象については、実施計画の変更を伴う施設等の新增設、変更又は廃止のうち周辺地域住民の線量当量の評価に関係するもの（以下「対象となる施設等」という。）とする。また、事前了解を得る時期については、対象となる施設等に係る工事の着工までとする。
ただし、上記の規定にかかわらず、丙から協議を受け、甲及び乙が認めた場合は、この限りではない。
- (2) 丙は、事前了解を得ようとするときは、対象となる施設等に係る実施計画の変更認可申請を原子力規制委員会に提出する前に、計画の概要を記述した文書（以下「事前了解願い」という。）をもって、甲及び乙に提出し説明するとともに、甲及び乙の議会の求めに応じて説明するものとする。
- (3) 丙は、周辺地域住民の線量当量の評価をはじめとした施設等の安全性に係る原子力規制委員会の審査状況について、甲、乙及び技術検討会に説明するものとする。
- (4) 甲及び乙は、技術検討会の検討結果が報告されたときは、速やかに、周辺地域住民の安全確保に係る事項を協議し、丙に事前了解願いに対する回答を行うものとする。
- (5) 丙は、事前了解を得た後、周辺地域住民の線量当量の評価等について増加があった場合には、改めて甲及び乙に協議するものとする。

6 第 4 条第 2 項関係

技術検討会の組織及び運営に関し必要な事項は、福島県原子力発電所安全確保技術検討会運営要綱に定めるものとする。

7 第 4 条第 4 項、第 8 条関係

甲、乙、協議会又は技術検討会が状況確認を行うときは、丙はこれに積極的に協力するものとする。また、状況確認を行う甲若しくは乙の職員又は協議会若しくは技術検討会の構成員は、丙の定

める安全管理及び放射線管理に関する規定を遵守するものとする。

8 第5条関係

設置要綱は、別紙のとおりとする。

9 第7条関係

- (1) この規定に基づき立入調査を行う場合は、甲及び乙は事前に協議を行い、特別の事情がない限り協議会で実施するものとする。
- (2) 乙が特に必要あると認めるときは、福島第二原子力発電所への立入調査に立ち会うことができるものとする。
- (3) 甲、乙又は協議会が立入調査を行うときは、丙はこれに積極的に協力するものとする。また、立入調査を行う甲若しくは乙の職員又は協議会の構成員は、丙の定める安全管理及び放射線管理に関する規定を遵守するものとする。

10 第9条関係

- (1) 甲、乙又は協議会は、次の各号のいずれかに該当するときは、丙に対して、適切な措置を講ずることを求めるものとする。
 - ア 第7条第1項の規定に基づく立入調査又は第8条第1項の規定に基づく状況確認等の結果を踏まえ、特別の措置を講ずる必要があると認めたとき
 - イ 第2条に基づく通報連絡又は丙からの報告に基づき、特別の措置を講ずる必要があると認めたとき
- (2) 甲又は乙が適切な措置の要求を行う場合は、甲及び乙は十分協議するものとする。

11 第11条関係

この規定に基づく補償又は賠償は、発電所の廃炉等に向けた取組の実施に起因して生じ、相当の因果関係が認められる損害の補填とし、精神的損害、風評による農林水産物の価格低下その他営業上の損害等に対する補填を含むものとする。

12 第12条関係

- (1) 丙は、発電所の廃炉等に向けた取組の実施に当たって、甲及び乙、求めに応じて甲及び乙の議会に対して説明するとともに、十分に意見を聞き、理解を得るものとする。
- (2) 県民への情報提供に当たっては、廃炉等に向けた取組の実施内容や工程、進捗状況等について、わかりやすく丁寧に行うものとする。

13 第13条関係

丙は、原子力防災対策の実効性を高めるため、的確かつ迅速な連絡体制を整備するとともに、教育訓練を実施するものとする。また、丙は、甲及び乙の原子力防災計画に基づき必要な通信機器等の整備等、原子力防災対策に積極的に協力するものとする。

14 第15条関係

丙は、作業環境の改善、作業員の健康管理、雇用の適正化といった安全衛生に関わる事項については、請負企業等を含めて、着実に取り組むものとする。

附 則

1 平成27年1月7日から実施する。

2 福島県、双葉町、大熊町、富岡町、楡葉町及び東京電力株式会社が昭和51年4月1日に締結した「東京電力株式会社福島第一原子力発電所並びに福島第二原子力発電所周辺地域の安全確保に関する協定の運用について」のうち、福島第一原子力発電所の事項については、本運用によるものとする。

平成27年1月7日

甲	福島県生活環境部長	長谷川 哲 也
乙	双葉町 長	伊 澤 史 朗
	大熊町 長	渡 辺 利 綱
丙	東京電力株式会社 原子力運営管理部長	五十嵐 信 二

東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所の 廃炉等の実施に係る周辺市町村の安全確保に関する協定書

福島第一原子力発電所（以下「発電所」という。）の事故収束及び廃炉（以下「廃炉等」という。）の取組が安全かつ着実に進められることが、福島県の復興並びに避難者の帰還の大前提である。

これまで原子力行政を担ってきた国は、前面に立ち、世界の英知を結集の上、総力を挙げて廃炉等に取り組む責任がある。

また、事業者である東京電力ホールディングス株式会社は、あらゆる経営資源を投入し、全社を挙げて廃炉等に取り組む責務がある。

福島県（以下「甲」という。）、いわき市、田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楡葉町、富岡町、川内村、浪江町、葛尾村並びに飯舘村（以下これらを「乙」という。）及び東京電力ホールディングス株式会社（以下「丙」という。）は、国の責任のもと、丙が行う廃炉等に向けた取組が安全、着実かつ適時に進められ、周辺市町村住民（乙の住民をいう。以下同じ。）の安全確保、敷地境界線量の低減による生活環境の回復を図ることを目的として、次のとおり協定する。

（東京電力ホールディングスの責務及び関係法令等の遵守等）

- 第1条** 丙は、原子力損害賠償・廃炉等支援機構の支援を得ながら、汚染水対策やトラブルの未然防止にあらゆる手段を用いて対応し、一刻も早く事故を収束するとともに、発電所の廃炉に向けた取組に責任を持ち全社を挙げて安全かつ着実に取り組むものとする。
- 2 丙は、廃炉等に向けた取組の実施に当たっては、発電所から放出される放射性物質による周辺環境の汚染の防止及び周辺市町村住民の安全確保のため、関係法令及び福島第一原子力発電所特定原子力施設に係る実施計画（以下「実施計画」という。）を遵守し、周辺市町村の住民や環境に被害を及ぼさないことはもとより、周辺市町村住民に不安や心配を生じさせないように万全の措置を講ずるものとする。
- 3 丙は、発電所の廃炉等に向けた取組の安全性及び信頼性のより一層の向上を図るため、廃炉等に向けた取組の実施に必要な施設の設計、製作、施工、運転及び保守の各段階にわたる品質保証活動について、請負企業等を含め積極的に行うとともに、新技術の開発、施設の改善を強力に推進するものとする。

（通報連絡）

- 第2条** 丙は、甲及び乙に対し、安全確保対策等のため必要な事項をその都度通報連絡するものとし、特に、トラブル等の発生時においては、その状況、リスクの程度、復興等の見通し等を迅速かつ正確に通報連絡するものとする。
- 2 前項の規定により通報連絡すべき事項及びその方法は、甲、乙及び丙が協議して別に定めるものとする。

（施設の新増設等に対する事前説明等）

- 第3条** 丙は、実施計画の変更を伴う施設等の新増設、変更又は廃止をしようとするときは、事前に乙に説明するものとする。
- 2 次条に掲げる福島県原子力発電所の廃炉に関する安全監視協議会は、前項のうち敷地外部への影響が特に懸念される施設については、丙に事前に説明を求め、必要に応じて現地を確

認し、意見を述べることができる。

(福島県原子力発電所の廃炉に関する安全監視協議会による安全確認)

第4条 甲及び乙は、福島県原子力発電所の廃炉に関する安全監視協議会設置要綱（平成24年12月7日付け福島県生活環境部長通知。）第1条に規定する福島県原子力発電所の廃炉に関する安全監視協議会（以下「協議会」という。）、同要綱第6条第1項に規定する労働者安全衛生対策部会（以下「対策部会」という。）及び環境モニタリング評価部会（以下「評価部会」という。）において、発電所の廃炉等に係る安全確保の取組を確認するものとする。

(放射能の測定等)

第5条 甲及び丙は、それぞれ別に定める放射能等測定基本計画（以下「基本計画」という。）に基づいて、発電所周辺の環境放射能等の調査測定を実施するものとする。

2 前項の基本計画には、測定項目、測定の地点、測定の方法等を定めるものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、甲又は丙が特に必要と認めたときは、環境放射能等の調査測定をそれぞれ実施することができるものとする。

4 甲及び丙は、第1項の規定に基づき実施した環境放射能等の調査測定結果を定期的に評価部会に提出し、評価を経たのち、甲及び丙がそれぞれ公表するものとする。

5 甲又は丙は、第3項の規定に基づき実施した環境放射能等の調査測定結果を速やかに公表するとともに、必要に応じ評価部会に提出するものとする。

(立入調査)

第6条 甲又は協議会は、次に掲げる場合は、発電所への立入調査を行うことができるものとする。

(1) 発電所周辺の環境放射能等に関し、異常な事態が生じた場合

(2) 発電所の廃炉等に向けた取組の実施状況等に関し、特に必要と認めた場合

2 前項の規定に基づき立入調査を行うときは、甲又は協議会は、あらかじめ丙に対し、立入調査を行う者の氏名、日時及び場所を通知し、丙はこれに立ち会うものとする。

(状況確認)

第7条 甲、乙又は協議会は、前条第1項各号に掲げる場合を除き、丙が行う発電所の環境放射能等の測定、廃炉等に向けた取組の実施状況、その他発電所の安全確保に関する事項について、必要に応じて随時、状況確認を行うことができるものとする。

2 前項の規定に基づき状況確認を行うときは、甲、乙又は協議会は、丙にその旨を通知し、丙はこれに立ち会うものとする。

(適切な措置の要求)

第8条 甲又は協議会は、発電所の廃炉等に向けた取組の安全確保のため特別の措置を講ずる必要があると認めたときは、丙に対して、適切な措置を講ずることを、又は、国に対して、丙が適切な措置を講ずるよう指導・監督の徹底を求めるものとする。

2 丙は、前項の規定に基づき甲又は協議会から適切な措置を講ずることを求められたときは、事故炉の廃炉の緊急性に鑑み、速やかにこれに応ずるとともに、講じた措置の内容等について、甲又は協議会に対して、適時報告するものとする。

(立入調査又は状況確認を行う者の選任)

第9条 甲、乙又は協議会は、第6条第1項の規定に基づき立入調査を行う者、第7条第1項の規定に基づき状況確認を行う者を甲若しくは乙の職員又は協議会の構成員の中からそれぞれ選任するものとする。

(損害の補償・賠償)

第10条 発電所の廃炉等に向けた取組の実施に起因して周辺市町村住民の生命、身体又は財産に損害を与えた場合、丙は、甲又は乙の意見を十分踏まえつつ、原子力損害の賠償に関する法律その他関係法令に基づき、適切に補償又は賠償するものとする。

(情報の公開)

第11条 丙は、発電所の廃炉等に向けた取組の実施内容及びその状況について、甲及び乙に説明し、また、甲及び乙の議会の求めに応じて説明するとともに、周辺市町村住民をはじめ県民に対し積極的に説明、情報公開を行い、透明性を確保するものとする。

(原子力防災対策)

第12条 丙は、原子力防災対策の充実強化を図るとともに、甲及び乙が行う原子力防災対策へ積極的に協力するものとする。

(放射性物質の排出抑制及び線量低減)

第13条 丙は、発電所から放出される気体、液体等に含まれる放射性物質濃度について、関係法令等に定めるところにより管理するほか、周辺環境に影響を及ぼさないことを定期的に確認するとともに、敷地内の除染等を行い、敷地境界線量の低減を着実に行うものとする。

(作業員の安全衛生対策)

第14条 丙は、発電所の廃炉等に向けた取組に携わる人材の安定確保を図るため、作業環境の改善、作業員の健康管理、雇用の適正化等の安全衛生対策について積極的に取り組むとともに、長期的な計画に基づき、人材の育成に取り組むものとする。

また、その実施状況等に関して、対策部会に報告するものとする。

(協定の改定)

第15条 この協定に定める各事項につき改定すべき事由が生じたときは、甲、乙及び丙いずれからもその改定を申し出ることができる。この場合において、甲、乙及び丙はそれぞれ誠意をもって協議に応ずるものとする。

2 甲又は乙は、前項の規定による改定を申し出るときは、甲、乙相互に十分協議を行うものとする。

(その他)

第16条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項については、甲、乙及び丙が協議して別に定めることができるものとする。

2 この協定に定めのない甲に関する事項については、平成27年1月7日締結した「東京電力株式会社福島第一原子力発電所の廃炉等の実施に係る周辺地域の安全確保に関する協定」に基づくものとする。

附 則

この協定は、平成28年9月1日から実施する。

この協定成立の証として、協定書13通を作成し、甲、乙、丙それぞれ1通を保有するものとする。

平成28年9月1日

甲	福島県知事	内堀雅雄
乙	いわき市長	清水敏男
	田村市長	富塚宥暲
	南相馬市長	桜井勝延
	川俣町長	古川道郎
	広野町長	遠藤智
	楡葉町長	松本幸英
	富岡町長	宮本皓一
	川内村長	遠藤雄幸
	浪江町長	馬場有
	葛尾村長	松本允秀
	飯館村長	菅野典雄
丙	東京電力ホールディングス株式会社	
	代表執行役社長	廣瀬直己

東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所の廃炉等の実施に係る周辺市町村の安全確保に関する協定の運用について

福島県（以下「甲」という。）、いわき市、田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楡葉町、富岡町、川内村、浪江町、葛尾村並びに飯舘村（以下これらを「乙」という。）及び東京電力ホールディングス株式会社（以下「丙」という。）は、平成28年9月1日締結した東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所の廃炉等の実施に係る周辺市町村の安全確保に関する協定（以下「協定」という。）第16条第1項の規定に基づき、協定の運用に当たって下記のとおり了解するものとする。

また、甲及び乙は、福島第一原子力発電所事故の経験を踏まえ、原子力発電所の立地町である大熊町及び双葉町とともに、福島県原子力発電所の廃炉に関する安全監視協議会（以下「協議会」という。）を通じて連携して対応することとし、丙はその取組に積極的に協力するものとする。

記

1 第2条第1項関係

丙が、甲及び乙に対し、安全確保対策等のため必要な事項を通報連絡する時期については、連絡事項の内容により、定期的に連絡、事前に連絡、発生後直ちに連絡するものに分けるものとする。ただし、原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）に基づいて通報連絡すべき事項及びその方法については、原子力災害対策特別措置法に基づくものとする。

2 第2条第2項関係

通報連絡すべき事項及びその方法は、甲、乙及び丙が協議し、原子力発電所に関する通報連絡要綱に定めるものとする。

3 第3条第1項関係

(1) 事前説明の対象は、「東京電力株式会社福島第一原子力発電所の廃炉等の実施に係る周辺地域の安全確保に関する協定（以下「立地協定」という。）」第3条の規定に基づき事前了解の対象とされたものとする。

(2) この規定に基づき説明するにあたっては、丙は、立地協定第3条の規定に基づく事前了解願いを提出した後速やかに、原則として協議会に説明するものとする。

4 第3条第2項関係

敷地外部への影響が特に懸念される施設とは、放射性物質の飛散の可能性のある施設（廃棄物焼却設備等）や高レベルの放射性物質を取り扱う施設（燃料デブリの一時保管施設等）などであり、対象はその都度協議会において決めるものとする。

5 第4条関係

甲、乙及び専門委員等で構成する協議会の設置要綱は、別紙のとおりとする。

6 第6条関係

甲又は協議会が立入調査を行うときは、丙はこれに積極的に協力するものとする。また、立入調査を行う甲の職員又は協議会の構成員は、丙の定める安全管理及び放射線管理に関する規定を遵守するものとする。

7 第7条関係

- (1) この規定に基づき状況確認を行う場合は、甲及び乙は事前に協議を行い、原則として協議会で実施するものとする。
- (2) 甲、乙又は協議会が状況確認を行うときは、丙はこれに積極的に協力するものとする。また、状況確認を行う甲若しくは乙の職員又は協議会の構成員は、丙の定める安全管理及び放射線管理に関する規定を遵守するものとする。

8 第8条関係

甲又は協議会は、次の各号のいずれかに該当するときは、丙に対して、適切な措置を講ずることを求めるものとする。

ア 第6条第1項の規定に基づく立入調査又は第7条第1項の規定に基づく状況確認等の結果を踏まえ、特別の措置を講ずる必要があると認めたとき

イ 第2条に基づく通報連絡又は丙からの報告に基づき、特別の措置を講ずる必要があると認めたとき

附 則

平成28年9月1日から実施する。

平成28年9月1日

甲	福島県危機管理部長	樵	隆	男
乙	いわき市長	清	水	敏
	田村市長	富	塚	宥
	南相馬市長	桜	井	勝
	川俣町長	古	川	道
	広野町長	遠	藤	智
	檜葉町長	松	本	幸
	富岡町長	宮	本	皓
	川内村長	遠	藤	雄
	浪江町長	馬	場	有
	葛尾村長	松	本	允
	飯舘村長	菅	野	典
丙	東京電力ホールディングス株式会社			
	原子力運営管理部長	五十嵐	信	二

東京電力ホールディングス株式会社福島第二原子力発電所の 廃炉の実施に係る周辺地域の安全確保に関する協定書

福島第二原子力発電所（以下「発電所」という。）の廃炉は、福島県内原子力発電所の全基廃炉に至った特殊性を踏まえ、事故を起こした福島第一原子力発電所の廃炉と総合的に進めていく必要がある。このため、東京電力ホールディングス株式会社は、安全な廃炉を実現するための人的なリソース配分や楡葉町及び富岡町の復興に向けた地域の振興に配慮した工程となることを両町に丁寧に説明しながら、全社を挙げて廃炉に取り組む責務がある。

発電所の立地県、町である福島県（以下「甲」という。）、楡葉町及び富岡町（以下これらを「乙」という。）並びに東京電力ホールディングス株式会社（以下「丙」という。）は、丙が行う発電所の廃炉に向けた取組が安全、着実かつ適時に進められ、周辺地域住民（乙の住民をいう。以下同じ。）の安全の確保を目的として、次のとおり協定する。

（東京電力ホールディングスの責務及び関係法令等の遵守等）

第1条 丙は、発電所の廃炉に向けた取組に責任を持ち、安全かつ着実に取り組むものとする。

2 丙は、廃炉に向けた取組の実施に当たっては、発電所から放出される放射性物質による周辺環境の汚染の防止及び周辺地域住民の安全確保のため、関係法令、福島第二原子力発電所に係る廃止措置計画（以下「廃止措置計画」という。）及び原子炉施設保安規定を遵守し、周辺地域の住民や環境に被害を及ぼさないことはもとより、周辺地域住民に不安や心配を生じさせないように万全の措置を講ずるものとする。

3 丙は、発電所の廃炉に向けた取組の安全性及び信頼性のより一層の向上を図るため、廃炉に向けた取組の実施に必要な施設の設計、製作、施工、運転及び保守の各段階にわたる品質保証活動について、請負企業等を含め積極的に行うものとする。

（通報連絡）

第2条 丙は、甲及び乙に対し、安全確保対策等のため必要な事項をその都度通報連絡するものとし、特に、トラブル等の発生時においては、その状況、リスクの程度、復旧等の見通し等を迅速かつ正確に通報連絡するものとする。

2 前項の規定により通報連絡すべき事項及びその方法は、甲、乙及び丙が協議して別に定めるものとする。

（施設の新増設等に対する事前了解）

第3条 丙は、廃止措置計画の認可申請（変更の場合を含む。）を伴う施設等の新増設、変更又は廃止をしようとするときは、事前に甲及び乙の了解を得るものとする。

2 甲及び乙は、丙から前項の規定による了解を求められたときは、十分協議するものとする。

（技術検討会の設置）

第4条 甲及び乙は、前条の規定による事前了解に関して技術的視点から安全面を確認するため、甲、乙、学識経験者等で構成する福島県原子力発電所安全確保技術検討会（以下「技術検討会」という。）を設置するものとする。

2 技術検討会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

3 技術検討会は事前了解に関する事項について、発電所の状況確認を行うことができるものとする。

- 4 前項の規定に基づき状況確認を行うときは、技術検討会は丙にその旨を通知し、丙はこれに立ち会うものとする。

(福島県原子力発電所の廃炉に関する安全監視協議会による安全確認)

第5条 甲及び乙は、福島県原子力発電所の廃炉に関する安全監視協議会設置要綱（平成24年12月7日付け福島県生活環境部長通知。）第1条に規定する福島県原子力発電所の廃炉に関する安全監視協議会（以下「協議会」という。）、同要綱第6条第1項に規定する労働者安全衛生対策部会（以下「対策部会」という。）及び環境モニタリング評価部会（以下「評価部会」という。）において、発電所の廃炉に係る安全確保の取組を確認するものとする。

(放射能の測定等)

第6条 甲及び丙は、それぞれ別に定める放射能等測定基本計画（以下「基本計画」という。）に基づいて、発電所周辺の環境放射能等の調査測定を実施するものとする。

- 2 前項の基本計画には、測定項目、測定の地点、測定の方法等を定めるものとする。

- 3 第1項の規定にかかわらず、甲又は丙が特に必要と認めたときは、環境放射能等の調査測定をそれぞれ実施することができるものとする。

- 4 甲及び丙は、第1項の規定に基づき実施した環境放射能等の調査測定結果を定期的に評価部会に提出し、評価を経たのち、甲及び丙がそれぞれ公表するものとする。

- 5 甲又は丙は、第3項の規定に基づき実施した環境放射能等の調査測定結果を速やかに公表するとともに、必要に応じ評価部会に提出するものとする。

(立入調査)

第7条 甲、乙又は協議会は、次に掲げる場合は、発電所への立入調査を行うことができるものとする。

- (1) 発電所周辺の環境放射能等に関し、異常な事態が生じた場合

- (2) 発電所の廃炉に向けた取組の実施状況等に関し、特に必要と認めた場合

- 2 前項の規定に基づき立入調査を行うときは、甲、乙又は協議会は、あらかじめ丙に対し、立入調査を行う者の氏名、日時及び場所を通知し、丙はこれに立ち会うものとする。

(状況確認)

第8条 甲、乙又は協議会は、前条第1項各号に掲げる場合を除き、丙が行う発電所の環境放射能等の測定、廃炉に向けた取組の実施状況、その他発電所の安全確保に関する事項について、必要に応じて随時、状況確認を行うことができるものとする。

- 2 前項の規定に基づき状況確認を行うときは、甲、乙又は協議会は、丙にその旨を通知し、丙はこれに立ち会うものとする。

(適切な措置の要求)

第9条 甲、乙又は協議会は、発電所の廃炉に向けた取組の安全確保のため特別の措置を講ずる必要があると認めたときは、丙に対して、適切な措置を講ずることを、又は、国に対して、丙が適切な措置を講ずるよう指導・監督の徹底を求めるものとする。

- 2 丙は、前項の規定に基づき甲、乙又は協議会から適切な措置を講ずることを求められたときは、速やかにこれに応ずるとともに、講じた措置の内容等について、甲、乙又は協議会に対して、適時報告するものとする。

(立入調査又は状況確認を行う者の選任)

第10条 甲、乙、協議会又は技術検討会は、第7条第1項の規定に基づき立入調査を行う者、第

4条第3項及び第8条第1項の規定に基づき状況確認を行う者を甲若しくは乙の職員又は協議会若しくは技術検討会の構成員の中からそれぞれ選任するものとする。

(損害の補償・賠償)

第11条 発電所の廃炉に向けた取組の実施に起因して周辺地域住民の生命、身体又は財産に損害を与えた場合、丙は、甲又は乙の意見を十分踏まえつつ、原子力損害の賠償に関する法律（昭和36年法律第147号）その他関係法令に基づき、適切に補償又は賠償するものとする。

(情報の公開)

第12条 丙は、発電所の廃炉に向けた取組の実施内容及びその状況について、甲及び乙に説明し、また、甲及び乙の議会の求めに応じて説明するとともに、周辺地域住民をはじめ県民に対し積極的に説明、情報公開を行い、透明性を確保するものとする。

(原子力防災対策)

第13条 丙は、原子力防災対策の充実強化を図るとともに、甲及び乙が行う原子力防災対策へ積極的に協力するものとする。

(放射性物質の排出管理)

第14条 丙は、発電所から放出される気体、液体等に含まれる放射性物質濃度について、関係法令等に定めるところにより管理するほか、周辺環境に影響を及ぼさないことを定期的に確認するものとする。

(作業員の安全衛生対策)

第15条 丙は、発電所の廃炉に向けた取組に携わる人材の安定確保を図るため、作業環境の改善、作業員の健康管理、雇用の適正化等の安全衛生対策について積極的に取り組むとともに、長期的な計画に基づき、人材の育成に取り組むものとする。

また、その実施状況等に関して、対策部会に報告するものとする。

(協定の改定)

第16条 この協定に定める各事項につき改定すべき事由が生じたときは、甲、乙及び丙いずれからその改定を申し出ることができる。この場合において、甲、乙及び丙はそれぞれ誠意をもって協議に応ずるものとする。

2 甲又は乙は、前項の規定による改定を申し出るときは、甲、乙相互に十分協議を行うものとする。

(その他)

第17条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項については、甲、乙及び丙が協議して別に定めることができるものとする。

附 則

- 1 この協定は、令和元年12月26日から実施する。
- 2 福島県、楡葉町、富岡町及び東京電力株式会社（現：東京電力ホールディングス株式会社）が昭和51年3月22日に締結した福島第二原子力発電所周辺地域の安全確保に関する協定（以下「旧協定」という。）は、令和元年12月25日限り廃止する。
- 3 この協定の締結前に旧協定の規定により行われた行為は、この協定の規定に基づく行為とみなす。この協定締結の証として、本書4通を作成し、当事者記名押印の上それぞれ1通保有する。

令和元年12月26日

甲	福島県知事	内堀雅雄
乙	檜葉町長	松本幸英
	富岡町長	宮本皓一
丙	東京電力ホールディングス株式会社	
	代表執行役社長	小早川智明

東京電力ホールディングス株式会社福島第二原子力発電所の 廃炉の実施に係る周辺地域の安全確保に関する協定の運用について

福島県（以下「甲」という。）、楡葉町及び富岡町（以下これらを「乙」という。）並びに東京電力ホールディングス株式会社（以下「丙」という。）は、令和元年12月26日締結した東京電力ホールディングス株式会社福島第二原子力発電所の廃炉の実施に係る周辺地域の安全確保に関する協定（以下「協定」という。）第17条の規定に基づき、協定の運用に当たって下記のとおり了解するものとする。

記

1 第1条第2項関係（法令遵守）

関係法令等の遵守等の中には、いわゆる「as low as reasonably achievable」の精神等にのっとり、以下の事項についての不断の努力を含むものとする。

- (1) 放射性物質の放出の低減、漏えいの防止及び管理の徹底に必要な技術開発の促進
- (2) 放射線業務従事者の被ばくを低減するために必要な措置
- (3) 請負企業等に対する関係法令の遵守及び放射線安全上の教育・訓練の実施に関する指導監督

2 第1条第3項関係（品質保証活動）

- (1) 「品質保証活動」とは、原子力発電所品質保証検討委員会の報告書（昭和56年9月8日）でいう活動であり、原子力発電所の安全性及び信頼性を向上させるために必要な、①機器、材料の標準化、②品質保証に関する教育・訓練の推進、③運転・保守管理マニュアル類の充実などの計画的かつ系統的なすべての活動をいう。
- (2) 丙は、請負企業等における品質保証活動に関し、積極的に協力・支援するものとする。

3 第2条第1項関係（迅速・正確な通報連絡）

丙が、甲及び乙に対し、安全確保対策等のため必要な事項を通報連絡する時期については、連絡事項の内容により、定期的に連絡、事前に連絡、発生後直ちに連絡するものに分けるものとする。

4 第2条第2項関係（通報連絡の方法）

通報連絡すべき事項及びその方法は、甲、乙及び丙が協議し、原子力発電所に関する通報連絡要綱に定めるものとする。ただし、原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）に基づいて通報連絡すべき事項及びその方法については、同法に基づくものとする。

5 第3条関係（事前了解）

- (1) 事前了解の対象については、廃止措置計画の認可申請（変更の場合を含む。）を伴う施設等の新增設、変更又は廃止のうち周辺地域住民の線量当量の評価に係るもの（以下「対象となる施設等」という。）とする。また、事前了解を得る時期については、対象となる施設等に係る工事の着工までとする。

ただし、上記の規定にかかわらず、丙から協議を受け、甲及び乙が認めた場合は、この限りではない。

- (2) 丙は、事前了解を得ようとするときは、対象となる施設等に係る廃止措置計画の認可申請（変更の場合を含む。）を原子力規制委員会に提出する前に、計画の概要を記述した文書（以下「事

前了解願い」という。)をもって、甲及び乙に提出し説明するとともに、甲及び乙の議会の求めに応じて説明するものとする。

(3) 丙は、周辺地域住民の線量当量の評価をはじめとした施設等の安全性に係る原子力規制委員会の審査状況について、甲、乙及び技術検討会に説明するものとする。

(4) 甲及び乙は、技術検討会の検討結果が報告されたときは、速やかに、周辺地域住民の安全確保に係る事項を協議し、丙に事前了解願いに対する回答を行うものとする。

(5) 丙は、事前了解を得た後、周辺地域住民の線量当量の評価等について増加があった場合には、改めて甲及び乙に協議するものとする。

6 第4条第2項関係（技術検討会の組織）

技術検討会の組織及び運営に関し必要な事項は、福島県原子力発電所安全確保技術検討会運営要綱に定めるものとする。

7 第4条第3項・第4項、第8条関係（状況確認）

甲、乙、協議会又は技術検討会が状況確認を行うときは、丙はこれに積極的に協力するものとする。また、状況確認を行う甲若しくは乙の職員又は協議会若しくは技術検討会の構成員は、丙の定める安全管理及び放射線管理に関する規定を遵守するものとする。

8 第5条関係（廃炉安全監視協議会の組織）

甲、乙及び専門委員等で構成する協議会の設置要綱は、別紙のとおりとする。

9 第7条関係（立入調査）

(1) この規定に基づき立入調査を行う場合は、甲及び乙は事前に協議を行い、特別の事情がない限り協議会で実施するものとする。

(2) 乙が特に必要あると認めるときは、福島第一原子力発電所への立入調査に立ち会うことができるものとする。

(3) 甲、乙又は協議会が立入調査を行うときは、丙はこれに積極的に協力するものとする。また、立入調査を行う甲若しくは乙の職員又は協議会の構成員は、丙の定める安全管理及び放射線管理に関する規定を遵守するものとする。

10 第9条関係（措置要求）

(1) 甲、乙又は協議会は、次の各号のいずれかに該当するときは、丙に対して、適切な措置を講ずることを求めるものとする。

ア 第2条第1項の規定に基づく通報連絡又は丙からの報告に基づき、特別の措置を講ずる必要があると認めたとき

イ 第7条第1項の規定に基づく立入調査又は第8条第1項の規定に基づく状況確認等の結果を踏まえ、特別の措置を講ずる必要があると認めたとき

(2) 甲又は乙が適切な措置の要求を行う場合は、甲及び乙は十分協議するものとする。

11 第11条関係（賠償・補償）

この規定に基づく補償又は賠償は、発電所の廃炉に向けた取組の実施に起因して生じ、相当の因果関係が認められる損害の補填とし、精神的損害、風評による農林水産物の価格低下その他営業上の損害等に対する補填を含むものとする。

12 第12条関係（情報公開）

(1) 丙は、発電所の廃炉に向けた取組の実施に当たって、甲及び乙、求めに応じて甲及び乙の議会に対して説明するとともに、十分に意見を聞き、理解を得るものとする。

(2) 県民への情報提供に当たっては、廃炉に向けた取組の実施内容や工程、進捗状況等について、わかりやすく丁寧に行うものとする。

13 第13条関係（原子力防災対策）

丙は、原子力防災対策の実効性を高めるため、的確かつ迅速な連絡体制を整備するとともに、教育訓練を実施するものとする。また、丙は、甲及び乙の原子力防災計画に基づき必要な通信機器等の整備等、原子力防災対策に積極的に協力するものとする。

14 第15条関係（作業員の安全衛生対策）

丙は、作業環境の改善、作業員の健康管理、雇用の適正化といった安全衛生に関わる事項については、請負企業等を含めて、着実に取り組むものとする。

附 則

この運用は、令和元年12月26日から実施する。

令和元年12月26日

甲	福島県危機管理部長	成 田 良 洋
乙	檜 葉 町 長	松 本 幸 英
	富 岡 町 長	宮 本 皓 一
丙	東京電力ホールディングス株式会社	
	原子力運営管理部長	村 野 兼 司

東京電力ホールディングス株式会社福島第二原子力発電所の 廃炉の実施に係る周辺市町村の安全確保に関する協定書

福島第二原子力発電所（以下「発電所」という。）の廃炉は、福島県内原子力発電所の全基廃炉に至った特殊性を踏まえ、事故を起こした福島第一原子力発電所の廃炉と総合的に進めていく必要がある。このため、東京電力ホールディングス株式会社は、安全な廃炉を実現するための人的なりソース配分や透明性の確保に向けた取組について周辺市町村に丁寧な説明しながら、全社を挙げて廃炉に取り組む責務がある。

福島県（以下「甲」という。）、いわき市、田村市、南相馬市、川俣町、広野町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村及び飯舘村（以下これらを「乙」という。）並びに東京電力ホールディングス株式会社（以下「丙」という。）は、丙が行う廃炉に向けた取組が安全、着実かつ適時に進められ、周辺市町村住民（乙の住民をいう。以下同じ。）の安全の確保を目的として、次のとおり協定する。（東京電力ホールディングスの責務及び関係法令等の遵守等）

第1条 丙は、発電所の廃炉に向けた取組に責任を持ち、安全かつ着実に取り組むものとする。

2 丙は、廃炉に向けた取組の実施に当たっては、発電所から放出される放射性物質による周辺環境の汚染の防止及び周辺市町村住民の安全確保のため、関係法令、福島第二原子力発電所に係る廃止措置計画（以下「廃止措置計画」という。）及び原子炉施設保安規定を遵守し、周辺市町村の住民や環境に被害を及ぼさないことはもとより、周辺市町村住民に不安や心配を生じさせないよう万全の措置を講ずるものとする。

3 丙は、発電所の廃炉に向けた取組の安全性及び信頼性のより一層の向上を図るため、廃炉に向けた取組の実施に必要な施設の設計、製作、施工、運転及び保守の各段階にわたる品質保証活動について、請負企業等を含め積極的に行うものとする。

（通報連絡）

第2条 丙は、甲及び乙に対し、安全確保対策等のため必要な事項をその都度通報連絡するものとし、特に、トラブル等の発生時においては、その状況、リスクの程度、復旧等の見通し等を迅速かつ正確に通報連絡するものとする。

2 前項の規定により通報連絡すべき事項及びその方法は、甲、乙及び丙が協議して別に定めるものとする。

（施設の新增設等に対する事前説明等）

第3条 丙は、廃止措置計画の認可申請（変更の場合を含む。）を伴う施設等の新增設、変更又は廃止をしようとするときは、事前に乙に説明するものとする。

2 次条に掲げる福島県原子力発電所の廃炉に関する安全監視協議会は、前項のうち敷地外部への影響が特に懸念される施設については、丙に事前に説明を求め、必要に応じて現地を確認し、意見を述べるができる。

（福島県原子力発電所の廃炉に関する安全監視協議会による安全確認）

第4条 甲及び乙は、福島県原子力発電所の廃炉に関する安全監視協議会設置要綱（平成24年12月7日付け福島県生活環境部長通知。）第1条に規定する福島県原子力発電所の廃炉に関する安全監視協議会（以下「協議会」という。）、同要綱第6条第1項に規定する労働者安全衛生対策部会（以下「対策部会」という。）及び環境モニタリング評価部会（以下「評価部会」という。）において、発電所の廃炉に係る安全確保の取組を確認するものとする。

（放射能の測定等）

第5条 甲及び丙は、それぞれ別に定める放射能等測定基本計画（以下「基本計画」という。）に基づいて、発電所周辺の環境放射能等の調査測定を実施するものとする。

- 2 前項の基本計画には、測定項目、測定の地点、測定の方法等を定めるものとする。
- 3 第1項の規定にかかわらず、甲又は丙が特に必要と認めたときは、環境放射能等の調査測定をそれぞれ実施することができるものとする。
- 4 甲及び丙は、第1項の規定に基づき実施した環境放射能等の調査測定結果を定期的に評価部会に提出し、評価を経たのち、甲及び丙がそれぞれ公表するものとする。
- 5 甲又は丙は、第3項の規定に基づき実施した環境放射能等の調査測定結果を速やかに公表するとともに、必要に応じ評価部会に提出するものとする。

(立入調査)

第6条 甲又は協議会は、次に掲げる場合は、発電所への立入調査を行うことができるものとする。

- (1) 発電所周辺の環境放射能等に関し、異常な事態が生じた場合
- (2) 発電所の廃炉に向けた取組の実施状況等に関し、特に必要と認めた場合
- 2 前項の規定に基づき立入調査を行うときは、甲又は協議会は、あらかじめ丙に対し、立入調査を行う者の氏名、日時及び場所を通知し、丙はこれに立ち会うものとする。

(状況確認)

第7条 甲、乙又は協議会は、前条第1項各号に掲げる場合を除き、丙が行う発電所の環境放射能等の測定、廃炉に向けた取組の実施状況、その他発電所の安全確保に関する事項について、必要に応じて随時、状況確認を行うことができるものとする。

- 2 前項の規定に基づき状況確認を行うときは、甲、乙又は協議会は、丙にその旨を通知し、丙はこれに立ち会うものとする。

(適切な措置の要求)

第8条 甲又は協議会は、発電所の廃炉に向けた取組の安全確保のため特別の措置を講ずる必要があると認めたときは、丙に対して、適切な措置を講ずることを、又は、国に対して、丙が適切な措置を講ずるよう指導・監督の徹底を求めるものとする。

- 2 丙は、前項の規定に基づき甲又は協議会から適切な措置を講ずることを求められたときは、速やかにこれに応ずるとともに、講じた措置の内容等について、甲又は協議会に対して、適時報告するものとする。

(立入調査又は状況確認を行う者の選任)

第9条 甲、乙又は協議会は、第6条第1項の規定に基づき立入調査を行う者、第7条第1項の規定に基づき状況確認を行う者を甲若しくは乙の職員又は協議会の構成員の中からそれぞれ選任するものとする。

(損害の補償・賠償)

第10条 発電所の廃炉に向けた取組の実施に起因して周辺市町村住民の生命、身体又は財産に損害を与えた場合、丙は、甲又は乙の意見を十分踏まえつつ、原子力損害の賠償に関する法律（昭和36年法律第147号）その他関係法令に基づき、適切に補償又は賠償するものとする。

(情報の公開)

第11条 丙は、発電所の廃炉に向けた取組の実施内容及びその状況について、甲及び乙に説明し、また、甲及び乙の議会の求めに応じて説明するとともに、周辺市町村住民をはじめ県民に対し積極的に説明、情報公開を行い、透明性を確保するものとする。

(原子力防災対策)

第12条 丙は、原子力防災対策の充実強化を図るとともに、甲及び乙が行う原子力防災対策へ積極的に協力するものとする。

(放射性物質の排出管理)

第13条 丙は、発電所から放出される気体、液体等に含まれる放射性物質濃度について、関係法令等に定めるところにより管理するほか、周辺環境に影響を及ぼさないことを定期的に確

認するものとする。

(作業員の安全衛生対策)

第14条 丙は、発電所の廃炉に向けた取組に携わる人材の安定確保を図るため、作業環境の改善、作業員の健康管理、雇用の適正化等の安全衛生対策について積極的に取り組むとともに、長期的な計画に基づき、人材の育成に取り組むものとする。

また、その実施状況等に関して、対策部会に報告するものとする。

(協定の改定)

第15条 この協定に定める各事項につき改定すべき事由が生じたときは、甲、乙及び丙いずれからもその改定を申し出ることができる。この場合において、甲、乙及び丙はそれぞれ誠意をもって協議に応ずるものとする。

2 甲又は乙は、前項の規定による改定を申し出るときは、甲、乙相互に十分協議を行うものとする。

(その他)

第16条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項については、甲、乙及び丙が協議して別に定めることができるものとする。

2 この協定に定めのない甲に関する事項については、令和元年12月26日締結した「東京電力ホールディングス株式会社福島第二原子力発電所の廃炉の実施に係る周辺地域の安全確保に関する協定書」に基づくものとする。

附 則

この協定は、令和元年12月26日から実施する。

この協定締結の証として、本書13通を作成し、当事者記名押印の上それぞれ1通保有する。

令和元年12月26日

甲	福 島 県 知 事	内 堀 雅 雄
乙	い わ き 市 長	清 水 敏 男
	田 村 市 長	本 田 仁 一
	南 相 馬 市 長	門 馬 和 夫
	川 俣 町 長	佐 藤 金 正
	広 野 町 長	遠 藤 智
	川 内 村 長	遠 藤 雄 幸
	大 熊 町 長	吉 田 淳
	双 葉 町 長	伊 澤 史 朗
	浪 江 町 長	吉 田 数 博
	葛 尾 村 長	篠 木 弘
	飯 舘 村 長	菅 野 典 雄
丙	東京電力ホールディングス株式会社	
	代表執行役社長	小早川 智 明

東京電力ホールディングス株式会社福島第二原子力発電所の 廃炉の実施に係る周辺市町村の安全確保に関する協定の運用について

福島県（以下「甲」という。）、いわき市、田村市、南相馬市、川俣町、広野町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村及び飯舘村（以下これらを「乙」という。）並びに東京電力ホールディングス株式会社（以下「丙」という。）は、令和元年12月26日締結した東京電力ホールディングス株式会社福島第二原子力発電所の廃炉の実施に係る周辺市町村の安全確保に関する協定（以下「協定」という。）第16条第1項の規定に基づき、協定の運用に当たって下記のとおり了解するものとする。

また、甲及び乙は、福島第二原子力発電所の立地町である楡葉町及び富岡町とともに、福島県原子力発電所の廃炉に関する安全監視協議会（以下「協議会」という。）を通じて連携して対応することとし、丙はその取組に積極的に協力するものとする。

記

1 第2条第1項関係（迅速・正確な通報連絡）

丙が、甲及び乙に対し、安全確保対策等のため必要な事項を通報連絡する時期については、連絡事項の内容により、定期的に連絡、事前に連絡、発生後直ちに連絡するものに分けるものとする。

2 第2条第2項関係（通報連絡の方法）

通報連絡すべき事項及びその方法は、甲、乙及び丙が協議し、原子力発電所に関する通報連絡要綱に定めるものとする。ただし、原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）に基づいて通報連絡すべき事項及びその方法については、同法に基づくものとする。

3 第3条第1項関係（事前説明）

(1) 事前説明の対象は、「東京電力ホールディングス株式会社福島第二原子力発電所の廃炉の実施に係る周辺地域の安全確保に関する協定（以下「立地協定」という。）」第3条の規定に基づき事前了解の対象とされたものとする。

(2) この規定に基づき説明するにあたっては、丙は、立地協定第3条の規定に基づく事前了解願いを提出した後速やかに、原則として協議会に説明するものとする。

4 第3条第2項関係（廃炉安全監視協議会による事前確認等の対象）

敷地外部への影響が特に懸念される施設とは、放射性物質の飛散の可能性のある施設（廃棄物焼却設備等）や高レベルの放射性物質を取り扱う施設などであり、対象はその都度協議会において決めるものとする。

5 第4条関係（廃炉安全監視協議会の組織）

甲、乙及び専門委員等で構成する協議会の設置要綱は、別紙のとおりとする。

6 第6条関係（立入調査）

甲又は協議会が立入調査を行うときは、丙はこれに積極的に協力するものとする。また、立入調査を行う甲の職員又は協議会の構成員は、丙の定める安全管理及び放射線管理に関する規定を遵守するものとする。

7 第7条関係（状況確認）

- (1) この規定に基づき状況確認を行う場合は、甲及び乙は事前に協議を行い、原則として協議会で実施するものとする。
- (2) 甲、乙又は協議会が状況確認を行うときは、丙はこれに積極的に協力するものとする。また、状況確認を行う甲若しくは乙の職員又は協議会の構成員は、丙の定める安全管理及び放射線管理に関する規定を遵守するものとする。

8 第8条関係（措置要求）

甲又は協議会は、次の各号のいずれかに該当するときは、丙に対して、適切な措置を講ずることを求めるものとする。

ア 第2条第1項の規定に基づく通報連絡又は丙からの報告に基づき、特別の措置を講ずる必要があると認めたとき

イ 第6条第1項の規定に基づく立入調査又は第7条第1項の規定に基づく状況確認等の結果を踏まえ、特別の措置を講ずる必要があると認めたとき

附 則

この運用は、令和元年12月26日から実施する。

令和元年12月26日

甲	福島県危機管理部長	成	田	良	洋
乙	いわき市長	清	水	敏	男
	田村市長	本	田	仁	一
	南相馬市長	門	馬	和	夫
	川俣町長	佐	藤	金	正
	広野町長	遠	藤		智
	川内村長	遠	藤	雄	幸
	大熊町長	吉	田		淳
	双葉町長	伊	澤	史	朗
	浪江町長	吉	田	数	博
	葛尾村長	篠	木		弘
	飯舘村長	菅	野	典	雄
丙	東京電力ホールディングス株式会社				
	原子力運営管理部長	村	野	兼	司

福島県原子力発電所安全確保技術検討会運営要綱

この要綱は、東京電力株式会社福島第一原子力発電所の廃炉等の実施に係る周辺地域の安全確保に関する協定第4条第2項及び東京電力ホールディングス株式会社福島第二原子力発電所の廃炉の実施に係る周辺地域の安全確保に関する協定第4条第2項に基づき、福島県原子力発電所安全確保技術検討会（以下「技術検討会」という。）の組織及び運営に必要な事項について定めるものとする。

第一 構成

技術検討会の構成員は、別表に掲げる機関の長が指名した職員をもって構成する。

第二 所掌事務

技術検討会は次の事項について協議するものとする。

- (1) 事前了解に係る技術的事項に関すること。
- (2) 事前了解に係るその他安全確保等のため特に必要と認められること。

第三 学識経験者等の意見の聴取

技術検討会において必要と認めるときは、学識経験者又は関係機関の職員の意見又は説明を聴くことができるものとする。

第四 議長

1. 技術検討会に議長を置く。
2. 議長は、福島県危機管理部原子力安全対策課長をもって充てる。
3. 議長は、技術検討会を招集し、議事の運営に当たる。
4. 議長は、技術検討会にオブザーバーを招集できるものとする。
5. 議長は、議長が不在若しくは事故がある場合の職務代理者をあらかじめ指定しておくものとする。

第五 技術検討会の開催

技術検討会は、必要に応じて開催する。

第六 説明等

東京電力ホールディングス株式会社は、技術検討会において、上記第二に掲げる事項の説明を行うとともに関連資料を提出するものとする。

第七 報告等

技術検討会は、協議を行ったときは速やかに甲及び乙に報告するものとする。

第八 補則

1. 技術検討会の事務は、福島県危機管理部原子力安全対策課で行う。
2. この要綱に定めるもののほか、技術検討会の運営に関して必要な事項及びこの要綱に定めのない事項については、その都度協議のうえ定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成27年2月20日から実施する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成27年10月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和元年12月26日から実施する。

別表 技術検討会

区 分	機 関 名
甲	福島県危機管理部
	福島県環境創造センター
乙	楡葉町
	富岡町
	大熊町
	双葉町

原子力発電所に関する通報連絡要綱

東京電力株式会社福島第一原子力発電所の廃炉等の実施に係る周辺地域の安全確保に関する協定（以下「福島第一立地協定」という。）、東京電力ホールディングス株式会社福島第二原子力発電所の廃炉の実施に係る周辺地域の安全確保に関する協定（以下「福島第二立地協定」という。）、東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所の廃炉等の実施に係る周辺市町村の安全確保に関する協定（以下「福島第一周辺協定」という。）及び東京電力ホールディングス株式会社福島第二原子力発電所の廃炉の実施に係る周辺市町村の安全確保に関する協定書（以下「福島第二周辺協定」という。）に基づきこの要綱を定める。この要綱において甲、乙及び丙とはそれぞれ次の機関をいうものとする。

甲 福島県危機管理部原子力安全対策課、福島県環境創造センター環境放射線センター

乙 いわき市、田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯舘村

丙 東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所（以下「福島第一原発」という。）
東京電力ホールディングス株式会社福島第二原子力発電所（以下「福島第二原発」という。）

第一 連絡事項

（定期的に連絡する事項）

1 丙は、甲及び乙に対し次の事項を定期的に連絡するものとする。

- (1) 発電所の廃止措置等の進捗状況
- (2) 定期事業者検査の実施状況
- (3) 核燃料の冷却状況
- (4) 放射性廃棄物の放出及び保管状況並びに放射線業務従事者の被ばく状況
- (5) 核燃料の保管状況
- (6) 放射性廃棄物等の保管状況
- (7) 品質保証活動の実施状況

（事前に連絡する事項）

2 丙は、甲及び乙に対し次の事項を事前に連絡するものとする。

- (1) 核燃料を輸送するとき。
- (2) 放射性固体廃棄物を敷地外に搬出するとき。
- (3) 福島第一立地協定第3条及び福島第二立地協定第3条の規定による事前了解並びに福島第一周辺協定第3条及び福島第二周辺協定第3条の規定による事前説明の対象となるものを除き、原子炉等規制法（実施計画及び廃止措置計画）に基づく施設等の新增設、変更及び廃止をしようとするとき。
- (4) 前号の規定による通報の対象となるものを除き、中長期ロードマップ、実施計画及び廃止措置計画に関連する取組として、敷地利用の変更、設備等の設置を行うとき。
- (5) その他必要と認められる事項

（発生後直ちに連絡する事項）

3 丙は、甲及び乙に対し次の事項を発生後直ちに連絡するものとする。

- (1) 発電所の防災業務計画に定める「警戒事態」に該当する事象が発生したとき、原子力災害対策特別措置法第 10 条第 1 項及び第 15 条第 1 項に規定する事象が発生したとき、並びに第 25 条第 1 項に規定する措置を講じたとき。
- (2) 核燃料（溶融燃料を含む。）の冷却機能（原子炉注水を含む。）が停止したとき。
- (3) 原子炉格納容器内への窒素封入設備が停止したとき。
- (4) モニタリングポストにおいて、放射線量の有意な上昇を検出したとき。
- (5) 放射性物質（放射性廃棄物を含む。）の輸送中に事故があったとき。
- (6) 放射性物質（放射性廃棄物を含む。）の盗取又は所在不明が生じたとき。
- (7) 原子炉施設に故障があったとき。
- (8) 使用済燃料プール内で異物を発見したとき。
- (9) 放射性廃棄物の排出濃度が法令に定める濃度限度等を超えたとき。
- (10) 核燃料物質又は核燃料物質によって汚染されたものが管理区域外で漏えいしたとき。
- (11) 核燃料物質又は核燃料物質によって汚染されたものが管理区域内で漏えいした場合において人の立入制限等の措置を講じたとき。
- (12) 放射線業務従事者の被ばくが法令に定める線量限度を超えたとき。ただし、線量限度以下の被ばくであっても、被ばく者に対して特別の措置を必要とするときも同様とする。
- (13) 敷地内において火災が発生したとき。
- (14) 原子炉施設に関し人の障害（放射線以外の障害であって軽微なものを除く。）が発生し、又は発生するおそれがあるとき。
- (15) 前各号のほか発電所敷地内で起きた事故であって周辺住民に不安を与えるおそれがあるとき。
- (16) その他必要と認められる事項

第二 連絡体制

（送受信者及び取扱い責任者の選任）

- 1 甲、乙及び丙は次によりそれぞれ送受信者及び取扱い責任者を選任し相互に通知しておくものとする。

ただし、丙は、送信について送信先別に正副の通報連絡担当者を定め、甲及び乙に通知しておくものとする。

第 1 送受信者

第 2 送受信者

第 3 送受信者

取扱い責任者

（連絡方法）

- 2 丙が甲及び乙に連絡する方法については次のとおりとするが、発電所において震度 6 弱以上の地震が観測され第一第 3 項に規定する事項の連絡の必要がある場合、あるいは第一第 3 項第 1 号に規定する事項の連絡の必要がある場合において、通信の遮断により電話又はファックスによる連絡ができないときは、丙は衛星携帯電話等の確実に連絡がとれる通信手段を携行した連絡員を甲及び乙に派遣し必要な情報を常に甲及び乙に伝えるものとする。

ただし、地震等による被害状況により、丙が連絡員を派遣できない場合、丙は防災関係機関や報道機関への伝達要請等により情報提供を確実に行うものとする。

- (1) 第一第1項及び第2項に規定する事項については原則として文書をもって行うものとする。
ただし、緊急を要する事項及び中間報告等については電話又はファックスで連絡するものとする。
- (2) 第一第3項に規定する事項については原則として電話又はファックスで連絡するものとするが、内容が多量又は難解であって電話又はファックスのみで十分連絡でき得ないものについては、その後速やかに、直接又は文書をもって連絡するものとする。
- (3) 前2号の文書の宛先等は、甲は福島県危機管理部長及び福島県環境創造センター所長、乙は市町村長、丙は発電所長とする。
- (4) 電話又はファックスを補完するものとして、電子メールの運用を定めるものとする。
ただし、緊急時においては、電話により直接内容を伝えるものとする。
- (5) 丙は派遣する連絡員の名簿を作成し、事前に甲及び乙に通知しておくものとする。また、甲及び乙に派遣された連絡員は、第二第1項で選任されている送受信者及び取扱い責任者に対して連絡員である旨の証明書等を提示するものとする。
- (6) 連絡の経路は、おおむね次のとおりとする。 ※別紙参考図参照

ア 福島第一原発に係る事項

- (ア) 福島第一原発は直接次の機関に連絡する。ただし、第一第3項に規定する事項及び電話又はファックスで連絡する事項については、福島県環境創造センター環境放射線センターにも直接連絡する。

福島県危機管理部原子力安全対策課、いわき市、田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯舘村及び福島第二原発

- (イ) (ア)の連絡を受けて、福島県危機管理部原子力安全対策課は第一第3項に規定する事項及び電話又はファックスで連絡する事項を除き、これを福島県環境創造センター環境放射線センターに連絡する。

イ 福島第二原発に係る事項

- (ア) 福島第二原発は直接次の機関に連絡する。ただし、第一第3項に規定する事項及び電話又はファックスで連絡する事項については、福島県環境創造センター環境放射線センターにも直接連絡する。

福島県危機管理部原子力安全対策課、いわき市、田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯舘村及び福島第一原発

- (イ) (ア)の連絡を受けて、福島県危機管理部原子力安全対策課は第一第3項に規定する事項及び電話又はファックスで連絡する事項を除き、これを福島県環境創造センター環境放射線センターに連絡する。

(連絡送受信簿の備え付け)

- 3 甲、乙及び丙は、それぞれ別紙様式の連絡送受信簿を備え付け整理しておくものとする。

(通報連絡担当者会議)

- 4 福島県危機管理部原子力安全対策課は、円滑な通報連絡体制を維持するため甲、乙及び丙の通報連絡担当者からなる連絡会議を開催するものとする。

(緊急時の連絡手段の整備)

- 5 福島県危機管理部原子力安全対策課は、乙に対して原子力防災資機材を配置するなど、緊急時の連絡手段の整備に協力するものとする。

(附 則)

この要綱は、昭和51年4月1日から実施する。

昭和51年6月1日	一部改正
昭和53年4月1日	一部改正
昭和57年3月30日	一部改正
昭和60年12月27日	一部改正
平成元年4月1日	一部改正
平成3年4月1日	一部改正

(附 則)

この要綱は、平成5年1月22日から実施する。

平成6年4月1日	一部改正
----------	------

(附 則)

この要綱は、平成10年4月22日から実施する。

平成13年4月25日	一部改正
平成14年4月1日	一部改正
平成15年4月1日	一部改正
平成18年1月1日	一部改正
平成20年4月1日	一部改正
平成22年8月1日	一部改正

(附 則)

この要綱は、平成24年7月26日から実施する。

平成27年4月1日	一部改正
平成27年10月1日	一部改正

(附 則)

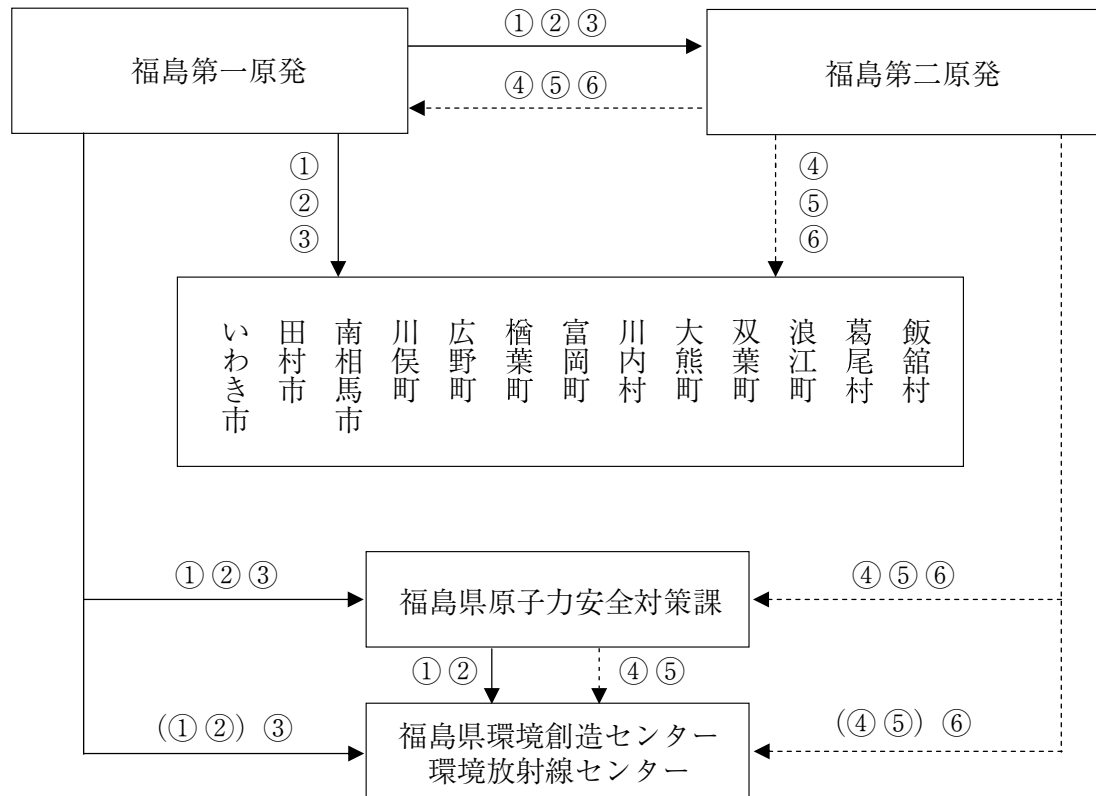
この要綱は、平成28年9月1日から実施する。

(附 則)

この要綱は、令和元年12月26日から実施する。

令和6年2月1日	一部改正
令和6年3月15日	一部改正

別紙 参考図



- ▶ 福島第一原発に関する連絡経路
- ① 「定期的に」連絡する事項（要綱第一第1項に規定する事項の連絡経路）
 - ② 「事前に」連絡する事項（要綱第一第2項に規定する事項の連絡経路）
 - ③ 「発生後直ちに」連絡する事項（要綱第一第3項に規定する事項の連絡経路）
- - - - -▶ 福島第二原発に関する連絡経路
- ④ 「定期的に」連絡する事項（要綱第一第1項に規定する事項の連絡経路）
 - ⑤ 「事前に」連絡する事項（要綱第一第2項に規定する事項の連絡経路）
 - ⑥ 「発生後直ちに」連絡する事項（要綱第一第3項に規定する事項の連絡経路）

別紙
様式

原子力発電所に関する連絡送受信簿

送信日時	年 月 日 時 分	送信者	
受信日時	年 月 日 時 分	受信者	
(連絡内容) 件 名			

福島県原子力発電所の廃炉に関する安全監視協議会設置要綱

(目 的)

第1条 原子力発電所の廃止措置等に向けた取組について、安全確保に関する事項を確認し、関係機関が情報を共有することを目的として、「福島県原子力発電所の廃炉に関する安全監視協議会」(以下「協議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は次の事項について協議する。

- (1) 東京電力ホールディングス(株)福島第一原子力発電所の廃止措置等に向けた中長期ロードマップに基づく取組に関すること。
- (2) 特定原子力施設の実施計画に基づく取組に関すること。
- (3) 東京電力ホールディングス株式会社福島第二原子力発電所の廃止措置計画等に基づく取組に関すること。
- (4) 原子力発電所の廃止措置等に関する安全確保のために必要と認められること。

(組 織)

第3条 協議会は、知事が選任する学識経験者(以下「専門委員」という。)及び別表1に掲げる機関ごとに当該機関の長がその職員の中から指名した職員を構成員とする。

- 2 会長が必要と認めるときは、協議会における事項の説明者として、別表2に掲げる機関の職員等の出席を求めることができる。
- 3 会長が必要と認めるときは、構成員以外の者の出席を求めることができる。

(専門委員)

第4条 専門委員は、20名以内とする。

- 2 専門委員の任期は2年以内とする。ただし、現専門委員の任期中に新たに選任された専門委員の任期は、現専門委員の残任期間とする。
- 3 専門委員は、再任することができる。

(会 議)

第5条 協議会の会長は、福島県危機管理部長をもって充てる。

- 2 会長は、必要の都度、会議を招集し、議事の運営に当たる。
- 3 構成員は、会長に会議の開催を要請することができる。
- 4 会長に事故ある時は、会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(部会の設置)

第6条 協議会に、特定の事項について協議するため、次の部会を置く。

- (1) 労働者安全衛生対策部会
- (2) 環境モニタリング評価部会
- 2 会長は、必要の都度、部会を招集し、会長が指名する部会長が、議事の運営に当たる。
- 3 部会は、別表1に掲げる機関ごとに当該機関の長がその職員の中から指名した職員を構成員とする。
- 4 会長が必要と認めるときは、専門委員又は関係機関の職員を、部会の構成員とすることができる。

- 5 会長が必要と認めるときは、構成員以外の者の出席を求めることができる。
- 6 部会の協議をもって協議会の協議とすることができる。
- 7 部会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

(庶 務)

第7条 協議会の庶務は、福島県危機管理部原子力安全対策課において処理する。

(補 則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、協議の上定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成24年12月7日から実施する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成27年6月12日から実施する。

附 則

この要綱は、平成28年8月12日から実施する。

附 則

この要綱は、平成29年9月26日から実施する。

附 則

この要綱は、令和2年6月12日から実施する。

別表1

福	島	県
い	わ	き
田	村	市
南	相	馬
川	俣	町
広	野	町
楢	葉	町
富	岡	町
川	内	村
大	熊	町
双	葉	町
浪	江	町
葛	尾	村
飯	舘	村

別表2

経 済 産 業 省
 原 子 力 規 制 委 員 会
 東京電力ホールディングス株式会社

福島県原子力発電所の廃炉に関する安全監視協議会 労働者安全衛生対策部会運営要領

福島県原子力発電所の廃炉に関する安全監視協議会設置要綱（以下「要綱」という。）第6条第7項の規定に基づき、労働者安全衛生対策部会（以下「部会」という。）の組織及び運営は、この要領の定めるところによる。

第一 協議事項

要綱第6条第1項に基づく特定の事項は、次のとおりとする。

- (1) 廃止措置等作業従事者の安全確保に関すること。
- (2) 廃止措置等作業従事者の雇用適正化に関すること。
- (3) 廃止措置等作業従事者の要員確保に関すること。
- (4) 廃止措置等作業環境の安全確保に関すること。
- (5) その他部会において必要と認められること。

第二 部会長

要綱第6条第2項に基づく部会長は、福島県危機管理部政策監をもって充てる。

第三 会長が必要と認める構成員

要綱第6条第4項で定める関係機関の職員は、次の機関ごとに当該機関の長がその職員の中から指名した職員とする。なお、指名した職員は必要に応じ、同じ機関の他の職員に変更することができる。

厚生労働省 福島労働局

原子力規制庁

経済産業省

福島県 企画調整部エネルギー課、生活環境部環境創造センター、
保健福祉部地域医療課、商工労働部雇用労政課

第四 会長が必要と認める構成員以外の者

要綱第6条第5項に基づく構成員以外の者とは、次の機関の職員とする。

東京電力ホールディングス株式会社

第五 庶務

部会の庶務は、福島県危機管理部原子力安全対策課において処理する。

附 則

この要領は、平成25年9月17日から実施する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から実施する。

附 則

この要領は、平成27年10月1日から実施する。

附 則

この要領は、平成28年8月12日から実施する。

福島県原子力発電所の廃炉に関する安全監視協議会 環境モニタリング評価部会運営要領

福島県原子力発電所の廃炉に関する安全監視協議会設置要綱（以下「要綱」という。）第6条第7項の規定に基づき、環境モニタリング評価部会（以下「部会」という。）の組織及び運営は、この要領の定めるところによる。

第一 協議事項

要綱第6条第1項に基づく特定の事項は、次のとおりとする。

- (1) 原子力発電所周辺モニタリングの計画に関すること。
- (2) 原子力発電所周辺モニタリングの結果に関すること。
- (3) その他部会において必要と認められること。

第二 部会長

要綱第6条第2項に基づく部会長は、福島県危機管理部政策監をもって充てる。

第三 会長が必要と認める構成員

要綱第6条第4項で定める関係機関の職員は、次の機関ごとに当該機関の長がその職員の中から指名した職員とする。

福島県	生活環境部
〃	保健福祉部
〃	農林水産部

第四 会長が必要と認める構成員以外の者

要綱第6条第5項に基づく構成員以外の者とは、次の機関の職員及び外部有識者とする。

原子力規制委員会
経済産業省
環境省
東京電力ホールディングス株式会社

第五 庶務

部会の庶務は、福島県危機管理部原子力安全対策課放射線監視室において処理する。

附 則

この要領は、平成25年6月11日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年8月12日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年5月1日から施行する。

福島県原子力発電所の廃炉に関する安全確保県民会議設置要綱

(目 的)

第1条 原子力発電所の廃止措置等に向けた東京電力ホールディングス株式会社及び国の取組について、安全かつ着実に進むよう県民の目で確認していくことを目的として、「福島県原子力発電所の廃炉に関する安全確保県民会議」（以下「会議」という。）を設置する。

(組 織)

第2条 会議は、次に掲げる者（以下「構成員」という。）をもって構成する。

- (1) 別表1に掲げる市町村から推薦のあった者
 - (2) 別表2に掲げる団体から推薦のあった者
 - (3) 学識経験者
- 2 前項(3)の学識経験者は、知事が選任する。
- 3 構成員の任期は2年以内とする。ただし、構成員が欠けた場合における補欠の構成員の任期は、前任者の残任期間とする。なお、再任を妨げない。
- 4 会議には、議長を1名置く。
- 5 議長は、学識経験者より選任する。
- 6 議長は、会議を代表し、会務を総理する。
- 7 議長に事故ある時は、議長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(会 議)

第3条 会議は、必要の都度、議長が招集する。

- 2 議長が必要と認めるときは、会議における説明者として、別表3に掲げる機関の職員等の出席を求めることができる。
- 3 議長が必要と認めるときは、構成員以外の者の出席を求めることができる。

(協議事項等)

第4条 会議では、次の事項に関する協議等を行う。

- (1) 東京電力ホールディングス(株)福島第一原子力発電所の廃止措置等に向けた中長期ロードマップに基づく取組状況
- (2) 特定原子力施設の実施計画に基づく取組状況
- (3) 東京電力ホールディングス株式会社福島第二原子力発電所の廃止措置計画等に基づく取組状況
- (4) 前各号のほか、原子力発電所の廃止措置等に関する安全確保の取組状況等

(庶 務)

第5条 会議の庶務は、福島県危機管理部原子力安全対策課において処理する。

(補 則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別途定める。

附 則

この要綱は、平成25年8月4日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年6月12日から施行する。

附 則

この要項は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年9月26日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年6月12日から施行する。

別表1

市 町 村	1	いわき市
	2	田 村 市
	3	南相馬市
	4	川 俣 町
	5	広 野 町
	6	楡 葉 町
	7	富 岡 町
	8	川 内 村
	9	大 熊 町
	10	双 葉 町
	11	浪 江 町
	12	葛 尾 村
	13	飯 舘 村

別表2

団 体	1	福 島 県 女 性 団 体 連 絡 協 議 会
	2	公益財団法人福島県老人クラブ連合会
	3	福 島 県 P T A 連 合 会
	4	福 島 県 消 費 者 団 体 連 絡 協 議 会
	5	福 島 県 生 活 協 同 組 合 連 合 会
	6	公益財団法人福島県観光物産交流協会
	7	福島県旅館ホテル生活衛生同業組合
	8	福島県飲食業生活衛生同業組合
	9	福 島 県 商 工 会 議 所 連 合 会
	10	福 島 県 商 工 会 連 合 会
	11	福 島 県 中 小 企 業 団 体 中 央 会
	12	福 島 県 農 業 協 同 組 合 中 央 会
	13	福 島 県 漁 業 協 同 組 合 連 合 会
	14	福 島 県 森 林 組 合 連 合 会
	15	福 島 県 酪 農 業 協 同 組 合

別表3

機 関	1	東京電力ホールディングス株式会社
	2	経 済 産 業 省
	3	原 子 力 規 制 委 員 会

福島県における原子力発電所関連年表

凡例

○東京電力福島第一原子力発電所関係

●東京電力福島第二原子力発電所関係

□東北電力浪江・小高原子力発電所関係（平成25年3月28日計画取りやめ）

年	月 日	事 項
昭和35 (1960)	5・10	○県、原子力産業会議に加盟し、原子力発電所立地調査を行い、大熊・双葉地点が適地であることを確認
	11・29	○県開発公社（現福島県土地開発公社、以下同じ）、東京電力原子力発電所用地の水質調査を行い、用地買収の受託を決定
	12・20	○県、東京電力に対して双葉郡に原子力発電所誘致のため敷地を提供する旨表明
昭和36 (1961)	1・23	○大熊町議会、原子力発電所の誘致を県知事に陳情
	4・17	○大熊町議会、原子力発電所の誘致を東京電力と関係代議士に陳情
	6・－	○東京電力、大熊地点が最適と判断し、早期に土地取得を手配すべきことを確認
	9・19	○大熊町議会、原子力発電所誘致促進を議決
	〃・－	○大熊、双葉両町長、原子力発電所の誘致及び事業促進にかかる陳情書を県と東京電力に提出
	〃・30	○大熊町議会、用地買収の誓約書を議決
昭和38 (1963)	10・22	○双葉町議会、原子力発電所誘致を議決
	7・21	○双葉郡町村議会議員大会、大熊町原子力発電所の早期実現方要望を採択
	10・3	○東京電力、大熊地点196万㎡のうち一般民有地95万㎡の取得のため、知事に用地買収あっせんを依頼
昭和39 (1964)	12・－	○県開発公社、東京電力の用地買収を受託
	5・－	○県開発公社、大熊、双葉町の議員で構成する両町合同の開発特別委員会に用地買収の基本方針を説明
	7・22	○県開発公社、東京電力との間に「用地取得等の委託に関する契約」を締結
	11・27	○法人所有地101万㎡の売買契約が成立し、東京電力発電所用地を確保
	〃・30	○東京電力、原子力発電所建設計画を発表（1号機は昭和41年度から着工）
	12・1	○東京電力、大熊町に福島調査所を設置
昭和40 (1965)	〃・8	○知事、県議会で東京電力の原子力開発構想を説明
	9・－	○県開発公社、昭和38年12月から買収に着手した用地を東京電力に引き渡す（287,643坪）
	11・10	○県開発公社、第二期用地買収に着手（双葉町側）
昭和41 (1966)	12・1	○東京電力、福島原子力発電所建設準備事務所を設置
	3・31	○県開発公社、東京電力との間に第二期地点につき取得業務の委託契約を締結
	4・－	○東京電力、原子炉の炉型を米国GE社の「沸騰水型軽水炉」と決定
	〃・4	○電源開発調整審議会、福島原子力発電所1号機計画を承認（以下順次各号機計画を承認）
	7・1	○東京電力、福島原子力発電所1号炉の設置許可申請書を提出
	8・30	○双葉郡町村議会議員大会、双葉原子力地帯開発計画調査の実施方要望を採択
	12・1	○内閣総理大臣、福島原子力発電所1号炉設置を許可（沸騰水型軽水炉（以下同型炉）電気出力40万kW、昭和47年4月7日電気出力46万kW 変更申請許可）
	〃・8	○東京電力、米国GE社及びGETSCOと一括発注方式による1号機建設の契約を締結
昭和42 (1967)	〃・23	○東京電力、漁業権損失補償協定を請戸漁業協同組合外9組合と締結
	1・1	○東京電力、福島原子力準備事務所を廃止し、福島原子力建設所を設置
	5・26	浪江町議会、原子力発電所誘致を決議
	7・31	○県開発公社、第二期用地買収を完了（349,737坪）
昭和43 (1968)	11・27	南双方部総合開発期成会、原子力発電所誘致を知事に陳情
	1・4	●知事、東京電力福島第二原子力発電所の誘致を発表
昭和43 (1968)	〃・5	□東北電力、浪江町棚塩地区を建設予定地に内定

年	月 日	事 項
昭和43 (1968)	3・29 〃・〃 6・5 〃・15 〃・21 12・12 〃・16	○内閣総理大臣、福島原子力発電所2号炉設置を許可（電気出力78.4万kW） 国土開発協会、「双葉原子力地区の開発ビジョン」の報告書提出 全国原子力発電所所在市町村協議会発足 ●県開発公社、福島第二原子力発電所の用地を楡葉町、富岡町に求めたい旨両町に申入れ ●東京電力、県に原子力発電第二地点の用地取得あっせんを依頼 □東北電力、浪江町の原子力発電所建設のため県に用地買収を依頼 ●富岡町議会、原子力発電所誘致促進を決議
昭和44 (1969)	1・27 4・4 〃・10 〃・25 6・24 〃・25 7・31 12・-	□東北電力、原子力発電所建設計画で浪江町に出力75万kWの2号機を50年着工で建設することを決定 ○県、東京電力と「原子力発電所の安全確保に関する協定」を締結 ○東京電力、福島原子力発電所準備事務所を設置 ●東京電力、福島第二原子力発電所100万kWを4基、富岡町、楡葉町に建設する旨発表 双葉郡町村議会議員大会、原子力発電開発と自治体における安全管理を採択 東京電力、屋外放射線監視装置（モニタリングポスト）6基を設置 ●県開発公社、東京電力と福島第二原子力発電所の用地取得等の委託契約を締結 県、原子力発電所安全確保技術連絡会を設置
昭和45 (1970)	1・16 〃・23 5・11 7・4 〃・5 11・17	●楡葉町議会、福島第二原子力発電所建設用地の町有地処分を議決 ○内閣総理大臣、福島原子力発電所3号炉設置を許可（電気出力78.4万kW） □県開発公社、東北電力との間に用地取得業務の委託契約を締結 ○福島原子力発電所1号機、燃料初装荷開始 ○福島原子力発電所1号機、燃料集合体22本で初期臨界 ○福島原子力発電所1号機、試運転開始
昭和46 (1971)	3・17 〃・26 4・5 7・5 〃・15 8・20 9・23 10・7	県防災会議、原子力災害対策計画を策定 ○福島原子力発電所1号機、営業運転開始 ●県開発公社、福島第二原子力発電所建設に係る民地の売買契約を締結 県、温排水利用養魚事業計画推進協議会を設置 ●東京電力、福島第二原子力建設準備事務所を開設 ●東京電力第二地点用地農用地転用許可（面積171,747㎡） ○内閣総理大臣、福島原子力発電所5号炉設置を許可（電気出力78.4万kW） □県開発公社、浪江町に現地駐在室を設置
昭和47 (1972)	1・23 〃・25 6・7 12・- 〃・12	○内閣総理大臣、福島原子力発電所4号炉設置を許可（電気出力78.4万kW） 県、原子力発電所安全確保連絡会議を設置 ●電源開発調整審議会、福島第二原子力発電所1機計画を承認（以下順次各号機計画を承認） 県水産試験場、原子力発電所の温排水利用による養殖実験を開始 ○内閣総理大臣、福島原子力発電所6号炉設置を許可（電気出力110万kW）
昭和48 (1973)	1・22 2・19 〃・〃 3・19 〃・31 6・1 〃・〃 〃・4 〃・13 7・20 8・7 9・18 ～19 〃・19 〃・28 〃・29	□県開発公社、浪江町に事務所開設 「原子力発電所の安全確保に関する協定」を改正（県の立入調査権を追加） □東北電力、浪江・小高原原子力準備事務所を浪江町に開設 ●東京電力、福島第二原子力発電所建設用地を国有地も含め用地取得完了 ●県開発公社、福島原子力第二地点に係る用地等を東京電力に引継ぎ 県、大熊町に原子力対策駐在員事務所を開設 科学技術庁、大熊町に原子力連絡調整官事務所を開設 県、原子力行政連絡調整会議を設置 ●福島第二原子力発電所、広野火力発電所に係る漁業補償が35億円で調印 ●東京電力、福島第二原子力発電所の工業用水取水に伴う漁業補償協定を締結 県、原子力発電所建設集中地区の双葉5町の環境放射能測定を開始 ●原子力委員会、福島第二原子力発電所1号炉の設置に係る公聴会を福島市で開催（「原子炉の設置に係る公聴会開催要領」初適用） 県、原子力対策専門委員会（仮称）を設置の方針決定 ●富岡町議会、第二原子力発電所建設に伴う公有水面の埋め立てに関する意見書を採択 ●楡葉町議会、第二原子力発電所建設に伴う公有水面の埋め立てに関する意見書を採択

年	月 日	事 項
昭和48 (1973)	10・4 〃・8 〃・19 11・1 12・1 〃・5 〃・7 〃・〃 〃・19	□小高町議会、東北電力原子力発電所誘致を条件付で決議 ○通商産業省、福島原子力発電所2号機核燃料制御棒が上下逆に取り付けられているのを取り替えるよう指示 県、双葉郡内原子力発電所周辺の放射能測定の結果、異常なしと発表 ○東京電力、福島原子力発電所内に「保健安全センター」を設置 ●県、東京電力に対し福島第二原子力発電所・広野火力発電所用の公有水面埋立申請を許可 県原子力行政連絡調整会議専門委員会発足 □東北電力、相双地域振興計画策定協議会で原子力発電所2基同時建設の計画を修正した旨を表明 県、相双地域振興計画策定協議会を設置し、「相双地域開発基本構想」について諮問 発電用施設周辺地域整備法の制定促進に関する意見書を県議会において決議
昭和49 (1974)	1・21 2・22 3・13 〃・15 4・1 〃・26 〃・30 6・1 〃・〃 7・18 8・2 9・6 10・30 12・7	東京電力、原子力発電・火力発電基地双葉郡内5町に協力金として3億円を支出 ●東京電力、福島第二原子力発電所用水の木戸川取水許可申請書を県に提出 県議会、原子力発電の安全確保に関する調査特別委員会設置 □浪江町議会、原子力発電所設置促進を決議 県、生活環境部環境保全課内に原子力対策係（3名）を発足させ、大熊町の原子力対策駐在員事務所を「原子力センター」に改組 ○東京電力、小名浜海員組合と福島原子力発電所専用港に関し監視体制強化などで合意 ●内閣総理大臣、福島第二原子力発電所1号炉設置を許可（電気出力110万kW） ○東京電力、福島原子力発電所を福島第一原子力発電所に名称を変更 県、モニタリングポストによる環境放射線の常時監視測定開始 ○福島第一・2号機、営業運転開始 県温排水調査管理委員会が初会合を開き、調査の具体的内容を検討 ○福島第一・3号機、試運転開始 県電源地域整備計画策定協議会発足 県電源地域整備計画策定協議会、関係市町村の整備計画を承認
昭和50 (1975)	1・8 〃・20 6・30 8・20 11・1 12・24	水産庁、原子力発電所温排水影響調査を次年度から6カ年計画で福島・福井を対象に実施の方針を決定 県原子力センター新庁舎、双葉郡大熊町に完成 県原子力センター環境放射能測定監視テレメータシステム完成 県原子力センター新庁舎落成 ●福島第二原子力発電所・1号機、建設工事に着手 原子力発電所周辺環境放射線測定値との比較のため、福島市にモニタリングポストを設置
昭和51 (1976)	3・22 〃・27	○●「原子力発電所周辺地域の安全確保に関する協定」、立地4町を加えた三者協定へと改定 ○福島第一・3号機、営業運転開始
昭和52 (1977)	4・1 5・1 6・13 8・31 10・28 11・1	□県土地開発公社、浪江・小高原子力発電所建設促進のため、浪江町に支所開設 □浪江・小高原子力発電所予定地に高層気象観測塔が完成し観測開始 県原子力広報連絡会議（5月23日設置）、県原子力センターで初会合 東京電力、「保修訓練所」を設置 自治省、県に対して核燃料税の新設を許可 福島県核燃料税条例公布（11月10日施行）
昭和53 (1978)	1・12 〃・25 4・1 〃・18 6・26 10・12 〃・17	原子力発電所立地推進懇談会、科学技術庁主催で初会合 ○県漁連、東京電力と福島第一原子力発電所の使用済核燃料の海上輸送に伴う「福島第一原子力発電所に関する協定」締結 県保健環境部環境保全課原子力対策室発足 ○福島第一・5号機、営業運転開始 ●内閣総理大臣、福島第二・2号炉設置を許可（電気出力110万kW） ○福島第一・4号機、営業運転開始 県、原子力発電所の温排水を利用する栽培漁業センター建設の基本構想を発表
昭和54 (1979)	3・8 〃・15 〃・28 4・3	□東北電力、原子力発電所予定地海域調査を3年ぶりに再開 県原子力センター増築落成 米国スリーマイル島原子力発電所2号機（加圧水型軽水炉、出力95.9万kW）事故発生 知事、米国スリーマイル島原子力発電所事故に関し、県内原子力発電所の安全性について一層厳しい姿勢で対処したい旨の談話発表

年	月 日	事 項
昭和54 (1979)	4・4 〃・23 ～25 〃・27 ～28 6・6 7・17 ～18 8・17 10・24 〃・25 11・19 12・14	知事、米国スリーマイル島原子力発電所事故に関連し、通商産業省、科学技術庁、原子力安全委員会に原子力防災強化などを要請するとともに、東京電力に対し再点検を要請 ○資源エネルギー庁、福島第一原子力発電所の特別保安監査を実施 ○県・大熊町・双葉町、米国スリーマイル島原子力発電所に関連した安全確保等に関する再点検のため福島第一（1、3、4号機など）の立入調査を実施 ○県、4月27～28日の福島第一立入調査の結果、緊急時対応等について、適切な措置について国を通じて東京電力に要求 ○県・大熊町・双葉町、福島第一・5号機の立入調査を実施 □浪江、小高地域開発推進連絡協議会、原子力発電所建設を推進 ○福島第一・6号機、営業運転開始 ○資源エネルギー庁、福島第一原子力発電所へ常駐検査官派遣 県「原子力発電所防災対策実施要綱」等をまとめ公表 ○福島第一と県原子力センター・大熊町・双葉町間に緊急時連絡通報用のホットライン設置
昭和55 (1980)	1・29 6・11 7・28 〃・29 8・4 〃・〃	○県・大熊町・双葉町、スリーマイル島原子力発電所事故に鑑み、安全確認のために福島第一・6号機の立入調査を実施 資源エネルギー庁、福島運転管理専門官事務所を双葉町に開設 東京電力、地元漁協と「福島県相双沿岸漁業調整基金」で覚書調印 原子力発電関係県議会議長協議会（会長：福島県議長）発足 福島県防災会議、原子力防災部会を設置 ●通商産業大臣、福島第二・3、4号炉設置を許可（電気出力、各110万kW）
昭和56 (1981)	2・28 3・24 4・1 9・18	県原子力センター、高線量測定用モニタリングポストを整備 財団法人福島県原子力広報協会設立総会開催 財団法人福島県原子力広報協会（理事長・田中清太郎）発足 内閣総理大臣、県地域防災計画原子力災害対策計画の修正（昭和56年6月4日県防災会議決定）を承認
昭和57 (1982)	3・25 〃・30 4・1 〃・20 6・30	県防災会議、原子力災害対策計画を修正（福島第二を追加） 「原子力発電所周辺地域の安全確保に関する協定書」改定（品質保証活動の励行を追加） 原子力発電所からの温排水を利用し、放流種苗を量産する福島県栽培漁業センター開所 ●福島第二・1号機、営業運転開始 内閣総理大臣、県地域防災計画原子力災害対策修正（昭和57年3月25日県防災会議決定）を承認
昭和58 (1983)	2・10 〃・17 3・23 8・9 11・30	県、原子力発電所労働者安全衛生対策連絡会議を設置 海洋投棄規定条約の国際会議、「低レベル放射性廃棄物の海洋投棄を一時的に停止する」提案が可決 県防災会議、原子力災害対策計画を修正（県防災行政無線の整備完了に伴う連絡系統の修正） 内閣総理大臣、県地域防災計画原子力災害対策計画の修正（昭和58年3月23日県防災会議決定）を承認 ○第1回福島県原子力防災訓練を実施
昭和59 (1984)	2・3	●福島第二・2号機、営業運転開始
昭和60 (1985)	3・25 6・21 12・27	県原子力センター展示室改装、マルチビジョン映像ホール設置 ●福島第二・3号機、営業運転開始 「原子力発電所周辺地域の安全確保に関する協定」の運用に関する規定と通報連絡要綱の一部改正（協定運用の充実・強化、通報連絡事項の一層の明確化）
昭和61 (1986)	3・25 4・26 〃・29 〃・30 〃・〃 12・9	県、環境放射能監視テレメータシステム更新 ソ連チョルノービリ原子力発電所4号機（黒鉛減速軽水冷却型炉、出力100万kW）、事故発生 県、科学技術庁の指示により、ソ連チョルノービリ原子力発電所事故に伴う環境放射能の特別監視態勢（6月6日、平常の監視態勢に移行） ○●県、ソ連チョルノービリ原子力発電所事故に鑑み、福島第一、福島第二に対し、より一層安全確保に努めるよう申入れ ○●知事、同事故に関し東京電力に申入れを行ったこと原子炉型の違い等から同様の事故の恐れはないと思われること及び情報収集に努める旨の談話を発表 緊急時迅速放射能影響予測システム（SPEEDI）導入

年	月 日	事 項
昭和62 (1987)	8・25	●福島第二・4号機、営業運転開始
昭和64 (1989)	1・6	●福島第二・3号機を運転中、原子炉再循環ポンプ(B)の振動が大きくなったため出力降下、当該ポンプの分解点検の結果、水中軸受けリングの溶接部に溶込不足による水中軸受けリング及び羽根車等の損傷を発見
平成元 (1989)	2・8 〃・27 〃・28 3・1 〃・17 〃・30 4・1 8・11	●県・檜葉町・富岡町、福島第二の立入調査を実施 ○福島第一・5号機を運転中、原子炉再循環ポンプ(A)駆動用電動機の電気回路が計器用変流器内部端子の接触不良により保護リレーが動作し、同ポンプが停止したため、原子炉手動停止 ●県、福島第二・3号機原子炉再循環ポンプ損傷事故の重大性に鑑み資源エネルギー庁及び科学技術庁に同機の安全確保の徹底を要望 ●資源エネルギー庁、東京電力に対して、福島第二・3号機の原子炉再循環ポンプ損傷事故に関して金属小片・摩耗粉の徹底回収など4項目を指示 ●資源エネルギー庁、「福島第二原子力発電所3号機調査特別委員会」(委員長：秋山東大教授)設置 ●県、2月8日の福島第二の立入調査について「3号機の運転管理に、過去の事故・故障の教訓が反映されていないなど、根本的な問題が認められた」と発表 県原子力安全対策課発足 ●資源エネルギー庁、福島第二・3号機原子炉再循環ポンプ損傷事故の原因調査について「原子炉再循環ポンプの水中軸受けリング溶接部に溶込不足があったため、疲労破断した」と中間発表
平成2 (1990)	1・29 2・22 〃・〃 〃・〃 3・14 〃・27 4・13 〃・17 6・11 〃・12 〃・13 〃・21 〃・26 7・5 〃・〃 〃・15 9・1	●県、平成元年12月21～22日の福島第二への立入調査について「特に支障となる点は認められなかったものの、作業管理の適正化の徹底に努めることが肝要」と発表 ●資源エネルギー庁、福島第二・3号機原子力再循環ポンプ損傷事故に係る原因と対策に関する調査結果を発表 ●資源エネルギー庁、東京電力に対し、福島第二・3号機事故の調査結果に基づき、再発防止の徹底と原子炉圧力容器内等に流入した金属粉等の徹底した洗浄・回収作業を指示 ●県、国の福島第二・3号機に係る調査結果の報告を受け、東京電力に対し、この調査結果に示された再発防止対策を早期に実施し、原子力発電所の安全運転に万全を期すよう申入れ ●東京電力、県に対し、福島第二・3号機事故に係る再発防止策について中間報告 ●県・檜葉町・富岡町、福島第二・3号機事故に係る立入調査を実施 ●県、平成2年3月27日の福島第二・3号機事故に係る立入調査について「再発防止について早期に恒久的な対策を講じる必要がある。また今後とも金属粉等の徹底回収に努めるとともに、回収した金属粉等の適正な分析・評価を行う必要がある」と発表 ●東京電力、県に対し、福島第二・3号機事故に係る再発防止対策及び金属粉等の回収結果を報告 ●県・檜葉町・富岡町、東京電力より報告のあった福島第二・3号機事故に係る再発防止対策の実施状況、金属粉等の回収状況等について確認のため立入調査を実施 ●福島第二・4号機、定格出力運転中、原子炉再循環ポンプの軸封部に機能低下が認められたため、当該軸封部を取り替えることとし、原子炉手動停止 ●福島第二・1号機、定格出力運転中、原子炉再循環ポンプの軸封部に機能低下が認められたため、当該軸封部を取り替えることとし、原子炉手動停止 ●県、東京電力に対し、原子炉再循環ポンプ軸封部の機能低下に伴う原子炉手動停止が連続して発生したことから、同一事象の再発防止と当該軸封部の改善を図るよう申入れ ●県、6月11日の福島第二の立入調査について「再発防止対策については、早期定着と的確な運用が必要である。また、金属粉等の回収状況については適正に評価されていることを確認した」と発表 ●資源エネルギー庁、福島第二・3号機原子炉再循環ポンプ損傷事故に係る健全性評価の結果、「今後のプラント運転に当たって、安全上問題となる事故は認められなかった」と発表 ●知事、資源エネルギー庁の発表に際し「県は、国の健全性評価結果に対し、福島県原子力行政連絡調整会議の専門委員の指導・助言を得ながら評価内容の検討を行う」との談話を発表 ●県・檜葉町・富岡町は、資源エネルギー庁による福島第二・3号機原子炉再循環ポンプ損傷事故に係る健全性評価等に関する説明会を檜葉町及び富岡町で開催 ●県・檜葉町・富岡町、福島第二・3号機事故に係る再発防止対策のその後の実施状況及び関連機器の点検・検査状況の内容を確認するため、立入調査を実施

年	月 日	事 項
平成 2 (1990)	10・4 〃・〃 〃・〃 〃・11 〃・12 〃・15 11・1 〃・2 〃・〃 〃・5 〃・28 12・20	●原子力安全委員会、資源エネルギー庁から報告があった福島第二・3号機事故に係る「原因と再発防止策に関する調査結果」及び「健全性評価結果」の内容は妥当であると認めると発表 ●県、9月1日の福島第二の立入調査について「国から指示された4項目の再発防止対策については事業者としてできる限りの対策をとっているものと認められる。また関連機器等の今後の使用については、問題となる点は認められなかった」と発表 ●県、福島第二・3号機の原子炉再循環ポンプ損傷事故に係る国の健全性評価結果等に関する確認・検討を行った結果、「今回の事故に関連して、周辺機器、燃料等について、健全であることを確認するとともに、今後の運転に当たって、残存金属粉等が安全性に影響を及ぼすことはないことを確認した」と発表 ●東京電力社長、知事に対し福島第二・3号機の運転再開について申入れ ●県議会、福島第二・3号機の運転再開に関する審議のため議員全員による議員協議会を開催 ●県、福島第二・3号機事故に関し、原子力行政連絡調整会議を開催 ●知事、東京電力から申入れがあった福島第二・3号機の運転再開について檜葉町長、富岡町長と協議を行い、これを了承 ●知事、東京電力社長に対し、福島第二・3号機の運転再開を了承する旨を伝えるとともに、安全確保協定に基づき3項目の適切な措置を講ずるよう要求 ●県、資源エネルギー庁に対し、適切な措置の内容を伝えるとともに、事業者を厳しく指導するよう要請 ●東京電力、福島第二・3号機の調整運転を開始 ●県・檜葉町・富岡町、11月2日に要求した適切な措置の実施状況確認のため、福島第二の実地調査を行い、要求の内容は、適切に実施されており、また、機器類の点検結果において異常は認められていないことを確認 ●福島第二・3号機、総合負荷性検査（通商産業省）を終了し、営業運転を再開
平成 3 (1991)	3・18	「原子力発電所周辺地域の安全確保に関する協定」、同協定の運用に関する規程及び関係要綱を改定（福島第二・3号機事故の対応を教訓として、技術的側面の関わりの充実強化等）
平成 4 (1992)	3・19 8・1 9・29	●県、2月12日の福島第二の立入調査について「安全確保上問題となる点は認められなかったが、先の原子炉再循環ポンプ損傷事故が与えた社会的影響を十分認識し、再発防止対策を的確に実施していくとともに原子力事業者としてのより一層の安全意識の高揚、セーフティ・カルチャーの醸成に努める必要がある」と発表 資源エネルギー庁、「国際原子力事象評価尺度（INES）」を導入 ●県・檜葉町・富岡町、福島第二原子力発電所長に対し、通報連絡体制等の改善を申入れ
平成 5 (1993)	1・22 3・2 〃・13	「原子力発電所に関する通報連絡要綱」の一部を改正 ○東京電力、県に対し、「福島第一原子力発電所運用補助共用施設（以下「運用補助共用施設」という。）設置計画」の事前了解願を提出 ○県・大熊町・双葉町、「運用補助共用施設」設置計画について、事前了解通知
平成 6 (1994)	3・29	原子力センター展示室改装オープン
平成 7 (1995)	3・31	○●県、平成7年2月1～2日の福島第一、第二の立入調査について「特に問題となる点は認められなかった。また、今回の調査においては、平成7年1月17日に発生した兵庫県南部地震を踏まえ、耐震対策についても調査を行ったが、発電所は、当地域において考えられる最大の地震に耐えられるよう、敷地の選定から設計・建設及び運転の各段階において、国の厳格な審査・検査がなされていた」と発表 東京電力に対し、「原子力発電所については、常に安全性及び信頼性の確保に最大限の努力を払うことが肝要であり、地震対策を含めた安全管理について万全を期すよう」要請
平成 8 (1996)	3・29 4・1	○●県、平成8年2月14～15日の福島第一、第二の立入調査について、「特に問題となる点は認められなかった。また、両発電所においては平成7年1月の阪神・淡路大震災を契機とした地震時の対応能力の強化のため、平成8～9年度の定期点検時に順次地震時のスクラム設定値をより安全側に変更を行うこととしていた。更に、高速増殖原型炉もんじゅのナトリウム漏えい事故において問題とされた情報連絡体制・情報公開の状況等の関連事項について確認を行った」と発表 東京電力に対し「発電所の運転、保守等に係わる全構成員と地域の理解と協力の下に、安全管理に万全を期すよう」要請 衛生公害研究所環境放射能分析棟発足

年	月 日	事 項
平成 8 (1996)	10・7 12・26	○●東京電力、県に対し、福島第一・福島第二原子炉設置変更（以下「9×9燃料採用」計画という）。に關しての事前了解願を提出 ○●県・双葉町・大熊町・富岡町・楡葉町「9×9燃料採用」計画について、事前了解通知
平成 10 (1998)	8・18 11・2 〃・4	○県・大熊町・双葉町、東京電力の「福島第一原子力発電所3号炉におけるウラン・プルトニウム混合酸化物燃料の採用計画等」(以下「プルサーマル計画」等という)に係る事前了解願いを受理 ○県・大熊町・双葉町、「プルサーマル計画」等について、東京電力に事前了解通知 ○東京電力、通商産業大臣に対し「プルサーマル計画」等に関する原子炉設置許可変更を申請
平成 11 (1999)	9・30 10・4 〃・8 〃・13 〃・22 12・13	東海村 JCO 東海事業所（ウラン燃料加工施設）で臨界事故発生 県、原子力発電関係団体協議会を通じ、国に「JCO 東海事業所の放射線被ばく事故に関する要望書」を提出 県、全国知事会を通じ、国に「原子力関係施設の事故に関する緊急要望」提出 県議会、臨界事故を審議する議員協議会を開催し、国に質問 県、原子力発電関係団体協議会を通じ、国に「原子力防災に係る特別措置法の制定に関する要望書」提出 原子力災害対策特別措置法及び原子炉等規制法の一部を改正する法律、国会で可決成立（施行は前者が平成 12 年 6 月 16 日、後者が 7 月 1 日）
平成 12 (2000)	12・8	○東京電力、福島第一・7、8号機増設計画に伴う漁業補償について、関係7漁協と補償協定締結
平成 13 (2001)	4・1 〃・19 5・21	衛生公害研究所環境放射能分析棟を原子力センター福島支所に改組 原子力センターの HP 上で空間線量率の測定結果をリアルタイムで公開 県、エネルギー政策全般を見直すための庁内組織「エネルギー政策検討会」を設置
平成 14 (2002)	1・14 3・28 4・1 9・4 11・29	県原子力センター庁舎増築完成（非常用ディーゼル発電設備） ○●県、平成 14 年 2 月 5～6 日の福島第一及び福島第二の立入調査結果について、「福島第二原子力発電所 3 号機でシュラウド下部リング溶接近傍のひび割れが発見され長期間停止した他は、両発電所ともほぼ計画どおりに運転されており、調査の範囲では、運転・保守管理、放射線管理、放射性廃棄物管理の面で特に問題となる点は認められなかった。また、発生したトラブル等についても再発防止対策の徹底を図るとともに、平成 13 年 11 月に発生した中部電力浜岡原子力発電所 1 号機のトラブルに関しても、国の指示に基づき、予防保全対策等の対応に努めていた」と発表 原子力災害対策特別措置法に基づく緊急事態応急対策拠点施設（オフサイトセンター）が、「原子力災害対策センター」として大熊町に完成、運用開始 ○東京電力、原子力発電所に係る不正問題を受け、福島第一・7、8号機の増設計画を延期 ○原子力安全・保安院は東京電力に対し、原子炉等規制法に基づき、福島第一・1号機における格納容器漏えい率検査の不正により1年間の原子炉運転停止処分
平成 15 (2003)	4・1	県、富岡町に原子力等立地地域振興事務所を開設
平成 17 (2005)	7・24	○福島第一・1号機が運転再開
平成 18 (2006)	11・30 12・5	原子力安全・保安院、水力・火力・原子力発電設備を有する一般電気事業者に対して、改ざん、手続き不備等についての点検を指示 ○東京電力、福島第一・1号機復水器出口海水温度データ改ざんについて公表
平成 19 (2007)	1・10 〃・17 〃・25 〃・31 3・20 〃・22 〃・25	○東京電力は福島第一・4号機で取放水口温度のデータ改ざんについて公表 ○福島第一・2号機で、原子炉格納容器内の地絡発生に伴い原子炉を手動停止 ○県・大熊町・双葉町・楡葉町・富岡町・広野町は、福島第一・4号機の温排水データ改ざん問題で、海水温度測定の実施状況などを確認 ○●県内原子力発電所 10 基のうち 9 基のプラントで法定検査データの改ざんが行われていたことなど多数の事案が判明 ●福島第二・3号機で平成 5 年 6 月の定期検査中、制御棒が抜けるトラブルが発生していたことが判明 ○福島第一・2、3、5号機で昭和 53、54、55 年に制御棒が抜けるトラブルが発生していたことが判明 3号機の事象については、臨界状態となっていたと推定されるが、運転日誌を改ざんして隠ぺいしていた能登半島沖地震発生、北陸電力志賀原子力発電所 1、2号機は停止中だったが、想定を超える揺れを観測

年	月 日	事 項
平成 19 (2007)	3・30	○福島第一・2号機で昭和59年の原子炉自動停止のトラブルを隠ぺいしていたことなどが判明 各電力会社から原子力安全・保安院へ点検結果を報告
	4・5	原子力発電関係団体協議会、データ改ざん問題について根本的な原因究明と再発防止対策の実施を求める要請書を原子力安全・保安院などに提出
	〃・6	●福島第二・4号機で、昭和63年に制御棒駆動機構の使用前検査を未受検で取り替え、同一型番のものをメーカーに製造させるなどの不正を重ねていたことが判明
	〃・〃	東京電力は、再発防止対策のアクションプログラムを公表
	〃・20	原子力安全・保安院、発電施設の総点検結果報告、行政処分を発表
	〃・23 ～24	○●県、立地町とともにデータ改ざん問題を受け、安全確保協定に基づく立入調査を実施
	6・11	○●県、立地町は4月に実施した立入調査結果を公表、東京電力に不正問題再発防止や組織風土改善の取り組み等の一層の強化を要請
	〃・12	知事、国の施策に対する提言・要望活動を実施
平成 20 (2008)	4・1	県、モニタリング情報共有システム（RAMISES）導入
	10・21 ～22	第18回県原子力防災訓練を国の原子力総合防災訓練と併せて実施
平成 21 (2009)	2・5 12・22	○福島県原子力発電所所在町協議会が、県議会及び県に対して、プルサーマル計画議論の再開を要請 第19回県原子力防災訓練を国民保護共同訓練と併せて実施
平成 22 (2010)	1・20	○東京電力が、福島県にプルサーマル発電の実施について検討を要請
	2・16	○知事が、①3号機の耐震安全性の確認、②同号機の高経年化対策の確認、③搬入後10年を経過したMOX燃料の健全性の確認の3条件が全て満たされることを必要不可欠な条件として、3号機のプルサーマル実施を受け入れる考えを表明
	5・26	○東京電力が、技術的3条件について取りまとめ、県に報告
	8・6	○知事が、福島第一・3号機におけるプルサーマルの実施を最終的に受け入れることを表明
	9・23	○福島第一・3号機が、プルサーマル発電の営業運転を開始
平成 23 (2011)	3・11	○東日本大震災発生後、福島第一から特定事象発生（午後3時42分1、2、3号機全電源喪失）を受け、県災害対策本部において原子力災害対応開始 政府原子力災害対策本部は午後7時3分福島第一・原子力緊急事態宣言
	〃・〃	○県は午後8時50分福島第一・2km圏内の大熊町、双葉町住民に避難要請、政府原子力災害対策本部は午後9時23分福島第一・半径3km圏内に避難指示
	〃・〃	●午後6時33分福島第二・特定事象発生（1、2、4号機原子炉除熱機能喪失）
	〃・12	○●政府原子力災害対策本部は午前5時44分福島第一・半径10km圏内住民に避難指示、午前7時45分福島第二・原子力緊急事態宣言、福島第二から半径3km圏内住民に対する避難指示、半径10km圏内住民に対する屋内退避指示。
	〃・〃	●福島第二・3号機原子炉が午後0時15分に冷温停止
	〃・〃	●政府原子力災害対策本部は午後5時39分福島第二・半径10km圏内住民に避難指示
	〃・〃	○政府原子力災害対策本部は午後6時25分福島第一・半径20km圏内住民に避難指示
	〃・〃	○午後3時36分頃、福島第一・1号機原子炉建屋で水素爆発
	〃・14	○厚生労働省は「福島第一原子力発電所事故の緊急作業に従事する労働者の実効線量限度」を100mSvから250mSvに引き上げ
	〃・〃	○午前11時1分頃、福島第一・3号機原子炉建屋で水素爆発
	〃・〃	●福島第二・1号機原子炉が午後5時0分に冷温停止
	〃・〃	●福島第二・2号機原子炉が午後6時0分に冷温停止
	〃・15	○政府原子力災害対策本部は午前11時福島第一・半径20～30km圏内住民に屋内退避指示
	〃・〃	政府と東京電力は「福島原発事故対策統合連絡本部」を設置
	〃・〃	政府は原子力災害現地対策本部、オフサイトセンターを福島県庁内に移転
	〃・〃	○午前6時頃、福島第一・2号機圧力抑制室付近で異音が発生し、圧力低下
	〃・〃	○午前6時頃、福島第一・4号機原子炉建屋で水素爆発
	〃・〃	●福島第二・4号機原子炉が午前7時15分冷温停止
	〃・〃	県原子力センター、福島支所へ拠点を移動

年	月 日	事 項
平成 23 (2011)	3・16	○福島第一・3号機原子炉建屋から水蒸気のようなもやの発生を確認
	〃・19	○福島第一で緊急作業員 6 名が 100mSv 超え被ばく、消防庁職員の最大被ばく線量は 27mSv
	〃・〃	○福島第一・5号機、午前 5 時、残留熱除去系ポンプを起動し、使用済燃料プール冷却を開始
	〃・〃	○福島第一・6号機、午後 10 時 14 分頃、残留熱除去系ポンプを起動し、使用済燃料プール冷却を開始
	〃・20	○福島第一・2号機の外部電源復旧
	〃・〃	○福島第一・5号機原子炉が午後 2 時 30 分に冷温停止
	〃・〃	○福島第一・6号機原子炉が午後 7 時 27 分に冷温停止
	〃・21	○福島第一・5、6号機の外部電源復旧
	〃・〃	○福島第一・3号機、原子炉建屋から黒色がかった煙発生
	〃・22	○福島第一・全 6 基で外部電源復旧
	〃・23	政府は屋内退避指示区域外でも 100mSv を超過する区域があるとの SPEEDI による拡散試算結果を発表
	〃・〃	○福島第一・1号機、原子炉への海水注入開始
	〃・24	○内閣官房長官は 20km ～ 30km 圏内の避難検討を表明
	〃・〃	○福島第一・3号機、タービン建屋 1 階及び地下において、協力企業作業員 3 名が約 170mSv 外部被ばくの上ベータ線熱傷の可能性があり、県立医大へ搬出。(その後、放射線医学総合研究所に入院、3 月 28 日に退院)
	〃・25	○内閣官房長官は 20km ～ 30km 圏内の自主避難を促す方針を表明
	〃・〃	○福島第一・1号機原子炉への淡水注入開始
	〃・〃	○福島第一・3号機原子炉への淡水注入開始
	〃・26	○福島第一・2号機原子炉への淡水注入開始
	〃・27	○福島第一・1～3号機タービン建屋外のトレンチ立杭に水溜まり確認
	〃・〃	○福島第一・2号機、消防ポンプから仮設電動ポンプに切替、原子炉へ淡水注入
	〃・28	○福島第一・3号機、消防ポンプから仮設電動ポンプに切替、原子炉へ淡水注入
	4・2	○福島第一・2号機取水口付近のコンクリート亀裂から専用港湾内に高濃度汚染水流出（4 月 6 日に止水、流失放射性物質はヨウ素 131、セシウム 134、137 合計で 4.7PBq と評価）
	〃・4	○東京電力が高濃度汚染水の移送先確保のため、緊急の措置として放射性物質で汚染された滞留水等約 11,500 トンの海洋放出開始
	〃・7	○福島第一・1号機、原子炉格納容器へ窒素ガス注入を開始
	〃・11	いわき市内陸部を震源とする M7 の余震発生、浜通り、中通りで最大震度 6 弱観測
	〃・12	○原子力安全・保安院は福島第一事故の評価を 7 に訂正
	〃・17	○東京電力は「福島第一原子力発電所・事故の収束に向けた道筋」を公表
	〃・21	●政府原子力災害対策本部は福島第二周辺の避難指示区域を半径 10km 圏内から半径 8 km 圏内に変更
	〃・〃	○政府原子力災害対策本部は関係市町村長に 4 月 22 日午前 0 時から福島第一・半径 20km 圏を警戒区域に設定するよう指示
	〃・22	○政府原子力災害対策本部は南相馬市、川俣町、浪江町、葛尾村、飯館村で推定被ばく線量が年間 20mSv を超える区域を計画的避難区域に、また福島第一・半径 20 ～ 30 km 圏内の田村市、南相馬市、広野町、楡葉町、川内村の一部を緊急時避難準備区域に指定
	〃・24	県、京都大学と GPS 連動型放射線量計測システム（KURAMA）の実証実験を開始
	5・11	○福島第一・3号機取水口付近から専用港湾内に高濃度汚染水流出、流失放射性物質量はヨウ素 131、セシウム 134、137 合計で約 20TBq と評価
	〃・17	○政府原子力災害対策本部は「東京電力福島第一原子力発電所事故の収束・検証に関する当面の取組のロードマップ」、「原子力被災者への対応に関する取組のロードマップ」及び「原子力被災者への対応に関する当面の取組方針」を決定
	〃・20	○東京電力は福島第一の 7、8号機増設中止と 1～4号機廃炉を正式決定
	〃・27	県は第 1 回県民健康管理調査検討委員会を開催
	〃・29	○東京電力は福島第一・1号機使用済燃料プールの冷却をコンクリートポンプ車を使用した方法から建屋内の配管に切替え

年	月 日	事 項
平成 23 (2011)	5・31	○福島第一・2号機、使用済燃料プールの冷却について代替冷却装置によるプール水の循環冷却を開始
	6・3	国及び県は3月12日から3月16日にかけてオフサイトセンターを中心に実施した緊急時モニタリング結果を発表
	〃・7	政府はIAEA閣僚会議に提出する政府報告書を取りまとめ、発表
	〃・10	○福島第一・汚染水処理装置の試運転を開始
	〃・〃	県原子力センター電源復旧し、環境放射能監視テレメータシステム復旧、大野局のデータ受信可能となる
	〃・16	政府は放射性物質含む汚泥8,000Bq/kg以下は埋立て可とする方針を発表
	〃・17	○福島第一・汚染水処理装置による滞留水の処理開始
	〃・18	○県、立地町は震災後初の福島第一原子力発電所事故収束作業の進捗状況について現地調査を実施
	〃・20	○福島第一・4号機使用済燃料プール補強支柱設置作業が完了
	〃・〃	原子力安全に関するIAEA閣僚会議がウィーンで開催
	〃・28	環境省は8,000Bq/kgを超えるばいじんの一時保管等、一般廃棄物焼却施設における焼却灰等の当面の取扱いについて関係都県に通知
	〃・29	県、GPS運動型放射線量計測システム（KURAMA）を導入
	〃・30	○福島第一・2号機、原子炉格納容器へ窒素ガス注入を開始
	〃・〃	政府現地対策本部は伊達市4地区の104地点113世帯を特定避難勧奨地点に指定
	7・2	○福島第一・3号機、使用済燃料プール冷却浄化系の代替冷却装置によるプール水の循環冷却を開始
	〃・14	○福島第一の汚染水処理設備による処理水を原子炉へ注水する循環注水冷却システムの稼働開始（バッファタンク経由）
	〃・19	○福島第一・3号機、原子炉格納容器へ窒素ガス注入を開始
	〃・31	政府原子力災害現地対策本部は南相馬市の59世帯を特定避難勧奨地点に指定
	8・1	○福島第一・4号機、使用済燃料プール冷却浄化系の代替冷却装置によるプール水の循環冷却開始
	〃・3	○県、立地町は福島第一の事故収束作業の進捗状況について現地調査を実施
	〃・〃	原子力損害賠償支援機構法が成立
	〃・〃	政府原子力災害現地対策本部が川内村の1世帯を特定避難勧奨地点に指定
	〃・5	原子力損害賠償紛争審査会が中間指針を取りまとめ
	〃・9	政府原子力災害対策本部は緊急時避難準備区域解除の方針を決定
	〃・10	○福島第一・1号機、使用済燃料プール冷却浄化系の代替冷却装置によるプール水の循環冷却を開始
	〃・〃	●県、立地町は福島第二の事故収束作業の進捗状況について、現地調査を実施
	〃・19	福島第一・汚染水処理設備のセシウム吸着装置から除染装置へのラインと第二セシウム吸着装置の処理ライン並列運転による滞留水処理開始
	〃・26	政府原子力災害対策本部は除染に係る緊急実施基本方針を決定
	〃・〃	放射性物質汚染対処特措法が成立
	〃・29	○文部科学省は福島第一・周辺土壤中の放射性セシウムのマップ発表
	〃・30	●冷温停止中の福島第二・2号機高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備冷却海水ポンプが当該ポンプ電動機絶縁抵抗低下のため故障し、停止
	〃・31	環境省は都道府県に放射性セシウム10万Bq/kg以下を埋立可能とする焼却灰等の処分方法に関する方針を通知
	9・1	○福島第一・3号機、給水系配管からの注水に加え、炉心スプレイ系注水配管からの原子炉注水開始
	〃・14	県は労働者安全衛生対策連絡会議を開催し、東京電力等に事故収束作業の被ばく管理の徹底を求める
	〃・〃	○福島第一・2号機、給水系配管からの注水に加え、炉心スプレイ系注水配管からの原子炉注水開始
	〃・21	県は台風15号の通過による災害の予防について国、東京電力に申し入れ
	〃・22	○県、立地町は福島第一の事故収束作業の進捗状況について現地調査を実施
	〃・30	政府原子力災害対策本部は南相馬市等5市町村の緊急時避難準備区域を解除
	〃・〃	国会事故調査委員会設置法が成立
	10・7	○福島第一において5、6号機内の滞留水浄化後の水を利用した構内散水開始
	〃・11	○厚生労働省は福島第一・事故緊急作業従事者等の長期的健康管理のための取組等を定めた指針を策定

年	月 日	事 項
平成 23 (2011)	10・12	○県、立地町は福島第一の事故収束作業の進捗状況について現地調査を実施
	〃・14	○福島第一・1号機の原子炉建屋カバー設置工事完了
	〃・20	○●県議会は全原発廃炉の請願を採択
	〃・28	○福島第一・2号機、原子炉格納容器ガス管理システムの本格運用開始
	〃・29	環境省は平成 27 年から搬入開始とする中間貯蔵施設整備に係る工程表を示す
	11・1	○厚生労働省は福島第一・事故緊急作業の被ばく線量限度を 250mSv とする特例を厚生労働大臣が認める一部の作業を除き廃止
	〃・2	○県は福島第一・2号機からのキセノン検出に関して、速やかな情報開示、県民の不安解消のための情報提供について東京電力に申し入れ
	〃・3	○東京電力は福島第一・2号機で検出されたキセノンは自発核分裂由来と発表
	〃・4	○県は福島第一・2号機からのキセノン検出に関して、情報提供が遅れていたことが判明したため東京電力に厳重抗議
	〃・11	政府は追加被ばく線量 1mSv 以上の区域を除染実施区域とするなどの除染特別措置法に定める基本方針を閣議決定
	〃・〃	●福島第二の応急対策が終了
	〃・25	政府現地対策本部は伊達市の 13 地点 15 世帯と南相馬市 20 地点 22 世帯を特定避難勧奨地点に追加指定
	〃・29	県は原子力発電所事故対応関係市町村会議を開催し初期対応の課題を検討
	〃・30	○●知事は県内全原発の廃炉要請する方針を表明
	〃・〃	○福島第一・1号機、原子炉圧力容器へ窒素封入操作開始
	〃・〃	○福島第一・3号機、原子炉圧力容器へ窒素封入操作開始
	12・1	○福島第一・2号機、原子炉圧力容器へ窒素封入操作開始
	〃・2	東京電力は原発事故中間報告書を発表
	〃・4	○福島第一・汚染水処理システム淡水化装置から汚染水が漏洩し、一部が屋外の側溝へと流出
	〃・5	□南相馬市議会は東北電力が計画している浪江・小高原子力発電所の建設中止を求める決議を全会一致で可決
	〃・7	○原子力委員会専門部会は廃炉措置の中長期課題を示した報告書を取りまとめ
	〃・8	○県は放射性物質を含む水の海域への流出に関して、周辺環境への影響評価と再発防止対策について東京電力に申し入れ
	〃・9	○原子力安全・保安院は東京電力の福島第一・1～4号機施設運営計画を妥当と評価
	〃・10	○福島第一・1号機、給水系配管からの注水に加え、炉心スプレイ系注水配管からの原子炉注水開始
	〃・14	環境省は年 1mSv 以上を重点地域に指定し除染することを明示した放射性物質汚染対処特措法省令公布
	〃・16	○政府・東京電力統合対策室は福島第一原子力発電所事故の収束に向けた道筋のステップ 2 完了を報告
	〃・19	環境省は放射性物質汚染対処特措法に基づき汚染状況重点調査地域に本県内 40 市町村を含む 102 市町村を指定 12 月 28 日付けで告示することを発表
	〃・〃	○福島第一・1号機、原子炉格納容器ガス管理システムの本格運用開始
	〃・21	○政府・東京電力中長期対策会議は「東京電力（株）福島第一原子力発電所 1～4号機の廃止措置等に向けた中長期ロードマップ」を決定
	〃・22	□浪江町議会は東北電力が計画している浪江・小高原子力発電所の誘致決議を白紙撤回する決議を全会一致で可決
	〃・26	政府事故調査委員会が中間報告書を発表
	〃・〃	政府原子力災害対策本部は避難区域見直しの考え方を発表
	〃・〃	●政府原子力災害対策本部は福島第二の原子力緊急事態を解除
	〃・27	福島県議会は事故収束宣言撤回要請意見書を全会一致で可決
平成 24 (2012)	1・13	●東京電力は福島第二・1号機の冷温停止の維持に必要な設備について高経年化技術評価及び長期保守管理方針を策定し、経済産業省に保安規定変更認可申請
	〃・15	二本松市は基礎コンクリート成分の汚染による市内新築建物内における高線量計測結果を発表
	〃・17	経済産業省と県は汚染砕石問題で事故当時屋外保管されていた砂利、製材の線量調査実施を発表
	〃・19	○福島第一・2号機、使用済燃料プール塩分除去装置運転開始
	〃・29	○福島第一・汚染水処理システムの配管で凍結による汚染水漏れ頻発

年	月 日	事 項
平成 24 (2012)	1・31	○県は福島第一において頻発した配管の凍結による漏えい防止に関して東京電力に申し入れ
	〃・〃	●東京電力は国に福島第二の冷温停止維持に係る設備等の復旧計画提出
	2・5	○福島第一・2号機の原子炉圧力容器底部温度が70度に上昇、後に温度計異常と評価
	〃・7	県は警戒区域内等から搬出された碎石使用の県発注工事51カ所（汚染碎石の搬出が判明した浪江地区の事業場を除く）について高線量は確認されなかったとの調査結果を発表。
	〃・〃	○東京電力は福島第一・1～4号機護岸の遮水壁設置のため、県に公有水面埋立免許申請
	〃・8	●県、立地町は福島第二の緊急事態解除後の復旧作業の状況を確認するため、現地調査を実施
	〃・12	○県は福島第一・2号機の原子炉底部の温度上昇に関して、速やかな対策の実施、今後のリスクを含めた県民への情報提供について東京電力に申し入れ
	〃・14	○県、立地町は福島第一の汚染水漏えい再発防止対策の実施状況について現地調査を実施
	〃・16	福島県原子力広報協会は理事会を開催し、解散を決定
	〃・28	経済産業省の検討会は、放射性セシウム100Bq/kg以下とする碎石、砂利の出荷基準案をとりまとめ
	3・1	○県、立地町は福島第一・4号機原子炉建屋使用済燃料プールの状況について現地調査
	〃・10	政府は県、双葉郡8町村との協議会において、汚染廃棄物の中間貯蔵施設を大熊、双葉、楢葉3町に設置する考えを示し、協力を要請
	〃・14	○福島第一・3号機、原子炉格納容器ガス管理システムの本格運用開始
	〃・27	●福島第二・3、4号機サービス建屋で福島第一の分析試料受け入れの際に、非管理区域の汚染が判明
	〃・30	○東京電力は福島第一・1～4号機について電気事業法第9条に基づく廃止届出を経済産業省に提出
	〃・〃	政府原子力災害対策本部は南相馬市、川内村、田村市の避難区域再編を決定（田村市と川内村は4月1日に南相馬市は4月16日に移行）
	〃・〃	福島復興再生特別措置法が成立
	〃・〃	文部科学省は可搬型線量測定ポスト設置台数を545台に増やし配備、4月2日からホームページで公表
	4・1	田村市、川内村内の避難区域を居住制限区域と避難指示解除準備区域に再編、警戒区域を解除
	〃・13	○県は仮設設備での類似トラブル多発に関して東京電力に申し入れ
	〃・16	南相馬市の避難指示区域を見直し、避難指示解除準備区域、居住制限区域及び帰還困難区域に再編、警戒区域を解除
	〃・18	経済産業省は県内118カ所で汚染碎石使用による高線量が測定されたとする調査結果を発表
	〃・19	○福島第一・1～4号機の廃炉が決定
	〃・〃	●経済産業省は福島第二・1号機の高経年化技術評価及び長期保守管理方針に関する保安規定変更を認可
	〃・20	県はSPEEDIデータ取扱いで65通の電子メールを消去していたとする調査結果発表
	〃・〃	○県は福島第一・1～4号機護岸の遮水壁設置について公有水面埋立免許を交付
	5・17	●福島第二・4号機復旧完了
	〃・21	○県、立地町は福島第一の仮設設備のトラブル再発防止対策の実施状況について現地調査を実施
	6・14	○県、立地町は福島第一・4号機原子炉建屋の健全性確認状況について現地調査を実施
	〃・20	原子力規制委員会設置法が成立
	〃・〃	東京電力は社内事故調査委員会による最終報告書を発表
	〃・21	原発被災者支援法が成立
	〃・28	○県と立地町は乾式キャスク仮置場設置計画の安全確保対策について東京電力から説明聴取
	7・5	国会事故調査委員会は原発事故を人災等とする報告書を取りまとめ衆議院、参議院両議長に提出
	〃・17	飯館村の避難指示区域を見直し、避難指示解除準備区域、居住制限区域及び帰還困難区域に再編
	〃・18	○福島第一・4号機使用済燃料プールから未照射燃料1体試験取出し
	〃・19	○県、立地町は福島第一・4号機の未照射燃料取出し作業の実施状況について現地調査を実施
	〃・21	○原発事故収束作業で下請け企業が作業員に線量計の鉛カバー装着を強要していたことが判明
	〃・23	政府原発事故調査委員会が最終報告書を提出
	〃・26	県は東京電力と原発30km圏内等関係市町村との通報連絡体制（通報連絡協定の締結及び通報連絡要綱の改定）について発表
	〃・30	○政府・東京電力中長期対策会議は「東京電力（株）福島第一原子力発電所1～4号機の廃止措置等に向けた中長期ロードマップ」を改訂
	8・9	○県、立地町は福島第一の廃炉措置に向けた中長期ロードマップの進捗状況、仮設設備の信頼性向上のための取組状況について現地調査を実施

年	月 日	事 項
平成 24 (2012)	8・9	●県、立地町は福島第二の復旧状況を確認するため、現地調査を実施
	〃・10	楡葉町の避難区域を見直し避難指示解除準備区域に再編、警戒区域を解除
	〃・28	○県、立地町は福島第一・4号機使用済燃料プールから取り出した未照射燃料の健全性確認作業の実施状況について現地調査を実施
	〃・30	○福島第一・5号機、午前11時33分、本設の残留熱除去系2系統復旧
	〃・〃	○県は福島第一・1～3号機において原子炉注水量が低下し、保安規定に定める運転上の制限を逸脱、原因はホース取替作業時に配管加工の際発生した破片が貯水タンクに混入したことによるもの。県は8月31日に監視強化等、冷温停止維持に万全を期すよう東京電力に申し入れ
	9・7	県原子力発電所労働者安全衛生対策連絡会議において、作業員の安全管理の徹底、人材の安定的な確保に関して国及び東京電力に要請
	〃・18	福島県独自の監視体制を検討するに当たっての有識者懇談会を開催、安全監視組織の設置、安全確保協定の見直し、原子力安全対策課への専門職員の配置等についての考えがまとめられる
	〃・19	原子力規制委員会が発足
	〃・〃	県原子力センターが福島市笹木野に事務所を開設
	〃・〃	環境省の検討会は森林除染について「調査研究進め判断」との見解とりまとめ、中間報告
	〃・21	県は震災時のモニタリングポスト測定結果を発表
	〃・22	○福島第一・3号機原子炉建屋がれき撤去作業中燃料プールに鉄骨が落下
	10・3	○福島第一・2号機原子炉圧力容器代替温度計設置作業終了
	〃・5	○経済産業省は第1回東京電力改革・1F問題委員会を開催
	〃・9	県は『「県民健康管理調査検討委員会」の会議運営に係る調査報告書』をとりまとめ、毎回
	〃・11	検討会開催前の準備会の状況について発表
	〃・16	●福島第二・3号機復旧完了
	〃・17	原子力規制委員会は、福島第一・第二を監視する「原子力規制事務所」を広野町に開設
	〃・24	●県、立地町は福島第二の復旧状況を確認するため、現地調査を実施
	〃・29	●福島第二・4号機で圧力容器内の使用済燃料取り出し完了 県は原子力事故対応関係市町村会議において、特定原子力施設の安全管理上具備すべき要件の明確化、中長期ロードマップの安全監視の状況や見通しに関する分かりやすい情報提供、安全確保の役割の明確化等に関して国及び東京電力に要請
	〃・31	原子力規制委員会は原子力災害対策指針を決定
	11・6	○県、立地町は中長期ロードマップの進捗状況（乾式キャスク一時保管施設設置工事、多核種除去設備の安全対策実施状況等）について現地調査実施
	〃・〃	○県は福島第一・1～4号機の廃止措置等に向けた中長期ロードマップにおける作業従事者登録数の記載に関して国及び東京電力に厳重抗議
	〃・7	○原子力規制委員会は福島第一（1～6号機）を特定施設に指定
	〃・19	県は核燃料税の廃止を発表
	〃・21	県は県防災会議原子力防災部会を開催、地域防災計画の修正案をとりまとめ
	〃・30	政府原子力災害対策本部は大熊町の避難区域を3区域に再編することを決定
	〃・〃	原子力事故対応関係市町村会議を開催し、廃炉に関する新たな安全監視組織（廃炉安全監視協議会）の設置について協議
	12・3	○政府・東京電力中長期対策会議は福島第一・4号機の燃料取出完了の1年前倒しを決定
	〃・〃	原子力発電所労働者安全衛生対策連絡会議において、作業安全確保、就労実態の把握、協力企業と一体となった就労環境改善、就労実態についての透明性確保、県民への分かりやすい情報開示等に関して東京電力に要請
	〃・7	県は、県、関係13市町村及び学識経験者で構成する「福島県原子力発電所の廃炉に関する安全監視協議会」を設置
	〃・〃	東京電力は「福島第一原子力発電所特定原子力施設に係る実施計画」を原子力規制委員会に提出
	〃・10	大熊町の避難区域を見直し、避難指示解除準備区域、居住制限区域及び帰還困難区域等3区域に再編、警戒区域を解除

年	月 日	事 項
平成 24 (2012)	12・14 〃・15 〃・〃	政府原子力災害現地対策本部は伊達市 128 世帯及び川内村 1 世帯の特定避難勧奨地点を解除 IAEA と政府共催の福島閣僚会議が郡山市で開催され、原子力安全強化へ共同議長声明を発表 福島県と IAEA は放射線モニタリング、除染及び健康の 3 分野でプロジェクト覚書き締結
平成 25 (2013)	1・23 2・15 〃・18 〃・27 3・7 〃・〃 〃・8 〃・15 〃・18 〃・22 〃・〃 〃・25 〃・26 〃・28 〃・30 4・1 〃・2 〃・4 〃・5 〃・〃 5・7 〃・27 〃・28 〃・〃 〃・30 〃・〃 6・5 〃・〃 〃・10 〃・15 〃・19 〃・27 〃・〃 7・5	県環境審議会モニタリングポスト設置個所の年間追加被ばく線量 1 mSv 以下にする目標を 県環境基本計画に盛り込むことを示す ●福島第二・2 号機復旧完了 ●福島第二・共通設備復旧完了 原子力規制委員会は原子力災害対策指針を全部改正 政府原子力災害対策本部は葛尾村、富岡町、浪江町の避難区域の再編を決定 ○政府は新たに「福島第一原子力発電所廃炉対策推進会議」を設置し、初会合において廃炉 工程表の 6 月改定を決定 ●県、立地町は福島第二の復旧状況等を確認するため、現地調査を実施 ○県は防災会議原子力防災部会を開催し、暫定的に福島第一の PAZ を 5 km 圏内とする防災 計画修正案を審議 ○福島第一において停電により使用済燃料代替冷却システム等が停止、原因は小動物の仮設 電源盤への侵入、県は東京電力に対し 3 月 19 日に再発防止の徹底等を申し入れ 葛尾村の避難区域を見直し、避難指示解除準備区域、居住制限区域及び帰還困難区域に再編、 警戒区域を解除 県は事故当初の可搬型モニタリングポストの未公表データが 4,521 時間分判明したとする調査結果を発表 富岡町の避難区域を見直し、避難指示解除準備区域、居住制限区域及び帰還困難区域に再編、 警戒区域を解除 ○県は防災会議を開催し、福島第一の暫定的 PAZ 設定等、原子力災害対策編の修正を決定 □東北電力は浪江・小高原発の建設計画取りやめを発表 ○福島第一で、多核種除去設備（ALPS）A 系統において、水処理設備で処理した廃液を用 いた試験（ホット試験）を開始 浪江町の避難区域を見直し、避難指示解除準備区域、居住制限区域及び帰還困難区域に再編、警戒区域を解除 ○政府の「福島第一原子力発電所廃炉対策推進会議」が楡葉町に廃炉研究施設設置を決定 ○福島第一・共用プールからキャスク仮保管設備へ使用済燃料集合体 37 体輸送 ○福島第一において、動力電源盤故障警報が発生し、3 号機使用済燃料プール冷却設備が停止、 県は東京電力に作業中の安全管理の徹底を申し入れ ○福島第一・汚染水地下貯水槽から漏えいが判明、以後、相次いで複数の地下貯水槽で漏え いが判明、県は国への緊急要望、東京電力に対し、重ねて迅速な対応等を申し入れ 政府原子力災害対策本部が双葉町の区域見直しを決定、警戒区域再編 28 日に完了 IAEA は緊急時対応能力研修センターを福島県自治会館内に開所 双葉町の避難 1 区域を見直し、避難指示解除準備区域、帰還困難区域に再編、警戒区域を解除 原発事故損害賠償時効特例法が成立 ○政府汚染水処理対策委員会のとりまとめを受け、経産相が東京電力社長に凍土遮水壁設置指示 ●福島第二・1 号機復旧完了し、福島第二における原子力災害事後対策が全て完了 ●東京電力は福島第二・復旧計画の最終報告を国に提出 原子力規制委員会は原子力災害対策指針を全部改正 ○政府「福島第一原子力発電所廃炉対策推進会議」は熔融核燃料回収前倒しの工程表改訂案を公表 ○福島第一・多核種除去設備（ALPS）A 系のバッチ処理タンクで水漏れの痕跡と推定され る水滴下痕確認、翌 16 日、A 系を停止 ○福島第一・タービン建屋東側取水口付近の観測用井戸から高濃度のトリチウムを検出、県 は東京電力に対し汚染範囲の特定や周辺への影響調査等を申し入れ ○政府は東京電力福島第一原子力発電所廃炉対策推進会議を開催し、「東京電力(株)福島第一原 子力発電所 1～4 号機の廃止措置等に向けた中長期ロードマップ」を改訂 経済産業省は廃炉研究に「国際廃炉研究開発機構」の設置を発表 ○福島第一の原子炉注水系信頼性向上対策として、復水貯蔵タンク炉注水系による 1～3 号 機原子炉注水の運用開始、循環注水冷却システムルートを 4 km から 3 km へ短縮

年	月 日	事 項
平成 25 (2013)	7・5	○県は原子力関係課長会議を開催し、海水調査地点を2カ所から6カ所に増やす等地下水汚染監視体制の強化を決定
	〃・10	○原子力規制委員会は福島第一・海側で汚染水の地中への漏出、海への拡散が強く疑われるとの見解をとりまとめ、原因究明へ作業部会設置
	〃・22	○東京電力は福島第一の放射性物質を含む地下水が港湾へ漏出していたとの見解を発表、県は東京電力に対し汚染水の漏出に関し、汚染水拡散防止対策の早急な実施、海側モニタリングの強化等を申し入れ
	〃・〃	○福島第一・4号機原子炉建屋の燃料取り出し用カバー設置完了
	8・8	川俣町の避難区域を見直し、避難指示解除準備区域、居住制限区域に再編
	〃・12	○福島第一・免震重要棟前ダストモニタで指示値が上昇し警報発生、作業員が身体汚染（19日も再発）、県は20日に東京電力に対し原因の早期究明と作業員被ばくの防止を申し入れ
	〃・14	○原子力規制委員会は「福島第一原子力発電所特定原子力施設に係る実施計画」を認可
	〃・19	○福島第一・構内H4エリアの地下タンクから約300トンの汚染水が漏えい、県は、20日に東京電力に対し、原因特定と再発防止対策の早期実施を申し入れ
	9・3	○政府原子力災害対策本部が汚染水問題に関する基本方針を決定
	〃・5	○県は福島第一・汚染水地上タンク漏えいについて原因特定と早期対策を東京電力に申し入れ
	〃・〃	原子力規制委員会は原子力災害対策指針を全部改正
	〃・10	○国は第1回廃炉・汚染水対策関係閣僚等会議を開催
	〃・12	○福島第一・構内H4エリア地上タンク群近くの観測用井戸水から高濃度のストロンチウム90検出
	〃・13	○東京電力は観測用井戸の監視結果からタンクから漏えいした汚染水が地下水を汚染したとの見解を示す
	〃・16	○大雨のため、福島第一・汚染水貯蔵地上タンク群のせきからベータ線放射性物質濃度は法定限度未満であったが、約885万Bq、約1,130トンの水を放出
	〃・19	○安倍晋三首相（当時）が福島第一を視察し、東京電力に5、6号機廃炉を要請
	10・2	○福島第一・B南エリアタンク上部天板部から漏えい発生、県は10月3日、東京電力にリスク管理の徹底、降雨時対応基準の早急な明確化等を申し入れるとともに、海水の緊急モニタリングを実施
	〃・9	○●県議会は県内原発全基廃炉と汚染水対策の早期実施を求める意見書を可決
	〃・16	●福島第二・2号機で圧力容器内の使用済燃料の取り出し完了
	〃・30	○原子力規制委員会は福島第一・4号機からの燃料取出計画認可
	11・11	○東京電力が福島第一の固体廃棄物貯蔵庫第9棟増設に関する事前了解願いを県及び立地町（双葉町・大熊町）へ提出
	〃・12	○東京電力は、福島第一・4号機の燃料取り出し用カバーの設置工事が完了したことを発表
	〃・18	○東京電力が福島第一・4号機の使用済燃料プールに保管されている未使用燃料の取り出しを開始
	〃・26	○東京電力が福島第一・4号機の使用済燃料プールに保管されている使用済燃料の取り出しを開始
	12・9	○東京電力が福島第一の覆土式一時保管施設増設に関する事前了解願いを県及び立地町（双葉町、大熊町）へ提出
	〃・16	東京電力は福島第一・5、6号機について電気事業法第9条に基づく廃止届出を経済産業省に提出
	〃・20	○政府原子力災害対策本部が廃炉・汚染水問題に対する追加対策を決定
平成 26 (2014)	1・24	県は防災会議原子力防災部会を開催し、緊急時モニタリングに関する修正を含む防災計画修正案を審議
	〃・29	○東京電力が福島第一・2号機タービン建屋と海水配管用トレンチ接続部の凍結工事を開始
	〃・31	○福島第一・5、6号機の廃炉が確定
	2・13	県は防災会議を開催し、緊急時モニタリングに関する修正を含む原子力災害対策編の修正を決定
	〃・17	国は第1回廃炉・汚染水・処理水対策福島評議会を開催
	〃・19	○福島第一・汚染水貯留設備RO濃縮水貯槽（H6エリアC1タンク）からの漏えいが発生
	3・1	原子力規制委員会は原子力災害対策指針を一部改正
	〃・28	○福島第一・構内における掘削作業中の協力作業員の死亡事故が発生
	4・1	楡葉町役場内に原子力安全対策課楡葉駐在発足（職員5名）
	〃・〃	田村市都路地区避難指示解除準備区域の避難指示を解除
	〃・9	○東京電力が地下水バイパス計画のため専用井戸で地下水汲み上げを開始
	〃・14	国は第2回廃炉・汚染水・処理水対策福島評議会を開催
	〃・30	福島県原子力災害広域避難計画の策定
	5・21	○東京電力が初めてとなる地下水バイパス計画による地下水の海への放出を実施

年	月 日	事 項
平成 26 (2014)	6・2	○東京電力が凍土遮水壁の設置工事を開始
	〃・〃	○福島第一・4,000 トンノッチタンク群からの漏えいが発生
	〃・9	国は第3回廃炉・汚染水・処理水対策福島評議会を開催
	7・10	●福島第二・1号機で压力容器内の使用済燃料の取り出し完了
	〃・23	○東京電力が原子力規制委員会の特定原子力施設監視・評価検討会において福島第一原子力発電所のタービン建屋とトレンチの接続部に氷、ドライアイスを投入することを示した
	〃・24	○東京電力が氷、ドライアイスの試験投入を開始
	8・12	○東京電力がサブドレン計画のため井戸からの地下水汲上試験を開始
	〃・〃	○県、双葉町及び大熊町は福島第一の固体廃棄物貯蔵庫第9棟及び覆土式一時保管施設の増設計画を事前了解
	〃・18	原子力損害賠償支援機構が原子力損害賠償・廃炉等支援機構に改組
	〃・25	国は第4回廃炉・汚染水・処理水対策福島評議会を開催
	9・3	○東京電力が福島第一・2号機の海側トレンチの止水対策のためセメントなどの止水剤を投入する模擬実験を開始
	〃・30	○福島第一・高圧受電盤内のケーブル端末作業において感電負傷事故が発生
	10・1	川内村の東部の避難指示準備区域の避難指示を解除、居住制限区域を避難指示解除準備区域に再編
	〃・16	○東京電力が福島第一・2号機の海側トレンチの止水対策のため止水剤の投入を開始
	〃・20	国は第5回廃炉・汚染水・処理水対策福島評議会を開催
	〃・22	○東京電力が福島第一・1号機建屋カバー解体に向けた飛散防止剤散布作業を開始
	〃・31	○東京電力が福島第一・1号機建屋カバーの屋根パネル取り外し作業を実施
	11・5	○東京電力が福島第一・4号機の使用済燃料の移送を完了
	〃・9	○福島第一・4号機の使用済み燃料プールの冷却が自動停止県は東京電力に対し原因究明を申し入れ
	〃・19	○東京電力が福島第一・4号機の未使用燃料の移送を開始
	〃・20	○東京電力が福島第一・1号機の建屋上部のガレキ調査を開始
	〃・26	○東京電力が福島第一・2号機の海側トレンチ内を埋め立てるセメントの投入を開始
	12・22	○東京電力が福島第一・4号機の使用済燃料プールから全ての燃料（含：新燃料）の取り出しを完了
平成 27 (2015)	1・7	○県、双葉町、大熊町及び東京電力により、福島第一の新たな安全確保協定（「東京電力株式会社福島第一原子力発電所の廃炉等の実施に係る周辺地域の安全確保に関する協定書」）を締結
	〃・〃	国は第6回廃炉・汚染水・処理水対策福島評議会を開催
	〃・19	○福島第一において、雨水を貯蔵する地上タンク上部から協力作業員が落下、翌日死亡する事故が発生
	〃・20	●福島第二・廃棄物処理建屋にて、濃縮器の点検用架台に協力作業員が挟まれ負傷、同日死亡する事故が発生
	〃・23	○東京電力が平成26年度中の汚染水全量処理目標は約束を果たせないことを発表
	2・12	県は防災会議を開催し、関係機関の組織改編の修正を含む原子力災害対策編の修正を決定
	〃・22	○福島第一・構内側溝排水放射線モニタ「高高」警報発生
	〃・24	○福島第一・2号機大物搬入口屋上部からK排水路へ高濃度雨水が流入
	3・3	○県は東京電力に対し、汚染された水が海に流出していたことについて「福島第一原子力発電所の廃炉等の実施に係る周辺地域の安全確保協定」第9条第1項に基づく措置要求を実施
	〃・16	○東京電力より汚染水処理の見通しについて報告。県は東京電力に対し汚染水を全量処理するまでのスケジュールを具体的、定量的に示すこと等を申し入れ
	〃・21	○福島第一・5、6号機開閉所付近で火災が発生
	〃・24	●福島第二・3号機の压力容器内の使用済燃料の取り出し完了（1～4号機全て完了）
	〃・30	○東京電力が3月3日に県から行った措置要求に対して回答
	〃・〃	福島県原子力災害広域避難計画を改定
	4・3	○危機管理部長が「福島第一原子力発電所の廃炉等の実施に係る周辺地域の安全確保協定」による福島第一の状況確認を実施
	〃・4	国は第7回廃炉・汚染水・処理水対策福島評議会を開催
	〃・6	楡葉町で「準備宿泊」を開始
	〃・10	○福島第一において、高性能容器（HIC）保管用コンクリート施設内において高濃度汚染水を発見、県は東京電力に対して原因究明、再発防止、情報公開を申し入れ

年	月 日	事 項
平成 27 (2015)	4・16	○福島第一・1号機にて変形型ロボットによる格納容器内の調査を開始
	〃・21	○福島第一・構内においてK排水路に設置した仮設ポンプが停止し、K排水路の排水が堰を溢水して港湾外へ流出、県は東京電力に対し原因究明、再発防止、情報提供等を申し入れ
	〃・22	○福島第一・5号機の圧力容器内の使用済燃料の取り出し開始
	〃・〃	原子力規制委員会は原子力災害対策指針を全部改正
	〃・30	○福島第一において陸側遮水壁（凍土方式）の建屋山側の一部において試験凍結を開始
	〃・〃	○原子力損害賠償・廃炉等支援機構（NDF）が「東京電力㈱福島第一原子力発電所の廃炉のための技術戦略プラン 2015」を公表
	5・20	原子力規制委員会が緊急作業時における被ばくに関する規制の改正案を示す
	〃・〃	○東京電力が福島第一・1号機建屋カバー解体作業の準備作業としての飛散防止剤散布を完了
	〃・21	○廃炉・汚染水対策チーム会合において「東京電力㈱福島第一原子力発電所の廃止措置等に向けた中長期ロードマップ」の改訂案を公表
	〃・〃	○福島第一・1号機原子炉建屋3階機器ハッチ開口部に設置されているバルーンが一部ずれていることを確認
	〃・22	○福島第一・1号機建屋カバー解体作業における、屋根パネルの取り外し作業を延期することを発表
	〃・27	○福島第一・構内のタンク等に貯留していた汚染水（RO 濃縮塩水）についてタンク底部の残水を除き、処理を完了
	〃・29	○福島第一・2、3号機間法面の側溝に設置されていた仮設移送配管から漏えいが発生、県は東京電力に対して原因究明、再発防止、情報公開等を申し入れ
	6・1	○福島第一・5号機の圧力容器内の使用済燃料の取り出し完了
	〃・3	○「東京電力㈱福島第一原子力発電所の廃止措置等に向けた中長期ロードマップ」改訂（案）に対する意見について庁内の関係部長会議を開催
	〃・12	○政府は第2回廃炉・汚染水対策関係閣僚等会議を開催し、「東京電力㈱福島第一原子力発電所の廃止措置等に向けた中長期ロードマップ（5、6号機が新たに追加）」を改訂
	〃・15	国は第8回廃炉・汚染水・処理水対策福島評議会を開催
	〃・20	○福島第一・雨水処理設備（淡水化処理逆浸透膜装置）から漏えいが発生
	〃・23	○福島第一・3号機廃棄物地下貯蔵設備建屋内廃スラッジ貯蔵タンの漏えいを発見
	〃・30	○福島第一・2号機海水配管トレンチ内に滞留している高濃度汚染水の抜き取りを完了
	7・16	○福島第一・構内のK排水路において汚染された雨水が港湾外へ流出。県は東京電力に対し、再発防止、情報提供等を申し入れ
	〃・20	○福島第一において、雑固体廃棄物焼却設備付近のクローラークレーンから発火
	〃・23	○東京電力が福島第一の排水の越流状況を把握しておらず、県は東京電力に対し、早急な対応措置、情報公開等を申し入れ
	〃・28	○福島第一・1号機建屋カバー解体に向けた屋根パネル一枚目を取り外し
	〃・30	○福島第一・3号機海水配管トレンチ内の高濃度汚染水の抜き取りを完了
	8・1	○福島第一において、陸側遮水壁工事作業員が体調不良を訴え救急搬送され、その後死亡する事故が発生
	〃・2	○福島第一・3号機使用済燃料プールから燃料交換機（FHM）本体を撤去
	〃・7	○福島第一・敷地境界付近南西側のモニタリングポストNo.7に設置されているダストモニタにおいてダスト放射能濃度の「高警報」が発生、付近で舞い上がった土埃によるものと推定
	〃・8	○福島第一の凍土壁関連工事においてバキューム車を清掃していた作業員が蓋に挟まれ、意識不明の状態になり救急搬送、同日死亡する事故が発生、県は、東京電力に対し、原因究明、再発防止の徹底等を申し入れ
	〃・11	○福島県漁業協同組合連合会が「福島第一原子力発電所のサブドレン水等排水に対する要望書」を国及び東京電力に提出
	〃・21	○福島第一において作業員が二人一組で作業機材を運搬した直後、一人が突然意識を失い倒れ救急搬送、同日死亡する事故が発生
	〃・25	○福島県漁業協同組合連合会の拡大理事会において、県漁連としてサブドレン計画を了承することを決定
	〃・26	原子力規制委員会は原子力災害対策指針を全部改正
	〃・28	○サブドレン計画及び廃炉・汚染水対策についての申し入れに関する庁内の関係部長会議を開催
	〃・〃	○知事が経済産業省副大臣及び東京電力社長に対してサブドレン・地下水ドレン計画及び廃炉・汚染水対策について申し入れ

年	月 日	事 項
平成 27 (2015)	8・31	南相馬市、川俣町山木屋、葛尾村で長期宿泊を開始
	9・3	○福島第一においてサブドレンによる汲み上げを開始
	〃・〃	○福島第一・3号機使用済燃料プールで油漏れが発生し、プールの冷却が停止
	〃・5	政府は楡葉町の避難指示解除準備区域を解除
	〃・10	○福島第一において海側遮水壁の鋼管打設作業を再開
	〃・14	○福島第一においてサブドレン処理済水を海へ排水開始
	〃・15	○福島第一で凍土遮水壁の山側の工事を完了
	〃・24	○福島第一で海側遮水壁の鋼管打設作業を完了
	〃・29	○K排水路からの汚染された雨水の溢水に対する短期対策について危機管理部長と東京電力増田 CDO で協議を行い、東京電力に対して、新設排水路設置の前倒しやK排水路上流部でのポンプアップ等を申し入れ
	〃・〃	○国は第9回廃炉・汚染水・処理水対策福島評議会を開催
	〃・30	○原子力規制庁が福島第一の監視・評価に係る検討体制を見直し、新たに特定原子力施設放射性廃棄物規制検討会を設置
	10・1	県環境創造センター業務開始
	〃・〃	県原子力センターは、環境創造センター環境放射線センターに改組し、南相馬市へ移転
	〃・〃	県原子力センター福島支所は、環境創造センター福島支所に改組
	〃・〃	○東京電力が福島第一・2号機格納容器内部調査の事前準備として実施した、遮蔽ブロック撤去作業において固着していたブロックの除去作業を完了
	〃・5	○福島第一・1号機建屋カバー解体に向けた、屋根パネル6枚目を取り外し（全ての屋根パネルの撤去が完了）
	〃・7	○●県議会は福島第一原発事故の早期収束と福島第二の全基廃炉を求める意見書を可決
	〃・19	日本原子力研究開発機構（JAEA）の楡葉遠隔技術開発センターが開所
	〃・20	○福島第一・3号機の原子炉格納容器内に計測器付きカメラを初めて投入し、内部調査を開始
	〃・〃	○厚生労働省は福島第一で作業に従事した作業員を初めて労災認定（白血病）
	〃・26	○福島第一において海側遮水壁の閉合を完了
	11・1	川内村下川内の萩、貝ノ坂両地域で準備宿泊を開始
	〃・5	○福島第一において地下水ドレンによる地下水の汲み上げを開始
	〃・〃	○福島第一において2号機タービン建屋の滞留水移送設備から漏えいが発生
	〃・6	県は防災会議原子力防災部会を開催し、原子力災害対策重点区域に関する修正を含む防災計画修正案を審議
	〃・12	○福島第一・1号機ケーブルダクトからの地下水流入の停止を確認
	〃・17	○福島第一で電源盤点検のための電源停止作業のミスにより、地下水バイパス揚水ポンプが全台停止
平成 28 (2016)	12・9	○福島第一において、廃棄物処理建屋間連絡ダクトにある滞留水の放射性物質濃度が上昇
	〃・21	○福島第一・4号機海側のトレンチの穴埋め作業を完了（1～4号機全て完了）
	〃・22	○国は第10回廃炉・汚染水・処理水対策福島評議会を開催
	1・13	○福島第一のダストモニタにおいてダスト放射能濃度の「高警報」が発生し、県は東京電力に対して速やかな通報連絡、原因究明等を申し入れ
	2・1	県は防災会議を開催し、原子力災害対策重点区域に関する修正を含む原子力災害対策編の修正を決定
	〃・9	○福島第一において凍土遮水壁の設置工事を完了
	〃・15	○東京電力が第40回特定原子力施設監視・評価検討会において福島第一の凍土遮水壁を海側の凍結を先行させて行うことを発表
	〃・24	○東京電力が福島第一原発事故当時における通報・報告状況（炉心溶融等の公表遅れ（以下、「炉心溶融公表問題」））について公表
	〃・25	○福島第一・雑固体廃棄物焼却設備において防護服等の試験焼却を実施
	〃・26	○炉心溶融公表問題について、県は東京電力から詳しい説明を受け、原因究明や迅速かつ正確な通報・連絡の徹底等を申し入れ
	3・2	○第58回原子力規制委員会において、「東京電力福島第一原子力発電所の中期的リスクの低減目標マップ」の改訂案が了承
	〃・3	○第41回特定原子力施設監視・評価検討会において、陸側遮水壁等の地下水流入抑制対策の実施計画の変更認可申請を一部補正した上で認可

年	月 日	事 項
平成 28 (2016)	3・9	○東京電力が炉心溶融公表問題に関する第三者検証委員会を設置
	〃・16	○東京電力が福島第一・1号機タービン建屋の循環注水ラインを切り離し
	〃・〃	○東京電力の炉心溶融公表問題に関する第三者検証委員会（第1回）が開催
	〃・18	○東京電力が福島第一・雑固体廃棄物焼却設備による廃棄物の焼却を開始
	〃・22	福島県原子力災害広域避難計画を改定
	〃・28	○福島第一において、K排水路の港湾内への付替工事が完了
	〃・31	○東京電力が福島第一・陸側遮水壁の凍結を開始
	4・1	原子力安全対策課榎葉町駐在を榎葉町役場から福島県榎葉原子力災害対策センター内に移転
	〃・〃	東京電力は燃料・火力発電、一般送配電、小売の3つの事業部門を分社化し、ホールディングカンパニー制（東京電力ホールディングス株式会社）に移行
	〃・〃	原子力規制委員会は原子力災害対策指針を一部改正
	〃・8	○福島第一・高温焼却炉建屋において滞留水水位が上昇し制限水位を超過、県は、東京電力に対し、原因究明、再発防止及び水位管理の徹底等を申し入れ
	〃・20	○国は第11回廃炉・汚染水・処理水対策福島評議会を開催
	5・31	●東京電力は福島第二において復旧計画に基づく冷温停止維持に関わる設備等の復旧が全て完了したとの報告書を原子力規制庁へ提出
	6・3	○トリチウム水タスクフォース（経済産業省汚染水処理対策委員会傘下）が報告書を公表
	〃・6	○東京電力が福島第一・陸側遮水壁の山側部分（未凍結箇所を除く）及び海側において0度を下回らなかった箇所における補助工法工事を開始
	〃・12	政府は葛尾村の居住制限区域及び避難指示解除準備区域を解除
	〃・14	政府は川内村の避難指示解除準備区域を解除
	〃・16	○東京電力の第三者検証委員会が炉心溶融公表問題について検証結果の報告書を公表
	〃・21	○東京電力廣瀬社長が、炉心溶融公表問題の第三者検証委員会報告書に対する東京電力としての対策について発表
	〃・22	○東京電力福島復興本社林副代表から第三者検証委員会報告書に対する東京電力としての対策について危機管理部長へ報告
	〃・28	○福島第一・免震重要棟遠隔監視室の6900V電源盤に警報が発生、停電によりセシウム吸着装置等の設備が停止
	7・1	福島県南相馬原子力災害対策センター、榎葉原子力災害対策センターが緊急事態応急対策等拠点に指定
	〃・12	政府は南相馬市の居住制限区域及び避難指示解除準備区域を解除
	〃・〃	福島県南相馬原子力災害対策センター、榎葉原子力災害対策センターが開所
	〃・13	○県・関係市町村間において福島第一周辺市町村の安全確保協定締結について合意、東京電力に対し早期締結を申し入れ
	〃・〃	○原子力損害賠償・廃炉等支援機構が「福島第一原子力発電所の廃炉のための技術戦略プラン2016」を公表。石棺方式を「長期に亘る安全管理は困難」としつつも、容認すると受け取られる記述が盛り込まれる
	〃・15	○知事は、経済産業省へ「石棺方式」の選択の余地を残さないよう要望
	〃・〃	○副知事は、原子力損害賠償・廃炉等支援機構理事長に「石棺方式」の記述削除を求めた
	〃・19	○原子力損害賠償・廃炉等支援機構は、技術戦略プランを修正
	〃・28	○福島第一・2号機におけるミュオン測定により、燃料デブリの大部分が圧力容器底部に存在しているとの解析結果が報告
	8・10	○福島第一・雑固体廃棄物焼却設備において、伸縮継手部に割れ及びピンホールが確認されたため、補修のため長期間停止すると報告
	〃・19	○厚生労働省は福島第一で作業に従事した作業員を労災認定（白血病、2例目）
	〃・24	○東京電力が福島第一構内に廃棄物関連設備等を新增設する旨の事前了解願いを県及び立地町（双葉町・大熊町）へ提出
	〃・25	○東京電力が福島第一・5/6号開閉所屋上に設置の引留鉄鋼の鋼材に一部損傷が確認されたと報告
	〃・29	○知事及び地元13市町村長から、経済産業大臣に対して、燃料デブリを含む放射性廃棄物について、県外において適切に処分するよう申し入れ
	9・1	○県、福島第一周辺11市町村及び東京電力が、安全確保協定を締結

年	月 日	事 項
平成 28 (2016)	9・11	○福島第一・H2タンクエリアにおいて溶接作業の熱により旋回梯子の防風用ゴム板から発火・発煙
	〃・12	●原子力規制委員会が、福島第二において核物質防護規定遵守義務違反が認められたとして、文書により厳重注意
	〃・13	○東京電力は、福島第一・1号機原子炉建屋カバー壁パネルの取り外しを開始
	〃・〃	●福島第二・核物質防護規定遵守義務違反について、県が東京電力に再発防止の徹底と安全を第一とする社内風土の確立を申し入れ
	〃・20	○炉心溶融公表問題について、知事及び地元13市町村長から東京電力廣瀬社長へ申し入れ
	〃・〃	○福島第一・護岸埋立エリア（4m 盤）において、長雨の影響により地下水位が上昇
	〃・28	県庁北庁舎内に危機管理センターを開所
	〃・30	●富岡労働基準監督署は福島第二・軽油関連設備において労働衛生安全法に基づく届出がなされていないかつとして是正勧告
	10・13	○東京電力は福島第一・陸側遮水壁の海側の凍結が完了したと発表
	11・10	○福島第一・1号機原子炉建屋カバー壁パネル取り外し完了
	〃・〃	○故障により停止していた福島第一・雑固体廃棄物焼却設備の運転を再開
	〃・22	○●福島県沖を震源とし、最大震度5弱を観測する地震が発生
	〃・〃	○●福島第一で最大1.6m、福島第二で最大1mの津波を観測
	〃・〃	●福島第二・3号機において、使用済燃料プールの冷却していた冷却浄化系ポンプが一時停止
	〃・〃	○福島第一・港湾内シルトフェンスが損傷
	12・4	○福島第一・2、3号機使用済燃料プールの冷却ポンプが一時停止
	〃・5	○県は福島第一・2、3号機使用済燃料プールの冷却ポンプ停止を踏まえ、原子力関係部長会議を開催
	〃・〃	○福島第一・3号機原子炉の冷却が一時停止
	〃・〃	○県は東京電力に対し、福島第一・2、3号機使用済燃料プール及び3号機原子炉の冷却停止に係る原因の調査及び再発防止を申し入れ
	〃・7	○原子力規制庁は、福島第一・2、3号機使用済燃料プール冷却ポンプ停止及び3号機原子炉注水停止について、東京電力に対し文書で行政指導
	〃・12	○福島第一・1号機において、汚染水処理設備の処理能力に余裕をもたせるため原子炉注水量の低減を開始
	〃・15	福島県原子力災害広域避難計画を改定
	〃・16	○厚生労働省は福島第一で作業に従事した東京電力社員を労災認定（甲状腺がん、1例目）
	〃・21	○県、双葉町及び大熊町は福島第一・廃棄物関連施設等の新・増設計画を事前了解
	〃・〃	●県議会は福島第二の全基廃炉を求める意見書を可決
	〃・22	○資源エネルギー庁が、福島第一・3号機の使用済燃料プールからの燃料取り出し時期に関して、中長期ロードマップに示されている平成29年度内開始が難しい状況にあるとの見解を示す
	〃・23	○福島第一・2号機の格納容器の内部調査に向け、調査用ロボットの進入口となる格納容器貫通孔（X-6ペネ）に穴を開ける作業を完了
平成 29 (2017)	1・26	○福島第一・2号機の格納容器内部調査に向けた事前調査を開始
	〃・31	□東北電力は建設計画を取りやめた浪江・小高原子力発電所の用地（浪江側：約120万㎡）を浪江町に無償譲渡すると発表
	2・16	○福島第一・2号機の格納容器内部調査のため自走式調査ロボットを投入
	3・3	○東京電力は、福島第一・陸側遮水壁の山側未凍結箇所5箇所中4箇所で凍結を開始
	〃・4	○国は第12回廃炉・汚染水・処理水対策福島評議会を開催
	〃・18	●福島第二・構内法面において枯れ草を焼く火災発生
	〃・18	○福島第一・1号機の格納容器内部調査を開始、変形型ロボットを投入し格納容器底部に堆積物を確認
	〃・22	原子力規制委員会は原子力災害対策指針を全部改正
	〃・31	政府は、川俣町（山木屋地区）、浪江町、飯館村の居住制限区域及び避難指示解除準備区域を解除
	4・1	政府は、富岡町の居住制限区域及び避難指示解除準備区域を解除
	〃・6	○福島第一・1/2号機排気筒において、一部点検が未実施だった東側の1箇所に破断を確認
	5・29	○国は第13回廃炉・汚染水・処理水対策福島評議会を開催
	7・5	原子力規制委員会は原子力災害対策指針を全部改正
	〃・19	○福島第一・3号機の格納容器内部調査を開始、水中遊泳ロボットを投入しペDESTAL内に溶融物が固化したと思われるもの等を確認

年	月 日	事 項
平成 29 (2017)	7・22	○福島第一・3号機使用済燃料プールからの燃料取り出しに向け、共用プールの保管スペースを確保するため、貯蔵されている使用済燃料をキャスク仮保管設備へ輸送
	〃・28	経済産業省は高レベル放射性廃棄物の最終処分に関する「科学的特性マップ」を公表
	〃・31	○福島第一・3号機燃料取り出し用カバーのドーム屋根を設置開始
	〃・〃	○国は第14回廃炉・汚染水・処理水対策福島評議会を開催
	8・2	○福島第一・原子炉建屋周辺サブドレン1基の地下水位が低下し一時的に建屋内水位と逆転
	〃・3	県内17市町村は原子力災害時の広域避難受入に関して茨城県日立市と協定を締結
	〃・4	○県は東京電力に対し、サブドレン水位低下に関する申し入れを実施
	〃・14	○東京電力は2016年3月24日から28日の間において、汚染水処理設備（キュリオン）の運転上の制限を逸脱した運用があったことを公表
	〃・22	○福島第一・陸側遮水壁（凍土壁）最後の未凍結箇所（1箇所）凍結開始
	〃・30	○東京電力は福島第一のキャスク仮保管設備に保管している乾式キャスク2基に、装填が認可されていない使用済燃料（回収ウラン燃料）4体が装填されていることを公表
	〃・31	○原子力損害賠償・廃炉等支援機構が「東京電力ホールディングス(株)福島第一原子力発電所の廃炉のための技術戦略プラン2017」を公表
	9・1	○政府は廃炉・汚染水対策チーム会合を開催し、「東京電力ホールディングス(株)福島第一原子力発電所の廃止措置等に向けた中期ロードマップ」改訂案を提示
	〃・15	○原子力関係部長会議を開催、廃炉安全監視協議会で取りまとめた「東京電力ホールディングス(株)福島第一原子力発電所の廃止措置等に向けた中長期ロードマップ」改訂案に対する意見を了承
	〃・21	県内18市町村は原子力災害時の広域避難受入に関して茨城県常陸太田市と協定を締結
	〃・25	会津美里町は原子力災害時の広域避難受入に関して茨城県常陸太田市と協定を締結
	〃・26	○政府は第3回廃炉・汚染水対策関係閣僚等会議を開催し、「東京電力ホールディングス(株)福島第一原子力発電所の廃止措置等に向けた中長期ロードマップ」を改訂
	〃・28	○福島第一・原子炉建屋周辺サブドレン42基のうち6基において、水位計の設定誤りによる建屋内滞留水水位と周辺地下水位の逆転が確認されたため、サブドレン地下水の汲み上げをすべて停止
	〃・29	○福島第一・原子炉建屋周辺サブドレン6基の水位計設定誤りについて、運転上の制限逸脱状態から復帰を宣言
	〃・〃	○国は第15回廃炉・汚染水・処理水対策福島評議会を開催
	10・6	下郷町は原子力災害時の広域避難受入に関して茨城県常陸太田市と協定を締結
	11・1	○東京電力小早川社長、原子力規制委員会において報告した「福島第一原発の廃炉などに関する責任と決意」を説明するため鈴木副知事を訪問
	〃・20	○福島第一・2号機原子炉格納容器ガス管理設備において、臨界監視用ガス（キセノン135）の放射能濃度が監視できない状態となり、運転上の制限の逸脱を宣言
	〃・27	○福島第一・3号機の使用済燃料プール循環冷却一時系ポンプ（B）が一時停止
平成 30 (2018)	12・13	○厚生労働省は福島第一で作業に従事した東京電力社員を労災認定（白血病、3例目）
	〃・19	○福島第一・1号機原子炉建屋カバー解体作業が完了
	〃・26	いわき市は原子力災害時の広域避難受入に関して茨城県高萩市と協定を締結
	1・19	○福島第一・2号機の格納容器内部調査を実施、伸縮性パイプの先端にカメラを取り付けた装置により、燃料デブリとみられる小石状、粘土状の堆積物を確認
	〃・22	○福島第一・1号機オベフロ北側のガレキ撤去を開始
	〃・29	いわき市は原子力災害時の広域避難に関して茨城県内35市町村と協定を締結
	2・21	○福島第一・3号機燃料取り出し用カバーのドーム屋根の設置完了
	3・1	○東京電力は福島第一・陸側遮水壁（凍土壁）の効果に関する評価を公表
	〃・15	○福島第一・3号機使用済燃料取扱設備（燃料取扱機・クレーン）の試運転開始
	〃・〃	○福島第一・G3タンクエリアの堰内雨水の移送作業において、汚染した雨水の堰外への漏えいが発生
	〃・28	○G3タンクエリアで汚染した雨水が漏えいした事象について申し入れ
	4・16	○福島第一・2号機原子炉建屋西側外壁に開口部を設置する作業を開始
	〃・27	○国は第16回廃炉・汚染水・処理水対策福島評議会を開催

年	月 日	事 項
平成 30 (2018)	5・11	○福島第一・3号機使用済燃料取り出し用クレーンの試運転中に主巻インバータに不具合（異音及び煤付着）発生
	6・4	県は防災会議原子力防災部会を開催し、原子力災害医療体制に関する修正を含む防災計画修正案を審議
	〃・8	原子力規制委員会は原子力災害対策指針を一部改正
	〃・14	●東京電力は福島第二の全基を廃炉とする方針を公表
	〃・21	○福島第一・2号機原子炉建屋西側外壁に開口部を設置する作業が完了
	7・2	○福島第一・2号機原子炉建屋西側開口部付近のオベフロ調査を開始
	〃・4	○国は第18回廃炉・汚染水・処理水対策福島評議会を開催
	〃・18	○福島第一・2号機原子炉建屋西側開口部付近のオベフロ調査が完了
	〃・〃	原子力規制委員会は原子力災害対策指針を一部改正
	〃・25	○福島第一・プロセス主建屋及び高温焼却建屋近傍のサブドレン水位が監視不能となり、運転上の制限の逸脱を宣言
	〃・〃	原子力規制委員会は原子力災害対策指針を全部改正
	8・2	○福島第一・1号機オベフロ南側の現場調査が完了
	〃・8	○福島第一・3号機使用済燃料取扱設備の使用前検査中に、燃料取扱機の異常を示す警報が鳴り自動停止
	〃・23	○福島第一・2号機原子炉建屋オベフロ内の残置物移動・片付け開始
	9・4	○厚生労働省は福島第一で作業に従事した東京電力社員を労災認定（肺がん、1例目）
	〃・8	○福島第一・増設多核種除去設備設備において汚染水の漏えいが発生
	〃・19	○福島第一・1号機原子炉建屋の X プレースの一部撤去を開始
	〃・26	○福島第一・2号機原子炉建屋オベフロ内の残置物移動・片付け完了
	10・1	原子力規制委員会は原子力災害対策指針を一部改正
	〃・2	○原子力損害賠償・廃炉等支援機構が「東京電力ホールディングス(株)福島第一原子力発電所の廃炉のための技術戦略プラン 2018」を公表
	〃・19	○県は東京電力に対し、福島第一・3号機使用済燃料取扱設備の不具合に関する申し入れを実施
	11・14	○福島第一・2号機原子炉建屋オベフロ内の全域調査を開始
	12・12	○厚生労働省は福島第一で作業に従事した東京電力社員を労災認定（甲状腺がん、2例目）
	〃・20	○福島第一・1号機原子炉建屋の X プレースの一部撤去が完了
平成 31 (2019)	1・8	○福島第一・2号機の CST 原子炉注入ポンプの吐出圧力が上昇し、ポンプ2台が自動停止
	〃・10	○国は第18回廃炉・汚染水・処理水対策福島評議会を開催
	2・13	○福島第一・2号機の格納容器内部調査を実施、伸縮性パイプの先端に取り付けた装置により、格納容器底部の堆積物の挙動を確認
	4・15	○福島第一・3号機の燃料取り出し開始
令和元 (2019)	7・1	○国は第19回廃炉・汚染水・処理水対策福島評議会を開催
	〃・2	県は防災会議を開催し、原子力災害医療体制に関する修正を含む原子力災害対策編の修正を決定
	〃・3	原子力規制委員会は原子力災害対策指針を一部改正
	〃・31	●東京電力は福島第二・1～4号機の廃止について取締役会で正式決定
	9・9	○原子力損害賠償・廃炉等支援機構が「東京電力ホールディングス(株)福島第一原子力発電所の廃炉のための技術戦略プラン 2019」を公表
	〃・30	●東京電力は福島第二・1～4号機について電気事業法第27条の27第3項に基づく発電事業変更届出書を経済産業省に提出し、廃炉が確定
	〃・〃	○国は第20回廃炉・汚染水・処理水対策福島評議会を開催
	12・2	○政府は廃炉・汚染水対策チーム会合を開催し、「東京電力ホールディングス(株)福島第一原子力発電所の廃止措置等に向けた中長期ロードマップ」改訂案を提示
	〃・17	○原子力関係部長会議を開催、廃炉安全監視協議会で取りまとめた「東京電力ホールディングス(株)福島第一原子力発電所の廃止措置等に向けた中長期ロードマップ」改訂案に対する意見を了承
	〃・26	●県、地元13市町村及び東京電力が、安全確保協定を締結
	〃・27	○政府は第4回廃炉・汚染水対策関係閣僚等会議を開催し、「東京電力ホールディングス(株)福島第一原子力発電所の廃止措置等に向けた中長期ロードマップ」を改訂
令和2 (2020)	2・5	原子力規制委員会は原子力災害対策指針を一部改正

年	月 日	事 項
令和 2 (2020)	4・6	○国は第 1 回多核種除去設備等処理水の取扱いに係る関係者の意見を伺う場を開催
	〃・13	○国は第 2 回多核種除去設備等処理水の取扱いに係る関係者の意見を伺う場を開催
	〃・19	○国は第 21 回廃炉・汚染水・処理水対策福島評議会を開催
	〃・24	○実施計画第 1 編 25 条（格納容器内の不活性雰囲気機能維持）を満足できていないことが、窒素ガス分離装置の切替時に判明。切替後、窒素濃度が 99% 以上である事を確認したため、運転上の制限逸脱からの復帰を宣言
	〃・29	○1 / 2 号機排気筒の解体が完了
	〃・30	○JAEA 大熊町・分析センター第一棟においてブルーシートが燃える火災発生
	5・11	○国は第 3 回多核種除去設備等処理水の取扱いに係る関係者の意見を伺う場を開催
	〃・29	●東京電力は福島第二・1～4 号機の廃止措置計画を原子力規制委員会へ申請
	〃・〃	●東京電力は福島第二・1～4 号機の廃止措置の実施に対する事前了解願いを県、檜葉町、富岡町へ提出
	6・30	○国は第 4 回多核種除去設備等処理水の取扱いに係る関係者の意見を伺う場を開催
	7・8	○サブドレン No.19 における井戸から地表面に地下水の溢水が発生。ポンプを起動し、溢水が停止していることを確認
	〃・17	国は第 5 回多核種除去設備等処理水の取扱いに係る関係者の意見を伺う場を開催
	9・1	○3 号機廃棄物地下貯蔵建屋に接続された配管から、高濃度廃液の漏えいを確認
	〃・9	○国は第 6 回多核種除去設備等処理水の取扱いに係る関係者の意見を伺う場を開催
	10・6	原子力損害賠償・廃炉等支援機構が「東京電力ホールディングス(株)福島第一原子力発電所の廃炉のための技術戦略プラン 2020」を公表
	〃・8	○国は第 7 回多核種除去設備等処理水の取扱いに係る関係者の意見を伺う場を開催
	〃・28	原子力規制委員会は原子力災害対策指針を一部改正
	11・12	○1 号機原子炉格納容器ガス管理設備の排気ファンが全台停止し、当該設備の放射線検出器が監視不能となり運転上の制限を逸脱した。1 号機 PCV ガス管理設備排気ファン起動後、当該設備の放射線検出器にて、未臨界監視が可能であることを確認したため運転上制限逸脱からの復帰を宣言
令和 3 (2021)	2・13	○福島県沖を震源とする最大震度 6 強の地震の発生を受け、県災害対策本部において原子力災害対応開始
	〃・19	○1、3 号機格納容器内の水位低下が続いていることを東京電力が発表
	〃・28	○福島第一・3 号機で使用済燃料プールの使用済燃料取り出し完了
	4・13	○国は第 5 回廃炉・汚染水・処理水対策関係閣僚等会議を開催し、福島第一原子力発電所の多核種除去設備等処理水の処分に係る基本方針を決定
	〃・14	○県は令和 3 年度第 1 回原子力関係部局長会議を開催
	〃・15	○県は令和 3 年度第 2 回原子力関係部局長会議を開催
	〃・〃	○県は国に対して福島第一原子力発電所における処理水の処分に係る申し入れを実施
	〃・16	○国は第 1 回 ALPS 処理水の処分に係る基本方針の着実な実行に向けた関係閣僚等会議を開催
	〃・18	○国は第 22 回廃炉・汚染水・処理水対策福島評議会を開催
	〃・22	○処理水の基本方針に関し知事が内閣総理大臣と面談
	〃・28	●「福島第二原子力発電所廃止措置計画認可申請」を原子力規制委員会が認可
	6・16	●福島第二原子力発電所廃止措置計画を県、檜葉町、富岡町が事前了解
	〃・23	●福島第二原子力発電所の廃止措置に着手
	〃・〃	○一時保管エリア P の排水枡において全ベータ値が一時的に上昇
	7・5	○調査の結果、一時保管エリア P に保管していたノッチタンク内の高ベータ汚染土壌から溶出したストロンチウム 90 が雨水とともに漏えいした推定
	〃・8	○県は東京電力に対しガレキ一時保管エリア P 排水枡における全ベータ値の一時的な上昇に対する申し入れ（原因究明等）
	〃・21	○県は東京電力に対しガレキ一時保管エリア P 排水枡における全ベータ値の一時的な上昇に対する申し入れ（再発防止対策）
	〃・〃	原子力規制委員会は原子力災害対策指針を一部改正
	8・24	○国は、第 2 回 ALPS 処理水の処分に係る基本方針の着実な実行に向けた関係閣僚等会議において、ALPS 処理水の処分に伴う当面の対策の取りまとめを実施
	〃・25	○東京電力が多核種除去設備等処理水の取扱いに関する検討状況（全体計画）を公表

年	月 日	事 項
令和 3 (2021)	8・28	○国は第 23 回廃炉・汚染水・処理水対策福島評議会を開催
	〃・30	○多核種除去設備（ALPS）における排気ラインフィルタの損傷
	9・6	○厚生労働省は福島第一で作業に従事した者の喉頭がんを労災認定（2 例）
	〃・24	○多核種除去設備（ALPS）における排気ラインフィルタの損傷に対する申し入れを東京電力に実施
	10・13	○4 号機西側（K 排水路（暗渠）との交差付近）の測温管 1 ヲ所において、局所的に 0℃ を超過している状態が継続していることを確認
	〃・29	○原子力損害賠償・廃炉等支援機構が「東京電力ホールディングス(株)福島第一原子力発電所の廃炉のための技術戦略プラン 2021」を公表
	11・10	県は防災会議原子力防災部会を開催し、災害対策基本法及び原子力災害対策指針の改正を踏まえた防災計画修正案を審議
	〃・20	○国は第 24 回廃炉・汚染水・処理水対策福島評議会を開催
	12・20	○東京電力は福島第一・ALPS 処理水希釈放出設備及び関連施設の新設に対する事前了解願いを県、大熊町、双葉町へ提出
	〃・21	○東京電力は「福島第一原子力発電所特定原子力施設に係る実施計画変更認可申請書」を原子力規制委員会に申請
	〃・28	○国は、ALPS 処理水の処分にに関する基本方針の着実な実行に向けた行動計画を決定
令和 4 (2022)	2・14	○IAEA は福島第一原発の ALPS 処理水の取扱いに関する IAEA レビューミッションを派遣
	〃・28	県は防災会議を開催し、災害対策基本法及び原子力災害対策指針の改正を踏まえた原子力災害対策編の修正を決定
	3・16	○福島県沖を震源とする最大震度 6 強の地震の発生を受け、県災害対策本部において原子力災害対応開始
	4・6	原子力規制委員会は原子力災害対策指針を一部改正
	7・6	原子力規制委員会は原子力災害対策指針を一部改正
	〃・22	原子力規制委員会は福島第一原子力発電所特定原子力施設に係る実施計画変更認可申請について認可
	〃・26	○県は第 2 回廃炉安全監視協議会及び第 4 回技術検討会を開催し、ALPS 処理水希釈放出設備及び関連施設の新設に関する確認結果報告書を取りまとめる
	8・2	○県は原子力関係部局長会議を開催
	〃・〃	○県、大熊町、双葉町は東京電力に対して福島第一原子力発電所特定原子力施設に係る実施計画の変更認可申請（ALPS 処理水希釈放出設備及び関連施設の新設）に係る事前了解願いに対して意見を付して了解した
	〃・4	○東京電力は ALPS 処理水希釈放出設備等の工事に着手
	〃・3	○県、大熊町、双葉町は ALPS 処理水の取扱いについて、経済産業大臣に要望を実施
	〃・30	○国は、第 4 回 ALPS 処理水の処分にに関する基本方針の着実な実行に向けた関係閣僚等会議を開催し、ALPS 処理水の処分に伴う対策の強化・拡充を決定
	9・3	○国は第 25 回廃炉・汚染水・処理水対策福島評議会を開催
	10・11	○原子力損害賠償・廃炉等支援機構が「東京電力ホールディングス(株)福島第一原子力発電所の廃炉のための技術戦略プラン 2022」を公表
令和 5 (2023)	1・13	○国は、第 5 回 ALPS 処理水の処分にに関する基本方針の着実な実行に向けた関係閣僚等会議を開催し、具体的な放出開始時期を 2023 年春から夏頃を見込むことを公表
	2・2	○国は第 26 回廃炉・汚染水・処理水対策福島評議会を開催
	3・20	県は防災会議を開催し、国の防災基本計画の内容を反映させるとともに、原子力災害対策指針の改正を踏まえた原子力災害対策編の修正を決定
	6・28 ～30	○原子力規制委員会は ALPS 処理水希釈放出設備等の使用前検査を実施
	7・4	IAEA は ALPS 処理水の海洋放出が国際基準に合致しているとの包括報告書を公表
	〃・5	○国は第 27 回廃炉・汚染水・処理水対策福島評議会を開催
	〃・7	○原子力規制委員会は東京電力に使用前検査修了証を交付
	8・22	○国は、第 6 回廃炉・汚染水・処理水対策関係閣僚等会議、第 6 回 ALPS 処理水の処分にに関する基本方針の着実な実行に向けた関係閣僚等会議を開催 ALPS 処理水の海洋放出を 8 月 24 日に決定
	〃・〃	○県、大熊町、双葉町は ALPS 処理水の海洋放出について、経済産業大臣、東京電力に対し

年	月 日	事 項
令和 5 (2023)	8・24 〃・31 10・10 〃・18 11・1	申し入れを実施 ○東京電力はALPS処理水の海洋放出を開始 ○ALPS処理水の海洋放出に関し知事が内閣総理大臣と面談 ○国は第 28 回廃炉・汚染水・処理水対策福島評議会を開催 ○原子力損害賠償・廃炉等支援機構が「東京電力ホールディングス(株)福島第一原子力発電所の廃炉のための技術戦略プラン 2023」を公表 原子力規制委員会は原子力災害対策指針を一部改正
令和 6 (2024)	3・13 〃・29 8・22 〃・〃 8・30 9・10 9・11 9・17 9・27 10・28 11・7 11・11 11・12	○国は第 29 回廃炉・汚染水・処理水対策福島評議会を開催 県は防災会議を開催し、国の防災基本計画の内容を反映させるとともに、原子力災害対策指針の改正を踏まえた原子力災害対策編の修正を決定 ○2号機燃料デブリ試験的取り出し作業の開始 ○押し込みパイプの順番誤りにより作業中断 ○国は、第7回廃炉・汚染水・処理水対策関係閣僚等会議、第7回ALPS処理水の処分に關する基本方針の着実な実行に向けた関係閣僚等会議を開催 ○2号機燃料デブリ試験的取り出し作業の再開 原子力規制委員会は原子力災害対策指針を全部改正 ○カメラの不具合により試験的取り出し作業の中断 ○原子力損害賠償・廃炉等支援機構が「東京電力ホールディングス(株)福島第一原子力発電所の廃炉のための技術戦略プラン 2024」を公表 ○2号機燃料デブリ試験的取り出し作業の再開 ○2号機で燃料デブリを収納した運搬用ボックスをDPTEコンテナへ収納（試験的取り出し作業の完了） ○国は第 30 回廃炉・汚染水・処理水対策福島評議会を開催 ○2号機で取り出された燃料デブリをJAEA大洗原子力工学研究所に移送
令和 7 (2025)	1・10 1・21 1・22 1・31	○2号機で取り出された燃料デブリの一部をJAEA大洗原子力工学研究所からMHI 原子力研究開発株式会社（NDC）に移送 ○2号機で取り出された燃料デブリの一部をJAEA大洗原子力工学研究所からJAEA播磨放射光RI ラボラトリー（大型放射光施設（SPRING-8）内）に移送 ○2号機で取り出された燃料デブリの一部をJAEA大洗原子力工学研究所からJAEA原子力化学研究所に移送 ○2号機で取り出された燃料デブリの一部をJAEA大洗原子力工学研究所から日本核燃料開発株式会社（NFD）に移送

原子力関係機関の一覧

政府の原子力関係機関

機関名	住 所	電話番号	ホームページアドレス
経 済 産 業 省	〒100-8901 東京都千代田区霞が関1-3-1	03-3501-1511	www.meti.go.jp/
原子力規制庁	〒106-8450 東京都港区六本木1-9-9	03-3581-3352	www.nra.go.jp/
福 島 第 一 原 子 力 規 制 事 務 所	〒975-0036 南相馬市原町区萱浜字巢掛場45-178	0244-32-0600	www.nra.go.jp/jimusho/ fukushimal/
福 島 第 二 原 子 力 規 制 事 務 所	〒979-0513 双葉郡楡葉町大字山田岡字仲丸1-77	0240-23-6816	www.nra.go.jp/jimusho/ fukushima2/
国 立 研 究 開 発 法 人 日 本 原 子 力 研究開発機構	〒319-1184 茨城県那珂郡東海村大字舟石川765-1	029-282-1122	www.jaea.go.jp/
国立研究開発 法人量子科学 技術研究開発 機構放射線医 学総合研究所	〒263-8555 千葉県千葉市稲毛区穴川4-9-1	043-251-2111	www.nirs.qst.go.jp

県の原子力関係機関

所属名	住 所	電話番号	ホームページアドレス
災 害 対 策 課	〒960-8670 福島市杉妻町2-16 北庁舎3階	024-521-7194	www.pref.fukushima.lg.jp/ sec/16025b/
原 子 力 安 全 対 策 課	〒960-8670 福島市杉妻町2-16 北庁舎3階	024-521-7819	www.pref.fukushima.lg.jp/ sec/16025c/
放射線監視室	〒960-8670 福島市杉妻町2-16 北庁舎3階	024-521-8498	www.pref.fukushima.lg.jp/ sec/16025d
避 難 地 域 復 興 課	〒960-8670 福島市杉妻町2-16 本庁舎5階	024-521-8435	www.pref.fukushima.lg.jp/ sec/11050a/
避難者支援課	〒960-8670 福島市杉妻町2-16 本庁舎5階	024-523-4157	www.pref.fukushima.lg.jp/ sec/16055b/
生 活 拠 点 課	〒960-8670 福島市杉妻町2-16 本庁舎5階	024-521-8306	www.pref.fukushima.lg.jp/ sec/11050b/
原 子 力 損 害 対 策 課	〒960-8670 福島市杉妻町2-16 本庁舎5階	024-521-7103	www.pref.fukushima.lg.jp/ sec/16055a/
生 活 環 境 総 務 課	〒960-8670 福島市杉妻町2-16 西庁舎10階	024-521-8622	www.pref.fukushima.lg.jp/ sec/16005a/
環 境 創 造 セ ン タ ー	〒963-7700 田村郡三春町深作10-2	0247-61-6111	www.pref.fukushima.lg.jp/ sec/298/
環 境 創 造 セ ン タ ー 環 境 放 射 線 セ ン タ ー	〒975-0036 南相馬市原町区萱浜字巢掛場45-169	0244-32-0800	www.pref.fukushima.lg.jp/ sec/16171a/

所属名	住 所	電話番号	ホームページアドレス
環境創造 センター 福島支所	〒960-8163 福島市方木田字水戸内16-6	024-544-2030	www.pref.fukushima.lg.jp/ sec/298/
中間貯蔵・ 除染対策課	〒960-8670 福島市杉妻町2-16 西庁舎10階	024-521-8043	www.pref.fukushima.lg.jp/ sec/16045d/
県民健康調査課	〒960-8670 福島市杉妻町2-16 本庁舎3階	024-521-8219	www.pref.fukushima.lg.jp/ sec/21045b/
地域医療課	〒960-8670 福島市杉妻町2-16 西庁舎7階	024-521-7221	www.pref.fukushima.lg.jp/ sec/21045c/
食品生活衛生課	〒960-8670 福島市杉妻町2-16 西庁舎6階	024-521-7245	www.pref.fukushima.lg.jp/ sec/21045e/
環境保全農業課	〒960-8670 福島市杉妻町2-16 西庁舎9階	024-521-7342	www.pref.fukushima.lg.jp/ sec/36021d/
農業総合 センター	〒963-0531 郡山市日和田町高倉字下中道116	024-958-1700	www.pref.fukushima.lg.jp/ sec/37200a/

周辺13市町村

市町村名	住 所	電話番号	ホームページアドレス
いわき市	〒970-8686 いわき市平字梅本21	0246-22-1111	www.city.iwaki.lg.jp/
田村市	〒963-4393 田村市船引町船引字畑添76-2	0247-81-2111	www.city.tamura.lg.jp/
南相馬市	〒975-8686 南相馬市原町区本町2-27	0244-22-2111	www.city.minamisoma.lg.jp/
川俣町	〒960-1492 伊達郡川俣町字五百田30	024-566-2111	www.town.kawamata.lg.jp/
広野町	〒979-0402 双葉郡広野町大字下北迫字苗代替35	0240-27-2111	www.town.hirono. fukushima.jp/
楡葉町	〒979-0696 双葉郡楡葉町大字北田字鐘突堂5-6	0240-25-2111	www.town.naraha.lg.jp/
富岡町	〒979-1192 双葉郡富岡町本岡字大塚622-1 (いわき支所) 〒970-8024 いわき市平北白土字宮前8番地 (郡山支所) 〒963-0201 郡山市大槻町字原ノ町49-1	0240-22-2111 0246-88-1987 024-983-9021	www.tomioka-town.jp/
川内村	〒979-1292 双葉郡川内村大字上川内字早渡11-24	0240-38-2111	www.kawauchimura.jp/
大熊町	〒979-1306 双葉郡大熊町大字大川原字南平1717 (会津若松出張所) 〒965-0059 会津若松市インター西111 (いわき出張所) 〒970-1151 いわき市好間町下好間字鬼越18	0120-26-3844 0120-26-3844 0120-26-5671	www.town.okuma. fukushima.jp/

市町村名	住 所	電話番号	ホームページアドレス
大 熊 町	(中通り連絡事務所) 〒963-8035 郡山市希望ヶ丘11-10	0120-24-1013	
双 葉 町	〒979-1495 双葉郡双葉町大字長塚字西73-4	0240-33-0125	www.town.fukushima-futaba.lg.jp/
	(いわき支所) 〒974-8212 いわき市東田町2-19-4	0246-84-5200	
	(郡山支所) 〒963-8024 郡山市朝日1-20-2	024-973-8090	
	(南相馬市連絡所) 〒975-0039 南相馬市原町区青葉町2-62-2	0244-32-1275	
浪 江 町	〒979-1592 双葉郡浪江町大字幾世橋字六反田7-2	0240-34-2111	www.town.namie.fukushima.jp/
	(福島出張所) 〒960-8141 福島市渡利字舟場2-1	024-529-7451	
	(二本松出張所) 〒964-0875 二本松市槻木253-8	0243-62-0123	
	(いわき出張所) 〒970-8025 いわき市平南白土1-5-12	0246-24-0020	
葛 尾 村	〒979-1602 双葉郡葛尾村大字落合字落合16	0240-29-2111	www.katsurao.org/
飯 舘 村	〒960-1892 相馬郡飯舘村伊丹沢字伊丹沢580-1	0244-42-1611	www.vill.iitate.fukushima.jp/

事 業 者

事業者名	住 所	電話番号	ホームページアドレス
東 京 電 力 ホールディングス 株 式 会 社	〒100-8560 東京都千代田区内幸町1-1-3	03-6373-1111	www.tepco.co.jp/
東 京 電 力 福島第一原子力 発 電 所	〒979-1301 福島県双葉郡大熊町夫沢字北原22	0240-30-9301	www.tepco.co.jp/ decommission/
東 京 電 力 福島第二原子力 発 電 所	〒979-0695 福島県双葉郡楡葉町波倉字小浜作12	0240-25-4111	www.tepco.co.jp/nu/f2-np/

発 行 令和7年4月

福島県危機管理部原子力安全対策課

〒960-8670

福島県福島市杉妻町2番16号

電話 (024) 521-8054 (直通)

令和7年度広報・調査等交付金事業により作成しました。

※この冊子は再生紙を使用しております。

